

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2021年4月1日
(第17期)	至	2022年3月31日

日本郵政株式会社

(E31748)

第17期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本郵政株式会社

目 次

頁

第17期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	7
3 【事業の内容】	10
4 【関係会社の状況】	26
5 【従業員の状況】	30
第2 【事業の状況】	31
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	31
2 【事業等のリスク】	44
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	81
4 【経営上の重要な契約等】	117
5 【研究開発活動】	127
第3 【設備の状況】	128
1 【設備投資等の概要】	128
2 【主要な設備の状況】	129
3 【設備の新設、除却等の計画】	131
第4 【提出会社の状況】	133
1 【株式等の状況】	133
2 【自己株式の取得等の状況】	137
3 【配当政策】	139
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	140
第5 【経理の状況】	174
1 【連結財務諸表等】	175
2 【財務諸表等】	246
第6 【提出会社の株式事務の概要】	260
第7 【提出会社の参考情報】	261
1 【提出会社の親会社等の情報】	261
2 【その他の参考情報】	261
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	263

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月20日
【事業年度】	第17期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
【会社名】	日本郵政株式会社
【英訳名】	JAPAN POST HOLDINGS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 増 田 寛 也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【電話番号】	03-3477-0111(日本郵政グループ代表番号)
【事務連絡者氏名】	常務執行役 西 口 彰 人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【電話番号】	03-3477-0206
【事務連絡者氏名】	経営企画部IR室長 石 川 剛 典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
経常収益 (百万円)	12, 920, 375	12, 774, 999	11, 950, 185	11, 720, 403	11, 264, 774
経常利益 (百万円)	916, 144	830, 696	864, 457	914, 164	991, 464
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	460, 623	479, 419	483, 733	418, 238	501, 685
包括利益 (百万円)	118, 564	291, 836	△2, 225, 078	3, 567, 160	△805, 187
純資産額 (百万円)	14, 743, 234	14, 788, 654	12, 616, 774	16, 071, 067	14, 688, 981
総資産額 (百万円)	290, 640, 154	286, 170, 709	286, 098, 449	297, 738, 131	303, 846, 980
1 株当たり純資産額 (円)	3, 278. 11	3, 287. 86	2, 704. 24	3, 411. 60	3, 361. 06
1 株当たり当期純利益 (円)	112. 97	118. 57	119. 64	103. 44	131. 93
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4. 6	4. 6	3. 8	4. 6	4. 1
自己資本利益率 (%)	3. 4	3. 6	4. 0	3. 4	3. 8
株価収益率 (倍)	11. 3	10. 9	7. 1	9. 5	6. 8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2, 337, 394	△3, 609, 800	305, 850	6, 965, 155	4, 984, 168
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	99, 012	5, 186, 043	1, 040, 484	2, 015, 201	1, 413, 220
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△292, 041	△111, 256	99, 003	50, 578	△621, 040
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	50, 694, 528	52, 160, 289	53, 603, 857	62, 637, 954	68, 419, 223
従業員数 (人)	245, 863	245, 922	245, 472	243, 612	232, 112
[外、平均臨時従業員数]	[165, 215]	[161, 566]	[154, 529]	[147, 163]	[144, 935]

- (注) 1. 株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりです。なお、「(参考) 主たる子会社の経営指標等」についても同様となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
営業収益 (百万円)	280,850	274,551	289,447	167,933	284,688
経常利益 (百万円)	219,729	215,900	243,027	114,800	217,753
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	196,232	220,791	397,647	△2,129,989	325,460
資本金 (百万円)	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
発行済株式総数 (千株)	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	3,767,870
純資産額 (百万円)	7,950,122	7,940,442	8,031,667	5,912,969	5,740,721
総資産額 (百万円)	8,127,442	8,079,602	8,129,402	5,997,547	5,848,650
1株当たり純資産額 (円)	1,966.31	1,963.90	1,986.40	1,462.39	1,567.50
1株当たり配当額 (円)	57.00	50.00	50.00	50.00	50.00
(うち1株当たり 中間配当額)	(25.00)	(25.00)	(25.00)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	48.13	54.61	98.35	△526.79	85.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	97.8	98.3	98.8	98.6	98.2
自己資本利益率 (%)	2.5	2.8	5.0	△30.5	5.6
株価収益率 (倍)	26.6	23.7	8.6	—	10.5
配当性向 (%)	118.4	91.6	50.8	—	58.4
従業員数 (人)	2,422	2,106	2,031	2,039	1,994
[外、平均臨時従業員数]	[2,982]	[2,857]	[2,546]	[1,856]	[1,902]
株主総利回り (%)	95.8	100.4	71.8	85.4	82.7
(比較指標：TOPIX (配当込み))	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	1,443	1,396	1,325	1,101	1,034.5
最低株価 (円)	1,232	1,200	728.5	714.7	837.4

- (注) 1. 株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
2. 第16期の当期純損失は、株式会社ゆうちょ銀行株式に係る関係会社株式評価損の計上等によるものです。
3. 第13期の1株当たり配当額57円には、特別配当7円を含んでおります。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第16期の株価収益率および配当性向については、当期純損失であったため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価については、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(参考)主たる子会社の経営指標等

参考として、主たる子会社の「主要な経営指標等の推移」を記載します。

① 日本郵便株式会社(連結)

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
営業収益 (百万円)	3,881,943	3,960,669	3,839,318	3,837,635	3,656,920
経常利益 (百万円)	85,459	179,865	168,111	149,191	143,545
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	58,476	126,614	87,155	53,415	93,217
包括利益 (百万円)	38,128	103,796	68,300	59,608	64,149
純資産額 (百万円)	831,253	915,130	855,378	871,293	910,154
総資産額 (百万円)	5,098,926	5,182,809	5,179,414	5,175,507	5,180,966
1株当たり純資産額 (円)	82,784.72	90,204.47	84,554.72	85,770.02	89,093.17
1株当たり 当期純利益 (円)	5,847.69	12,661.43	8,715.53	5,341.55	9,321.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.2	17.4	16.3	16.6	17.2
自己資本利益率 (%)	7.2	14.6	10.0	6.3	10.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	160,180	203,525	213,845	260,852	215,145
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△174,455	△144,421	△74,941	△97,922	△64,573
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	37,115	16,761	△80,602	△77,812	△54,842
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,761,348	1,837,678	1,893,985	1,982,123	2,082,705
従業員数 (人)	221,442	221,776	221,596	219,771	208,942
[外、平均臨時従業員数]	[152,178]	[149,326]	[143,279]	[136,995]	[135,547]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、日本郵便株式会社株式が非上場であるため記載しておりません。

3. 日本郵便株式会社は非上場のため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

4. 2022年3月期の従業員数の内、日本郵便株式会社(単体)の従業員数は191,702人ですが、2022年4月から新しいかんぽ営業体制への移行に伴い、日本郵便株式会社から株式会社かんぽ生命保険へ従業員が出向したこと等により、2022年4月1日現在、日本郵便株式会社(単体)の従業員数は183,500人となっております。

② 株式会社ゆうちょ銀行(連結)

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
経常収益 (百万円)	2,044,940	1,845,413	1,799,544	1,946,728	1,977,640
経常利益 (百万円)	499,654	373,978	379,137	394,221	490,891
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	352,775	266,189	273,435	280,130	355,070
包括利益 (百万円)	△80,426	23,376	△2,177,244	2,470,383	△910,994
純資産額 (百万円)	11,521,680	11,362,365	9,003,256	11,394,827	10,302,261
総資産額 (百万円)	210,629,821	208,974,134	210,910,882	223,870,673	232,954,480
1株当たり純資産額 (円)	3,073.20	3,029.61	2,398.98	3,033.03	2,739.60
1株当たり当期純利益 (円)	94.09	71.00	72.94	74.72	94.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	5.5	5.4	4.3	5.1	4.4
自己資本利益率 (%)	3.1	2.3	2.7	2.8	3.3
株価収益率 (倍)	15.2	17.0	13.7	14.2	10.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△130,411	△1,120,727	2,935,966	9,431,212	7,665,328
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,676,182	2,713,730	△1,787,359	△247,977	△1,585,517
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△187,324	△182,940	△182,265	△79,141	△181,657
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	49,223,314	50,633,686	51,600,251	60,704,486	66,602,709
従業員数 (人)	13,022	12,821	12,517	12,451	12,219
[外、平均臨時従業員数]	[4,613]	[4,185]	[3,866]	[3,603]	[3,246]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株式会社ゆうちょ銀行は、株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する同社株式を同社連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する同社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

3. 自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。また、株式会社ゆうちょ銀行は、第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期末連結純資産額で除して算出しております。

③ 株式会社かんぽ生命保険(連結)

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
保険料等収入 (百万円)	4,236,461	3,959,928	3,245,541	2,697,936	2,418,979
資産運用収益 (百万円)	1,284,529	1,204,428	1,137,789	1,121,668	1,149,145
保険金等支払金 (百万円)	6,890,020	6,868,893	6,191,369	5,866,091	5,549,315
経常利益 (百万円)	309,233	264,870	286,601	345,736	356,113
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	117,792	111,806	109,236	65,465	73,113
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	104,487	120,480	150,687	166,103	158,062
包括利益 (百万円)	185,868	172,795	△42,235	934,447	△824
純資産額 (百万円)	2,003,126	2,135,137	1,928,380	2,841,475	2,421,063
総資産額 (百万円)	76,831,261	73,905,017	71,664,781	70,172,982	67,174,796
1株当たり純資産額 (円)	3,339.65	3,559.70	3,428.71	5,052.12	6,059.59
1株当たり当期純利益 (円)	174.21	200.86	267.40	295.33	375.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	2.6	2.9	2.7	4.0	3.6
自己資本利益率 (%)	5.4	5.8	7.4	7.0	6.0
株価収益率 (倍)	14.3	11.9	5.0	7.7	5.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,398,486	△2,691,710	△2,590,214	△2,806,302	△2,755,684
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,967,525	2,653,004	3,248,209	2,554,274	3,111,700
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△36,620	57,909	△165,405	176,743	△420,268
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	898,504	917,708	1,410,298	1,335,014	1,270,762
従業員数 (人)	8,112	8,269	8,283	8,252	8,144
[外、平均臨時従業員数]	[2,897]	[2,714]	[2,519]	[2,442]	[2,147]

- (注) 1. 株式会社かんぽ生命保険は、株式給付信託を設定しておりますが、同社連結財務諸表の株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する同社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 2022年4月から新しいかんぽ営業体制への移行に伴い、日本郵便株式会社から株式会社かんぽ生命保険へ従業員が出向したこと等により、株式会社かんぽ生命保険(連結)の従業員数は、2022年4月1日現在では20,729人となっております。なお、株式会社かんぽ生命保険(単体)の従業員数は、2022年3月31日現在で7,545人、2022年4月1日現在で20,092人となっております。

2 【沿革】

(1) 設立経緯

1871年、前島密により、郵便制度が創設されました。1875年に郵便為替事業、郵便貯金事業が創業され、1906年には郵便振替事業が創業されました。1885年に逓信省が設立され、郵便事業、郵便為替事業及び郵便貯金事業が同省に移管され、1916年に簡易生命保険事業、1926年に郵便年金事業が創業されました。1949年には、郵政事業は逓信省から郵政省に引き継がれました。

郵政事業はこのように国の直営事業として実施されてきましたが、1996年11月に発足した行政改革会議において、国の行政の役割を「官から民へ」、「国から地方へ」という基本的な視点から見直すこととされ、このような行政機能の減量、効率化の一環として、国の直営を改め「三事業一体として新たな公社」により実施することとされました。これを受け、2001年1月、郵政省は自治省及び総務庁との統合により発足した総務省及び郵政事業の実施に関する機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後に、2002年7月31日に郵政公社化関連4法が公布され、2003年4月1日に日本郵政公社(以下「公社」といいます。)が発足することとなりました。

2001年4月に小泉内閣が発足すると、財政改革、税制改革、規制改革、特殊法人改革、司法制度改革、地方分権推進等とともに、郵政事業の民営化が、「改革なくして成長なし」との基本理念のもとで進められた「聖域なき構造改革」における重要課題の一つとして位置づけられました。2004年9月、公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険)をそれぞれ株式会社として独立させること、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定され、立案された郵政民営化関連6法案(郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)が、閣議決定、第162回通常国会への提出、両院郵政民営化に関する特別委員会における審議、衆議院における一部修正、参議院本会議における否決、衆議院解散・総選挙、再提出等を経て、2005年10月、第163回特別国会において可決・成立しました。日本郵政株式会社(以下「当社」といいます。)は、2006年1月、郵政民営化法及び日本郵政株式会社法に基づき、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの経営管理及び業務の支援を行うことを目的とする株式会社として設立されました。2006年9月には、当社の全額出資により、株式会社ゆうちょ(現 株式会社ゆうちょ銀行)及び株式会社かんぽ(現 株式会社かんぽ生命保険)が設立されました。

2007年10月、郵政民営化(郵政民営化関連6法の施行)に伴い公社が解散すると、その業務その他の機能並びに権利及び義務は、5つの承継会社(当社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)並びに郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理等を行う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(現 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構。以下「郵政管理・支援機構」といいます。)に引き継がれました。これにより、当社を持株会社とし、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。

(2) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の公布

郵政民営化(2007年10月1日)後、約4年半が経過した2012年4月27日、第180回通常国会で郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案が可決・成立し、2012年5月8日に公布されました。

これにより、郵便事業株式会社と郵便局株式会社は、郵便局株式会社を存続会社として合併し、社名を日本郵便株式会社に変更したことにより、日本郵政グループは5社体制から4社体制へと再編されました。

また、ユニバーサルサービス(郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようにすること。)の範囲が拡充され、これまでの郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できる仕組みが確保されるようになりました。

当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「金融2社」といいます。)の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされております。

なお、政府が保有する当社の株式については、政府は、2011年11月30日、第179回臨時国会において可決・成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとされております。

(3) 当社及び金融２社の株式上場

上記の法律上の要請に加え、金融２社株式についても、金融２社の経営の自由度確保のため早期の処分が必要であること、また、金融２社の株式価値を当社の株式価格に透明性を持って反映させることといった観点を総合的に勘案し、当社及び金融２社の上場はいずれも遅らせることなく、同時に行うことが最も望ましいと判断し、政府による当社の株式の売出し・上場に合わせ、金融２社株式につきましても、同時に売出し・上場を行うこととし、2015年11月４日、当社及び金融２社は東京証券取引所市場第一部に同時上場いたしました。

(4) 沿革

年 月	沿革
2006年１月	公社の全額出資により、郵政民営化に向けた準備を行う特殊会社として当社を設立
2006年９月	当社の全額出資により、郵政民営化に向けた準備を行う会社として、株式会社ゆうちょ（現 株式会社ゆうちょ銀行）及び株式会社かんぽ（現 株式会社かんぽ生命保険）を設立
2007年10月	郵政民営化に伴い、当社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社（現 日本郵便株式会社）、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の総数を保有する持株会社に移行 公社の全額出資により郵便事業株式会社、郵便局株式会社を設立し、両社株式を承継 株式会社ゆうちょは商号を株式会社ゆうちょ銀行に、株式会社かんぽは商号を株式会社かんぽ生命保険に変更
2007年12月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務（シンジケートローン（参加型）、貸出債権の取得又は譲渡等、金利スワップ取引等）の認可取得 株式会社かんぽ生命保険が新規業務（運用対象の自由化）の認可取得
2008年４月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務（クレジットカード業務、変額個人年金保険の募集業務、住宅ローン等の媒介業務）の認可取得
2009年１月	株式会社ゆうちょ銀行が全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との内国為替取扱開始
2012年10月	郵便局株式会社が商号を日本郵便株式会社に変更し、郵便事業株式会社と合併
2014年４月	株式会社かんぽ生命保険が学資保険「はじめのかんぽ」の販売開始
2014年７月	株式会社かんぽ生命保険がAmerican Family Life Assurance Company of Columbus（注１）のがん保険の受託販売等の取扱開始
2015年５月	日本郵便株式会社が豪州物流企業Toll Holdings Limitedを子会社化
2015年10月	株式会社かんぽ生命保険が養老保険「新フリープラン（短期払込型）」の販売開始
2015年11月	当社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が、それぞれ東京証券取引所市場第一部に株式を上場 株式会社かんぽ生命保険が法人向け商品（総合福祉団体定期保険等）の受託販売開始
2016年３月	株式会社かんぽ生命保険が新規業務（再保険の引受け、付帯サービス）の認可取得 株式会社かんぽ生命保険が第一生命保険株式会社（注２）と業務提携
2017年６月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務（口座貸越サービス、地域金融機関との連携に係る業務等、市場運用関係業務）の認可取得
2017年10月	株式会社かんぽ生命保険が特約「医療特約 その日からプラス」、終身保険（低解約返戻金型）「新ながいきくん 低解約返戻金プラン」、長寿支援保険（低解約返戻金型）「長寿のしあわせ」の販売開始
2018年12月	当社がアフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険株式会社と資本関係に基づく戦略提携に合意 株式会社かんぽ生命保険が新規業務（引受基準緩和型普通終身保険・特別終身保険・普通養老保険・総合医療特約の引受け、先進医療特約の引受け）の認可取得
2019年４月	株式会社かんぽ生命保険が引受基準緩和型商品「かんぽにおまかせ」、先進医療特約の販売開始 株式会社かんぽ生命保険株式の第２次売出し
2021年３月	当社及び日本郵便株式会社が楽天株式会社（注３）と業務提携に合意、当社が楽天株式会社に出資

年 月	沿革
2021年 4 月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(口座貸越サービスに係る信用保証業務を行う子会社の保有、フラット35の直接取扱等、損害保険募集業務)の認可取得
2021年 6 月	株式会社かんぽ生命保険の保険主要株主認可を取得、株式会社かんぽ生命保険株式について株式処分信託を設定 当社の株式会社かんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.9%となり、当社は保険業法上の保険持株会社に該当しないこととなる
2022年 3 月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(投資一任契約の締結の媒介業務)の認可取得
2022年 4 月	株式会社かんぽ生命保険が特約「医療特約 もっとその日からプラス」販売開始 当社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が、それぞれ東京証券取引所プライム市場へ移行

- (注) 1. 米国法人の日本支店が日本法人化され、日本支店の事業については日本法人へ承継されたことにより、有価証券報告書提出日現在における契約先はアフラック生命保険株式会社となっております。
2. 業務提携先グループ内部における業務移管により、有価証券報告書提出日現在における業務提携先は第一生命ホールディングス株式会社となっております。
3. 業務提携先の商号変更により、有価証券報告書提出日現在における業務提携先は楽天グループ株式会社となっております。

(参考) 郵政事業創業から2005年12月までの主な沿革

年 月	主な沿革
1871年 4 月	郵便事業創業
1872年 7 月	郵便制度を全国的に実施
1873年 4 月	郵便料金の全国均一制を実施
1875年 1 月	郵便為替事業創業、外国郵便の取扱いを開始
1875年 5 月	郵便貯金事業創業
1885年12月	逓信省発足
1892年10月	小包郵便の取扱いを開始
1906年 3 月	郵便振替事業創業
1911年 2 月	速達郵便の取扱いを開始
1916年10月	簡易生命保険事業創業
1926年10月	郵便年金事業創業
1938年 2 月	東京逓信病院が診療を開始
1941年10月	定額郵便貯金制度を創設
1949年 6 月	二省分離に伴い郵政省発足
1949年12月	お年玉付郵便葉書の発行を開始
1962年 4 月	簡易生命保険加入者福祉施設(現 かんぽの宿等)の設置及び運営等を行う特殊法人として簡易保険福祉事業団が設立
1968年 7 月	郵便番号制の実施
1981年 3 月	郵便貯金自動預払機(ATM)による取扱いを開始
1986年 3 月	逓信病院の一般開放を実施
1991年 4 月	新簡易保険制度の発足(郵便年金事業を簡易保険事業に統合)
1999年 1 月	ATM・CD提携サービス、デビットカードサービスを開始
2001年 1 月	省庁再編に伴い、郵政省と自治省、総務庁が統合した総務省と郵政事業庁に再編
2001年 4 月	郵便貯金資金の全額自主運用を開始(資金運用部への全額預託義務が廃止)
2001年10月	バイク自賠責保険の取扱いを開始
2001年12月	地方公共団体からの受託事務の取扱いを開始
2003年 4 月	公社発足(簡易保険福祉事業団を統合)
2005年10月	投資信託の販売の取扱いを開始

3 【事業の内容】

(1) 当社グループの事業の内容

日本郵政グループ(以下「当社グループ」といいます。)は、当社、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」といいます。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」といいます。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命保険」といいます。)、日本郵便及びゆうちょ銀行と併せて「事業子会社」と総称します。)を中心に構成され、「郵便・物流事業」、「郵便局窓口事業」、「国際物流事業」、「銀行業」、「生命保険業」等の事業を営んでおります。 当該5事業の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であり、報告セグメントに含まれていない事業を「その他」に区分しております。 なお、「金融窓口事業」は、2021年度より「郵便局窓口事業」に改称しております。 この報告セグメントの名称変更がセグメント情報に与える影響はありません。

各事業における事業の内容並びに当社及び関係会社の位置づけは次に記載のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

セグメントの名称	主な事業内容	関係会社等
郵便・物流事業	郵便の業務並びに郵便物の作成及び差出しに関する業務その他の附帯する業務等の郵便事業並びに物流事業等	○ 日本郵便 ○ 日本郵便輸送株式会社 ○ 日本郵便メンテナンス株式会社 ○ J P ビズメール株式会社 ○ 株式会社 J P メディアダイレクト ○ J P 楽天ロジスティクス株式会社 ○ 東京米油株式会社
郵便局窓口事業	郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、物販事業、不動産事業、提携金融サービス等	○ 日本郵便 ○ 株式会社郵便局物販サービス ○ J P ビルマネジメント株式会社 ○ J P コミュニケーションズ株式会社 ○ 日本郵便オフィスサポート株式会社 ○ 日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社 ○ J P 損保サービス株式会社 ○ 株式会社システムトラスト研究所 ○ 株式会社ゆうゆうギフト ○ J P 東京特選会株式会社 △ セゾン投信株式会社 △ 株式会社ジェイエイフーズおおい △ リンベル株式会社
国際物流事業	豪州を中心としたグローバル市場におけるフォワーディング及びロジスティクス事業等	○ Toll Holdings Limited 及び同社傘下の連結子会社210社 ○ J P トールロジスティクス株式会社 ○ トールエクスプレスジャパン株式会社 △ Toll Holdings Limited 傘下の関連会社 8 社
銀行業	銀行業等	○ ゆうちょ銀行 ○ ゆうちょローンセンター株式会社 ○ JPインベストメント株式会社 及び同社傘下の連結子会社 4 社 △ J P 投信株式会社 △ 日本 A T M ビジネスサービス株式会社
生命保険業	生命保険業等	○ かんぽ生命保険 ○ かんぽシステムソリューションズ株式会社
その他	グループシェアード事業、病院事業、宿泊事業、投資事業、不動産事業等	- 当社 ○ 日本郵政スタッフ株式会社 ○ ゆうせいチャレンジド株式会社 ○ 日本郵政キャピタル株式会社 ○ 日本郵政不動産株式会社 ○ 郵船不動産株式会社 ○ 株式会社 J P デジタル ○ J P ツーウェイコンタクト株式会社

(注) 1. ○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。

2. Toll Holdings Limitedが営んでいた国際物流事業セグメントのエクスプレス事業については、2021年4月21日にAllegro Funds Pty Ltdの傘下企業に譲渡する契約を締結し、2021年8月31日に譲渡手続きを完了しております。
3. 日本郵政不動産株式会社は、2022年4月1日付で日本郵便が保有していたJ Pビルマネジメント株式会社の全株式を取得しました。それによりJ Pビルマネジメント株式会社の報告セグメントは「郵便局窓口事業」から「その他」に変更しております。
4. 郵船不動産株式会社は、2022年4月1日付でJ Pプロパティーズ株式会社に商号変更しております。
5. 日本郵政スタッフ株式会社は、2022年6月1日付で日本郵政コーポレートサービス株式会社に商号変更しております。

① 郵便・物流事業

当事業では、郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務並びに郵便物の作成及び差出しに関する業務その他の附帯する業務等の郵便事業並びに物流事業等を行っております。

(a) 郵便事業

郵便サービスを全国一律の料金であまねく公平に提供し、国内郵便に加え、万国郵便条約などの条約・国際取り決めに基づく国際郵便(通常・小包・EMS*)を提供しております。

また、お客さまの郵便発送業務一括アウトソーシングのニーズにお応えするため、郵便物などの企画・作成(印刷)から封入・封かん、発送までをワンストップで請け負うトータルサービスを提供しております。

その他、国からの委託による印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書の発行等の業務を行っております。

※ EMS＝国際スピード郵便(Express Mail Service)

(b) 物流事業

物流サービスとして、宅配便(ゆうパック等)及びメール便(ゆうメール等)の運送業務を行っており、eコマース市場の成長に伴う多様な顧客ニーズに的確に応えたサービスを提供いたします。一方、多様化・高度化する物流ニーズに対しては、物流ソリューションセンターを中心として、お客さまに最適な物流戦略、物流システムの設計、提案、構築から運用までを行う3PL*サービスの提供を展開しております。

さらに、eコマースを中心とした小口荷物の国際宅配需要を獲得するため、2014年に資本・業務提携した海外物流パートナーである、仏GeoPost S.A.(以下「ジオポスト」といいます。)及び香港Lenton Group Limited(以下「レントングループ」といいます。)との間で開発した国際宅配便サービスである「ゆうグローバルエクスプレス」により国際郵便で提供できない付加価値サービスに対応いたします。

※ 3PL(サードパーティーロジスティクス)=サード・パーティー(=3PL事業者)が、荷主の物流業務全体又は一部を荷主から包括的に受託するサービスの形態。

(c) その他

(a)及び(b)の業務の他、カタログ等に掲載されている商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係る申込みの受付、商品代金の回収等の業務や、地方公共団体からの委託を受けて高齢者等への生活状況の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付、廃棄物等の不法投棄の見回り業務等を行っております。

② 郵便局窓口事業

当事業では、お客さまにサービスを提供するための営業拠点として全国に設置した直営の郵便局(2022年3月31日現在20,145局(内、営業中は20,050局))及び業務を委託した個人又は法人が運営する簡易郵便局*(2022年3月31日現在4,139局(内、営業中は3,676局))。ただし、銀行代理業務等に係る委託契約を締結しているのは3,667局(内、営業中は3,657局)、生命保険募集委託契約を締結しているのは478局(内、営業中は477局))において郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務等、保険窓口業務等、物販事業を行っている他、不動産事業、提携金融サービスを行っております。

※ 簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第3条に規定する日本郵便が郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関

する業務を委託する者が設ける施設であり、日本郵便と受託者との受委託契約により行う業務が異なります。

(a) 郵便・物流事業に係る窓口業務

郵便物の引受・交付、郵便切手類の販売、ゆうパック等物流サービスの引受、印紙の売りさばき等を行っております。

(b) 銀行窓口業務等

ゆうちょ銀行から委託を受け、通常貯金、定額貯金、定期貯金、送金・決済サービスの取扱い、公的年金などの支払い、国債や投資信託の窓口販売などを行っております。

(c) 保険窓口業務等

かんぽ生命保険から委託を受け、生命保険の募集や保険金の支払いなどを行っております。

(d) 物販事業

カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務等として、生産地特選品販売、年賀状印刷サービス、フレーム切手販売、文房具等の郵便等関連商品の陳列販売等を行っております。また、社員による販売に加え、インターネット及びDMによる販売を行っております。

(e) 不動産事業

2007年10月の郵政民営化に伴い公社から承継した不動産を基に高度商業地域に位置する旧東京中央郵便局敷地(現：J Pタワー)などを開発し、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業のほか、賃貸用建物の運営管理業務及び分譲事業等の不動産事業を行っております。

(f) 提携金融サービス

かんぽ生命保険以外の生命保険会社や損害保険会社などから委託を受け、変額年金保険、がん保険、引受条件緩和型医療保険、自動車保険、傷害保険等の販売を行っております。

(g) その他の事業

(a)～(f)の業務の他、以下の業務を行っております。

- ・ 地方公共団体の委託を受けて行う戸籍謄本や住民票の写し等の公的証明書の交付事務、ごみ処理券等の販売、バス利用券等の交付事務
- ・ 当せん金付証票(宝くじ)の発売等の事務に係る業務
- ・ 日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務
- ・ 郵便局等の店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲出等の広告業務
- ・ 会員向け生活支援サービス業務(郵便局のみまもりサービス) 等

③ 国際物流事業

当事業では、Toll Holdings Limited(以下「トール社」といいます。)、同社傘下の子会社及び関連会社並びに J P トールロジスティクス株式会社及びトールエクスプレスジャパン株式会社において、アジア太平洋地域に関わる輸出入を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送、及び、アジア太平洋地域に関わる輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービスを行っております。

トール社及び同社傘下の子会社は、下表の2部門で構成されており、不特定の顧客や小さな契約ベースの顧客を対象としたフォワーディング事業、特定顧客のニーズを満たすために構築したロジスティクス事業を提供しております。

区分	部門名	サービス概要
フォワーディング事業	グローバルフォワーディング (Global Forwarding)	アジア太平洋地域に関わる輸出入を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送
ロジスティクス事業	グローバルロジスティクス (Global Logistics)	アジア太平洋地域における輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービスを提供

(注) エクスプレス事業については、2021年4月21日にAllegro Funds Pty Ltdの傘下企業に譲渡する契約を締結し、2021年8月31日に譲渡手続きを完了しております。

④ 銀行業

当事業では、ゆうちょ銀行が、銀行法に基づき、預入限度額内の預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の販売、住宅ローン媒介業務、クレジットカード業務などを営んでおります。また、日本郵便の郵便局ネットワークをメインチャネルに、1.2億人規模のお客さまに生活・資産形成に貢献する金融サービスを提供し、お預かりした貯金を有価証券で運用することを主な事業としております。

また、ゆうちょ銀行及びその関係会社は、銀行業務のほか、金融商品取引業務などを行っております。

(a) 資金運用

ゆうちょ銀行は、2022年3月末日現在、個人貯金が90%超を占める193.4兆円の貯金を、主として有価証券139.5兆円(内、国債49.2兆円、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)74.1兆円)で運用し、資金運用収益を中心に収益を確保しております。

具体的には、想定した市場環境の下、負債の状況等を踏まえて国債等の運用資産・運用期間を適切に管理するとともに、収益源泉の多様化・リスク分散の観点から、国際分散投資の推進、オルタナティブ資産への投資など運用の高度化・多様化を図っているほか、地域経済活性化にも貢献すべく、従来からの地方公共団体向け資金供給の強化に加え、地域金融機関と連携し、地域活性化ファンドへの出資等に取り組んでおります。

こうした金融資産及び金融負債は、市場リスク(金利、為替、株式など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。))の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク)や信用リスク(信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。))の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク)を伴うものであるため、デリバティブ取引等で一定のリスクをヘッジしつつ、安定的な収益確保に努めております。

(b) 資金調達、資産・負債総合管理

ゆうちょ銀行は、本支店その他の営業所、日本郵便が展開している郵便局ネットワークを通じて、お客さまから通常貯金、定額・定期貯金などの各種の貯金を預入限度額内でお預かりしております。

また、郵政管理・支援機構が、公社から承継した郵便貯金に相当する預り金を、特別貯金として受け入れております。

さらに、上記(a)の資金運用(資産)と市場取引も含めた資金調達(負債)について、信用・市場リスクや流動性リスク(運用・調達期間の差異や資金流出により、必要な資金調達や通常の金利での資金調達が困難となるリスク)をマネージするため、各商品のリスク特性に合わせた7つのポートフォリオに細分化して管理する枠組みのもとで、資産・負債を総合的に内部管理するALM(Asset Liability Management)を適切に展開し、中期的な安定的収益の確保に努めております。

(c) 手数料ビジネス

ゆうちょ銀行は、本支店その他の営業所(直営店)・日本郵便の郵便局ネットワーク・各種デジタルチャネルを通じて、為替業務、国債・投資信託等の資産運用商品の販売、クレジットカード業務、住宅ローン媒介業務及び各金融機関と連携したATM提携サービスなどを提供し、手数料(役務取引等)収益を確保しております。

⑤ 生命保険業

当事業では、かんぽ生命保険が、保険業法に基づく免許・認可を得て、生命保険の引受け及び有価証券投資、貸付等の資産運用業務を行っております。

また、日本郵便との間で生命保険募集・契約維持管理業務委託契約等を締結し、2022年3月31日現在、20,110局(内、営業中は20,015局)の郵便局で生命保険募集等を行っております。

(a) 生命保険業

かんぽ生命保険は、生命保険業免許に基づき、次の①～③の保険引受業務及び④～⑫の資産運用業務を行っております。ただし、かんぽ生命保険には、他の生命保険会社にはない、業務を行うに当たっての郵政民営化法による制約があります。詳細は下記「(3) 事業に係る主な法律関連事項 ③(i)～(1)」をご参照ください。

業務の種類	内訳
保険引受業務	① 個人保険及び財形保険
	② 個人年金保険及び財形年金保険
	③ 再保険(注)
資産運用業務	④ 有価証券の取得
	⑤ 不動産の取得
	⑥ 金銭債権の取得
	⑦ 金銭の貸付(コールローンを含む。)
	⑧ 有価証券の貸付
	⑨ 預金又は貯金
	⑩ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
	⑪ 有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は先物外国為替取引
	⑫ その他郵政民営化法第138条に定められた方法等

(注) かんぽ生命保険と郵政管理・支援機構との間で再保険契約を締結し、郵政民営化法により公社から郵政管理・支援機構に承継された、簡易生命保険契約に基づく郵政管理・支援機構の保険責任のすべてをかんぽ生命保険が受再しております。

(b) 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行

かんぽ生命保険は、次の保険会社の商品の受託販売等を行っております。

- ・アフラック生命保険株式会社
- ・エヌエヌ生命保険株式会社
- ・住友生命保険相互会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・ネオファースト生命保険株式会社
- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・メットライフ生命保険株式会社

(c) 郵政管理・支援機構から委託された簡易生命保険管理業務

かんぽ生命保険は、郵政民営化法により公社から郵政管理・支援機構に承継された、簡易生命保険契約の管理業務を、郵政管理・支援機構から受託しております。

⑥ その他

上記の各事業のほか、集約により効率性が高まる間接業務をグループ各社から受託するグループシェアード事業、公社から承継した病院及び宿泊施設の運営、成長性の高い企業に出資を行う投資事業、不動産事業等を行っています。

(a) グループシェアード事業

当社グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1カ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務(電気通信役務及び情報処理サービスの提供、人事及び経理に関する業務、福利厚生に関する業務、不動産の管理等に関する業務、人材派遣・紹介等の業務、コールセンターに関する業務、人材育成に関する業務及び健康管理業務など)を、事業子会社等から受託して実施することにより、業務を支援するとともに、経営効率の向上を図っております。

(b) 病院事業

当社グループの企業立病院として、通信病院を全国3カ所に設置しております。

(注) 通信病院設置数は2022年3月31日現在のものです。

(c) 宿泊事業

直営のかんぼの宿等(34カ所)の運営、管理を行っています。

(注) 宿泊事業における施設設置数は2022年3月31日現在のものです。

なお、かんぼの宿は2022年4月1日に3カ所、2022年4月5日に29カ所をそれぞれ譲渡したため、本書提出日現在、当社が運営する施設は、「かんぼの宿恵那」と「ゆうぼうと世田谷レクセンター」の2カ所です。

(d) 投資事業

成長性の高い企業に出資を行うことにより、出資先企業と当社グループとの連携及び中長期的なグループ収益の拡大を図っております。

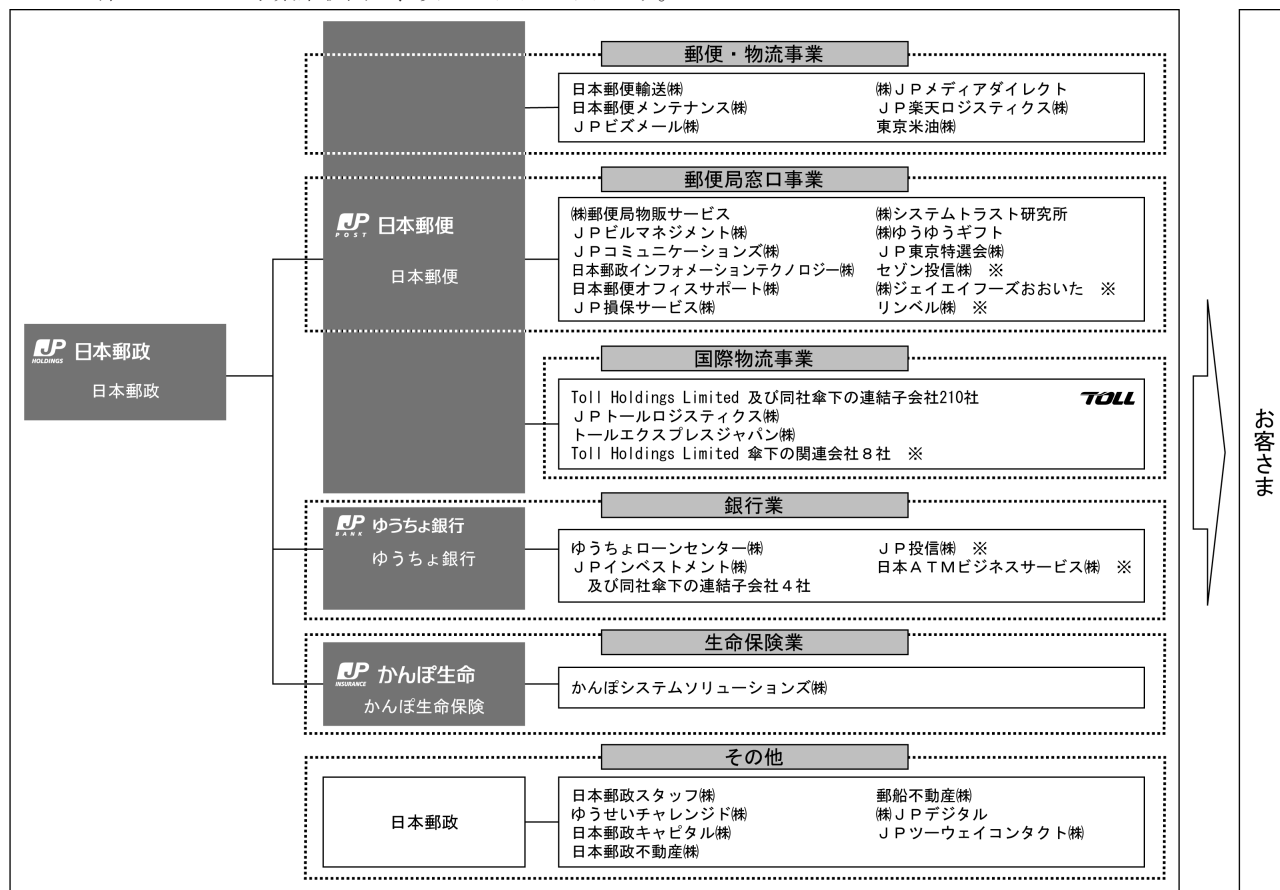
(e) 不動産事業

事務所・商業施設・住宅・「ホテルメルパルク(11カ所)」等の賃貸・管理事業等を行い、グループ不動産の開発やグループ外不動産への投資、また、他社との連携・協業を通じ不動産事業の強化を図っております。

上記のほか、当社は、事業子会社等の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使を行うこととしております。

(2) 当社グループの事業系統図

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 1. 持分法非適用の非連結子会社 6 社及び関連会社 2 社は、記載を省略しております。

2. 日本郵政不動産株式会社は、2022年 4 月 1 日付で日本郵便が保有していた Ｊ Ｐビルマネジメント株式会社の全株式を取得しました。それにより当社グループの報告セグメント上、 Ｊ Ｐビルマネジメント株式会社は「郵便局窓口事業」から「その他」に変更しております。

3. 郵船不動産株式会社は、2022年 4 月 1 日付で Ｊ Ｐプロパティーズ株式会社に商号変更しております。

4. 日本郵政スタッフ株式会社は、2022年 6 月 1 日付で日本郵政コーポレートサービス株式会社に商号変更しております。

(3) 事業に係る主な法律関連事項

当社グループが行う事業に係る主な法律関連事項は、次のとおりであります。

① 日本郵政株式会社法

(a) 趣旨

当社の目的、業務の範囲等が定められております。当社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

当社は、日本郵便の発行済株式の総数を保有し、日本郵便の経営管理を行うこと及び日本郵便の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とされております。(法第1条)

(c) 業務の範囲

当社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとされております。(法第4条第1項)

- イ. 日本郵便が発行する株式の引受け及び保有
- ロ. 日本郵便の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- ハ. 日本郵便の株主としての権利の行使等
- ニ. イ. からハ. に掲げる業務に附随する業務

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

- イ. その目的を達成するために法第4条第1項に規定する業務のほかに行う必要な業務(法第4条第2項)
- ロ. 募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換若しくは株式交付に際して行う株式若しくは新株予約権の交付(法第8条)
- ハ. 取締役の選任及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議(法第9条)
- ニ. 毎事業年度の事業計画(法第10条)
- ホ. 定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議(法第11条)

(e) ユニバーサルサービスの提供

当社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第5条)

(f) 株式の保有

当社は、常時、日本郵便の発行済株式の総数を保有していなければならないこととされております。(法第6条)

(g) 株式の処分

政府は、保有義務のある3分の1超の株式を除き、その保有する当社の株式について、できる限り早期に処分するものとされております。(法附則第3条)

なお、政府は、当社の株式の売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、当社の株式をできる限り早期に処分するものとされております。(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第14条)

② 日本郵便株式会社法

(a) 趣旨

日本郵便の目的、業務の範囲等が定められております。同社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

日本郵便は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とされております。(法第1条)

(c) 業務の範囲

イ. 日本郵便は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとされております。(法第4条)

- i 郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務
- ii 銀行窓口業務
- iii iiに掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使
- iv 保険窓口業務
- v ivに掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
- vi 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- vii i からviに掲げる業務に附帯する業務

ロ. 日本郵便は、イ. に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができるものとされております。

- i お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
- ii 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第5項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
- iii iiに掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
- iv i からiiiに掲げる業務に附帯する業務

ハ. 日本郵便は、イ. 及びロ. に規定する業務のほか、イ. 及びロ. に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、イ. 及びロ. に規定する業務以外の業務を営むことができるものとされております。

ニ. 日本郵便は、ロ. iiiに掲げる業務及びこれに附帯する業務並びにハ. に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならないものとされております。

※ 金融2社は、現在、日本郵便が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすために営む銀行代理業又は保険募集等に係る業務委託契約を日本郵便との間でそれぞれ締結しております。これらの契約を締結している銀行又は生命保険会社を、それぞれ関連銀行、関連保険会社といいます。

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

- イ. 新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換若しくは株式交付に際して行う株式若しくは新株予約権の交付(法第9条)
- ロ. 毎事業年度の事業計画(法第10条)
- ハ. 総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき(法第11条)
- ニ. 定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議(法第12条)

(e) ユニバーサルサービスの提供

日本郵便は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第5条)

③ 郵政民営化法

(a) 趣旨

郵政民営化の基本理念、基本方針等を定めるとともに、公社の解散に伴い、公社の機能を引き継がせる新たな株式会社(以下、本③において「新会社」といいます。)の設立、新会社の株式、新会社に関して講ずる措置、公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項が定められております。

2012年5月8日公布の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、郵政民営化法が改正され、郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できるようにするユニバーサルサービスの確保が義務づけられ、また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式については、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。

(b) 株式の処分

当社の発行済株式の総数は政府が保有し、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の発行済株式の総数は当社が保有するものとされており、政府が保有する当社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとされておりますが、その割合は、常時、3分の1を超えているものとされております。

また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。(法第5条、第7条及び第62条)

(c) ユニバーサルサービスの提供

当社及び日本郵便は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとされております。(法第7条の2)

(d) 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、ゆうちょ銀行について銀行法等の特例を適用しないこととする日又はかんぽ生命保険について保険業法等の特例を適用しないこととする日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとされております。

また、日本郵便は、日本郵便株式会社法第4条第2項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3項に規定する業務(以下「届出業務」といいます。)を営むに当たっては、届出業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないとされております。(法第8条及び第92条)

(e) ゆうちょ銀行における業務の制限

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、郵政民営化時に認められていなかった業務(いわゆる新規業務)を行うときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要するものとされております。(法第110条)

認可を要する業務の概要は、以下イ. からヘ. のとおりです。

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可や下記(g) (h)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(f)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされております。

なお、当社がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第110条に係る認可は要しないものの、ゆうちょ銀行が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(法第110条の2)

イ. 外貨預金の受入れ、譲渡性預金の受入れ

ロ. 資金の貸付け又は手形の割引(次の i から viに掲げる業務を除く)

- i 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け
- ii 国債証券等を担保とする資金の貸付け
- iii 地方公共団体に対する資金の貸付け
- iv コール資金の貸付け
- v 当社、日本郵便又はかんぽ生命保険に対する資金の貸付け
- vi 郵政管理・支援機構に対する資金の貸付け

ハ. 銀行業に付随する業務等のうち、次の i から xiiに掲げる業務

- i 債務の保証又は手形の引受け
- ii 特定目的会社発行社債の引受け等
- iii 有価証券の私募の取扱い
- iv 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- v 外国銀行の業務の代理又は媒介
- vi デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- vii 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- viii 有価証券関連店頭デリバティブ取引
- ix 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- x 投資助言業務
- xi 信託に係る事務に関する業務
- xii 地球温暖化防止の観点での算定割当量関連業務

ニ. 登録金融機関の業務(金融商品取引法第33条第2項の業務)(次の i から iiiに掲げる業務を除く)

- i 投資の目的又は信託契約に基づく有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引及び書面取次ぎ行為
- ii 国債等の募集の取扱い等
- iii 証券投資信託の募集の取扱い等

ホ. その他の法律の規定により銀行が営むことができる業務(次の i から vに掲げる業務を除く)

- i 当せん金付証票の売りさばき等
- ii 国民年金基金の加入申出受理業務
- iii かんぽ生命保険の一部の生命保険の募集
- iv 確定拠出年金(個人型)の加入申込受理業務
- v 拠出年金運営管理業(個人型)

ヘ. その他内閣府令・総務省令で定める業務

(f) ゆうちょ銀行における預入限度額

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、当座預金に相当する振替貯金を除き、原則として一の預金者から、受入れをすることができる預金等の額が制限されております。(法第107条、郵政民営化法施行令第2条)

2019年3月13日に公布された郵政民営化法施行令の一部を改正する政令に基づき、同政令の施行日である2019年4月1日からの預入限度額は下記のとおりです。また、預金保険制度による貯金の保護の範囲については変更ありません。

イ. 通常貯金・・・1,300万円

ロ. 定期性貯金(定額貯金及び定期貯金等。郵政民営化前に預入した郵便貯金(郵政管理・支援機構に引き継がれたもの)を含み、ハ.を除く。)・・・1,300万円

ハ. 財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金・・・あわせて550万円

(g) ゆうちょ銀行における子会社保有の制限

ゆうちょ銀行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社)としようとするとときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第111条第1項)

また、銀行(銀行法第16条の2第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(法第111条第7項)

(h) ゆうちょ銀行における合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けの認可

ゆうちょ銀行を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております。(法第113条第1項、第3項及び第5項)

ただし、内閣総理大臣及び総務大臣は、金融機関(預金保険法第2条第1項各号に掲げる者)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をすることはしないものとされております。(法第113条第2項、第4項及び第6項)

(i) かんぽ生命保険における業務の制限

かんぽ生命保険は、郵政民営化法により、政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第1項)

また、保険業法第97条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないとされております。(法第138条第3項)

なお、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第2項)

イ. 保険契約者に対する資金の貸付け

ロ. 地方公共団体に対する資金の貸付け

ハ. コール資金の貸付け

ニ. 当社又は日本郵便に対する資金の貸付け

ホ. 郵政管理・支援機構に対する資金の貸付け

ヘ. その他内閣府令・総務省令で定める方法

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可や下記(k)(1)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(j)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされております。

一方、当社がかんぽ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第138条に係る認可は要しないものの、かんぽ生命保険が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(法第138条の2)

当社は2021年6月9日付でかんぽ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨の届出を行ったことから、郵政民営化法第138条の2の定めに基づき、新規業務、新商品の開発・販売、新たな方法による資産運用にかかる認可手続きは不要となり、届出制へと移行しております。なお、郵政民営化委員会から2021年10月14日に公表

された「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針（令和3年10月）」において、届出後に必要に応じて郵政民営化委員会による調査審議が実施される場合があり、その場合の調査審議に要する期間はこれまでの認可制に比べて短縮される旨の方針が示されております。

(j) かんぽ生命保険における加入限度額

かんぽ生命保険の保険契約については、郵政民営化法及び関連法令により、被保険者1人について加入できる保険金額などの限度(加入限度額)が定められております。(法第137条、郵政民営化法施行令第6条、第7条及び第8条)

なお、被保険者が郵政民営化前の簡易生命保険契約に加入している場合には、加入限度額は、以下の金額から簡易生命保険契約の保険金額等を差し引いた額となります。

イ. 基本契約の保険金額の加入限度額

- i 被保険者が満15歳以下のとき 700万円
- ii 被保険者が満16歳以上のとき 1,000万円(被保険者が満55歳以上の場合の特別養老保険の保険金額は、加入している普通定期保険とあわせて800万円)

ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件(加入後4年以上経過した保険契約がある場合など)のもとに、累計で2,000万円までとなっております。なお、特定養老保険については、年齢にかかわらず、500万円までとなっております。

ロ. 年金額(介護割増年金額を除きます。)の加入限度額

年額90万円(初年度の基本年金額)(夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の配偶者である被保険者に係る額を除きます。)

ハ. 特約保険金額の加入限度額

- i 疾病にかかったこと、傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態、傷害を受けたことを直接の原因とする死亡及びこれらに類するものに対する保障・・・あわせて1,000万円
- ii 上記に掲げるものに関し、治療を受けたことに対する保障・・・1,000万円

(注) 上記の法令で定める加入限度額以外にも、基本契約の保険種類等により付加できる特約の保険金額に一定の制限があります。

ニ. 払込保険料総額の加入限度額

財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険・・・あわせて550万円(財形商品については、他に、関連法令による払込保険料総額等の制限があります。)

(k) かんぽ生命保険における子会社保有の制限

かんぽ生命保険は、子会社対象会社を子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)としようとするとき(同法第106条第1項第13号の2に掲げる会社にあつては、かんぽ生命保険又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第139条第1項)

また、保険会社等(保険業法第106条第1項第1号から第2号の2まで又は第8号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(法第139条第7項)

(l) かんぽ生命保険における保険契約の移転、合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可

かんぽ生命保険がする保険契約の移転、かんぽ生命保険を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとされております。(法第141条第1項、第3項、第5項及び第7項)

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、当社又はかんぽ生命保険の子会社を移転先会社とする保険契約の移転、保険会社(保険業法第2条第2項に規定する保険会社)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をしてはならないものとされております。(法第141条第2項、第4項、第6項及び第8項)

(注) 当社がかんぽ生命保険の株式の全部を処分した日又は当社がかんぽ生命保険の株式の2分の1以上を

処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、かんぽ生命保険と他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認める決定があった日のいずれか早い日以後は、上記（i）に記載の同法第138条の2に基づく届出は不要となります。加えて、この場合には、上記（i）から（1）までに記載の郵政民営化法上の制限等は適用されないこととされております。（法第134条）

④ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法

(a) 趣旨

郵政管理・支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

(b) 概要

郵政管理・支援機構の目的は、公社から承継し政府による支払保証が継続された郵便貯金（積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金等）及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することとされております。（法第3条）

郵政管理・支援機構は、郵便貯金管理業務（公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等）及び簡易生命保険管理業務（同簡易生命保険契約の管理に関する業務等）をその業務の範囲とし、郵便貯金管理業務の一部をゆうちょ銀行に、簡易生命保険管理業務の一部をかんぽ生命保険に、それぞれ委託しております。（法第13条、第15条及び第18条）

郵政管理・支援機構は、ゆうちょ銀行との間で郵便貯金資産（郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産）の運用のための預金に係る契約を、かんぽ生命保険との間で簡易生命保険契約の再保険の契約を、それぞれ締結しております。（法第15条及び第16条）

また、郵便局ネットワークの維持の支援に要する費用に充てるため、郵政管理・支援機構が関連銀行（ゆうちょ銀行）及び関連保険会社（かんぽ生命保険）から拠出金を徴収し、日本郵便に対し郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金を交付することとされております。（法第18条の2及び第18条の3）

⑤ 郵便法

(a) 郵便の実施

郵便の業務については、日本郵便が行うことが郵便法に定められております。（法第2条）

また、日本郵便以外の何人も、郵便の業務を業とし、また、日本郵便が行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならないとされております。（法第4条）

※ 2021年5月に郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）（以下「郵便法等改正法」といいます。）が施行されたことに伴い、2021年10月から、普通扱いとする郵便物の配達頻度の変更（週6日以上とされている郵便物の配達頻度を週5日以上に変更）、送達日数の変更（原則3日以内とされている郵便物の送達日数を原則4日以内に変更）等、サービスの見直しを実施しました。

(b) ユニバーサルサービスの提供

郵便法の目的が、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することと規定されているとおり（法第1条）、日本郵便は郵便のユニバーサルサービスを提供することが義務付けられております。

(c) 業務の制限

イ. 郵便約款

日本郵便は、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされています。(法第68条)

ロ. 郵便業務管理規程

日本郵便は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされています。(法第70条)

ハ. 業務の委託

日本郵便は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならないとされています。(法第72条)

ニ. 料金

日本郵便は、郵便に関する料金を定め、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないが、これを変更するときも同様とされています。また、第三種郵便物及び第四種郵便物については、日本郵便が料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされています。(法第67条)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便・物流事業、郵便局窓口事業	100.0	有(19人)	—	有	有	—
日本郵便輸送株式会社	東京都港区	18,250	郵便・物流事業(貨物自動車運送事業)	100.0 (100.0)	—	—	有	—	—
日本郵便メンテナンス株式会社	東京都江東区	50	郵便・物流事業(自動車整備事業、機械保守事業、商品販売事業、車両保守管理業務)	100.0 (100.0)	—	—	有	—	—
J P ビズメール株式会社	東京都足立区	100	郵便・物流事業(郵便物の作成及び差出)	58.5 (58.5)	—	—	—	—	—
株式会社 J P メディアダイレクト	東京都港区	300	郵便・物流事業(ダイレクトメールの企画、開発、販売事業、商品発送代行事業)	51.0 (51.0)	—	—	有	—	—
J P 楽天ロジスティクス株式会社	東京都千代田区	100	郵便・物流事業(ロジスティクス事業)	50.1 (50.1)	—	—	—	—	—
東京米油株式会社	東京都目黒区	22	郵便・物流事業(石油販売事業)	82.3 (82.3)	—	—	有	—	—
株式会社郵便局物販サービス	東京都江東区	100	郵便局窓口事業(物販事業、物販業務受託事業)	100.0 (100.0)	—	—	—	有	—
J P ビルマネジメント株式会社	東京都千代田区	150	郵便局窓口事業(賃貸用建物の運営管理)	100.0 (100.0)	有(1人)	—	有	—	—
J P コミュニケーションズ株式会社	東京都港区	350	郵便局窓口事業(郵便局等における広告の掲出等に関する業務)	100.0 (100.0)	—	—	有	—	—
日本郵便オフィスサポート株式会社	東京都港区	100	郵便局窓口事業(物品販売事業、施設管理事業及び受託業務)	100.0 (100.0)	—	—	有	—	—
日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	東京都新宿区	3,150	郵便局窓口事業(通信ネットワークの維持・管理)	100.0 (67.0)	有(1人)	—	有	有	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
J P 損保サービス株式会社	東京都 千代田区	20	郵便局窓口事業（各種損害保険及び自動車損害賠償責任保険の代理店事業）	70.0 (70.0)	—	—	有	—	—
株式会社システムトラスト 研究所	東京都 品川区	99	郵便局窓口事業（各種事業システム及び基盤技術のコンサルティング・企画・開発）	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
株式会社ゆうゆうギフト	神奈川県 横浜市 西区	20	郵便局窓口事業（カタログ販売業務、通信販売業務及び酒類の販売媒介）	51.0 (51.0)	—	—	—	—	—
J P 東京特選会株式会社	東京都 台東区	30	郵便局窓口事業（カタログ販売業務、通信販売業務）	51.0 (51.0)	—	—	—	—	—
Toll Holdings Limited (注) 5	豪州 メルボルン	2,978 百万豪ドル	国際物流事業（フォワーディング事業、ロジスティクス事業）	100.0 (100.0)	有(1人)	—	—	—	—
J P トールロジスティクス 株式会社	東京都 千代田区	100	国際物流事業（フォワーディング事業、ロジスティクス事業）	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
トールエクスプレスジャパン 株式会社	大阪府 茨木市	10	国際物流事業（エクスプレス事業）	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	東京都 千代田区	3,500,000	銀行業	89.0	有(4人)	—	有	有	—
ゆうちょローンセンター株式 会社	東京都 中央区	2,000	銀行業（口座貸越サービスの保証業務及び事務代行業）	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
J P インベストメント株式 会社	東京都 千代田区	750	銀行業（有価証券等に関する投資運用業務及び投資助言業務）	75.0 (75.0) [25.0]	—	—	—	有	—
株式会社かんぽ生命保険	東京都 千代田区	500,000	生命保険業	49.9	有(3人)	—	有	—	—
かんぽシステムソリューションズ株式 会社	東京都 品川区	500	生命保険業（情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託）	100.0 (100.0)	—	—	有	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
日本郵政スタッフ株式会社	東京都港区	640	その他(人材派遣業・請負業)	100.0	有(1人)	有	有	有	—
ゆうせいチャレンジド株式会社	東京都世田谷区	5	その他(ビル清掃業)	100.0	有(1人)	—	有	—	—
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区	1,500	その他(投資業務、経営及び財務に関するコンサルティング業務)	100.0	有(3人)	有	有	有	—
日本郵政不動産株式会社	東京都千代田区	1,500	その他(不動産の所有、貸借及び管理、宅地・商業用地等の開発)	100.0	有(6人)	有	有	有	—
株式会社 J P デジタル	東京都千代田区	100	その他(デジタル関連サービス業)	100.0 (100.0)	有(2人)	有	有	—	—
J P ツーウェイコンタクト株式会社	大阪府大阪市西区	182	その他(テレマーケティングサービス)	82.9 (82.9)	有(1人)	—	有	—	—
郵船不動産株式会社	東京都中央区	450	その他(ビル・マンション・店舗の所有、賃貸及び不動産のマスターリース等)	51.0 (51.0)	有(1人)	—	—	—	—
他 214社									
(持分法適用関連会社)									
セゾン投信株式会社	東京都豊島区	1,000	郵便局窓口事業(第二種金融商品取引業務及び投信運用業務等)	40.0 (40.0)	—	—	—	—	—
株式会社ジェイエイフーズ おおいた	大分県杵築市	493	郵便局窓口事業(果実・野菜農産物の加工及び販売等)	20.0 (20.0)	—	—	—	—	—
リンベル株式会社	東京都中央区	100	郵便局窓口事業(カタログギフトの企画・制作・販売等)	20.0 (20.0)	—	—	—	—	—
J P 投信株式会社	東京都中央区	500	銀行業(投資運用業、第二種金融商品取引業)	50.0 (50.0)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
日本ATMビジネスサービス株式会社	東京都港区	100	銀行業(現金自動入出金機等の現金装填及び回収並びに管理業務)	35.0 (35.0)	—	—	—	—	—
他 8 社									

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称のほか、()内に該当する会社が営む事業の概要を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社であります。
3. 上記関係会社のうち、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は有価証券報告書を提出しております。
4. 「議決権の所有割合(%)」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
5. トール社は債務超過会社であります。なお、同社を親会社とする連結グループの債務超過の金額は2022年3月末時点で881億円であります。
6. 上記関係会社のうち、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えている会社は、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険であり、日本郵便の主要な損益情報等については、以下のとおりであります。なお、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険については、有価証券報告書提出会社であるため記載を省略しております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	営業収益	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
日本郵便	2,885,966	121,892	90,526	734,023	4,599,523

7. 日本郵政不動産株式会社は、2022年4月1日付で日本郵便が保有していたJPビルマネジメント株式会社の全株式を取得しました。それにより2022年度から当社グループの報告セグメント上、JPビルマネジメント株式会社は「郵便局窓口事業」から「その他」に変更しております。
8. 郵船不動産株式会社は、2022年4月1日付でJPプロパティーズ株式会社に商号変更しております。
9. 日本郵政スタッフ株式会社は、2022年6月1日付で日本郵政コーポレートサービス株式会社に商号変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
郵便・物流事業	98,887 [95,961]
郵便局窓口事業	96,471 [33,852]
国際物流事業	13,584 [5,734]
銀行業	12,219 [3,246]
生命保険業	8,144 [2,147]
その他	2,807 [3,995]
合計	232,112 [144,935]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員等)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
2. 国際物流事業の従業員数は、前連結会計年度末から8,303名減少しておりますが、主として、トール社のエクスプレス事業の譲渡に伴う従業員の譲渡先への移行等によるものであります。
3. 「その他」における従業員数は、前連結会計年度末から331名減少しておりますが、主として、宿泊事業の譲渡に伴う従業員の減少及び日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社及び株式会社システムトラスト研究所の営む事業を「その他」から「郵便局窓口事業」に変更したことによるものです。
4. 2022年4月から新しいかんぽ営業体制への移行に伴い、日本郵便からかんぽ生命保険へ従業員が出向したこと等により、生命保険業の従業員数は、2022年4月1日現在では20,729人となっております。なお、かんぽ生命保険(単体)の従業員数は、2022年3月31日現在で7,545人、2022年4月1日現在で20,092人となっております。また、日本郵便(単体)の従業員数は、2022年3月31日現在で191,702人(うち、郵便・物流事業96,065人、郵便局窓口事業95,637人)、2022年4月1日現在で183,500人(うち、郵便・物流事業98,866人、郵便局窓口事業84,634人)となっております。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,994 [1,902]	45.1	17.9	7,984

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
2. 当社の従業員はすべてその他に属しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、臨時従業員を除いております。
4. 平均勤続年数は、郵政省、郵政事業庁、公社等における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、日本郵政グループ労働組合等の労働組合が組織されております。

また、労使関係については概ね良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの経営理念及び経営方針

① グループ経営理念

郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。

② グループ経営方針

- ・ お客さまの生活を最優先し、創造性を発揮しお客さまの人生のあらゆるステージで必要とされる商品・サービスを全国ネットワークで提供します。
- ・ 企業としてのガバナンス、監査・内部統制を確立しコンプライアンスを徹底します。
- ・ 適切な情報開示、グループ内取引の適正な推進などグループとしての経営の透明性を実現します。
- ・ グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。
- ・ 働く人、事業を支えるパートナー、社会と地域の人々、みんながお互い協力し、社員一人ひとりが成長できる機会を創出します。

(2) 経営環境

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況により一部弱さが残るものの、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが見られました。しかし、2022年2月以降ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、景気の下振れリスクが急速に高まりました。

世界経済においても、ワクチン接種の進捗等により、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中、先進国経済の回復が海外経済の改善を牽引し、国・地域ごとにばらつきがあるものの、全体的には回復が見られました。しかし、2022年2月以降ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、エネルギーのロシア依存度が高い欧州経済への悪影響が強く懸念されるほか、資源価格高騰やサプライチェーンの混乱により、世界的に景気の不透明感が強まりました。

金融資本市場では、国内の10年国債利回りは、長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策のもと、ゼロ%付近で概ね安定的に推移しておりましたが、2022年1月以降欧米の長期金利が上昇するにつれて上昇しました。日経平均株価は、米国金利低下に伴う円高進行や新型コロナウイルス感染症の拡大への懸念から下落傾向にありましたが、2021年8月下旬からの感染拡大ピークアウトの兆しや米国株高を受けて上昇に転じ、9月には一時30,000円台まで回復しました。その後は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株への懸念等により下落傾向が続き、2022年3月にはロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、一時24,000円台まで落ち込みました。

物流業界においては、eコマース市場の拡大が継続している中、各社が商品・サービスの向上を通じたシェア獲得に取り組むなど、厳しい競争下にあります。郵便事業においては、デジタル化の進展等により、郵便物の減少が継続しております。また、最低賃金の改定等を背景に、人件費単価の上昇等も続いております。

銀行業界においては、当連結会計年度は、全国銀行における預金は23年連続で増加し、貸出金も11年連続で増加しました。金融システムは、新型コロナウイルス感染症の拡大が引き続き国内外の経済・金融面に大きな影響を及ぼしているものの、全体として安定性を維持しております。

生命保険業界においては、超高齢社会の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまニーズの多様化や選別志向の高まりが見られます。

当社グループは、「郵便・物流」「貯金」「保険」の生活に必要な基礎的サービスや物販、提携金融サービス等を全国約2万4,000カ所の郵便局ネットワークを通じて提供するほか、不動産事業など多数のサービスを展開しております。郵便・物流事業においては1日に約3,100万カ所への郵便配達箇所数、銀行業においては約1億2,000万口座の通常貯金口座数、生命保険業においては2,105万人のお客さま数(契約者さま及び被保険者さまを合わせた人数(個人保険及び個人年金保険を含み、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約を含

② 経営者の問題意識と今後の方針

当社グループは、中期経営計画「ＪＰビジョン2025」において、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」を、当社グループが目指す姿として掲げております。当社グループの最大の強みである郵便局ネットワークにより、グループ内で一体的なサービスを提供していくとともに、これまでになかったグループ外の多様な企業等との連携を行うことで、地域において生活するお客さまが、安全・安心で、快適で、豊かな生活・人生を実現することを支えてまいります。

当社グループが抱える経営課題については、持株会社として、グループ各社と連携を深めながら、必要な支援を行い、その解消に努めます。

まずは、業務の適正を確保するため、コーポレートガバナンスのさらなる強化に向け、引き続き、グループ全体の内部統制の強化を推進し、コンプライアンス水準の向上を重点課題として、グループ各社に必要な支援・指導を行います。特に、かんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題を受けた業務改善計画の実行に、引き続き着実に取り組んでまいります。

また、当連結会計年度において、郵便物等の放棄・隠匿、郵便局長等による資金横領等の不祥事案が発覚・発生するとともに、業務用カレンダーの配布に当たり、郵便局長が会社の活動と業務外の活動をしゅん別せず、また、お客さま情報を目的外に使用した等の不適切な取扱いがあった事案が発覚しました。これを踏まえ、お客さまからの信頼確保に向け、これらの事案の再発防止策を徹底してまいります。併せて、部内犯罪や社員の不正、不適正営業の防止、個人情報保護、マネー・ロンダリング対策等の取組みを継続・強化してまいります。

そして、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保については、交付金・拠出金制度も活用しつつ、その責務を果たし、地域社会に貢献するとともに、郵便局ネットワークの一層の活用・維持による安定的なサービスの提供等を図るため、グループ各社の経営の基本方針を策定し、その実施に努めてまいります。

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式については、２社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとするという郵政民営化法の趣旨に沿って、所要の準備を行ってまいります。

「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、ESGに関する取組みをグループ全体として推進し、企業価値の向上につなげてまいります。具体的には、政府が掲げる「2050年カーボンニュートラルの実現」に向けた動きを踏まえ、CO₂の排出量削減に向けたグループ全体のEV車両の導入拡大、カーボン排出係数の低い電力への段階的な切り替え等により、事業サービスを通じた環境負荷軽減等にも積極的に取り組みます。

そのほか、人的依存度の高いサービスを提供する当社グループにとって、人材は最も重要な経営資源との認識に立ち、お客さまへの総合的なコンサルティングサービス向上に向けた研修等の人材育成、女性管理職の登用拡大に向けた計画的な女性社員の育成、仕事と生活の両立ができる職場風土づくりなど、社員の多様な能力・個性を活かすダイバーシティ・マネジメントの推進に取り組んでまいります。

また、自然災害の発生や感染症の大流行等の危機に備え、危機管理態勢を整備するとともに、危機発生時には迅速かつ的確な対応を行い、業務継続の確保に努めます。特に、新型コロナウイルス感染症の流行下において、当社グループは、公益性が強いグループとしての社会的使命を果たすため、感染防止・感染拡大防止対策を行い、社員の安全確保と事業運営の継続に取り組んでまいります。

当社は、必要に応じ、自己株式の取得を行うことにより資本効率の維持・向上を図ることとしており、2021年6月10日付の取締役会決議に基づき、2021年6月11日付で自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、当社普通株式276,090,500株を取得し、2021年6月18日付の取締役会決議に基づき、2021年6月30日付で保有自己株式のうち732,129,771株を消却いたしました。

また、2021年10月6日付の取締役会決議に基づき、2021年11月1日から2022年4月7日の間、取引一任契約に基づく市場買付により当社普通株式110,072,500株を取得し、2022年4月25日付の取締役会決議に基づき、2022年5月20日付で保有自己株式のうち110,072,529株を消却いたしました。その結果、2022年5月20日時点における発行済株式総数は3,657,797,700株となりました。

なお、日本国政府は、2021年10月に公表した当社株式の国内売出し及び海外売出しにより当社株式1,027,477,400株を処分しており、その時点において、日本国政府による当社株式の保有割合は発行済株式の約33.3%（自己株式を除く議決権保有割合は約33.3%）となりました。

さらに、2022年5月13日付の取締役会決議に基づき、2022年5月16日から2023年3月31日までを取得期間とし、当社普通株式278,000,000株、取得価額の総額2,000億円をそれぞれ上限として、取引一任契約に基づく市場買付による当社自株式の取得を実施することを決議しております。同決議に基づき、2022年5月16日から2022年5月31日までの間に、15,430,700株を取得いたしました。これにより、2022年5月末日現在における発行済株式総数に対する政府が保有する株式の保有割合は34.3%（議決権保有割合は34.5%）となっております。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの「お客さまの信頼回復に向けた約束」について

2019年度に発覚したかんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題など金融商品販売に係る不祥事等を受け、当社グループが真にお客さま本位の企業グループに生まれ変わる決意を幅広く公表するために、外部専門家で構成されるＪＰ改革実行委員会の助言も受けながら、「お客さまの信頼回復に向けた約束」を2020年９月に策定いたしました。

2021年９月のＪＰ改革実行委員会において、「日本郵政グループが一丸となり取り組んできた信頼回復に向けた活動は、この１年間で一定の成果があげられたものと評価できる」との評価をいただきました。また、「これからは、本格的に顧客との信頼を構築していくために次のフェーズの活動に移行していくべき。真に顧客本位の事業運営を徹底することで、顧客との信頼構築に向けて取り組んでいくことが必要」との提言をいただきました。

今後は、経営理念や行動憲章の実践、お客さま本位の事業運営に継続的に取り組むとともに、お客さまから更なる信頼を得られるように取り組んでまいります。

お客さまの信頼回復に向けた約束

「目指す姿の約束」

一人ひとりのお客さまに寄り添い、お客さまの満足と安心に最優先で取り組み、信頼していただける会社になることを約束します。

「活動の約束」

- お客さま本位の事業運営を徹底し、お客さまにご満足いただける丁寧な対応を行います。
- お客さまの声をサービス向上に反映するため、お客さまの声に誠実に耳を傾けます。
- 社員の専門性を高め、お客さまにご納得いただけるよう正確にわかりやすく説明します。
- 法令・ルールを遵守し、お客さまが安心してご利用いただける高品質のサービスを提供します。
- お客さまのニーズを踏まえ、お客さまに喜んでいただける商品・サービスを提供します。

② かんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題について

2019年度において、かんぽ生命保険及び日本郵便では、お客さまのご意向に沿わず不利益が生じた契約乗換等に係る事案及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案（募集品質問題）が判明いたしました。

これにより、2019年12月27日、当社は、総務大臣より日本郵政株式会社法第13条第２項に基づく業務改善命令、金融庁より保険業法第271条の29第１項に基づく業務改善命令を、日本郵便は、総務大臣より日本郵便株式会社法第15条第２項に基づく業務停止命令及び業務改善命令、金融庁より保険業法第307条第１項及び第306条に基づく業務停止命令及び業務改善命令を、かんぽ生命保険は、金融庁より保険業法第132条第１項に基づく業務停止命令及び業務改善命令を受けました。2019年７月以降、郵便局及びかんぽ生命保険の支店からの積極的なかんぽ生命保険商品のご提案を控えてまいりましたが、当該業務停止命令により、2020年１月１日から同年３月31日までの間、お客さまの自発的な意思表示を受けて行う保険募集及び保険契約の締結を除き、かんぽ生命保険商品に係る保険募集及び保険契約の締結を停止いたしました。また、当該業務改善命令を受けて、2020年１月31日付で、当社及び日本郵便は業務改善計画を総務大臣及び金融庁に、かんぽ生命保険は業務改善計画を金融庁に提出いたしました。その後、当該業務改善計画の進捗状況等について報告し協議を行っております。

業務改善計画に掲げたお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性が特定可能な類型のご契約の調査について、具体的にお客さまのご意向に沿わず不利益を生じさせたものがないかをご確認する特定事案調査及びお客さまのご意向に沿わず不利益を生じさせたものがないかを全てのご契約について確認する全ご契約調査は、お客さま都合によるもの等を除き、お客さま対応を完了しました。また、全ご契約調査の更なる深掘調査（多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰り返され、お客さまのご意向に沿ったものではない可能性がある事例を確認する多数契約調査等）に係るお客さま対応も、お客さま都合によるもの等を除き、完了しました。

また、募集人調査について、特定事案調査における募集人調査は、2020年４月末までに、病休等で調査ができない事案を除き概ね完了しております。さらに、多数契約調査のうち一昨年より実施している事案における募集人調査は、病休等で調査ができない事案を除き2020年10月末までに完了しております。加えて、深掘調査等の優先的に調査を行っている募集人調査は、2021年３月末までに、退職者等を除いて概ね完了しております。なお、

特定事案調査及び多数契約調査のうち一昨年より実施している事案の募集人資格に係る処分、募集人及び管理者等に対する人事上の処分、日本郵便及びかんぽ生命保険の本社・支社・エリア本部等の責任者の人事処分については、2021年3月末までに、病休等で調査ができない事案を除き概ね完了しております。2021年3月からは、お客さまの申出内容などから問題があると考えられる募集人に対して募集人調査を実施しているほか、その他の募集人については、書面による募集実態調査を実施しております。これらに対する人事処分についても、順次実施しております。

かんぽ生命保険商品の販売については、2019年7月以降、2020年1月から同年3月までの業務停止命令期間を含め、郵便局及びかんぽ生命保険支店におけるかんぽ生命保険商品の積極的な営業活動を控えておりましたが、J P 改革実行委員会より、当社、日本郵便及びかんぽ生命保険にて設定した営業再開条件について概ね充足したとの評価を受けるとともに、信頼回復に向けた業務運営の趣旨が、社員へ共有・徹底されていること等が確認できたことから、2020年10月5日より、お客さまへのお詫びを第一とした信頼回復に向けた業務運営を行っております。

これらの信頼回復に向けた業務運営の活動やかんぽ生命保険商品と投資信託の横断的な販売への対応が進捗し、お客さまからこれらの活動に対する理解を得られてきたこと等を踏まえ、2021年4月より、郵便局及びかんぽ生命保険支店において、お客さまのニーズに応じた保険商品やサービスの情報提供やご提案を全てのお客さまに対し実施することとし、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しました。

また、毎年10月に一斉に発送していた「ご契約内容のお知らせ」を、2021年5月より、ご契約者さまの誕生月の前月に合わせて送付することとしております。引き続き、「ご契約内容のお知らせ」を受領したご契約者さまへの確認・説明等、ご契約内容確認活動を進めてまいります。

さらに、2022年4月1日から、新しいかんぽ営業体制の構築として、お客さま担当制を導入します。日本郵便の訪問営業を行う社員はかんぽ生命保険商品およびがん保険商品の提案とアフターフォローに専念し、貯金業務・投資信託および一部の提携金融商品は郵便局の窓口が担当することとなります。多様化するお客さまニーズにきめ細やかに対応するため、お客さまへの専門性を持った対応を充実してまいります。そして、同年4月1日から、新契約と契約継続の両面を評価する保有契約の純増を観点とした目標を導入するとともに、アフターフォローや募集品質の維持などの活動を評価する目標をバランスよく設定し、結果に至るまでのプロセスも重視してまいります。

今後とも、業務改善計画に掲げる各種施策については、定期的に外部のモニタリングを受けながら着実に進捗管理を実施し、当社グループの全役職員が一丸となって推進してまいります。

③ かんぽ生命保険商品と投資信託の横断的な販売への対応について

かんぽ生命保険商品と投資信託にまたがるお客さまの苦情を受け、お客さま本位でない営業による苦情のお客さま及び同苦情の懸念のある取引に係るお客さまに対するご意向確認、及び関連社員へのヒアリングを実施し、契約無効措置等のご要望を頂いたお客さまには、順次必要な対応を実施してまいりました。

2021年度以降も引き続き、お客さま本位の業務運営の観点から改善に向け、お客さま本位でない営業を防止するために、社内ルールの徹底及び金融商品間の横断的な取引についてモニタリングによる取引内容の精査等を行っております。

④ E S G 経営

近年、関心が高まっているE S GやS D G sについては、当社グループにおいても経営における重要課題として認識しており、トップレベルで関与していることが求められる事項と認識しております。

当社グループは、当社グループの強みである郵便局ネットワークを活用し、事業を通じて、地域社会への貢献、社会的な課題に取り組むことにより、当社グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値の創出を図ってまいります。また、新たな中期経営計画において、「人生100年時代の『一生』を支え、日本全国の『地域社会』の発展・活性化に貢献し、持続可能な社会の構築を目指すこと」をE S G目標として設定し、各種の取組を推進していくこととしています。

環境面においては、「2050年カーボンニュートラルの実現」という超長期の目標と、それを着実に達成するためのマイルストーンとして、2030年度目標（対2019年度比46%削減）を設定し、当面の取組として、E V車両の

導入拡大、郵便局等における照明器具等のLED化及び再エネ率の高い電力会社への切替等を積極的に行うほか、当社グループの持つリソースを活用し、再生可能エネルギーの利用拡大など国内外のカーボンニュートラル化を後押しする投資等も展開していく予定です。

また、2019年4月には気候関連財務情報開示タスクフォースの提言に賛同を表明し、気候変動が当社グループの安定した事業運営に影響を及ぼしうる重要な課題の一つであるとの認識のもと、気候変動への対応を経営戦略における重要課題として位置付け、取組強化に努めています。

今後は、気候変動が当社グループの事業に与える影響の定量化と対応策の検討を進め、更なる情報開示に取り組んでまいります。

社会面では、地方の人口減少局面の中でも地域社会を支えるインフラ機能を果たすため、JR・地方銀行等他企業や地方公共団体との連携・協業を推進しているほか、地域活性化ファンドへの参加により地域社会の発展・活性化に貢献しています。

人権・労働関連では、多様な人材が活躍できるよう、ダイバーシティの推進に取り組んでいきます。女性管理者比率の向上に関しては、2030年度に本社における女性管理者比率30%を目指すほか、本社以外においても、管理者・役職者を目指す社員を増やすための環境整備・人材育成等を進めます。また、健康経営、労働時間の適正化等、社員視点に立った働き方改革の推進にも取り組んでまいります。

企業統治面では、金融2社商品・サービスに係る不祥事等により大きく毀損した信頼の回復に向け、「お客さまの信頼回復に向けた約束」を実行するとともに、グループの持株会社として、グループCxO制の導入、日本郵政・日本郵便の一体的運営を図り、グループガバナンスを強化します。また、「コンダクト・リスク」を早期に探知し対応する態勢を構築し、グループ一体となったリスク管理を行います。

今後も当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献するための活動を、グループ一体となり取り組んでまいります。

各事業セグメント別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

⑤ 郵便・物流事業

日本郵便の郵便・物流事業において、郵便物の減少や荷物需要の増加に対応するため、以下の取組みを行います。

(a) 商品・サービス・オペレーション体系の一体的見直しとサービスの高付加価値化

引き続き、年賀状を始めとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便利用の維持に取り組んでまいります。また、成長するEC市場やフリマ市場を確実に取り込むため、差出・受取利便性の高いサービスを提供するとともに、営業倉庫を活用した物流ソリューションの拡大、企業間物流の強化等により、収益の拡大を図ってまいります。

なお、過去5事業年度の郵便、ゆうメール、ゆうパック及びゆうパケットの取扱物数の推移は以下のとおりとなります。

(単位：百万通・百万個)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
郵便	17,222	16,781	16,350	15,244	14,858
ゆうメール	3,637	3,650	3,569	3,299	3,346
ゆうパック (含 ゆうパケット)	876	942	974	1,091	989
(再掲) ゆうパケット	261	357	428	497	420

(b) 先端技術の積極的な活用による利便性・生産性向上

郵便物の減少傾向が継続する中、成長市場である荷物分野へのリソースシフトを進めるとともに、業務量に応じたコストコントロールの取組の深化やDXの推進等を通じて、生産性の向上に努めてまいります。

あわせて、テレマティクス技術（移動体通信システムを利用したサービス）を用いて取得するデータを、社員の安全確保や配達の相互応援、郵便物の配達順路や配達エリアの見直しにも活用していくほか、AIによる配送ルートの自動作成等によるゆうパック等の集配業務の効率化や、AGV（無人搬送車）の導入等による局内作業の省人化・スリム化も進めてまいります。

また、他企業との連携により、効率の良い配送システムの構築や利便性の高い受け取りサービスの提供等を実現する新たな物流プラットフォームの構築に取り組むとともに、将来的な実用化に向けて、ロボティクス（ピッキング用ロボット等）や配送の高度化（ドローンや配送ロボット等）についても試行・実験を重ねてまいります。

⑥ 郵便局窓口事業

日本郵便の郵便局窓口事業において、地域やお客さまニーズに応じたサービスを提供するため、以下の取組みを行います。

(a) 総合的なコンサルティングサービスの実現に向けた体制への変革

2022年4月より、新しいかんぽ営業体制を開始し、日本郵便からかんぽ生命保険に兼務出向した、高い機動性と専門性をもったコンサルタントと、多様なお客さまニーズに応える窓口社員が、それぞれの能力を最大限に発揮することで、専門性と幅広さを兼ね備えた「総合的なコンサルティングサービス」をグループ一体で実現してまいります。窓口社員については、窓口における積極的なお声かけや幅広い金融商品の提案を行っていくほか、郵便局窓口、電話及び郵送を中心としたアフターフォローに従事してまいります。

(b) リアルな存在としての郵便局を活かした、郵便局ネットワークの価値向上

地域金融機関との連携強化により、郵便局内へのATMコーナー設置や銀行手続事務の受託等を進めるほか、幅広い地方公共団体事務の受託や駅と郵便局の一体的な運営等、地方公共団体や他企業と連携しながら、地域やお客さまニーズに応じた個性・多様性ある郵便局を展開することにより、郵便局ネットワークの価値を向上させてまいります。また、郵便局窓口業務運営のデジタル化を進め、業務を効率化するとともに、それによって創出した経営資源を活かし、リアルならではのサービスを展開してまいります。

(c) 不動産事業の拡大に向けた取組み

J Pタワー等の賃貸事業を行うとともに、住宅地に所在する土地の有効活用事業として、住宅、保育所及び高齢者施設の賃貸事業を行います。また、新たな収益機会の拡大や保有不動産の有効活用の観点から、広島駅南口計画、虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業及び大阪駅前不動産開発等を推進し、不動産事業が収益の柱の一つとなるよう取り組んでまいります。

⑦ 国際物流事業

日本郵便において、トール社に対する経営管理を強化・徹底してまいります。

同社の業績不振の主要因となっていたエクスプレス事業^{※1}について、2021年8月に譲渡が完了しました。今後は、人員配置の合理化等により、残るロジスティクス事業・フォワーディング事業の採算性を向上させるとともに、シンガポール・ベトナムなど、アジア域内で特に成長が見込まれる数か国と小売業界・工業界といったトール社の得意とする業種にフォーカスした事業展開を行うこと等により、豪州に依存した事業構造から脱却し、日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換による成長へ向けた取り組みを加速させてまいります。

さらに、海外のBtoB事業^{※2}を中心に事業展開するトール社と、国内に顧客基盤を有する日本郵便のシナジーを強化し、コントラクトロジスティクス^{※3}を中心に国内のBtoB事業の拡大を進め、国内外での総合物流事業展開による一貫したソリューションの提供を推進してまいります。具体的には、トール社が持つノウハウを用いて、2018年10月に発足したJ P トールロジスティクス株式会社を通じたコントラクトロジスティクスサービスを提供し、一貫性をもった物流サービスの提供を推進します。

また、トール社を親会社とする連結グループの債務超過の金額は2022年3月末時点で881億円であります。トール社の経営環境が非常に厳しい中、資金繰り安定化を企図し、トール社の借入等に対して、日本郵便による債務保証を付しております。

※1 エクスプレス事業とは豪州及びニュージーランド国内におけるネットワークを活用して道路、鉄道、海上及び航空貨物輸送サービスを提供する事業のことです。

※2 BtoB 事業とは、Business-to-Businessの略語で、企業間の商取引、企業が企業向けに行う事業のことです。

※3 コントラクトロジスティクスとは、売買に関与しない第三者が特定の荷主顧客と契約を結び、輸送や在庫・配送業務の効率運営を図るサービスのことです。

⑧ 銀行業

ゆうちょ銀行は中期経営計画のもとで、急激に変化する社会環境に対応したサステナブルな経営の実現を目指すべく、E S G経営を推進しています。2021年度は、5つの重点戦略を着実に推進し、その基盤を固めました。2022年度は、各重点戦略の取組みを加速し、目指す姿の実現に向けた道筋をつけてまいります。

(a) リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革

安心・安全を最優先に、デジタル人材を強化しつつ、すべてのお客さまが利用しやすいデジタルサービスを拡充してまいります。

具体的には、通帳アプリ等のデジタルサービスについて、機能や使いやすさの継続的な改善に取り組むとともに、「家計簿・家計相談アプリ」の構築に取り組んでまいります。また、全国の郵便局ネットワークを活用し、各種デジタルサービスの積極的なご案内・身近なサポートを進めてまいります。さらに、通帳アプリ、家計簿・家計相談アプリを起点として、多様な事業者との連携を通じて最適なサービスを提供する、オープンな「共創プラットフォーム」の構築に注力してまいります。

また、資産形成サポートビジネスにおいては、お客さま本位の業務運営推進の下、対面チャネルとデジタルチャネルの相互補完により、お客さまニーズに応じ、最適な商品・チャネルを提案いたします。

対面チャネルにおいては、2022年4月から窓口の投資信託商品ラインアップをお客さまに理解いただきやすい商品に厳選するとともに、投資初心者には主に積立投資を提案してまいります。また、2022年5月からは「投資一任サービス※（ゆうちょファンドラップ）」を開始しました。加えて、オンラインでの相談環境の一層の充実を図るとともに、デジタルチャネルにおいて、投資信託Webページやアプリのさらなる充実に取り組み、よりお客さまに利用いただきやすいチャネルに見直してまいります。

さらに、キャッシュカード一体型のブランドデビットカード「ゆうちょデビット」の取扱いを2022年5月から開始しております。また、「信託・相続サービス」等、新たなサービスの開始に向けて、準備してまいります。

※ 投資一任サービスとは、投資一任契約に基づき、投資運用業者がお客さまから投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客さまのための投資を行うのに必要な売買・管理等を行うサービスのことです。

(b) デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上

窓口タブレットをゆうちょ銀行全直営店に導入するほか、新規口座開設をスマートフォン上で行う「口座開設アプリ」のサービスを開始する等、お客さまの取引チャネルの選択肢を拡充しながら、窓口業務の効率化を進めてまいります。また、貯金事務センターにおいては、B P M S※の機能・拠点の拡大に向けた準備や相続関連業務のシステム化を進める等、今後ともデジタル技術を組み合わせた総合的な事務の自動化を推進してまいります。

これらの取組みを通じ、引き続き窓口等の業務量削減を図る一方、強化分野への人員シフトを継続しつつ、育成の強化を図ることで、より一層、生産性の向上を図ってまいります。

また、引き続き、戦略的なIT投資等、重点分野への投資を強化しつつ、既定経費の削減により、経営の効率性改善を目指してまいります。

※ B P M Sとは、Business Process Management Systemの略。

R P Aを自動で起動し、人による確認作業等を要求するなど、業務フローを系統的に制御し、自動的に工程管理を行うシステムのことです。

(c) 多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化

お客さまからお預かりした大切な資金を、地域へと循環するために、特にエクイティ性資金の供給を拡充し、地域活性化への貢献に努めてまいります。

具体的には、「地域活性化ファンド」や「投資・事業経営会社」への出資を推進するとともに、「J P インベストメント地域・インパクト1号ファンド」に出資する等、地域経済発展に貢献してまいります。

また、地域金融機関と連携し、「地域の金融プラットフォーム」として、A T M連携や税公金取りまとめ事務共同化等について取り組むなど、全国の地方創生を多面的に支援してまいります。

(d) ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化

ウクライナ情勢、インフレ懸念を背景とした米国等の金融政策の転換等によるマーケット変動に十分留意しつつ、リスク対比リターンやストレス耐性の強化等を意識したポートフォリオ運営を実施します。

具体的には、リスク性資産については、投資適格領域のクレジット資産（国内外の社債等）を中心に残高を積み上げていくほか、リスク性資産のうち、戦略投資領域[※]については、中長期的な視点で、優良ファンドへの選別的な投資を継続してまいります。

加えて、ストレステスト高度化、モニタリング充実、外貨流動性リスク低減等、リスク管理高度化の取組みを推進してまいります。

※ 戦略投資領域とは、プライベートエクイティファンド（成長が見込まれる未上場企業等へ投資するファンド）、不動産ファンド等からなる戦略的な投資領域のことです。

(e) 一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化

引き続き、組織風土改革に取り組むとともに、内部管理体制の強化においては、日本郵便及び当社と連携し、部内犯罪防止やお客さま情報の漏洩・紛失の防止等、コンプライアンス態勢のさらなる強化に努めてまいります。

また、上記5つの重点戦略に加え、E S G経営の推進として、「環境の負荷低減」と「働き方改革・ガバナンス高度化の推進」に引き続き取り組んでまいります。具体的には、引き続き使用電力の再生可能エネルギーへの切り替えを推進するとともに、E S Gテーマ型投資[※]の2025年度の残高目標を従来の2兆円から4兆円に引き上げ、資金運用業務を通じた社会全体の環境負荷低減に努めてまいります。また、強化分野の人材確保・育成、多様な人材を活かす環境整備や健康経営の積極的な推進等の人材投資の強化に加え、社員のキャリア形成支援・人材の見える化実現による人的資本の最大化を目指してまいります。

※ E S G債（グリーン債、ソーシャル債（パンデミック債含む。）、サステナビリティ債）、再生可能エネルギーセクター向け与信、地域活性化ファンド等のことです。

⑨ 生命保険業

かんぽ生命保険は、2021年5月に中期経営計画を公表しており、お客さまから真に信頼される企業へと再生し、お客さまに感動いただける保険サービスのご提供を通じて、持続的な成長を目指してまいります。

(a) 再生に向けた取組み

2022年4月より、専門性と幅広さを兼ね備えた新しいかんぽ営業体制を構築し、日本郵政グループ一体での総合的なコンサルティングサービスを実施してまいります。

リテール領域では、かんぽ生命保険内にかんぽサービス部を新設し、日本郵便から同部に出向したコンサルタント（主にお客さまのお宅を訪問して活動する社員）は、かんぽ生命保険商品及びがん保険商品のご提案・アフターフォローに専念するとともに、かんぽ生命保険が直接責任をもってマネジメントする体制とします。加えて、お客さま担当制を導入することで、お客さまのライフステージの変化等によるニーズの変化に適切に対応するための定期的なコンタクトを充実させ、お客さまに寄り添った質の高いアフターフォローを実施してまいります。

これらの施策を実施するにあたり、2022年3月に、「かんぽ営業（リテール領域）の目指す世界観」を定めております。ここでは「お客さまの信頼・満足を起点としてお客さま数を拡大していく」、「フロントラインに寄り添った仕組み・制度の運用を通じ、適正なマネジメントを定着させ、社員の成長を支える」及び「社会・経営環境を敏感に捉え、進化し続ける」ことを掲げており、この世界観を全社員で共有し、実行していくことで「マーケットも人材も成長させる文化」への転換を図ってまいります。その実現に向けては、土台であるマネジメントの成長を促すために、全社一体となってフロントラインのマネジメントに寄り添い、フロントラインの課題の解決に取り組んでまいります。また、営業目標、評価、手当等の諸制度について世界観と同期を図った形へ大きく見直し、2022年度の営業目標については、新契約と契約継続の両面を評価する保有契約の純増を観点とした目標を導入するとともに、アフターフォローや募集品質の維持などの活動を評価する目標をバランスよく設定し、結果に至るまでのプロセスも重視してまいります。これらの制度の仕組み・運用については、お客さまのためにできることを最優先に考えるとともに、変化し続ける社会環境や経営環境に適切に対応しながら、不断の見直しを図ってまいります。

法人営業領域でも同様に、2020年度に定めた法人営業ビジョン「社員一人ひとりがお客さまや地域社会とともに進化することに挑戦し続けます」に基づき、引き続き、経営者に寄り添い、より幅広く、より質の高いサービスをご意向に合わせてご提供することにより、お客さまとの真の信頼関係を構築、拡大してまいります。

事業基盤の強化については、「保険サービスの充実」、「資産運用の深化・高度化」、「事業運営の効率化・高度化」に取り組んでまいります。

「保険サービスの充実」においては、人生100年時代における、あらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えする保険サービスの開発を進めてまいります。

昨今、医療の進展により入院日数は短期化傾向にあるとともに、外来での手術も定着しております。他方で、病気によっては長期の入院が必要となり、経済的に不安を抱えているお客さまも多く、公的医療保険制度の対象外となる費用負担などに対応した医療保障へのニーズは高いと考えております。このようなニーズに対応するため、2022年4月より、新しい医療特約「もっとその日からプラス」の取扱いを開始しております。「もっとその日からプラス」では、従来の医療特約より、入院一時金の金額・回数を充実させ、短期・長期のいずれの入院にも対応するとともに、外来又は入院中の手術のどちらでも同じ手術保険金額をお受け取りいただける、手厚い医療保障をご提供しております。

このほか、2022年4月より、お客さまの利便性向上を図るため、生命保険商品の受託販売範囲を広げるとともに、法人向け商品の受託販売等について、経営者向け定期保険に付加できる特約の種類を拡大しております。

今後も、青壮年層のお客さまニーズに応える低廉な保険料でバランスのとれた保障の提供や、人生100年時代を踏まえた高齢・中高年層の保障等のニーズに応える商品の拡充のほか、お客さまの健康づくりをサポートする商品の研究に取り組んでまいります。

資産運用においては、ERM^{*1}のフレームワークの下、ALM運用を基本として、安定的な資産運用収益の確保を目指すとともに、2025年予定の経済価値ベースの新資本規制導入の動きに適切に対処しつつ、オルタナティブ投資等投資領域ごととポートフォリオ構築の両面から資産運用を深化・高度化してまいります。

収益追求資産への投資については、中期経営計画期間（2021年度～2025年度）において、総資産に占める同資産の比率を18～20％程度まで引き上げることを見込んでおります。特にオルタナティブ投資^{*2}については、プライベートエクイティ、不動産ファンド、インフラエクイティ、ヘッジファンドの4分野で戦略分散・地域分散を図りながら、リスク許容量と投資機会に応じて段階的に投資残高を積み上げてまいります。

ESG投資については、温室効果ガス削減目標達成に向けた投資先に対するエンゲージメントの強化、中期経営計画期間中のKPIに設定した投融資先再生可能エネルギー施設の総発電出力^{*3}の目標達成に向けた投融資の積極化、社会課題解決に向けたインパクト投資^{*4}の推進を進めてまいります。

また、デジタル化の推進により、お客さまサービス向上と業務の効率化及び経費の削減に取り組んでいくほか、更なる事業費管理の高度化に向け、自律的にコストコントロールの役割を担う予算管理者を本社各部に設置する等の新たな事業費管理の仕組みを導入し、経費削減を進めてまいります。これにより生じた経営資源は、お客さまサポート領域、DXの推進等の強化領域にシフトするなど、事業運営の効率化・高度化に取り組んでまいります。

- ※1 ERMとは、Enterprise Risk Managementの略語で、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本などと比較・対照することによって、事業全体として行うリスク管理のことです。
- ※2 オルタナティブ投資とは、債券や上場株式などの相対的に歴史の長い金融商品（伝統的資産）以外の新しい投資対象や投資手法の総称です。
- ※3 投融資先再生可能エネルギー施設から出力される電力に限ります。かんぽ生命保険持ち分換算後です。
- ※4 インパクト投資とは、財務的リターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的及び環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資行動を指します。

(b) 持続的成長に向けた取り組み

お客さま体験価値（CX）の向上の観点から、保険サービスを抜本的に見直し、お客さまの利便性や募集品質を向上させることで、「かんぽ生命に入っていてよかった」と感動いただけるよう取り組みます。また、その体験価値をご評価いただいたお客さまから、そのご家族や知人、さらには地域・社会全体へかんぽ生命をお勧めいただくことで、お客さまを広げてまいります。

具体的には、「お客さま一人ひとりに寄り添う適切なご提案」、「その場で完結する簡便な手続きの提供」、「チーム一体でのきめ細やかなサポート」、「お客さまとのつながりを重視したアフターフォローの充実」に取り組んでまいります。

「お客さま一人ひとりに寄り添う適切なご提案」を行うため、お客さまのニーズや必要な保障内容などについてデジタルを活用したツールにより可視化するとともに、遠方にお住まいのご家族等にも同席いただけるシステムを導入し、お客さま一人ひとりに寄り添う適切なご提案を実現してまいります。また、「その場で完結する簡便な手続きの提供」を行うため、デジタル技術の活用により、お客さまのニーズに応じて、オンライン、対面等様々なお申込み・ご請求形態を選択できるようにしてまいります。具体的には、お客さま自身のスマートフォン等の端末から被保険者同意及び告知を可能とするため、アジャイル開発^{*}手法を用い、一部地域から段階的に試行実施してまいります。このほか、インターネット上での入院・手術保険金請求の拡大等に取り組むとともに、マイページからの入院・手術保険金請求に対して、専門スタッフ（カスタマーセンター）がリアルタイムにサポートするチャット機能を実装する等、その場での諸手続き等の完了を可能にしております。さらに、「チーム一体でのきめ細やかなサポート」を行うため、お客さまのご契約情報やお問合せ情報等をお客さま単位で集約したお客さまデータベースを構築し、コンサルタント、郵便局窓口、専門スタッフなど、お客さまにご対応する全ての社員がチーム一体で、きめ細やかなあたたかみのあるサポートを提供できる環境を整備してまいります。

そして、「お客さまとのつながりを重視したアフターフォローの充実」のため、訪問による対面対応に加えて、オンライン会議など様々な方法による手厚いアフターフォローや、メール・SNS等によるお客さまごとに最適なタイミングでのアフターフォローを行い、お客さまのニーズに幅広くお応えし、お客さまの周囲の方々も含めた信頼の獲得を目指してまいります。

※ アジャイル開発とは、システムを開発する手法のひとつです。短期間に設計やテストを繰り返しながら開発を進めることで、サービス開始までの開発期間を短縮するとともに、開発途中の仕様・要件変更にも柔軟に対応することを目指します。

(参考)

過去の新契約、保有契約の件数の推移は下記のようになります。

(単位：万件)

契約の種類	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
新契約(個人保険)	173	171	64	12	17
簡易生命保険	1,248	1,104	990	894	806
かんぽ生命保険	1,792	1,809	1,716	1,589	1,474

(注) 2007年10月1日の民営化時の簡易生命保険契約は5,517万件でした。

2 【事業等のリスク】

下記Ⅰ～Ⅷにおいて、当社及び当社グループの事業内容、経営成績、財政状態等に関する事項のうち投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクを例示しております。もっとも、当社及び当社グループの事業等のリスクは、これらに限定されるものではありません。

下記「Ⅰ．当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク」において、当連結会計年度末現在において当社経営陣が特に重視する事項について記載し、その他の重要なリスクは下記Ⅱ～Ⅷに記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

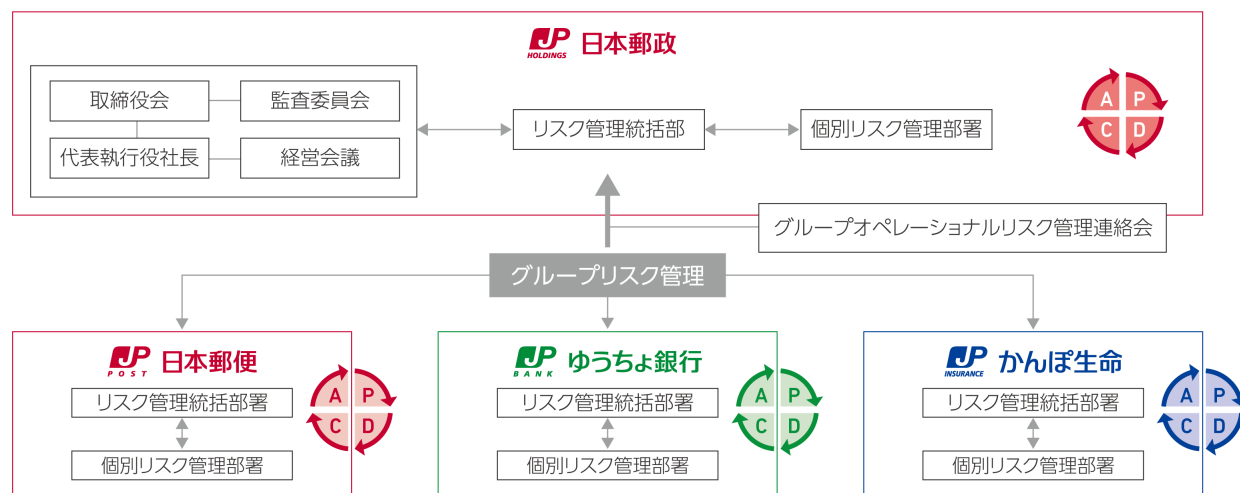
<当社グループのリスク管理態勢>

当社グループでは、グループ協定等に、事業子会社の管理対象リスクや当社への報告事項等、リスク管理に係る基本事項を定め、当社がグループのリスク管理状況や改善状況をモニタリングすること等により、グループ全体のリスク管理を行っています。

当社では、グループガバナンス強化のため、グループのリスク管理統括責任者として、執行役の中から「グループ・チーフ・リスク・オフィサー（グループCRO）」を選任しています。グループCROは、事業子会社のリスク管理担当役員をメンバーとする「グループオペレーショナルリスク管理連絡会」等を通じ、事業子会社のリスク管理の向上に向けた情報共有・協議等を実施するとともに、グループのリスク管理状況・取組みについて取締役会等への報告等を行い、取締役等からレビューを受けています。

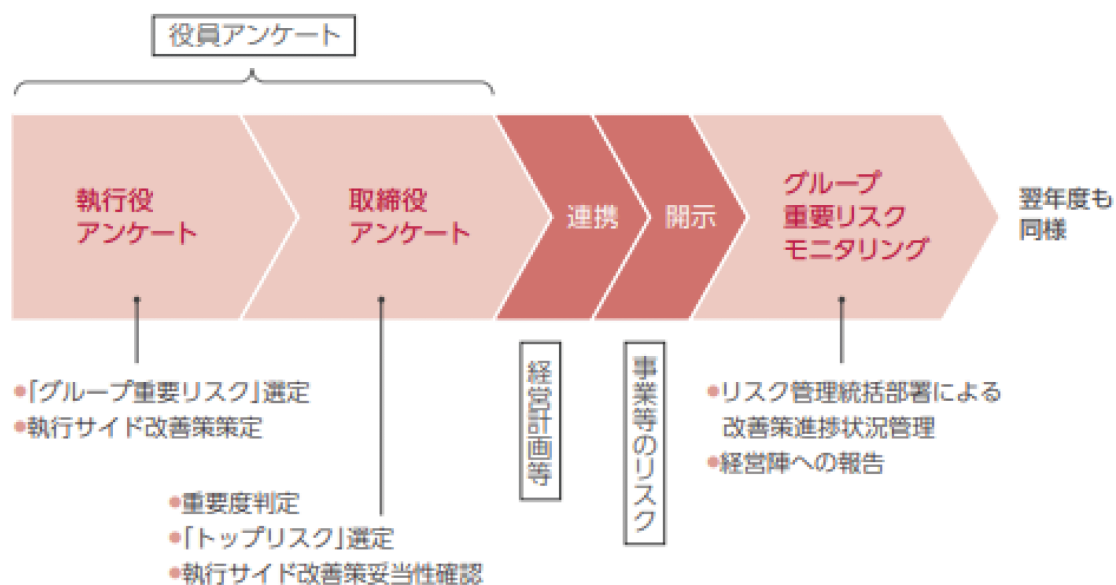
なお、事業子会社は、自社のリスク管理を統括する部署を定め、自ら主体的に自社の事業特性やリスク特性に応じたリスクの特定、評価、制御、モニタリング等のリスク管理を行うとともに、当社に対し必要事項を報告する等のリスク管理態勢を整備しています。

日本郵政グループのリスク管理態勢



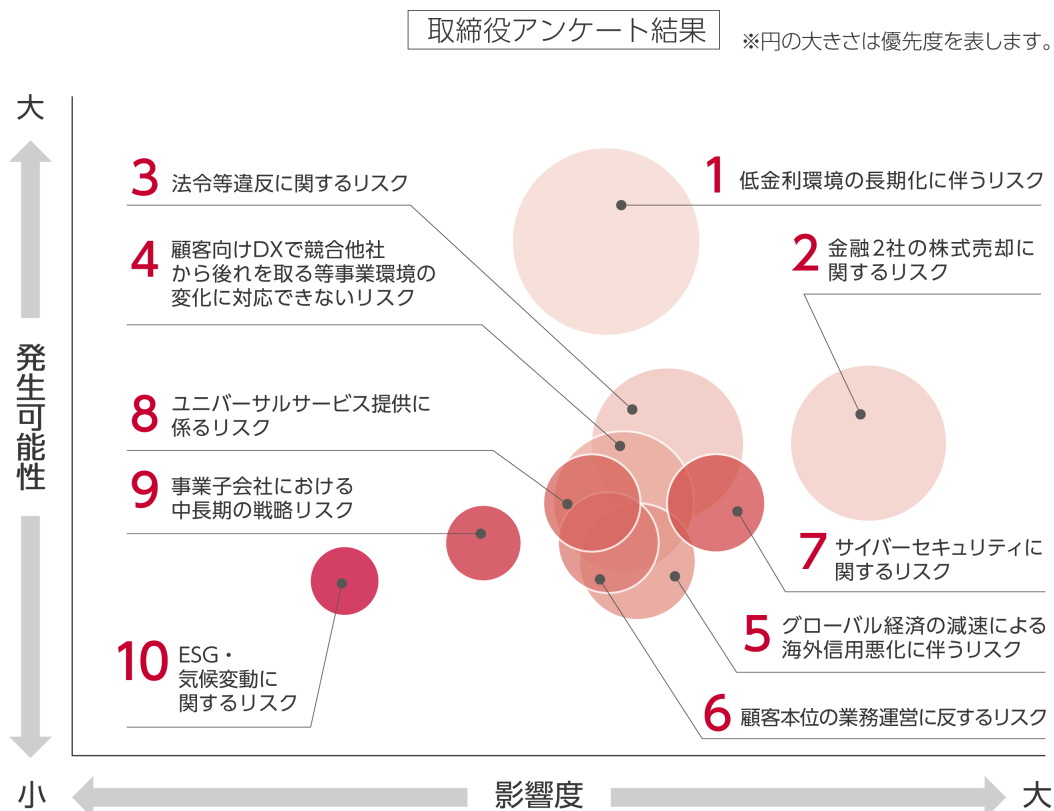
<グループ重要リスク管理>

当社は、外部環境の変化や事業戦略等を踏まえ、毎年、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク（グループ重要リスク）の見直しを行っています。具体的なリスクの特定、評価については、取締役及び執行役へのアンケート（役員アンケート）を通じて行い、改善策の策定、改善策取組状況のモニタリング等を経営陣が行うPDCAサイクルを回しています。



I. 当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク

当社は、役員アンケートを通じて、グループ重要リスクのうち発生可能性と当社グループの業績への影響の観点から特に重要度の高いものをトップリスクと定め、「経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク」としています。下図は、かかる当社経営陣によるリスク分析の状況をわかりやすく示すために、「経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク」と位置付けた10のリスクにつき、その相対的な位置づけを図示したものです。ここに記載した各リスクの発生可能性、影響度、優先度は、本書提出日現在における当社経営陣の分析に基づくものであり、また、発生可能性、影響度又は優先度が「小」と記載されたリスクについても、現に当該リスクが発生し又は当社の事業等に重大な影響を及ぼす可能性を否定するものではありません。



1. 低金利環境の長期化に伴うリスク

当社グループの収益の多くは、銀行業及び生命保険業（以下「金融事業」と総称します。）の運用・調達から生じる収益により占められています。

歴史的な低金利環境の長期化を受けて、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険（以下「金融2社」といいます。）の債券運用収益が低位から回復しないことにより、基礎的な収益力が低下し、当社グループの収益が大幅に減少するリスクは大きいものと認識しております。また、低金利政策の出口としての急激な金利上昇により、当社グループの保有資産の価値が大幅に下落するリスクや預金の預け替え、保険の解約が進むリスクが顕在化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し、金融2社では中長期的に収益の確保を図ることを目的に、資産・負債を総合管理するALM (Asset Liability Management) の枠組みの下、市場環境の変化、リスク・リターン等を踏まえた機動的なポートフォリオ運営を行っているほか、財務健全性の観点から、リスク管理態勢を高度化するとともに、ストレス・テストや損益シミュレーション等を実施することによりリスクの分散に取り組み、市場リスク等を適切に管理するよう努めておりますが、低金利環境がさらに長期化した場合や急激な金利上昇が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融2社の株式売却に関するリスク

当社は、金融2社の株式売却に関しては、郵政民営化法を踏まえ、金融2社の経営の自立性・自由度を広げる観点から、できる限り早期に金融2社株式の保有割合を50%以下とすることを目指しております（2022年3月末日現在、当社によるゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の議決権保有割合はそれぞれ、89.0%と49.9%です。）。金融2社の株式の売却が進んだ場合には、非支配株主に帰属する当期純利益の増加や持分法による投資利益の減少により、当社の連結財務諸表に反映される金融2社の利益が減少します。

また、株式売却は市場環境等にも左右されるため、当社の想定通りに株式の売却が進まない可能性があります。さらには、金融2社の株式保有割合が低下してグループの一体的な業務運営が難しくなること等により、顧客離れ・ブランド力低下が発生し、当社グループの収益が金融2社の持分低下の影響を超えてさらに低下する可能性もあります。

当社としては、将来的に金融2社に代わる事業基盤を確保するとともに、これら2社の株式売却により得た資金を活用して、例えば、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」として新たなビジネスを展開して収益機会を確保する等、ビジネスポートフォリオを転換することに取り組めますが、当社グループを取り巻く国内外の経済情勢は厳しい状況にあるほか、投資先の選定・管理等の難易度は増しており、上記の当社連結業績への影響を補えない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに際し、ゆうちょ銀行はプライム市場の上場維持基準のうち「流通株式比率35%以上」に適合しなかったため、経過措置の適用を受けたうえで、プライム市場へ移行しました。当分の間、プライム市場への上場が維持される見込みですが、当社によるゆうちょ銀行株式売却が進まないこと等により、経過措置期間内に上場維持基準を充足できない場合には、ゆうちょ銀行の上場維持が認められず、ゆうちょ銀行の株式の株価下落により当社個別業績が悪化し、又はゆうちょ銀行株式売却がさらに困難になる可能性があります。

3. 法令等違反に関するリスク

当社グループでは、郵便局長等による資金横領や預払金横領事案等が複数件発生しており、当社グループ内で連携して発生原因の分析、再発防止策の検討等を行い、法令等違反の撲滅に向けてコンプライアンスの徹底・強化、並びにグループガバナンス及び内部統制の強化に取り組んでおります。

また、当社グループは、2019年、かんぽ生命保険商品の募集品質に係る諸問題に関し、監督当局からの行政処分を受け、2020年1月に策定した業務改善計画に基づき各種施策に取り組み、外部専門家で構成されたJ P改革実行委員会のモニタリングを受けながら、お客さまからの信頼回復に向けた改善策を実行してまいりました。

加えて、かんぽ生命保険商品と投資信託を同一のお客さまに販売した際に、一部の取引について法令違反があったことを受け、契約無効措置等のお客さま対応を実施したほか、商品横断的なデータモニタリングなどの必要な対応を行いました。

さらに、当社グループは、内部通報制度等を活用して社員の声の収集・分析を行い潜在的なリスクの検知に努め、法令等遵守を徹底しております。

しかしながら、かかる態勢・予防策が十分な効果を発揮するとは限らず、結果として当社グループの役員・従業員による法令その他諸規則等の違反、社内規程・手続等の不遵守、不正行為、事故、不祥事等が生じた場合には、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 顧客向けDXで競合他社から後れを取る等事業環境の変化に対応できないリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大や少子高齢化・デジタル化の進展の中、企業が競争上の優位性を確保するためには、ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、お客さまや社会のニーズに基づき、商品・サービス、ビジネスモデルを変革し、業務、組織、企業文化・風土等を変革することが必要となります。

当社グループでは、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」として、グループ一体でのDX推進による、リアルな郵便局ネットワークとデジタル（デジタル郵便局）との融合により新たな価値を提供できるように取り組みを進めるほか、楽天グループ株式会社などグループ外企業等との資本・業務提携、その他新規事業への投資等に取り組んでおりますが、これらの取り組みが成功する保証はなく、事業環境の変化に適時かつ適切に対応できない場合には、当社グループの業務・商品の競争力低下等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、P-DX（Postal-Digital transformation：デジタル化された差出情報と、日本郵便ならではの配達先情報を活用し、データ駆動型のオペレーションサービスを実現するための郵便・物流事業改革）の推進、オペレーション改革、窓口業務運営のデジタル化等を進めておりますが、かかる取り組みが奏功せず、競合他社から後れを取るなど、事業環境の変化に対応できない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響

を及ぼす可能性があります。

5. グローバル経済の減速による海外信用悪化に伴うリスク

当社グループの収益の多くは、金融事業の運用・調達から生じる収益により占められています。

世界的な金融政策の変更、ロシアによるウクライナ侵攻等の地政学リスクの高まり、新型コロナウイルス感染症の拡大等による歴史的な金融・資本市場の動揺、グローバル経済の減速懸念時には、金融2社については、海外金融資産の増加に伴い海外クレジット市場の信用スプレッド拡大、外貨の調達、通貨ベースの拡大によるヘッジコスト上昇の影響を強く受け、当社グループ各社の保有資産の評価損、減損損失及び売却損の計上、剰余金の処分による分配可能額の減少・消失等、金融事業に影響を及ぼすリスクは大きいものと認識しております。

これらに対し、財務健全性の観点から、リスク管理態勢を高度化し、ストレス・テスト等を実施し、運用の分散や機動的な運営に努め、必要な自己資本比率を確保しておりますが、金融・資本市場、国内外の経済情勢その他事業環境の変動が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6. 顧客本位の業務運営に反するリスク

当社グループでは、業務改善計画に基づいた改善策の実行に向けて取り組んでいるかんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題に加え、かんぽ生命保険商品と投資信託の横断的な販売について、一部お客さま本位といえない営業が行われていたことや、ゆうちょ銀行のキャッシュレス決済サービスの不正利用、郵便局におけるお客さま情報の紛失等の問題が発生しています。当社グループは、外部専門家の方々と構成された、各種取組みを公正・中立な立場から検証するJ P改革実行委員会からの評価、助言等も踏まえ、ガバナンス機能、グループコンプライアンス機能、監査部門の機能の強化等を図り、業務改善計画を着実に実行しており、また、お客さまからの信頼回復に向け、2020年9月に発表した「お客さまの信頼回復に向けた約束」をもとに、お客さまや社員の声を経営や営業・業務改善に活用する等、お客さま本位の事業運営を徹底し、お客さまからの信頼回復に向けた改善策を実行してまいりました。

また、ゆうちょ銀行の即時振替サービスの不正利用事案等に関し、2021年1月にJ P改革実行委員会から受領した「株式会社ゆうちょ銀行のガバナンス等に係る検証報告書」において、ガバナンス強化に向けた改善策に係る提言を受けており、提言事項への対応に取り組んでおります。

併せて、当社は、2021年4月1日付でグループコンダクト統括室を設置し、子会社からのコンダクト・リスクに係る情報を迅速に把握し、グループとして一体的な対応を可能とするための態勢整備を行いました。

他方、日本郵便では、経費で購入した業務用カレンダーの配布にあたって全国郵便局長会より不適切な指示が行われていた問題が発覚しました。再発防止のため、「会社の活動」と「業務外の活動」のしゅん別にに関する全役員・社員への継続的な指導等を着実に実行し、同様の事案を発生させないように取り組んでおります。

また、同カレンダーの配布にあたって、業務上得られた個人情報業務外の活動に使用する等の不適切な取扱いも発覚しました。再発防止のため、個人情報の適正な取扱いの徹底等に関する教育・研修を日本郵便の全社員対象に行っております。

当社グループは、2022年4月1日付でグループコンダクト向上委員会を設置し、グループ行動憲章を実践していくためのグループコンダクトを向上させる取組みについて、外部有識者による助言をいただき、お客さまからの信頼回復などに取り組んでまいります。

さらに、2022年4月からは、「新しいかんぽ営業体制」を開始し、日本郵便からかんぽ生命保険に兼務出向した高い機動性と専門性をもったコンサルタントと、多様なお客さまニーズに応える日本郵便の窓口社員が、それぞれの能力を最大限に発揮し、専門性と幅広さを兼ね備えた「総合的なコンサルティングサービス」をグループ一体で実現してまいります。

当社グループは、お客さま本位の業務運営を徹底し、組織風土改革を含む信頼回復に向けた取組みを継続してまいります。今後、お客さまの不利益となる他の事例や法令違反又は社内ルール違反となる他の事例が追加で判明する可能性は否定できず、この場合には、更なる行政処分を受ける可能性があります。当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

7. サイバーセキュリティに関するリスク

重要インフラである郵便・物流事業、銀行業、生命保険業を運営している当社グループにおいては、事業運営上のシステムへの依存度が高い状況にあります。当社グループは、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」としてグループ一体でのDXを推進していることから、今後ますますその重要性が高まることが予想される一方、社会ではシステムに対するサイバー攻撃や各種サービスの不正利用が発生しております。当社グループの事業運営における情報システムへの依存度は高く、インターネットを活用した顧客とのアクセスも多くなり、その結果、サイバー攻撃や各種サービスの不正利用のリスクが高くなっています。また、かかるリスクはサイバー攻撃の高度化や在宅勤務（テレワーク）の拡大等により、今後さらに増大する可能性があります。

当社グループでは、このような高まりを見せるサイバー空間におけるリスクに対して、恒常的にサイバーセキュリティ対策の高度化に取り組んでおりますが、かかる対策にもかかわらず、当社グループのシステムへの攻撃、各種サービスの不正利用により、当社グループの事業が大規模かつ長期間に亘り停止又は制約を受けるような事案が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

8. ユニバーサルサービス提供に係るリスク

当社及び日本郵便は、郵政民営化法等に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する法律上の義務を負っています（かかる義務に基づき郵便局ネットワークを通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」といいます。）。

そのため、当社グループの郵便・物流事業及び郵便局窓口事業においては、全国各地の郵便局及び配送拠点等に係る設備費、車両費等の多額の固定費に加え、多数の社員の給与等の人件費が発生しております。特に、人件費については、労使交渉・労働法制の変更等を受けて従業員への給与等を増額した場合には、それが一人当たりは比較的小さな増額であっても、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、高齢化に伴う厚生年金保険料率、雇用保険料率及び健康保険組合保険料率の引き上げなどによる法定福利費等の上昇も想定されます。

当社及び日本郵便は、今後、地方における過疎化の進展、企業活動又は個人の消費活動の縮小、電子メール等インターネットやウェブサイトを通じた通信手段、金融サービスの普及等を背景に、郵便物や荷物の取扱数量や、金融・保険商品の販売・募集の減少等、当社グループが郵便局を通じて提供するサービスの利用が減少した場合であっても、ユニバーサルサービスを維持する法的義務があり、収益性の低い事業又は拠点等を縮小する等の対応が制限されているため、かかる方法により固定費を削減することが困難となる可能性があります。当社グループの提供する商品・サービスの内容、対象若しくは対価を変更し若しくはその提供を中止し、又は、郵便局ネットワークを縮小するなどの対応ができず若しくは制約され、かかる固定費に見合った収益を挙げられない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ユニバーサルサービス維持のため、固定費の負担から当社グループの損益が大幅に悪化し、その結果、事業運営コストを賄うために収益性を過度に追求した営業や過度のリスクを伴う資金運用を行い、コンダクト・リスクや運用リスクが顕在化する可能性があります、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ユニバーサルサービスの確保については、2015年9月28日付「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」に関する情報通信審議会からの答申において、短期的には、「日本郵政及び日本郵便は自らの経営努力により現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、「また、国は、ユニバーサルサービス確保に向けたインセンティブとなるような方策について検討することが必要である」、中長期的には、「郵政事業を取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保の方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していくことが必要」とされており、答申を受けて実施される政府の施策の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9. 事業子会社における中長期の戦略リスク（既存事業の成長に関するリスク）

当社グループは、国内外の市場金利、為替、株価、経営環境（消費税増税を含む。）、競争状況、営業費用等多くの前提に基づいて中期経営計画を策定し、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等の業務に係る中期的な事業戦略・方針を定めております。2022年度は当社グループ5カ年の中期経営計画「JPビジョン2025」の2年目となりますが、「お客さまと地域を支える共創プラットフォームの構築」の戦略のもとに、

成長に向けた投資、効率化施策、生産性向上の取組みを行っています。

しかしながら、将来の戦略、計画、方針等には様々なリスク等が内在しており、当社グループの施策が奏功しなかった場合、又は、当社グループの採用した前提と異なる状況が生じた場合には、当該計画の実現又は目標の達成ができない可能性があります。

日本郵便は、中期経営計画「J P ビジョン2025」では、P-DXを推進することで、荷物分野の競争激化に打ち勝つ配送サービスを提供するとともに、生産性向上等に向けオペレーションの効率化を実施していくとしております。しかし、P-DXの推進が想定通りに進まなかった場合は、e コマース市場の荷物の獲得や生産性向上によるコストの抑制に遅れが生じる場合があります。また、窓口業務運営のデジタル化等により、業務の効率化を徹底する取組み等を進めておりますが、想定通りに業務の効率化が進まず、コスト削減を実現できない場合があります。

ゆうちょ銀行は、“信頼を深め、金融革新に挑戦”のスローガンの下、「リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革」、「デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上」等の5つの重点戦略を通じて、ビジネスモデルの変革と事業のサステナビリティ強化に取り組んでおります。

かんぽ生命保険は、「新しいかんぽ営業体制の構築」、「保険サービスの充実」、「事業運営の効率化」、「資産運用の深化・高度化」などの事業基盤の強化、及び「お客さま体験価値（CX）の向上」を中心に取り組んでおります。

しかしながら、当社グループのかかる施策が十分な効果を発揮しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、これにより当社の分配可能額が減少し、当社株主への配当の支払い額が減少し又は配当の支払い自体が困難となる可能性があります。

10. ESG・気候変動に関するリスク

当社グループは、郵便局ネットワークを活用し、事業を通じて、地域社会への貢献、SDGs等の社会的な課題に取り組むことにより、グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値の創出を図っておりますが、その対応が不十分と評価された場合には、当社グループの資本市場における評価その他社会的な評価の低下につながる可能性があります。当社グループの事業、業績及び財政状態並びに当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

その中でも、気候変動への対応は、我が国及び世界において大きな課題となっており、当社グループにおいては、異常気象や増加する自然災害等により外務社員の熱中症などの従業員の健康被害や店舗、その他の設備や施設の損壊その他正常な業務遂行を困難とする状況等の郵便局ネットワークの損傷といった物理的リスクのほか、当社グループの気候変動への対応が遅れることで、より環境負荷の低い輸送手段を持つ企業に顧客が移る等の移行リスクに適切に対応する必要があります。当社グループとしても「2050年カーボンニュートラルの実現」を目指し、温室効果ガス（GHG）の削減に取り組んでおりますが、その達成には、我が国における再生可能エネルギーの普及などが進むことが必要となります。当社グループも、持てるリソースの活用によって我が国及び世界のカーボンニュートラル化を後押しすることとしております。しかしながら、これらの動きが十分に進まなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態並びに当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

II. 当社グループ全般に関するリスク

1. 事業環境に関するリスク

(1) 経済・政治情勢その他の事業環境の変化に伴うリスク

当社グループが行う事業のうち、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、銀行業、生命保険業等は、その収益の多くが日本国内において生み出されるものであるため、主として国内における経済情勢の変化、金利の動向、金融市場の変動、消費税増税、少子高齢化の進展、e コマース市場の動向、技術革新、賃金水準の変動、不動産価格の変動、預金水準等の影響を受けます。

また、国際物流事業において日本郵便の子会社であるトール社が、日本を含むアジア太平洋地域等におけるフォワーディング、ロジスティクス等の国際的な事業活動を行っており、世界経済の減速、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む各国・地域における経済情勢や政治情勢等の変動による影響を受け、銀行業・生命保険業においては、運用の多様化・高度化の下、国際分散投資を推進している結果、足元の急速な円安や米国での金利上昇、株式市場の混乱など、国際金融・資本市場の変動による影響も受けます。加えて、郵便・物流事業においても、国際情勢や円安の影響等を受けてエネルギー価格が高騰した場合、費用が増加し、収益性が低下する可能性があります。従って、足元の新型コロナウイルス感染症の拡大を含む国内外の経済情勢、金融・資本市場その他事業環境の変動が、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他社との競合に関するリスク

当社グループが行う事業は、いずれも、激しい競争状況に置かれております。当社グループと競合関係にある

同業他社は、AI・Fintech・テレマティクス等の技術の急速な進展・活用、その他の事業環境の変化・事業戦略の変更等で、当社グループより優れた商品構成、サービス、価格競争力、事業規模、シェア、ブランド価値、顧客基盤、資金調達手段、事業拠点、ATM・物流拠点その他のインフラ・ネットワーク等を有する可能性があります。

例えば、日本郵便が行っている郵便・物流事業については、信書便事業者や他の物流事業者等と競合関係にあります。特に成長が見込まれる物流事業における競争は激しく、日本郵便としては価格競争による個数獲得は目指さない方針ですが、競業他社が日本郵便よりも競争力のある価格でサービスを提供すること等により、日本郵便のシェアも影響を受けております。このように、他社サービスの競争力の向上その他の理由により他社の提供するサービスへの乗り換えが発生した場合、又は、競争激化により日本郵便の事業、シェア若しくは収益の動向が当社グループの想定通りに進捗しなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行が行っている銀行業、及びかんぽ生命保険が行っている生命保険業も、同業他社等と競合関係にあります。今後、両社が金融サービスに対する顧客ニーズの変化や市場構造の変化等に適切に対応できなかった場合、又は、両社が競合他社に対して優位に立てない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近年では、国内外の各業界において統合や再編、業務提携が積極的に行われているほか、参入規制の緩和や業務範囲の拡大等の規制緩和が行われております。当社グループ各社が市場構造の変化に対応できなかった場合や規制緩和や新規参入が想定以上に進んだ場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、日本のeコマース市場の拡大に伴い宅配取扱数量の増加がみられる一方で、物流事業者やEC事業者による提携、主要なECプラットフォームによる独自の物流サービスの展開等が進んでおり、日本郵便がeコマース市場の拡大に伴う需要の増加を十分に取り込める保証はありません。また、郵便事業と競合する一般信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「信書便法」といいます。))に基づき、一定の参入条件が課された許可制とされており、現時点において同事業に参入している民間事業者はおりません。しかしながら、信書便法の改正等により、信書便事業の業務範囲の拡大や参入条件が変更されるなど参入規制が緩和された場合には、新規事業者の参入により競争が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 大規模災害等に伴うリスク

当社グループは、日本国内のみならず国際的な事業活動も行っており、各国・地域における地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の大規模自然災害(異常気象・気候変動に伴うものを含む。)、新型インフルエンザやエボラ出血熱等の感染症の大流行、戦争、テロリズム、武力衝突等の人的災害、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等の発生、又は当社グループの店舗、その他の設備や施設の損壊その他正常な業務遂行を困難とする状況等が生じた場合、当社グループの業務の全部若しくは一部が停止し、又は、運営に支障をきたすおそれがあり、また、設備やインフラの回復、顧客等の損失の補償等のために長期の時間及び多額の費用を要する可能性があります。

また、かかる状況下において当社グループの業務が円滑に機能していたとしても、かかる状況の発生に伴う経済・社会活動の沈滞等の影響を受け、当社グループやその顧客・取引先企業の事業活動の継続性に支障をきたす可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、当社グループは生命保険子会社としてかんぽ生命保険を保有していることから、大地震その他の大規模災害や新型インフルエンザのような感染症の大流行を原因として大量の死者が出た場合に、かんぽ生命保険による保険給付に関し、通常の想定を超える債務を負うリスクにさらされております。同社は、保険業法の基準に従って危険準備金を積み立てておりますが、予想を超える大規模災害等の発生により危険準備金を超えるような保険金・給付金の支払いが発生した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大は、郵便局等での営業、郵便・物流事業、国際物流事業を行う当社グループの事業活動に影響を及ぼしており、新型コロナウイルス感染症への対策として、当社社長を本部長とする本社会同対策本部を設置し、関係機関と連携を図り、感染の防止と業務・サービスの継続等のため、必要な取組みを継続しており、お客さまと社員の安全確保のための措置を行っております。具体的には郵便局及びゆうちょ銀行店舗窓口におけるマスク着用、郵便物等の対面配達時におけるマスク着用の徹底を行ったほか、ゆうパックや書留郵便物等をご希望に応じて対面ではなく郵便受箱や玄関前等に配達する等、お客さまへの影響と感染拡大の防止

に最大限配慮して、業務を継続していくこととしていますが、今後の実際の感染拡大の収束時期や、国内外の経済環境、金融・資本市場の動揺などを通じた様々な要因により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、感染症の国際的な拡大は、国際物流事業を行うトール社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、金融・資本市場が大きく変動するとともに実体経済が多大な影響を受ける環境下においては、金融2社の国際分散投資による適切なポートフォリオ運営及びリスク管理が奏功せず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の大流行を原因として大量の死者が出た場合のかんぽ生命保険による保険給付に関する通常の想定を超える債務を負うリスクについては前記(3)のとおりです。

このほか、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、非対面・非接触サービスの定着や、在宅勤務（テレワーク）が広まるなど、社会の在り方やライフスタイルが変わるような事業環境の変化に当社グループが適切に対応できない場合には、当社グループのサービスの競争力低下等により、当社グループの現在の収益基盤となっている郵便・物流事業や郵便局窓口事業等において収益性が悪化するなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク

(1) 法的規制及びその変更に関するリスク

当社グループは、業務を行うにあたり、以下のような各種の法的規制等の適用を受けております。

これらの規制により、当社グループは、同業他社に比して、新規事業の展開や既存事業の拡大、低収益分野からの撤退又は縮小が制約されるため、競争力を失い、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループに適用のある法令等の改正や新たな法的規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会等の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

① 郵便法等に基づく規制

郵便法上、郵便事業は当社の連結子会社である日本郵便が独占的に行うこととされておりますが、郵便約款の変更や業務委託の認可制、全国一律料金制度、定形郵便物の料金制限、郵便料金の届出制(第三種郵便物及び第四種郵便物については認可制)といった、本事業特有の規制又は他の事業や他社とは異なる規制を受けております。

② 銀行法及び保険業法に基づく規制

当社グループの金融事業においては、一般的に適用される銀行法及び保険業法といった金融業規制を受けております。また、現在監督(規制)当局等において、銀行業におけるバーゼルⅢの最終化や生命保険業における経済価値ベース新規制等の適用に関する議論がなされており、当社グループではこれらの議論を注視しつつ、新たな規制等の導入を考慮した内部管理を行っていますが、規制の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(a) ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び金融持株会社としての当社に対する規制

金融2社は、それぞれ銀行法、保険業法及び関連業規制に基づき、金融庁の監督を受けており、内閣総理大臣からの委任を受けた金融庁長官による、法令違反等による免許取消し並びに業務の健全性かつ適切な運営を確保する等のために必要があると認めるときの業務停止及び立入検査等を含む広範な監督に服しております。当社も銀行持株会社及び保険主要株主として、銀行法及び保険業法に基づき金融庁の監督に服する等の金融業規制を受けております。

金融2社は、それぞれ銀行法、保険業法及び関連業規制に基づき、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、ゆうちょ銀行は自己資本の充実度合いを計る基準である自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること等を、かんぽ生命保険は、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標の一つであるソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等をそれぞれ求められております。

また、当社も銀行持株会社として、銀行法に基づき金融庁の監督に服するとともに、連結自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること等が必要とされるほか、顧客の利益保護のための体制の整備や事業年度毎の規制当局に対する業務報告書等の提出の義務等を負っております。

2022年3月31日現在、ゆうちょ銀行の連結自己資本比率は15.56%、かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,045.5%、当社グループの連結自己資本比率は17.21%であり、いずれも法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準を確保しております。しかしながら、近時の金融市場の状況に対応したリスク性資産の増加により、これらの比率は低下傾向にあることに加え、保有有価証券等の価値の低下、これらの比率の算出方法の変更、比率に係る規制の変更、新たな規制の導入等により、連結自己資本比率がさらに低下する可能性があり、当該比率が規制比率を下回るような場合には、規制当局から、報告又は資料の提出や、業務の縮小等を含む改善措置が求められる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、国際的な監督規制では、システム上重要な金融グループに対する規制強化を図っているところですが、選定基準の見直し等、規制当局の動向によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 日本郵便に対する規制

日本郵便は、当社グループの郵便局窓口事業に関連して、ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、かんぽ生命保険を所属保険会社等とする生命保険募集人として、それぞれ銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督に服しております。また、日本郵便は、銀行代理業者として、内閣総理大臣の承認を得ない限り、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、分別管理義務、銀行代理業務を行う際の顧客への説明義務、断定的判断の提供等の一定の禁止行為等の規制を受けております。また、生命保険募集人として、顧客に対する説明義務、虚偽説明等の一定の禁止行為等の規制を受けております。日本郵便が上記規制に違反する等した場合には、規制当局から、許可又は登録の取消しや業務の一部又は全部の停止を命ぜられる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 事業の前提となる許認可

当社グループは、主として以下のような許認可等を受けております。

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	許認可等の取消事由等
銀行持株会社の認可	銀行法第52条の17第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第52条の34第1項
保険主要株主の認可	保険業法第271条の10第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第271条の16第1項
銀行代理業の許可	銀行法第52条の36第1項	日本郵便株式会社	なし	同法第52条の56第1項
生命保険募集人の登録	保険業法第276条	日本郵便株式会社	なし	同法第307条第1項
銀行業の免許	銀行法第4条第1項	株式会社ゆうちょ銀行	なし	同法第26条第1項、第27条、第28条
生命保険業の免許	保険業法第3条第4項	株式会社かんぽ生命保険	なし	同法第132条第1項、第133条、第134条

上記許認可等が取消しとなるような事由の発生は認識しておりませんが、将来、何らかの理由により、各法が定める取消事由等に該当し、所管大臣より許認可の取消処分等を受けることとなった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 当社グループ固有に適用される規制等

ユニバーサルサービスの確保については、2015年9月28日付「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」に関する情報通信審議会からの答申において、短期的には、「日本郵政及び日本郵便は自らの経営努力により現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、「また、国は、ユニバーサルサービス確保に向けたインセンティブとなるような方策について検討することが必要である」、中長期的には、「郵政事業を取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保の方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していくことが必要」とされており、答申を受けて実施される政府の施策の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、ユニバーサルサービスの提供に関するリスクについては、「Ⅰ. 当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク 8. ユニバーサルサービス提供に係るリスク」も併せてご参照ください。

また、当社及び日本郵便は、それぞれ日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法に基づき、新規業務、株式の募集、又は株式交換若しくは株式交付に際しての株式の交付、取締役の選解任(当社のみ)、事業計画の策定、定款の変更、合併、会社分割、解散等を行う場合には、総務大臣の認可(ただし、日本郵便の新規業務については総務大臣への届出)が必要とされています。また、金融２社は、銀行法又は保険業法に基づく規制に加え、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するため、郵政民営化法に基づき、新規業務、子会社対象金融機関等(ゆうちょ銀行)・子会社対象会社(かんぽ生命保険)の保有、合併、会社分割、事業の譲渡・譲受け等を行う場合には、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされているほか、ゆうちょ銀行においては銀行を、かんぽ生命保険においては保険会社等を子会社として保有することはできません。さらに、銀行業における預入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制が課される等、同業他社とは異なる規制が課されております(なお、金融２社におけるこれらの規制を、以下「郵政民営化法上の上乗せ規制」といいます。)

さらに、当社及び金融２社は、新たな収益機会を得るために新規業務を行う場合、郵政民営化法に基づき内閣総理大臣及び総務大臣の認可を得る必要があり、当該認可が得られず、又は認可取得に時間を要する場合には、当社グループが計画した時期又は内容で新商品を投入又は新サービスを提供できない可能性があるなど、当社グループによる新規事業の展開を含む業務範囲の拡大には一定の制約が伴います。

当社は、2021年6月9日、郵政民営化法第62条第2項に基づき、かんぽ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨の総務大臣への届出を行いました。当社が総務大臣に届け出た日以後は、かんぽ生命保険が上記の各業務を行おうとするときは、認可は要しないものの、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。

④ W T O (World Trade Organization : 世界貿易機関)による政府調達ルール

公社を承継した機関として、当社、日本郵便及び金融２社が政府調達協定その他の国際約束の適用を受ける物品等を調達する場合には、国際約束に定める手続の遵守が求められます。当社グループ各社の作為又は不作為により、これらのルールを遵守できなかった場合には、調達行為が成立しない、あるいは調達行為が遅れが発生する可能性があり、当初想定していた計画が実施できないなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訴訟その他法的手続に関するリスク

当社グループは、事業の遂行に関して、人事労務、業務上の事故、外部委託、知的財産権等の利用に関する事項をはじめとする、訴訟、行政処分その他の法的手続が提起又は開始されるリスクを有しております。一部ではありますが、人事処遇や勤務管理などの人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等に関連する訴訟等を、当社グループの従業員等から提起されております。

かかる訴訟等の解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、社会的関心・影響の大きな訴訟等が発生した、当社グループに対して損害賠償の支払等が命じられる等不利な判断がなされた場合には、当社グループにおいても当該判断を踏まえた対応が必要となるなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、労働契約法第20条(平成30年法律第71号による改正前のもの)に基づき、期間雇用社員である原告が正社員と期間雇用社員に労働条件の差異があるのは不合理であるとして提訴した訴訟については、2020年10月15日に最高裁判所が、一部の手当や休暇制度について、正社員と期間雇用社員である原告間に差異があるのは不合理との判決を言い渡しました。当社グループにおける今後の人事労務制度改革の内容については、最高裁判所の判決の内容を踏まえ、労使交渉のうえ決定していくこととしておりますが、その内容等によっては対応に相当の費用を要するなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 社会的信用の低下に関するリスク

当社グループは、あまねく全国に広がる郵便局ネットワークを通じて、多数の郵便物・荷物の配達や金融サービスの提供を行っております。当社グループの商品・サービス、事業、従業員、提携先又は委託先企業に関連して、郵便物の管理上の不備・遅配・誤配及び破棄・紛失等、配達員による交通事故、銀行口座やクレジットカードの不正利用、キャッシュカードの盗難、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の犯罪、サイバー攻撃等によるシステム・トラブルや個人情報その他の機密情報の漏えい、不正行為、顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に反する行為、反社会的勢力との取引、労働問題、ハラスメント(業務の適正な範囲を超える言動等)、事故、業務上のトラブル、社内規程・手続違反、不祥事等が発生した場合には、当社グループが提供するサービスに対する社会的信用が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があ

ります。当社グループではかかる事態の発生を未然に防止するため、グループ会社全社員へのコンプライアンス教育や「お客さま本位の業務運営」の徹底を通じ、影響の低減に努めておりますが、これらの施策にもかかわらず上記のような事態が生じた場合、社会的信用の低下により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会」が2019年12月18日付で公表した調査報告書では、当社グループにおいて、「不適正募集の実態把握につながる現場の声が経営陣に届かない」、「リスク事象を探知した際の原因追究・解決の先送り」、「問題の矮小化」及び「部門間の横での連携不足及び上意下達のもとでの情報伝達の目詰まり」といった企業風土又は組織文化が従前から存在してきたことが指摘されていきました。当社グループにおいては、経営陣主導の下、かかる企業風土又は組織文化の健全化に取り組んでおりますが、かかる取組みが功を奏しない又は功を奏するまでに想定以上の時間を要する場合には、類似の事案が発生する結果、当社グループの社会的信用が低下する、又は当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2021年11月26日に公表したとおり、日本郵便では、経費で購入した業務用カレンダーの配布にあたって全国郵便局長会より不適切な指示が行われていた問題が発覚しました。再発防止のため、「会社の活動」と「業務外の活動」のしゅん別に関する全役員・社員への継続的な指導等を着実に実行し、同様の事案を発生させないよう取り組んでおります。また、支社機能の強化の一環として、支社長の下に地方本部長を配置し、局長とのコミュニケーションの強化を行いつつ、課題の把握、解決を図ることに取り組んでおります。しかしながら、かかる取組みが功を奏せず、類似の事案が発生した場合、当社グループの社会的信用が低下する可能性があります。

加えて、当社グループが行っている事業全般に対する風評・風説が、報道機関・市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板やSNSへの書込み等により拡散した場合、又は、報道機関により否定的報道が行われた場合には、仮にそれらが事実に基づかない場合であっても、当社グループが提供するサービスの公益性、事業規模、社会における認知度・注目度等を背景に、当社グループは、顧客や市場関係者等から、否定的理解・認識をされ、又は、強い批判がなされる可能性があります、それにより当社グループ、商品・サービス、事業のイメージ・社会的信用が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 事業運営に関するリスク

(1) 中期経営計画に関するリスク

当社グループは、国内外の市場金利、為替、株価、経営環境(消費税増税を含む。)、競争状況、営業費用等多く的前提に基づいて中期経営計画を策定し、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等の業務に係る中期的な事業戦略・方針を定めております。当社グループの中期経営計画「J Pビジョン2025」では、「お客さまと地域を支える共創プラットフォームの構築」、「グループ一体でのDX推進による新しい価値提供」の戦略のもとに、成長に向けた投資、効率化施策、生産性向上の取組みを行っています。

しかしながら、将来の戦略、計画、方針等には様々なリスク等が内在しており、当社グループの施策が奏功しなかった場合、又は、当社グループの採用した前提と異なる状況が生じた場合には、当該計画の実現又は目標の達成ができない可能性があります。具体的には、エンジニアの確保・育成や既存の人材・システムの置換が進まないこと等により、DXの推進による業務効率化、サービスの拡充や新たな価値創造、固定費の削減、当社グループの成長に向けた戦略的なIT投資が予定通りに進まない可能性があります。また、不動産開発に関するノウハウの不足又は不動産市況の悪化等により不動産事業の強化が期待された効果を生まない可能性があります。さらに、他社とのM&Aや提携については、他の投資者等との競合や規制上の理由により当社グループが企図したM&Aや提携を実施できない可能性があるほか、完了したM&Aや提携についても、実施後の統合プロセスが不十分なものであったり、M&Aや提携の効果についての見積もりが楽観的であったこと等により、期待されたリターンを得られない可能性があります。現在公表している楽天グループとの提携や佐川急便との協業に関する基本合意についても、現時点では必ずしもその具体的な内容が実施又は決定されているわけではないなど、当社グループが進める出資や提携が期待された効果を生まない可能性があります。加えて、新規ビジネス等の推進を目指していく中で、拡大するポートフォリオを十分に管理することができず、投資や撤退の時期等を適切に見極めることができなくなる可能性があります。

また、P-DX等の推進による郵便・物流事業における業務効率化が想定通りに進まない可能性があるほか、eコマース市場の成長又は物流市場における需要の増加が当社グループの想定を下回る、又は、当社グループがかかる物流需要を十分に取込めない可能性があります。かんぽ生命保険に関しては、市場金利の低下に伴う保険料の値上げなどにより貯蓄性商品の新契約の獲得実績が想定以上に減少していることに加えて、保険募集プロセスの品質事案等の影響で新契約の獲得が計画通り進まない、又は、既存の契約の解約数が増加する可能性があり、かかる場合、当該計画期間終了後も新契約の獲得や既存の契約の維持については、厳しい状況が継続することが見込まれます。なお、中期経営計画のうち、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険にかかる事業戦略及び経営計

画に関するリスクについては、それぞれ「Ⅳ．銀行業に関するリスク（８）事業戦略・経営計画に係るリスク」及び「Ⅴ．生命保険業に関するリスク（５）事業戦略・経営計画が奏功しないリスク」も併せてご参照ください。

さらに、金融２社等当社グループ各社が保有する有価証券の価値の低下による減損損失、売却損の計上やその他有価証券評価差額金の減少等により当社グループ各社からの配当収入が減少する結果、当社では十分な配当可能額が確保できず、中期経営計画における配当目標を達成できない可能性があります。

また、2021年３月31日付で公表したとおり、当社は、2021年３月期通期の個別決算において、ゆうちょ銀行の株式について、時価が著しく下落したため減損処理を行い、2,229,538百万円の関係会社株式評価損（特別損失）を計上いたしました。今後も金融２社株式を含む当社保有の株式の時価が下落することにより更なる減損処理が必要となった場合には、これに伴う剰余金の減少によりさらに分配可能額が減少し、あるいは消失する可能性があります。

なお、当社は、今後の国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）の適用について国内外の会計基準の動向等を勘案し対応を検討してまいります。将来的に国際財務報告基準を適用する場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２）グループ外の企業との資本・業務提携、外部委託及び企業買収並びに業務範囲の拡大等に伴うリスク

当社グループは、当社グループ外の企業との間で、様々な業務に関し、資本・業務提携、外部委託を行っております。当社は、アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険との戦略提携に合意し、アフラック・インコーポレーテッドの発行済株式総数（自己株式を除く。）の約７％を取得しております。また、2021年３月12日に、当社及び日本郵便は、楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）との資本・業務提携に合意（さらに、同年４月28日に当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と楽天グループとの間で改めて業務提携に合意）し、同年３月29日をもって、当社は、楽天株式会社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の約８％を取得したほか、同年７月１日、日本郵便は、楽天グループと共同でＪＰ楽天ロジスティクスを設立し、ＪＰ楽天ロジスティクスを日本郵便の連結子会社としております。加えて、同年９月10日には、日本郵便は、佐川急便株式会社との間で、物流サービスの共創に向けた両社の事業成長を目的とした協業に関する基本合意書を締結しております。このようなグループ外の企業との資本・業務提携については、具体的な内容が決定又は実施されていないものがあることに加え、資本・業務提携先との間における、戦略上若しくは事業上の問題又は目標の変更や当社グループとの関係の変化等により、期待通りの効果が得られない可能性や、投資に見合うリターンを得られない可能性、当社グループの既存事業に負の効果を及ぼす可能性も否定できません。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、資本・業務提携先、外部委託先において、業務遂行上の問題が生じ、商品・サービスの提供等に支障をきたす場合、顧客情報等の重要な情報が漏えいする等の事故、違法行為、不正行為、不祥事等が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループが、他の企業を買収するに当たっては、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社グループの事業と統合できない可能性、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との良好な関係を維持できない可能性、買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。また、想定した事業環境と異なる状況が発生する可能性、経営陣を含む人材流出・不足等の可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の業務範囲の拡大については、当社グループが業務範囲を拡大することができたとしても、限定的な経験しか有していない業務分野に進出した場合、競争の激しい分野に進出した場合や業務拡大により過度の人的・物的負担が生じた場合等において、業務範囲の拡大が功を奏する保証はなく、当初想定した成果をもたらさず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（３）情報通信システム及び個人情報その他の機密情報の漏えいに関するリスク

当社グループは、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等を営んでおり、当社グループのコンピュータシステムは、顧客や各種決済機構等のシステムとサービスの提供に必要なネットワークで接続されるなど極めて重要な機能を担っております。これらについて、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の自然災害やテロリズム等に加えて、人的過失、事故、停電、コンピュータウイルスの感染、不正アクセス等のサイバー攻撃、システムの新規開発・更新における瑕疵、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により重大なシステム障害や故障等が発生する可能性があります。こうしたシステムの障害、故障等が生じた場合に、業務の停止・混乱等及びそれに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の低下、対応や対策に要する費用等が発生することにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵便では、経費で購入した業務用カレンダーの配布にあたって業務上得られた個人情報を業務外の

活動に使用する等の不適切な取扱いがあった事案や、投資信託取引及び国債取引に係る「金融商品仲介補助簿」を紛失した事案等も発生しています。当社グループは、多くの顧客や取引先等から様々な情報を取得しているほか、事業・人事などに関する多数の情報を保有しており、これらの情報については、郵便法、銀行法、保険業法、金融商品取引法等のほか、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に取り扱うことが求められています。当社グループは、かかる事態の発生を未然に防止するため、グループ会社全社員へのコンプライアンス教育や「お客さま本位の業務運営」の徹底に努めております。また、外部の専門人材の活用等多様な防御対策を講じることにより、システム障害等の発生の未然防止に努めています。しかしながら、当社グループのコンピュータシステムの障害・故障その他の理由により、当社グループが保有する個人情報及び機密情報等の外部への漏えいが発生した場合は、損害賠償や当該事案への対応費用、行政処分、社会的信用の低下による顧客の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、不正アクセス等のサイバー攻撃に対しては、メールやWeb閲覧に対するウイルス感染抑止等の入口対策、外部デバイスの接続制限や、許可された通信先以外の遮断等の出口対策を講じるとともに、当社グループのサイバーセキュリティ担当役員によるグループサイバーセキュリティ委員会を設置し、グループ全体でセキュリティの高度化を推進することに加え、セキュリティ専門家による点検・指導、対策推進等サイバー攻撃への対応に努めております。しかしながら、かかる施策によっても高度化するサイバー攻撃等を完全に防ぐことは困難であり、特に近年、不正アクセス等サイバー攻撃による企業・団体が保有する個人情報等の漏えいが多発しており、在宅勤務（テレワーク）の増加により、かかる脅威は今後さらに増大する可能性があります。また、グループ共通のアプリ・IDシステムの導入など、お客さまとの接点のデジタル化によってもかかる脅威は増大する可能性があるほか、当社グループの主要事業に適用される規制の影響により、利便性と安全性を兼ね備えたアプリの開発に支障が生じる可能性があります。

また、当社グループは、基幹ITシステムを含む当社グループのITシステムのアップグレードを行っており、かつ、新規のシステム投資を行うこともあります。かかる作業の遅延、失敗、多額の費用発生により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人的リスク（人材確保・ハラスメント・労働問題・人件費増加）

少子高齢化による労働人口の減少などにより人材の確保は厳しさを増していることに加え、当社グループにおいて技術革新等に起因する経営環境の変化等に対応できない場合などには、当社グループは、郵便・物流事業に従事する配達又は運送に係る各種人材のほか、DX推進に必要なIT等の高度な専門性及び知識・経験を有する有能な人材の確保が困難となる可能性があります。

また、当社グループが労働条件や人材育成システムの整備等による魅力的な労働環境を提供できなかった場合、又は人事処遇やハラスメント等の人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等が発生した場合には、人材の流出・不足等を招く可能性があります。

当社グループは、かかる事態に対処するため、社員視点に立った働き方改革として働きやすい職場づくり、労働条件の整備、ダイバーシティの推進、人材育成を推進しておりますが、当社グループの想定通りの人材確保ができない場合、又は人材育成・教育が進まない場合には、人材不足や人件費の増加等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 不動産事業に関するリスク

当社グループは、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業、分譲住宅事業等の不動産事業を営んでおります。当社グループは多くの不動産を保有しているものの、不動産事業におけるノウハウが限られていること、また、必要な人員の採用、定着が進まないこと等により、当該事業を発展させることができない可能性があります。加えて、当社グループは、グループ保有不動産の再開発を加速するとともに、グループ外不動産への投資を強化することで、不動産事業の利益拡大を目指してまいりますが、不動産市況等によってはかかる開発が当社グループの想定通りに進捗する保証はなく、また、グループ外の企業との共同プロジェクトにおいては、当社グループによるプロジェクトへの管理が及ばなくなったり、共同事業者との間で意見の不一致が生じること等により、事業の進捗に支障が生じる可能性があります。

また、不動産事業については、国内外の景気又は特定地域の経済状況や紛争の発生、人口、市場における需給等の変化により、不動産価格の下落、賃貸料の下落や未収、空室率の上昇、建築資材の価格や工事労務費等の高騰、着工・竣工時期の遅延や見直し、棚卸資産の増加、さらに、法的規制の変更、大規模災害や感染症の発生等の影響を受ける可能性があります。特に今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言等を受けた深刻な経済活動の停滞により、テナント賃料の減免等が一部発生しているほか、空室率の上昇、開発中の案件における竣工時期の遅延等が想定され、また、収束後も、eコマース市場の拡大などの消費者動向の変化、ライフ

スタイルや働き方の変容により、オフィス需要や商業施設（特に小売り）の需要の変化等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、保有不動産等に評価損・減損損失や売却損が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外子会社に関するリスク

国際物流事業を担うトール社の事業は、世界経済の減速や新型コロナウイルス感染症、サイバー攻撃等の影響等もあり、厳しい経営環境が継続しております。エクスプレス事業については、2021年8月、Allegro Funds Pty Ltdの傘下企業への譲渡手続きが完了いたしました。本件譲渡に伴い、当社グループは、2021年3月期において、特別損失として674億円（減損損失619億円、その他の特別損失54億円）、2022年3月期において、特別損失（事業譲渡損）108億円を計上しました。エクスプレス事業の譲渡手続きは完了したものの、残存するトール社のオペレーションから当該事業を完全に切り離すことには困難を伴う又は時間を要する可能性があり、かかる対応のために追加の費用等が生じる可能性があります。また、トール社を親会社とする連結グループは、2022年3月末日現在で881億円の債務超過となっており、依然厳しい経営状況にあります。エクスプレス事業の譲渡後も、日本郵便は、人員配置の合理化等によりトール社の残るロジスティクス事業及びフォワーディング事業の採算性の向上に努めるとともに、J P トールロジスティクス及びトールエクスプレスジャパンの活用等により、豪州に依存した経営構造から脱却し、日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換による成長を図りますが、かかる経営改善策及び成長戦略が功を奏せず、トール社の業績が向上しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、トール社の保有する物流設備その他の固定資産について更なる減損損失を計上する可能性もあります。また、日本郵便がトール社の事業再編その他日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換に係る施策をさらに進めるに際して総務大臣の認可が必要となる場合、必要な認可を適時に取得できない又は認可を得られないことにより、事業再編等に支障が生じる可能性があります。

また、トール社は、日本郵便の買収以前に多数の企業買収を行い、事業統合を実施している過程にあります。当社グループとの事業統合も含め統合が予定通り進捗しない場合には、複数のビジネス・ユニットによる取引先の競合やオペレーションの重複等が解消されないこと、複雑な業務及び設備、並びに異なる地理的エリアに存する多様な企業風土と異なる言語に基づく従業員を十分に管理できないこと、トール社と競合関係にある同業他社が、トール社より優れた革新的な商品・サービスを提供することで、トール社のマーケットシェア及び利益が低減すること、自然災害、事故等により、基幹ITシステム、主要な輸送手段、倉庫が損害等を受けること、さらには、買収時に発見できなかった問題が発生すること等により、当社グループ又はトール社の事業に負の効果を及ぼして、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 宿泊事業・病院事業に関するリスク

当社の営む宿泊事業は、2021年9月29日開催の取締役会における決議に従い、営業中のかんぼの宿33施設のうち32施設に係る事業の譲渡を決定し、2022年4月1日及び同月5日をもって、事業を譲渡しました。これに伴い、2022年3月期の連結決算において、特別損失として減損損失及び社員の異動に伴う退職金等の増し分を計上しました。なお、当社運営時における事象について、事業譲渡後も、当社グループには、事業譲渡先等に対する損害賠償責任を負うリスク、行政処分等のリスク、及び引き続き事業を継続する一部施設の自然災害、事故、火災、食中毒等のリスクが残存します。

病院事業については、自然災害、火災、医療事故等から生じる潜在的な損失の発生、損害賠償責任、行政処分等のリスクを内包しています。また、高齢化等に伴う近時の医療費適正化の流れは、病院事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

病院事業では、近年継続して営業損失を計上していることから、個々の病院の状況を踏まえ、増収対策や経費削減による経営改善を進めています。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、病院における患者数の減少により、さらに収益減少が続く赤字額の拡大が想定されます。かかる状況では、経営改善策が功を奏する保証はなく、当初想定した成果をもたらさず、又は損失が拡大する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) マネー・ローンドリング、テロ資金供与、銀行口座の不正使用等に伴うリスク

金融犯罪が多様化かつ高度化し、世界各所でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローンドリング、テロ資金供与及び拡散金融対策（以下「マネロン対策」といいます。）の重要性が急速に高まっております。

本邦においては、2021年8月の我が国のマネロン対策に関する法規制の遵守状況及び対策の実効性を審査するF A T F 第4次対日相互審査結果の公表及び本邦の行動計画の策定等、マネロン対策の強化が課題となっていま

す。

当社グループは、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等の業務を営んでおります。当社グループの商品・サービス、事業、従業員、提携先又は委託先企業に関連して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の犯罪、銀行口座の不正使用等が発生した場合には、当社グループが提供するサービスに対する社会的信用が低下する可能性があります、これらのリスクは大きいものと認識しております。

当社グループは、国内外の法令諸規制の適用及びそれに基づく国内外の当局の監督を受けており、国内外の法令諸規制を遵守する態勢を整備するとともに、役員・従業員への研修等を通じてマネロン対策の更なる強化を継続的に実施しております。

しかしながら、かかる取組みが有効に機能せず、仮に法令諸規制の違反等が発生した場合には、業務停止、制裁金等の行政処分等により、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 財務に関するリスク

(1) 保有株式及び固定資産の減損損失に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた株式市場の混乱の影響を受けるなど、当社が保有する金融2社等の株式の株価又は実質価額が低下する可能性があります。これらの株式の株価等が取得した価額に比べて著しく下落し、回復する可能性があるとは認められない場合には、減損損失を計上することになり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、これにより当社の分配可能額が減少し、会社法の規定により当社株主への配当の支払いが困難となる可能性があります。

また、当社グループは、郵便・物流事業、郵便局窓口事業及び国際物流事業を中心に、多額の固定資産を所有しております。経営環境の変化や収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった場合には、減損損失を計上することが必要となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産に関するリスク

当社グループは、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で、貸借対照表において繰延税金資産を計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産の全部又は一部に回収可能性がないと判断した場合、繰延税金資産が減額され、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務に関するリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は、前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当社グループにおいて退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 財務報告に係る内部統制に関するリスク

当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書を提出すること、及び監査法人による監査を受けることを義務付けられております。当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。また、評価の過程で発見された問題点等は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、財務報告に係る内部統制が有効でない場合には、当社グループの財務報告の適正性を確保できず、その信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 格付の低下に関するリスク

当社は、格付機関より信用格付を取得しておりますが、財務内容の悪化、日本国債の格下げ等により当社の信用格付が格下げとなった場合、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 管理会計等に係る内部管理に関するリスク

本書には、日本の会計基準によらず外部監査を受けていない管理会計等に基づく数値・分析等が含まれております。当社は、これらについても正確性の確保に努めておりますが、管理会計等に係る内部管理が十分でない場合等には、当該数値等の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業に関するリスク

(1) 郵便局窓口業務のサービス品質に関するリスク

日本郵便及びかんぽ生命保険におけるお客さまのご意向に沿わず不利益が生じた保険契約乗換等に係る事案（以下「募集品質問題」といいます。）及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案の発生により、当社グループに対する株主、投資家、お客さま、その他ステークホルダーからの信頼は未だ回復途上にあり、早期の信頼回復が最重要課題と認識しております。当社グループは、募集品質問題について、お客さまからの信頼の早期回復、並びに保険募集プロセスにおける法令遵守及びお客さま本位の意識の徹底による募集品質の確保・向上を図るため、お客さまの不利益の解消に向けたご契約調査等の対応や、2020年1月31日付で監督当局に提出した業務改善計画に基づく再発防止策の実施に最優先で取り組んでまいりました。

また、日本郵便において行われた一部のお客さまのご意向に沿っていない取引のうち法令違反が認められたかんぽ生命保険商品と投資信託の横断的な販売について、契約無効措置等のお客さま対応を実施するとともに、日本郵便が商品横断的なデータモニタリングを行うなど、改善に向けた取組みを進めてまいりました。

しかしながら、今後、これらの取組みが期待された効果を発揮しない又は効果の発揮までに想定以上の時間を要する場合には、当社グループに対するステークホルダーからの信頼の回復に影響を及ぼす可能性があります。さらに、お客さまのご意向に沿わず不利益となる事例、法令違反又は社内ルール違反となる事例が新たに判明する場合、保険契約ないし投資信託契約等に対する苦情や無効申請等のお申し出が発生する等の場合には、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。このように、今後、当社グループにおいて遵守すべき法令等の義務に反する行為が発生・発覚する場合、又は業務改善計画の進捗及び改善状況について監督当局がそれらを不十分であると判断した等の場合、当該違反行為の規模や程度又は日本郵便及びかんぽ生命保険の取組状況によっては、監督当局から再度業務停止命令等の行政処分を受けるなど、当社グループの経営や事業の存続にとって重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、日本郵便及びかんぽ生命保険は、上記の募集品質問題等を受けて、2019年7月以降、2020年1月から3月までの業務停止命令期間を含め、郵便局及びかんぽ生命保険支店におけるかんぽ生命保険商品の積極的な営業活動を控えておりましたが、2020年10月5日からお客さまにおかけしたご迷惑をお詫びすることを第一とする信頼回復に向けた業務運営を開始し、2021年4月1日からは、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しております。

しかしながら、新契約の実績は、本書提出日現在において伸び悩んでおり、今後もこれらの取組みが奏功しない場合には、新契約の実績が長期にわたり計画通り進捗しない、又は保有契約の維持を図れないなどの理由により、当社グループの業務運営及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、新契約の実績が進捗しないなどの期間がより長期にわたり継続する場合には、当社グループの中期的な事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、日本郵便が取り扱う金融商品の販売が回復しない場合には、日本郵便が受領する金融2社及びその他の提携金融機関からの受託手数料の減少により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 郵便・物流事業における経営環境の変化に関するリスク

郵便・物流事業においては、近年のeコマース市場の拡大に伴う宅配便需要の急激な増加とこれによる労働力の不足といった経営環境の急激な変化が顕在化しており、他の主要な物流事業者等においては、基本運賃や大口顧客向け特約運賃の値上げを含む契約条件の改定、配達時間帯や再配達に係るサービス内容の見直し、労働環境又は労働条件の改善のための取組みを行っているものも見受けられます。日本郵便においては、P-DXの推進やオペレーション改革などにより業務の効率化を徹底しますが、当社グループがこのような経営環境の変化に適時かつ適切に対応できなかった場合、当社グループの競争力、収益性、人材の確保等に影響し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電子メール、SNSやスマートフォンの普及に加え、当社グループの顧客における請求書や取引明細書等の電子メール送信・Web閲覧の浸透等の影響により、郵便物数は年々減少を続けており、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大によってデジタル化が進み、今後もかかる傾向は継続することが予想されるほか、ロシアによるウクライナ侵攻等の地政学リスクの高まりにより、国際郵便等の引き受けを停止することにより取扱物数が減少するリスクがあります。また、当社グループの郵便・物流事業における重要な収益の柱となっている年賀状の配達数も年々減少傾向にあり、国民の生活様式や社会慣行の変化等の要因により、今後も減少傾向が進む可能性があります。

日本郵便は、2020年12月4日に公布され、2021年5月1日に施行された郵便法等改正法を受けて、同年10月以

降、普通扱いとする郵便物等の土曜日配達の見直し、郵便区内特別郵便物の差出条件の見直し、速達郵便料金の1割程度の引下げ等を行っており、送達日数についても、宛先の地域に応じて2022年1月以降1日程度の繰下げを行いました。また、2022年4月1日には、郵便区内特別郵便物のうち特別料金(3)又は特別料金(4)が適用となるもの及び配達地域指定郵便物の料金改定を行いました。これら郵便料金の改定、サービスの見直し等により、当社グループが取り扱う郵便物等の数に影響を及ぼす可能性があります。これらの事情により、当社グループの郵便・物流事業において取り扱う郵便物等の数が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融2社からの郵便局窓口業務の受託に関するリスク

日本郵便が金融2社との間で締結している銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づく受託手数料は、銀行法・保険業法に定められたアームズレングスルール等を遵守することが求められており、恣意的な変更が行われることは想定しておりませんが、今後、上記各窓口業務契約等が、合理的な理由に基づき受託手数料の額を減額する又は対象となる業務の範囲を限定する等、日本郵便にとって不利に改定された場合には、当社グループの郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。また、特にゆうちょ銀行から受け取る受託手数料については、ゆうちょ銀行の直営店での業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績に基づいて委託業務コストに見合う額が算出されます。ゆうちょ銀行は、業務効率化等を通じて日本郵便への委託手数料の減少に向けた取組みを行う方針であり、ゆうちょ銀行においてかかる業務コストの削減が行われた場合には、当社グループの郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。さらに、これらの受託手数料の一定部分は、日本郵便において取り扱われた業務の量にかかわらず一定の計算方法により算定されるものとされていますが、今後仮に金融2社が日本郵便における業務量に比例する受託手数料の割合を高めようとする場合には、当社グループの郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。

また、2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行され、2020年3月期から郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便が負担すべき額を除く。)は、金融2社からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなり、これを契機に委託手数料が見直されました。かかる交付金・拠出金制度の下で、今後も同手数料が見直される場合があり、その内容によっては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2022年3月期における銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づく各社からの受託手数料並びに郵政管理・支援機構から交付される交付金は、それぞれ3,543億円及び1,902億円並びに2,909億円であり、それぞれ当社グループの郵便局窓口事業セグメントにおける経常収益の約31%及び約16%並びに約25%を占めています。

当社グループとしては、今後もユニバーサルサービスが利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、日本郵便と金融2社との関係を引き続き強化していく所存であり、当社が金融2社の株式を処分したことにより当社による両社への影響力が低下・消滅した場合においてもこの関係は変わるものではないと当社としては考えております。しかし、金融2社はユニバーサルサービスの提供に係る法的義務を負うものではなく、金融2社が、郵便局ネットワークに代替する販売チャネル(例えば、ATMの相互利用、オンライン取引、グループ外の企業への委託を含みますがこれらに限られません。)をより重視するようになった場合等や、窓口業務の健全・適切な運営確保の観点から特段の事由が生じた場合等、銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等の解除が発生した場合には、当社グループの郵便局窓口事業の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 国際物流事業に関するリスク

① トール社の業績に関するリスク

国際物流事業を担うトール社の事業は、世界経済の減速や新型コロナウイルス感染症、サイバー攻撃等の影響等もあり、厳しい経営環境が継続しております。エクスプレス事業については、2021年8月、Allegro Funds Pty Ltdの傘下企業への譲渡手続きが完了いたしました。本件譲渡に伴い、当社グループは、2021年3月期において、特別損失として674億円（減損損失619億円、その他の特別損失54億円）、2022年3月期において、特別損失（事業譲渡損）108億円を計上しました。エクスプレス事業の譲渡手続きは完了したものの、残存するトール社のオペレーションから当該事業を完全に切り離すことには困難を伴う又は時間を要する可能性があり、かかる対応のために追加の費用等が生じる可能性があります。また、トール社を親会社とする連結グループは、2022年3月末日現在で881億円の債務超過となっており、依然厳しい経営状況にあります。エクスプレス事業の譲渡後も、日本郵便は、人員配置の合理化等によりトール社の残るロジスティクス事業及びフォワーディング事業の採算性の向上に努めるとともに、J P トールロジスティクス及びトールエクスプレスジャパンの活用等により、豪州に依存した経営構造から脱却し、日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換による成長を図りますが、かかる経営改善策及び成長戦略が功を奏せず、トール社の業績が向上しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、トール社の保有する物流設備その他の固定資産について更なる減損損失を計上する可能性もあります。また、日本郵便がトール社の事業再編その他日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換に係る施策をさらに進めるに際して総務大臣の認可が必要となる場合、必要な認可を適時に取得できない又は認可を得られないことにより、事業再編等に支障が生じる可能性があります。

また、トール社は、日本郵便の買収以前に多数の企業買収を行い、事業統合を実施している過程にあります。当社グループとの事業統合も含め統合が予定通り進捗しない場合には、複数のビジネス・ユニットによる取引先の競合やオペレーションの重複等が解消されないこと、複雑な業務及び設備、並びに異なる地理的エリアに存する多様な企業風土と異なる言語に基づく従業員を十分に管理できないこと、トール社と競合関係にある同業他社が、トール社より優れた革新的な商品・サービスを提供することで、トール社のマーケットシェア及び利益が低減すること、自然災害、事故等により、基幹ITシステム、主要な輸送手段、倉庫が損害等を受けること、さらには、買収時に発見できなかった問題が発生すること等により、当社グループ又はトール社の事業に負の効果を及ぼして、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② トール社に適用される規制等

国際物流事業を担うトール社は、豪州を中心に、アジア太平洋地域等におけるフォワーディング、ロジスティクス等の国際的な事業活動を行っており、関連する国・地域の事業許可や租税に係る法規制、運送、貿易管理、贈収賄防止、独占禁止、為替規制、環境、各種安全確保等の法規制の適用を受けております。法令等の改正や新たな法規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合、また、コンプライアンス態勢が十分な効果を発揮せず、トール社に適用される規制等への違反が生じた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会等の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 為替変動・国際財務報告基準（IFRS）の適用のリスク

国際物流事業を担うトール社の連結財務諸表は外貨建て（豪ドル）で作成されていることから、大幅な為替相場の変動が生じた場合、外貨建ての資産・負債等が当社の連結財務諸表作成のために円換算される際に為替相場の変動による影響を受けるため、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、トール社の連結財務諸表は国際財務報告基準（IFRS）が適用されていることから、国際財務報告基準（IFRS）の変更により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 資金繰り等のリスク

トール社は、継続的に設備投資等を行っており、事業に必要な資金を確保する必要があるため、金融機関からの借入等に依存する割合も少なくありません。トール社の経営状況が非常に厳しい中、資金繰り安定化を企図し、トール社の借入金等に対し、日本郵便による債務保証を付しております。

今後、トール社の経営状況が改善せず、トール社による返済が困難となる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 不動産事業に関するリスク

当社グループは、郵便局窓口事業において、日本郵便が保有する不動産を有効活用して事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業、分譲住宅事業等の不動産事業を営んでおります。当社グループは多くの不動産を保有しているものの、不動産事業におけるノウハウが限られていること、また、必要な人員の採用、定着が進まないこと等により、当該事業を発展させることができない可能性があります。加えて、当社グループは、グループ保有不動産の再開発を加速することで、不動産事業の利益拡大を目指してまいりますが、不動産市況等によってはかかる開発が当社グループの想定通りに進捗する保証はなく、また、グループ外の企業との共同プロジェクトにおいては、当社グループによるプロジェクトへの管理が及ばなくなったり、共同事業者との間で意見の不一致が生じること等により、事業の進捗に支障が生じる可能性があります。

また、不動産事業については、国内外の景気又は特定地域の経済状況や紛争の発生、人口、市場における需給等の変化により、不動産価格の下落、賃貸料の下落や未収、空室率の上昇、建築資材の価格や工事労務費等の高騰、着工・竣工時期の遅延や見直し、棚卸資産の増加、さらに、法的規制の変更、大規模災害や感染症の発生等の影響を受ける可能性があります。特に今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言等を受けた深刻な経済活動の停滞により、テナント賃料の減免等が一部発生しているほか、空室率の上昇、開発中の案件における竣工時期の遅延等が想定され、また、収束後も、eコマース市場の拡大などの消費者動向の変化、ライフスタイルや働き方の変容により、オフィス需要や商業施設（特に小売り）の需要の変化等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、保有不動産等に評価損・減損損失や売却損が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

IV. 銀行業に関するリスク

(1) 市場リスク

ゆうちょ銀行が保有する金融資産・負債の多くは、市場の変動による価値変化等を伴うものであります。ゆうちょ銀行では、中長期的に収益の確保を図ることを目的に、資産・負債を総合管理するALMの枠組みの下、市場環境の変化、リスク・リターン等を踏まえた機動的なポートフォリオ運営を行っているほか、ストレス・テストや損益シミュレーション等を実施することにより、市場リスク等を適切に管理するよう努めております。

しかし、かかる管理にかかわらず、足許では、インフレ懸念を背景とした米国等の金融政策の転換等に伴い、外貨調達コストの上昇やクレジットスプレッドの拡大等の影響が見込まれますが、これに加えて、更なる金融引き締めの進展、ウクライナ情勢の悪化、新型コロナウイルス感染症の再拡大等に伴い、更なる市場の大幅な変動や金融市場の混乱等が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に大きく影響を及ぼす可能性があり、中長期的な収益の確保を目的とした外国証券やオルタナティブ資産への投資等、運用の高度化・多様化が目的に即した結果を生まない可能性もあります。

① 金利リスク

ゆうちょ銀行が保有する日本国債(2022年3月末日現在、49.2兆円・総資産額の21%)や外国証券(2022年3月末日現在、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)は74.1兆円・総資産額の31%)などの金融資産と、定額貯金をはじめとする貯金や外貨を含む市場性調達の負債の期間や金利更改サイクル等には、差異が存在します。このため、金利(長期や短期の金利)の変動は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当連結会計年度末現在において、日本国債の一部の金利がマイナスとなる等市場金利は歴史的な低水準にあり、さらに、今後の金融政策の動向によりかかる金利水準が長期に亘り継続し又は低下する場合、運用収益の減少に比して、相対的に貯金の調達コストが減少しないことにより、資金粗利鞘が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、足許では、インフレ懸念を背景とした米国等の金融政策の転換等により、海外短期金利が上昇し、国内外の金利差が拡大傾向にあることから、外貨調達コストの上昇が見込まれますが、今後、大幅に国内外の金利差が拡大した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、市場金利及びクレジットスプレッドの変動は、ゆうちょ銀行の債券ポートフォリオ等の価値に影響を及ぼします。例えば、国内外の景気変動、中央銀行の金融政策、日本国政府の財政運営やその信認の変化等、様々な要因により市場金利が上昇(クレジットスプレッドが拡大)した場合、保有する債券等の価値下落によって評価損・減損損失、売却損やゆうちょ銀行が保有する有価証券中の投資信託において収益認識できない特別分配金の発生等が生じる可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、貯金について、急激な市場金利上昇等により、定額貯金(預入から6カ月経過後は払戻し自由、3年までは6カ月ごとの段階金利、それ以降は固定金利の10年満期・複利貯金)への預け替え等が発生した場合にも、調達コスト等の上昇等を通じて、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行は、金利リスク状況のモニタリングの一環として、監督当局による「主要行等向けの総合的な監督指針」において定められた重要性テストの過程で用いられる手法に基づき、金利変動による資産・負債の経済価値の減少額(以下「 $\Delta E V E$ 」といいます。)を計測しております。今後、ゆうちょ銀行の $\Delta E V E$ の最大値が重要性テストにおける評価基準である自己資本の額の20%を超え、監督当局から深度ある対話を行う必要が認められる銀行と判断される場合には、対話を通じて共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応を求められる可能性があります。なお、仮に当該改善計画を確実に実行させる必要があると監督当局から判断された場合、監督当局から行政上の措置が課される可能性があります。

② 為替リスク

ゆうちょ銀行は、収益源泉・リスクの分散を目的に、運用の高度化・多様化の一環として国際分散投資を進め、外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等の外国証券の保有が増加しております。これらのうち、外貨建て資産については、為替リスクを軽減する目的から通貨スワップや為替予約等によりヘッジ取引を行っておりますが、その一部については為替リスクを軽減するヘッジを当初から行わない、若しくはヘッジを行った後に外国証券の価格変動等によりヘッジ比率に変動が生じる、又は短期のヘッジを行うことがあります。その結果、外国証券の取得後に大幅な為替相場の変動が発生した場合、非ヘッジ部分に係る差損が発生し、又は通貨ベースの拡大が発生した場合、ヘッジコストが上昇すること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 株式価格変動リスク

ゆうちょ銀行は、直接又は金銭の信託や投資信託を通じて間接的に、株式を保有することがあることから、国内外の経済状況又は市場環境の変化によって株価が変動する場合には、保有株式に評価損・減損損失や売却損等が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場流動性リスク

ゆうちょ銀行では、市場流動性を確保する観点から、流動性が低い資産への投資が過大にならないよう、また、市場規模に比して過大なポジションを保有することがないよう、基準を設定することにより、市場流動性リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、経済状況の著しい悪化や金融市場の混乱、銀行・金融業界全体の社会的信用や信認が低下する場合等には、当社グループが国内外の市場で取引・決済ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等により、損失を被る可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資金流動性リスク

ゆうちょ銀行では、安定的な資金繰りを達成するため、資金の受払いの差額について基準を設定しているほか、予期しない資金流出等に備え、流動性の高い資産の保有額に基準を設定することにより、資金流動性リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、当社グループの業績や財政状態の悪化、風評等の発生や、予期せぬ資金流出、運用と調達の間隔のミスマッチ(差異)等、また、当社グループの収益力・信用力の低下、日本国債の格下げ等の影響を受けたゆうちょ銀行格付の引き下げにより、円貨・外貨の必要資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 信用リスク

ゆうちょ銀行では有価証券発行体や貸出先などの債務者に対し、内部格付を付与の上、定期的にモニタリングを行うほか、個社・企業グループ及び国・地域に対するエクスポージャーの上限管理等を実施することにより、信用リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、債務者において、例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の経済情勢(景気・信用状況等)への深刻な影響や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、誤った経営判断、不祥事等の発生、その他不測の事態により財政状態が悪化した結果、ゆうちょ銀行の与信関係費用が増加又はゆうちょ銀行が保有する有価証券等の価値が下落することによって評価損・減損損失や売却損等が生じ、当社グループの事業、業績、財政状態及び自己資本の状況に影響を及ぼす可能性があります、中長期的な収益の確保を目的とした外国証券やオルタナティブ資産への投資等、運用の高度化・多様化が目的に即した結果を生まない可能性もあります。

(5) オペレーショナル・リスク等

ゆうちょ銀行の業務においては、オペレーショナル・リスク等として、事務リスク、システムリスク、情報資産リスク、訴訟等に係るリスク、人事リスク、レピュテーション・リスク、災害・パンデミックに係るリスク、サイバー攻撃等に関するリスク、法令違反等(横領その他の犯罪行為、テロ資金供与、インサイダー取引規制等違反、お客さまの属性に照らし不適合な説明や資産運用商品の販売等、法令・諸規則等を遵守できない等のミスコンドクトリスクが発生する等)に係るリスク及びマネー・ローndリング等に係るリスクが存在します。

また、ゆうちょ銀行の業務に関連して、顧客その他第三者が、偽名による口座開設、ゆうちょ口座の不正目的による使用、又は盗難カードを使用した犯罪行為その他不正行為を行うなどの事象が発生しています。

ゆうちょ銀行では日本郵便等と連携し、各種取組みを通じて事故や不正利用・不正送金の防止に努めておりますが、これらのオペレーショナル・リスク等を適切に管理できず、リスクが顕在化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 代理店を通じた営業に係るリスク

ゆうちょ銀行は、銀行代理業務の委託契約等に基づき日本郵便に銀行代理業務等を委託しております。ゆうちょ銀行の店舗23,734(2022年3月末日現在)のうち23,499が代理店(郵便局)となっており、貯金残高の約9割が代理店で開設された口座への預入による等、ゆうちょ銀行の事業は、代理店である日本郵便の郵便局ネットワークによる営業に大きく依拠しております。

従って、コミュニケーション手段の多様化、競合するネットワークやサービスの利便性向上等により、ゆうち

よ銀行の代理店である郵便局の利用者数や利用頻度が減少したり、代理店で取り扱うゆうちょ銀行の商品・サービスの種類や代理店数が減少した場合、ゆうちょ銀行の代理店業務に従事する従業員の確保やその教育が十分でない場合、郵便局で取り扱う競合商品との競争が激化する場合、日本郵便が人材等のリソースをゆうちょ銀行の商品・サービス以外に優先的に配分する場合等においては、ゆうちょ銀行の貯金等や新商品等の販売が伸びず、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、かんぽ生命保険及び日本郵便におけるお客さまのご意向に沿わず不利益が生じた保険契約乗換等に係る事案に関し、当社グループに対する株主、投資家、お客さま、その他ステークホルダーからの大きく低下した信頼の回復は未だ途上にあり、当社グループとして、外部専門家で構成されたＪＰ改革実行委員会のモニタリングを受けながら、お客さまからの信頼回復に向けた改善策を実行してまいりました。

また、日本郵便において行われた一部のお客さまのご意向に沿っていない取引のうち法令違反が認められたかんぽ生命保険の保険商品とゆうちょ銀行の投資信託の横断的な販売について、契約無効措置等のお客さま対応を実施するとともに、当社グループとして商品横断的なデータモニタリングを行うなど、改善に向けた取組みを進めてまいりました。しかしながら、かかる取組みが功を奏しない場合や、今後も法令違反等の不適切な事案が発生する等の場合には、当社グループへの信頼の喪失等により、日本郵便が取り扱うゆうちょ銀行の金融商品の販売が回復しない可能性があります。結果的に、ゆうちょ銀行が委託している投資信託の販売等に影響し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2021年４月６日に公表した長崎県内の郵便局における長期・高額な現金詐取事案、2021年７月21日に公表した愛媛県内の郵便局における郵便局資金横領等事案、2022年１月20日に公表した山口県内の郵便局における貯金払戻金横領等事案を含め、郵便局において部内犯罪が依然として発生している事態を受け、ゆうちょ銀行は、日本郵便及び当社と連携し、発生原因の分析、再発防止策の検討等を行い、不祥事件の撲滅に向けてコンプライアンスの徹底・強化に取り組んでおります。また、2021年12月15日に公表した郵便局におけるお客さま情報の紛失に係る調査結果について、投資信託取引及び国債取引に関する金融商品仲介補助簿については、当該補助簿の電子化による再発防止策を実施したほか、当該補助簿以外の書類についても、紛失防止に向け、保存書類の削減、電子化（ペーパーレス化）を順次進めてまいります。しかしながら、かかる取組みが功を奏しない場合や、今後も法令違反等の不適切な事案が発覚する等の場合には、当社グループの社会的信用に影響を与える可能性があります。今後、ゆうちょ銀行の金融商品の販売が低迷し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行は、上記の銀行代理業務の委託契約等に基づき、郵便局を商品・サービスの販売・提供のメインチャネルとし、相当額の委託手数料を日本郵便に対して支払っておりますが、当該委託手数料の算定方法その他の条件がゆうちょ銀行と日本郵便との間の合意により見直されたり、当該契約等が解除され代替委託先等を適時に確保できない場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（７）事業環境等に係るリスク

① ユニバーサルサービスの提供に係るリスク

ゆうちょ銀行は、日本郵便との間で銀行窓口業務契約を締結しており、日本郵便は全国の郵便局で、ゆうちょ銀行の基本的な商品・サービスを、日本郵便株式会社法に基づきいわゆるユニバーサルサービス提供に係る法的責務の履行として提供しております。ゆうちょ銀行は、法令上この責務を直接負わないものの、郵便局で使用するＡＴＭ・窓口端末機など銀行委託業務に係るＩＴシステムの導入・運行コストとともに（なお、当該ＩＴシステムはゆうちょ銀行が所有。）、同業務に従事する日本郵便の従業員の指導・教育等を通じ、ユニバーサルサービス提供に係る一定のコストを負担しております。その結果、より収益性の高い業務や地域への経営資源配分が制約されること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、銀行窓口業務契約は、期限の定めがなく、また、本契約に定める特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り、解除できないものと定めております。また、ゆうちょ銀行の定款には、日本郵便と銀行窓口業務契約を締結する旨規定しているため、当該契約を終了させる場合には、定款の変更を要します。従って、ゆうちょ銀行が銀行窓口業務契約を終了させるためには、これらの手続等を充足させる必要があります。一方、本契約が終了した場合にも、ゆうちょ銀行の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、2018年12月１日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。これによって2020年３月期からゆうちょ銀行と日本郵便との間の委託手数料の一部が交付金・拠出金となりました。そのため、ゆうちょ銀行直営店での業務コストの増減にかかわらず、拠出金と委託手数料の合計額が将来的に増加する可能性があります。また、今後、このようなユニバーサルサービスの確保に関する政府の施策、法令や規制等の改正等があった場合、その内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 経済・社会情勢、市場に係るリスク

ゆうちょ銀行が行う当社グループの銀行業は、その収益の多くが日本国内での貯金調達や国内外での有価証券運用によって得られており、国内外の景気・信用状況や人口動態等の経済・社会情勢、金利・為替等の市場の変動・悪化が、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、消費税率の引き上げによる家計の可処分所得の低下や、少子高齢化に伴い、日本の貯蓄率・預金水準が低下し、ゆうちょ銀行の貯金残高が減少する可能性があります。また、大幅な市場変動により、ALMやリスク管理態勢が期待通り奏功せず、ゆうちょ銀行の事業の低迷や資産内容の悪化、資金調達力・資産流動性の低下等が生じる可能性があります。このような場合、中長期的な収益の確保を目的とした運用の高度化・多様化が、目的に即した結果を生まない可能性もあります。

新型コロナウイルス感染症については、日米欧を中心としたワクチン接種の進展等、一部環境の改善要素もありますが、感染拡大予防のための経済社会活動の制限や、新規感染者数が大幅に拡大する局面も未だ見られる等、引き続き国際社会・世界経済にとって大きな脅威となっております。ゆうちょ銀行では、お客さまや社員への感染拡大防止や業務継続態勢の確保に努めておりますが、かかる対応にかかわらず、ゆうちょ銀行の商品・サービスの利用者が著しく減少した場合、また、当社グループ社員に感染が拡大することにより業務の継続が困難となった場合等は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 事業戦略・経営計画に係るリスク

ゆうちょ銀行は、「信頼を深め、金融革新に挑戦」のスローガンの下、5つの重点戦略である「リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革」、「デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上」、「多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化」、「ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化」、「一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化」を通じて、2021年度から2025年度までを計画期間とする中期経営計画を推進しております。しかしながら、これらに向けたゆうちょ銀行の事業戦略・経営計画は、各種のリスクにより実施が困難となり、又は有効でなくなる可能性があります。また、本項に記載したリスク要因等に伴い、事業戦略・経営計画の策定時に前提とした各種の想定が想定通りとならないこと等により、当初計画した成果が得られない可能性もあります。特に、市場(金利・為替等)・経済情勢(景気・信用状況等)等が計画策定時の想定通り安定推移しなかった場合、例えば、市場金利の低下による運用利回りの減少や米ドルをはじめとする海外短期金利上昇に伴う外貨調達コストの増加によって計画が達成できない可能性、海外のクレジットスプレッド拡大によるゆうちょ銀行が保有する有価証券中の投資信託の特別分配金発生によって計画が達成できない可能性、プライベート・エクイティの投資先の企業価値や売却時期が想定対比で乖離することによって計画が達成できない可能性、国際分散投資等の高度化・加速を継続していく中で、適切なポートフォリオ分散を達成できない可能性、より高いリスクを有する運用資産の増加によって価格変動リスクを受けやすくなり、ゆうちょ銀行の事業、業績及び財政状態に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。さらに、DXの推進等による、各種決済サービス及び資産形成サポートサービスの利用促進等並びに店舗改革等の業務効率化、運用・リスク管理・営業等の人材確保・育成が、想定通り進捗しなかった場合、役務収支の拡大や営業経費の削減等の計画が達成できなくなる可能性があります。また、減損損失、売却損の計上等により十分な利益水準が確保できない場合や、法令によりその他有価証券の評価損が発生した際は分配可能額から控除する必要があることから、相場変動によりその他有価証券の評価損が拡大し、分配可能額を確保できない場合等には、株主還元の目標が達成できない可能性があります。

(9) LIBOR等の指標金利に関するリスク

ゆうちょ銀行は、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)等の指標金利を参照する金融商品を保有しており、さらに当該指標金利は、ゆうちょ銀行内における金融商品の評価等においても利用されております。

2014年7月に、金融安定理事会が、金利指標の改革及び代替金利指標としてリスク・フリー・レートの構築を提言し、また、2017年7月には、LIBORを規制する英国の金融行動監視機構(FCA)長官が、2021年末以降はLIBOR公表継続のためにパネル銀行にレート呈示を強制する権限を行使しない旨表明しており、2021年末以降のLIBORの公表には不確実性があるとされていましたが、2021年3月5日、LIBOR運営機関(IBA)が、米ドルの一部テナーを除き、2021年12月末をもってLIBORの公表を停止する旨を公表し、同公表のとおり、LIBORは公表停止となりました(米ドルの一部テナーは、2023年6月末まで公表継続予定)。

ゆうちょ銀行では、LIBOR公表停止に向けて、代替金利指標への移行に対する対応を進め、2021年12月末のLIBOR公表停止に向けた対応を実施いたしました。ただし、2023年6月末に予定されている米ドルLIBORの一部テナーの公表停止に関して、後継指標に関する市場慣行等、未確定事項が残存しており、参照金利や

評価方法の変更等により、指標金利を参照するゆうちょ銀行の金融資産につき損失が発生し、また、システム開発が必要になること等に伴う費用の増加等の要因により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 東京証券取引所におけるプライム市場上場維持に係るリスク

2022年4月に実施された東京証券取引所の市場区分見直しに際し、ゆうちょ銀行はプライム市場の上場維持基準のうち、「流通株式比率35%以上」に適合していませんが、2021年11月12日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」等を提出・開示し、経過措置の適用を受けることで、2022年4月4日、プライム市場へ移行しました。

当分の間、経過措置[※]の適用対象となる結果、当該期間中はプライム市場への上場が維持されますが、当該期間中においては、当該計画書に記載の事項を遵守する必要があります。

なお、当該計画の適切な実行については、各種のリスクによりその実施が困難となり、又は有効でなくなる可能性がある等、不確実性を伴い、また仮に当該計画の遵守ができない場合には、上場維持が認められなくなる可能性があります。

また、当社のゆうちょ銀行株式保有割合が低下した場合、ゆうちょ銀行の流通株式比率向上に寄与することが期待されますが、その過程において、ゆうちょ銀行株式の追加的な売却が行われ、又はかかる売却により市場で流通するゆうちょ銀行の株式数が増え需給が悪化するとの認識が市場で広まった場合には、ゆうちょ銀行株式の流動性・株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

※ 2022年4月26日、東京証券取引所は、上場会社の企業価値向上に向けた取組みや経過措置の取扱い等について、同社に対して助言を行うことを目的とした有識者会議の設置を公表しました。

V. 生命保険業に関するリスク

(1) 保険募集プロセスにおける品質確保に関するリスク

日本郵便及びかんぽ生命保険における募集品質問題及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案の発生により、当社グループに対する株主、投資家、お客さま、その他ステークホルダーからの信頼は未だ回復途上にあることから、早期の信頼回復が最重要課題と認識しております。

当社グループは、お客さまからの信頼の早期回復、並びに保険募集プロセスにおける法令遵守及びお客さま本位の意識の徹底による募集品質の確保・向上を図るため、お客さまの不利益の解消に向けたご契約調査等の対応や、2020年1月31日付で監督当局に提出した業務改善計画に基づく再発防止策（健全な組織風土の醸成、適正な営業推進態勢の確立、適正な募集管理態勢の強化及び取締役会等によるガバナンスの強化）に最優先で取り組んでまいりました。

しかしながら、今後、これらの取組みが期待された効果を発揮しない又は効果の発揮までに想定以上の時間を要する場合や、当社グループの全役員・社員にこれらの取組みが徹底されない場合には、当社グループに対するステークホルダーからの信頼の回復に影響を及ぼす可能性があります。さらに、お客さまのご意向に沿わず不利益となる事例、法令違反又は社内ルール違反となる事例が新たに判明する場合、保険契約に対する苦情や無効申請等のお申し出が発生する等の場合には、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このように、今後、当社グループにおいて遵守すべき法令等の義務に反する行為が発生・発覚する場合、又は業務改善計画の進捗及び改善状況について監督当局がそれらを不十分であると判断した等の場合、当該違反行為の規模や程度又は当社グループの取組状況によっては、監督当局から再度業務停止命令等の行政処分を受けるなど、当社グループの経営や事業の存続に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

かんぽ生命保険は、上記の募集品質問題等を受け、2019年7月以降、2020年1月から3月までの業務停止命令期間を含め、郵便局及びかんぽ生命保険支店におけるかんぽ生命保険商品の積極的な営業活動を控えておりましたが、2020年10月5日からお客さまにおかけしたご迷惑をお詫びすることを第一とする信頼回復に向けた業務運営を開始し、2021年4月1日からは、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタイルへ移行しております。

しかしながら、新契約の実績は、本書提出日現在において伸び悩んでおり、今後もこれらの取組みが奏功しない場合には、新契約の実績が長期にわたり計画通り進捗しない、又は保有契約の維持を図れないなどの理由により、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる業績及び財政状態への影響は、営業活動に関する手数料支払の減少により利益の増加が先行するというかんぽ生命保険の収益構造の特性により、短期的には顕在化しにくいものの、新契約の実績が進捗しないなどの期間がより長期にわたり継続する場合には、当社グループの事業、業績、財政状態及びE V等の指標に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ユニバーサルサービスの提供に関するリスク

かんぽ生命保険は、日本郵便との間で生命保険募集・契約維持管理業務委託契約及び保険窓口業務契約を締結しており、日本郵便は、郵政民営化法上のユニバーサルサービスに係る責務を履行するため、かんぽ生命保険の保険代理業務を受託し、全国の各郵便局において、かんぽ生命保険の商品・サービスを提供しております。特に、保険窓口業務契約は、期間の定めのない契約であり、本契約に定める特段の事情がない限りかんぽ生命保険から一方的に解除することはできないこととされております。また、かんぽ生命保険の定款上、かんぽ生命保険は日本郵便との間で、保険窓口業務契約を締結する旨の規定が存在し、当該契約を終了させる場合にはかんぽ生命保険の定款変更が必要となります。従って、かんぽ生命保険が日本郵便との間の保険窓口業務契約を終了させるには、これらの手続等を充足する必要があります。

このように、かんぽ生命保険が、ユニバーサルサービスの提供義務を負う日本郵便との間で、解除することが困難な保険窓口業務契約を締結していることで、日本郵便がユニバーサルサービスを提供する上での関連保険会社としての地位を維持する契約上の義務を負うため、かんぽ生命保険の柔軟な事業展開が困難となる可能性があります。

また、2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。これによって2020年3月期からかんぽ生命保険と日本郵便との間の委託手数料の一部が交付金・拠出金となりました。かんぽ生命保険の負担する拠出金と、日本郵便に直接支払う代理業務に係る委託手数料の合計額は、将来的に増加する可能性があります。

今後、このようなユニバーサルサービスの確保に関する政府の施策、法令や規制等の改正等があった場合、その内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 商品の集中に関するリスク

かんぽ生命保険の取り扱う商品は、個人向け生命保険、とりわけ養老保険・終身保険などの貯蓄性商品に集中しておりますが、国内の雇用水準及び家計水準、代替商品であるその他の商品に対する相対的魅力、保険会社の財務健全性、社会的信用に対する一般的な認識、出生率及び高齢化といった日本の人口構成に影響を与える長期的な人口動態等の要因が、新契約数や保有契約の消滅率に影響を及ぼしているほか、長引く低金利環境等により、貯蓄性商品の貯蓄としての魅力が低下しております。

また、かんぽ生命保険の顧客基盤は中高年層及び女性の比重が高く、青壮年層の割合が相対的に低くなっております。

かんぽ生命保険は、お客さまの保障ニーズに対応するため、2022年4月より、新しい医療特約「もっとその日からプラス」の取扱い等を開始し、手厚い医療保障を提供するなど、青壮年層を含めたあらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えする保険サービスの開発や、DX推進とともにお客さま体験価値（CX）を最優先とするサービス提供体制の構築を目指しておりますが、これらが想定通りに進捗しない場合には、中長期的な商品・販売戦略、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 日本の人口動態に関するリスク

1970年代半ば以降、日本の出生率は総じて徐々に低下する傾向にあり、現在は世界で最低の水準にあります。これらの結果、15歳から64歳までの人口は減少傾向が続いており、この傾向が、日本国内における生命保険の総保有契約高の減少の主要な要因であると考えております。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、15歳から64歳までの人口は、今後も減少し続けるであろうと予測されております。こうした見通しの下、かんぽ生命保険は、人口減少や公的医療費の増加等の社会的課題を踏まえ、健康増進サービスやデジタルマーケティングの推進、青壮年層等を含むお客さまニーズにマッチした保障性商品等の開発等の検討を進めてまいりますが、お客さまニーズにマッチしたサービスの提供や商品開発ができない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業戦略・経営計画が奏功しないリスク

かんぽ生命保険は、募集品質問題等の反省を踏まえ、お客さまから真に信頼される企業へと再生し、持続的な成長を目指すため、「信頼回復に向けた取組みの継続」、「事業基盤の強化」、「お客さま体験価値の向上」、「ESG経営の推進（社会課題の解決への貢献）」、「企業風土改革・働き方改革」、「ガバナンスの強化・資本政策」に取り組むことを基本方針とした2021年度から2025年度を計画期間とする中期経営計画をはじめとする事業戦略・経営計画を策定しておりますが、これらに含まれる施策の実施については、各種のリスクが内在しております。また、将来において、かんぽ生命保険による上記施策の実施を阻害するリスクが高まる又は新たなリスクが生じる可能性もあります。

さらに、これらの事業戦略・経営計画は、市場金利、外国為替、株価、事業環境、法制度、一般的経済状況、新しい営業体制の下での日本郵便及びかんぽ生命保険の従業員の活動状況などの多くの前提を置き、それらに基づいて作成されておりますが、かかる前提通りとならない場合や各施策に対する十分な事業評価が行われない場合には、当該計画における目標を達成できない可能性があります。なかでも、新契約の実績は、本書提出日現在において伸び悩んでおり、今後もこれらの取組みが奏功しない場合には、新契約の実績が長期にわたり想定計画通り進捗しない、又は既存保有契約の維持を図れないなどの理由により、当社グループの事業、業績、財政状態及びEV等の指標に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、かんぽ生命保険は、法令上可能な限りにおいて、新たな収益機会を得るため新規業務への参入を行うことがあります。当社グループの信頼が回復途上にある状況では、新規業務への参入が困難となる可能性があります。加えて、2021年5月に公表したかんぽ生命保険による自己株式取得等により、当社のかんぽ生命保険株式の議決権比率が50%を下回ったことから、新商品の販売開始に当たって郵政民営化法に基づく認可を取得することは不要となり、届出制へ移行したため、新商品の投入スピードの向上が今後は見込まれるものの、かんぽ生命保険が事前届出を適時適切に行うことができない、郵政民営化委員会から適正な競争関係の確保と役務の適切な提供の配慮義務に関して必要な意見が述べられる、金融庁による保険業法上の認可が得られない等の事由により、新商品を予定通りに販売できない可能性や、新商品を販売した場合であっても、予想を超える外部要因等により収益が確保できない等、当該商品が当初想定した成果をもたらさない可能性があります。このような結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらには、中期経営計画期間において、DX推進等をはじめ、かんぽ生命保険全体で約2,500億円規模の投資を行うこととしております。これらの投資は減価償却を通じて今後数年間にわたり費用化されるとともに、その管理・維持には相当程度のコストが生じる見込みであります。投資額やコストに見合った成果が得られない場合

には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 資産運用に関するリスク

① 国内金利に関する市場リスク

かんぽ生命保険の資産構成は、円金利資産の割合が高く、かんぽ生命保険の保険契約者に対する債務のデュレーションが運用資産より長期であることから、資産と負債のデュレーションのミスマッチによる国内金利の変動リスクを有しております。

2016年2月の日本銀行によるマイナス金利政策導入以降、低金利環境が継続しておりますが、かんぽ生命保険が既に保有している保険契約の予定利率は変わらないことから、当初想定していた運用収益が確保できない、あるいは逆ざや(資産運用ポートフォリオの平均運用利回りが既契約の責任準備金の積立てに用いた予定利率を下回る現象)となる可能性があります。

一方、国内金利が現在の水準より上昇した場合には、資産運用利回りが上昇することにより、利息収入などの収益が向上するものの、債券価格の下落等により、評価損・減損損失や売却損等が発生する可能性があります。また、保険契約者がより高い収益を得られる別の金融商品へ資金を移動させることにより、保険契約の解約が増加する可能性があります。

② ①以外の市場リスク

かんぽ生命保険は外貨建資産を保有しており、その一部については、為替リスクをヘッジするため為替予約をしておりますが、為替リスクがヘッジされていない部分について、為替相場の変動が発生した場合や、為替リスクをヘッジしていたとしても、各国の金融・財政政策の動向等による国内外の金利差拡大によりヘッジコストが高まり、これまでの条件でロールによる為替予約が出来なくなった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、各国の金融・財政政策の変更や外国金利の変動により、かんぽ生命保険の保有する外国証券の価値が下落した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、国内外の経済状況又は市場環境の悪化や地政学リスクの顕在化等によって、かんぽ生命保険が保有する株式の価格が下落した場合には、保有株式に評価損・減損損失や売却損等が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、オルタナティブ運用などの資産運用の多様化が、期待した結果を生まない可能性があります。

③ 信用リスク

かんぽ生命保険の取引先・投資先・かんぽ生命保険が保有する有価証券の発行者において、国内外の景気動向や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、不祥事の発生、地政学リスクの顕在化等その他不測の事態により、財政状態が悪化した場合には、信用リスク及び与信関係費用が増加し、又はかんぽ生命保険が保有する有価証券の価値が下落すること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、外国公社債運用などの資産運用の多様化が、期待した結果を生まない可能性があります。

上記①～③のリスクに備えて、かんぽ生命保険では、保険契約の引受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理し、損益の安定を図る目的で、資産と負債のバランスを考慮してリスクコントロールを行う、ALM及び財務健全性の維持を軸にしたERMの高度化に向けた取組みを継続しております。

また、定期的にストレス・テストを実施し、ストレス事象発生時の対応力を検証するとともに、特に運用資産の多様化に当たっては、審査やモニタリングの体制を強化しています。しかしながら、そうした対応が奏功しない場合や、各国の金融・財政政策の変更等により市場環境が大きく変動した場合には、かんぽ生命保険の業績及び財政状態に影響を及ぼし、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 保険料設定に関するリスク

かんぽ生命保険は、保険の種類及び内容、契約時の被保険者の年齢、性別、保険金額等を考慮して、次に掲げる計算基礎率(予定死亡率、予定利率、予定事業費率)等に基づいて保険料を設定しております。

予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払等に充てるために必要な保険料を設定いたします。この計算に用いる予測された死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	資産運用による一定の収益を予め見込み、その分を割り引いて保険料を設定いたします。この割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険会社の事業運営上必要な経費を予め見込んで保険料を設定いたします。この割合を予定事業費率といいます。

保険契約においては、実際の死亡率が事前に設定した予定死亡率を超過した場合、実際の運用利回りが事前に設定した予定利率を下回った場合、実際の経費が事前に設定した予定事業費を超過した場合には、保険期間中の保険料等の受取総額を保険金・経費等の支払総額が上回ることにより損失が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) オペレーショナルリスク

かんぽ生命保険が業務を遂行していく過程には、オペレーショナルリスクが存在し、内部及び外部の不正行為、労務管理及び職場環境面での問題発生、顧客本位の業務運営への対応が不十分であることによる信用失墜、自然災害やシステム障害等に伴う事業中断、不適切な事務処理、外部への情報漏えい等が生じる可能性があります。

かんぽ生命保険では日本郵便等と連携し、各種取組みを通じて事故や不正の防止に努めておりますが、これらのオペレーショナルリスクを適切に管理できず、リスクが顕在化した場合には、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵便及びかんぽ生命保険は、かんぽ生命保険の業務を行う日本郵便の従業員に対し、法令等の遵守についての指導・教育を行っておりますが、これらの指導・教育が十分行われない、又はその効果が発揮されないことにより、同社従業員による不適正な募集活動などの法令等の違反が発生した等の場合、又は、かんぽ生命保険が日本郵便の従業員による不適正な活動の実態を適時かつ適切に把握することができない場合には、同様の影響が及ぶ可能性があります。

(9) 保険金の支払いに関するリスク

かんぽ生命保険は、正確・迅速な保険金等の支払いが生命保険会社の根幹業務であるとの認識の下、支払管理態勢の強化、お客さまサポートの充実に取り組んでおりますが、何らかの理由により、監督当局又はかんぽ生命保険が支払管理態勢の強化が不十分であると判断した場合には、各種改善策を講じる可能性があり、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 格付の低下に関するリスク

かんぽ生命保険は、各格付会社より格付を取得しており、財務の健全性に対して一定の評価を得ているものと認識しております。しかしながら、募集品質問題の発生を受け、中期経営計画においては、お客さま本位の業務運営を徹底し、信頼回復に努めておりますが、新契約の実績、保有契約の維持及び事業費の抑制などが計画通りに進捗せず、かんぽ生命保険の将来的な財務内容の見通しが悪化することにより、各社の信用格付が引き下げられた場合には、かんぽ生命保険の金融・資本市場における負債性資金の調達がかんぽ生命保険に有利な内容で行えない可能性があるとともに、かんぽ生命保険の業務運営に対する不安を想起させ、更なる新契約の減少又は保有契約の解約の増加等につながる可能性があります。

(11) 市場流動性・資金繰りに関するリスク

① 市場流動性リスク

金融市場の混乱等により、市場において正常に金融商品の取引・資金決済ができなくなった場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることになった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の金融市場及び経済状況の悪化等により、市場の流動性が減退した場合には、かんぽ生命保険の保有する資産の売却可能性や価値が減少する可能性があります。

② 資金繰りリスク

かんぽ生命保険の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害に伴う保険金の大量支払による資金流出等により資金繰りが悪化し、保険金等の支払いが滞った場合や資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被った場合には、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 責任準備金の積立に関するリスク

かんぽ生命保険は、日本の生命保険会社として、保険業法及び関連業規制に基づき、保険料収入の大部分を責任準備金として将来の保険金等の支払いに備えて積み立てております。責任準備金は、かんぽ生命保険の負債の最も大きな部分を占めているものであり、各保険契約の保障対象となる事象の起こる頻度や時期、保険金等支払額、資産運用額等につき一定の前提を置き、これらに基づく見積りによって計算されるものであります。これらの前提と実際の結果が乖離した場合や環境の変化により将来乖離が見込まれる場合には、責任準備金の積増しが必要となる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや標準利率・標準生命表は、規制当局である金融庁等によって定められているものですが、これらに変更があった場合には、保険料見直しや責任準備金の積増しが必要となる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 契約者配当準備金に関するリスク

かんぽ生命保険が確保すべき契約者配当準備金の繰入額は費用として扱われ、これにより各事業年度における純利益が減少します。かんぽ生命保険は契約者配当準備金の繰入額の決定について裁量を有しており、その水準については、かんぽ生命保険商品の競争力、業績、ソルベンシー・マージン比率等の様々な要素を考慮して判断しておりますが、その水準によっては、かんぽ生命保険の株主への配当原資の額、事業、業績及び財政状態又はかんぽ生命保険の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

なお、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約については、「旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約」において、かんぽ生命保険が引き受けた保険契約と区分してその収益及び費用を経理するものとし、簡易生命保険契約の再保険損益の8割を契約者配当準備金に繰り入れることとしております。また、再保険配当の計算方法の変更の必要性について、毎事業年度、郵政管理・支援機構と当社間で協議することとされておりますが、本契約締結以降、当該計算方法が変更されたことはなく、当連結会計年度末現在において変更の予定もありません。

(14) 生命保険契約者保護機構への負担金及び国内の他の生命保険会社の破綻に係るリスク

かんぽ生命保険は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)への負担金支払義務を負っております。保護機構は、破綻した生命保険会社の保険契約者を保護することを目的としており、破綻した生命保険会社から他の生命保険会社へ保険契約を移転する際に、資金援助を実施しております。保護機構への負担金額は保険料収入及び責任準備金の額などに応じて決められるため、かんぽ生命保険の保険料収入及び責任準備金の額が他の生命保険会社に比して増加した場合、負担金が増加する可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、日本の他の生命保険会社の破綻は、日本の生命保険業界全体の評価にも悪影響を与え、保険契約者の生命保険業界全体に対する信用を損ない、これにより当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

VI. その他事業に関するリスク

(1) 投資事業に関するリスク

当社グループでは、日本郵政キャピタル株式会社及びJ Pインベストメント株式会社が投資事業を営んでおり、国内外への投資や新たな事業領域への出資等を行っていますが、適正な収益や機会をもたらす保証はありません。

投資事業において投資時点で投資先の価値や将来の成長性を正確に見極めることは容易ではなく、また、当社グループが投資時点で想定したとおりに投資先が事業を展開できる保証はありません。投資先の事業環境の変化その他様々な理由により、投資先の業績又は財政状態が悪化した場合には、当社グループが投資した資金を回収できず、また、投資活動により取得・発生した株式などの金融資産やのれんに評価損・減損損失が発生するなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの投資先が内部統制上の問題を抱えていたり、法令に違反する行為を行っている可能性があります。当社グループが投資後にそうした問題や行為を早期に是正できない場合、当社グループの信用や企業イメージが低下し、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 不動産事業(郵便局窓口事業に係るものを除く。)に関するリスク

当社グループは、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業、分譲住宅事業等の不動産事業を営む日本郵政不動産株式会社を2018年4月2日に設立しております。また、日本郵政不動産株式会社は、2021年8月2日に同事業を営む郵船不動産株式会社の発行済株式の51%を取得し、子会社化(2022年4月にはJ Pプロパティーズ株式会社に商号変更)しております。当社グループは多くの不動産を保有しているものの、不動産事業におけるノウハウが限られていること、また、必要な人員の採用、定着が進まないこと等により、当該事業を発展させることができない可能性があります。加えて、当社グループは、グループ保有不動産の再開発を加速するとともに、グループ外不動産への投資を強化することで、不動産事業の利益拡大を目指してまいりますが、不動産市況等によってはかかる開発が当社グループの想定通りに進捗する保証はなく、また、グループ外の企業との共同プロジェクトにおいては、当社グループによるプロジェクトへの管理が及ばなくなったり、共同事業者との間で意見の不一致が生じること等により、事業の進捗に支障が生じる可能性があります。

また、不動産事業については、国内外の景気又は特定地域の経済状況や紛争の発生、人口、市場における需給等の変化により、不動産価格の下落、賃貸料の下落や未収、空室率の上昇、建築資材の価格や工事労務費等の高騰、着工・竣工時期の遅延や見直し、棚卸資産の増加、さらに、法的規制の変更、大規模災害や感染症の発生等の影響を受ける可能性があります。特に今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言等を受けた深刻な経済活動の停滞により、テナント賃料の減免等が一部発生しているほか、空室率の上昇、開発中の案件における竣工時期の遅延等が想定され、また、収束後も、e コマース市場の拡大などの消費者動向の変化、ライフスタイルや働き方の変容により、オフィス需要や商業施設(特に小売り)の需要の変化等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、保有不動産等に評価損・減損損失や売却損が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅶ. 金融 2 社株式売却等に関するリスク

2022年 3 月期において、日本国政府は当社の発行済株式の33.3%(自己株式を除く議決権割合は34.3%)を、当社はゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の発行済株式のそれぞれ89.0%(自己株式を除く議決権割合は89.0%)及び49.9%(自己株式を除く議決権割合は49.9%)を保有しております。

郵政民営化法に基づき、日本国政府による当社株式の保有割合は常に 3 分の 1 を超えるものとされており、また、当社が保有する金融 2 社の株式も、金融 2 社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされており、当社では、上記趣旨に沿って、中期経営計画期間中のできる限り早期に金融 2 社株式の保有割合を50%以下とすることを目指します。

なお、当社は、2021年 5 月のかんぽ生命保険が行う自己株式取得に応じた売付け及び同年 6 月の株式処分信託の設定により、当社が保有するかんぽ生命保険普通株式163,306,300株を処分いたしました。

この結果、当社のかんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.9%となりました（本株式処分前64.5%）が、実質支配力基準により、かんぽ生命保険が当社の連結子会社であることに変更はありません。

また、日本国政府は、2021年 6 月の当社による自己株式取得に応じた売付けにより276,090,500株を処分しました。この結果、日本国政府による当社株式の保有割合は発行済株式の50.7%(自己株式を除く議決権割合は60.6%)。なお、当社は、2021年 6 月18日開催の取締役会決議に基づき、同月30日付で732,129,771株の自己株式を消却しており、当該自己株式の消却を行った後における日本国政府の自己株式を除く議決権割合は60.6%)となりました。

さらに、日本国政府は、2021年10月に公表した当社株式の国内売出し及び海外売出し（以下「グローバル・オファリング」といいます。）により当社株式1,027,477,400株を処分しており、その結果、日本国政府による当社株式の保有割合は発行済株式の33.3%(当社は、2021年10月 6 日開催の取締役会決議に基づき、2022年 3 月末までに105,043,800株の自己株式を取得しており、取得後の自己株式を除く議決権割合は34.3%)となりました。

当社は、2022年 5 月13日付の取締役会決議に基づき、2022年 5 月16日から2023年 3 月31日までを取得期間とし、当社普通株式278,000,000株、取得価額の総額2,000億円をそれぞれ上限として、取引一任契約に基づく市場買付による当社の自己株式の取得を実施することを決議しております。同決議に基づき、2022年 5 月16日から2022年 5 月31日までの間に、15,430,700株の自己株式を取得いたしました。これにより、2022年 5 月末日現在における発行済株式総数に対する政府が保有する株式の保有割合は34.3%（自己株式を除く議決権割合は34.5%）となっております。

以下では、かかる日本国政府による当社株式の保有と、当社による金融 2 社株式の売却に起因する当社グループの事業等のリスクのうち主要なものを記載しております。

(1) 持分の減少による連結業績への影響、事業の規模・範囲の縮小に関するリスク

2022年 3 月期におけるゆうちょ銀行の営む銀行業と、かんぽ生命保険の営む生命保険業のセグメント利益・セグメント資産の各合計額は、当社グループのセグメント利益・セグメント資産の各合計額（「その他」（宿泊事業、病院事業、関係会社受取配当金等）に区分されるものを除きます。）のそれぞれ約85%及び約98%を占めております。郵政民営化法に基づき、当社が金融 2 社の株式を処分した場合、当社の連結財務諸表の親会社株主に帰属する当期純利益に反映される金融 2 社の純利益や、非支配株主持分を除く純資産の額に反映される金融 2 社の純資産の額が減少することになります。金融 2 社の議決権の過半数を保有している間は連結対象となりますが、金融 2 社の議決権の過半数を保有しないこととなった場合には、連結対象となるかについて他の要件とも併せて検討することとなります（なお、上記のとおり、当社のかんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.9%となりましたが、実質支配力基準により、かんぽ生命保険が引き続き当社の連結子会社であることに変更はありません。）。なお、金融 2 社が連結対象から外れた場合、連結貸借対照表上、金融 2 社の資産、負債を合算しなくなるため、当社グループの資産、負債の規模が減少することになります。さらに、金融 2 社が持分法適用関連会社からも外れた場合は、金融 2 社株式は「その他有価証券」となり毎期時価で評価することになり、原則として評価差額は「その他有価証券評価差額金」として純資産に計上することになります。

なお、当社の連結財務諸表に対する金融 2 社の収益・利益が与える影響については、以下のとおりと想定しております。

① 金融 2 社が当社連結対象となる場合

金融 2 社の収益が当社連結収益に寄与します。また、金融 2 社の利益が持分比率に応じて当社連結利益に寄与します。

② 金融 2 社が持分法適用となる場合

金融 2 社の利益が持分比率に応じて当社連結利益に寄与します。

③ 金融 2 社が①及び②以外の場合

金融 2 社からの配当収入があれば、当該収入が当社連結収益・利益に寄与します。

また、上記のとおり、当社が保有する金融 2 社の株式は、金融 2 社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされており、当社が金融 2 社の株式を処分しその持分が低下するにつれて、当社グループの事業は、金融 2 社以外の事業のウェイトが高まることになり、当該各事業における収益の悪化が、当社グループの事業、業績及び財政状態に、より影響を及ぼすことになります。また、金融 2 社に対する持分が低下又は消滅することにより、当社グループの財務の健全性又はキャッシュ・フローが悪化し、当社グループの資金調達能力が制限される可能性があります。

当社は、金融 2 社株式の売却手取金を有効に活用し企業価値の向上に努める所存ですが、金融 2 社からの配当収入に代わる利益を得られない場合には、当社の配当原資が確保できないおそれがあり、また、上記の金融 2 社の当社連結利益への影響の低下を通じて当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 議決権割合の減少による影響力の低下、少数株主との利益相反、子会社からの配当収入の減少に関するリスク

当社は、2015年11月の金融 2 社株式の売出し、2019年 4 月のかんぽ生命保険株式の売出し及び2021年 5 月のかんぽ生命保険株式の一部処分の実施後においても、金融 2 社の議決権を保有する親会社であり、当社の利益とその他の少数株主の利益は相反する可能性があります。会社法上、取締役及び執行役は、会社及び少数株主を含む総株主の利益のために業務を行う義務を負っているため、金融 2 社における意思決定は、常に当社の意向に沿った、又は、当社グループの利益に資するものとなるとは限りません。また、当社がゆうちょ銀行の株式の 2 分の 1 以上又は 3 分の 1 超を処分した場合には、株主総会における普通決議又は特別決議を要する事項につき、当社がゆうちょ銀行の議案を単独で可決することができなくなる可能性があります。また、2021年 5 月のかんぽ生命保険株式の一部処分により、当社は、株主総会における普通決議を要する事項につき、かんぽ生命保険の議案を単独で可決することはできません。当社の金融 2 社の株式処分により、金融 2 社に対する議決権割合が減少した場合には、当社が金融 2 社の意思決定に及ぼしうる影響はその処分割合に応じて限定的となり、金融 2 社の意思決定は、当社グループの意向に沿った、又は、当社グループの利益に資するものとはならない可能性があります。さらに、当社は、安定的な配当を目指してまいりますが、当社の配当の原資は金融 2 社からの配当収入に依存しており、当社の金融 2 社の株式処分により金融 2 社の意思決定に及ぼす影響力が低下した場合、金融 2 社が中期経営計画の目標を達成できない場合等においては、当社は金融 2 社から当社の期待する配当収入を得られる保証はありません。

(3) 日本国政府との利益相反・関係希薄化に関するリスク

2021年 6 月の当社による自己株式取得に応じた日本国政府による当社株式の売付け、2021年10月の日本国政府によるグローバル・オファリング実施、及び当社自己株式の取得を経て、2022年 5 月末日現在における日本国政府の当社に対する議決権割合は34.5%となっております。

当社グループの事業その他に関する日本国政府の利益は、当社のその他の株主の利益と相反する可能性があり、日本国政府が、株主としての経済的利益よりも公共政策上の判断等を優先した場合等には、当社のその他の株主の利益に反する支配力又は影響力の行使がなされる可能性があります。グローバル・オファリング実施等を経て、日本国政府の当社に対する議決権割合は34.5%であるため、グローバル・オファリング後においては、日本国政府は当社の株主総会において、普通決議事項について単独で可決することはできなくなったものの、特別決議事項については自らの意思で否決することができます。郵政民営化法により当社株式の発行済株式総数の 3 分の 1 超に相当する株式は日本国政府が引き続き保有することが規定されていることから、グローバル・オファリング実施による当社株式の処分完了後も日本国政府は引き続き当社に重要な影響を及ぼしうることになります。また、上記のとおり、日本国政府は法令上当社株式の発行済株式総数の 3 分の 1 超に相当する株式を保有している必要があるため、当社が将来新株式の発行により資金調達を実施する場合には、日本国政府に対しても新株式を割り当てるが必要となり、その条件等について日本国政府と合意できない場合には、結果として当社は新株式の発行による資金調達を断念せざるを得なくなる可能性があります。

他方で、金融 2 社は、その唯一の株主を当社、当社の唯一の株主を日本国政府とする上場前の状態にあっても、日本国政府その他の公的機関から何らの保証その他の信用補完を受けていたわけではありませんが、当社が金融 2 社の親会社ではなくなることに伴い、金融 2 社と日本国政府との関係が弱まった場合には、顧客等が、金融 2

社の経済的信用力が低下した、又は、ゆうちょ銀行の貯金及びかんぽ生命保険の商品のリスクが上昇したという誤認や錯誤を有することとなる可能性があります。実際の金融２社の経済的信用力等とは無関係であるにも関わらず、かかる誤認や錯誤が社会に広く伝播した場合等においては、顧客等によるゆうちょ銀行への新規貯金の差控えや既存貯金の引出し、かんぽ生命保険との新規契約の差控えや既存契約の解約、その他金融２社との取引量の低下を招き、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社による金融２社株式の売却に関するリスク

郵政民営化法に基づき、当社は金融２社株式の全部を処分することが規定されております。金融２社株式の処分時期について、具体的な期限の定めはないものの、その処分に際しては、金融２社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされています。金融２社株式の処分時期については、中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融２社の議決権保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。具体的な時期については上記の各要素を勘案して当社取締役会において決定しますが、その時期によっては当社の株主全体の利益とは一致しない可能性があります。従って、当社は、金融２社株式の処分を、適切な時期に適切な条件で実行することができない可能性があります。郵政民営化法上の上乗せ規制については、当社が金融２社の株式を２分の１以上処分した場合には、金融２社に対する新規業務に係る規制は認可制から届出制へと緩和されます。さらに、当社が金融２社の株式を全部処分した場合又は２分の１以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、内閣総理大臣及び総務大臣が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認め、その旨の決定をした場合には、金融２社に対する新規業務に係る規制、子会社保有、合併、会社分割、事業の譲渡・譲受け等を行う場合の規制、銀行業における預入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制等の適用は廃止されることとなります。しかしながら、今後の当社による金融２社株式の売却の時期及び規模は未確定であり、また、金融２社株式の処分に係る郵政民営化法の定めの変更、株式市場の動向等により、金融２社の株式の処分が予定通りに進まない場合には、かかる上乗せ規制の撤廃が行われず、当社の期待する金融２社の経営の自由度の拡大等が実現しない可能性があります。また、金融２社株式の売却収入が売却に係る当社保有金融２社株式の帳簿価額を下回った場合には、売却される株式の帳簿価額と売却収入の差額について、当社の損益計算書に売却損失として計上する必要があるとあり、その結果、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります（なお、当社は、2021年５月のかんぽ生命保険が行う自己株式取得に応じた売付け及び同年６月の株式処分信託の設定により、当社のかんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.9%となり、かんぽ生命保険の新規業務に係る規制は、認可制から届出制に緩和されています。）。

一方、連結財務諸表においては、金融２社株式の売却収入が、売却による当社の持分の減少額を下回った場合には、売却による当社の持分の減少額と売却収入の差額を、連結貸借対照表の資本剰余金から減少させる必要があります。その結果、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。また、金融２社が持分法適用関連会社となり、金融２社株式の売却収入が、売却による当社の持分の減少額を下回った場合には、売却による当社の持分の減少額と売却収入の差額について、連結損益計算書に売却損失として計上する必要があります。さらに、金融２社が子会社及び持分法適用関連会社ではなくなり、金融２社株式の売却収入が、売却に係る当社が保有する金融２社株式の帳簿価額を下回った場合には、売却される株式の帳簿価額と売却収入の差額について、連結損益計算書に売却損失として計上する必要があります。以上の結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2015年11月の金融２社株式の売出しにおいては、ゆうちょ銀行株式の売却により、当社の損益計算書における関係会社株式売却損126,236百万円及び当社の連結貸借対照表における資本剰余金351,922百万円の減少が発生し、かんぽ生命保険株式の売却により、当社の損益計算書における関係会社株式売却益32,796百万円及び当社の連結貸借対照表における資本剰余金17,754百万円の減少が発生しております。

また、2019年４月のかんぽ生命保険株式の売却により、当社の損益計算書における関係会社株式売却益129,365百万円及び当社の連結貸借対照表における資本剰余金50,199百万円の減少が発生しております。

さらに、2021年５月及び同年６月のかんぽ生命保険株式の売却により、当社の損益計算書において関係会社株式売却益が87,530百万円発生し、当社の連結貸借対照表において資本剰余金が76,576百万円減少しております。

なお、2022年３月31日現在、当社が保有するゆうちょ銀行株式の帳簿価額は3,550,602百万円、かんぽ生命保険株式の帳簿価額は332,391百万円です。

(5) 当社の商標等の金融 2 社による継続使用に関するリスク

当社及び事業子会社等が締結した、「日本郵政グループ運営に関する契約」等(以下「グループ運営契約」といいます。)に基づき、金融 2 社は、当社による金融 2 社株式の処分後も、引き続き「日本郵政」ブランド及び関連商標の使用を継続する予定です。

そのため、金融 2 社株式の売却後も、金融 2 社における業績の低迷、従業員の不祥事その他の理由により金融 2 社の社会的信用が低下した場合には、当社グループの社会的信用及び「日本郵政」のブランド・イメージに悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社グループのコンプライアンス等の内部統制の十分性又は有効性に疑義があるものと受け止められる可能性があり、かかる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、グループ運営契約に基づき、金融 2 社から、当社グループに属することによる利益の対価としてブランド価値使用料を受け取っており、当社による金融 2 社株式の保有割合にかかわらず、金融 2 社がそれぞれ日本郵便株式会社法第 2 条第 2 項に定める関連銀行又は同条第 3 項に定める関連保険会社である限り、収受することを想定しております。しかしながら、金融 2 社が関連銀行若しくは関連保険会社に該当しないこととなりグループ運営契約そのものを適用しないこととなった場合、又は重大な経済情勢の変化等に起因してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

VIII. 金融 2 社との関係について

(1) 当社と金融 2 社との関係について

① 当社グループにおける金融 2 社の位置づけ

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の金融 2 社は、現在、日本郵便がユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすために営む銀行代理業又は保険募集等に係る業務委託契約を日本郵便との間でそれぞれ締結しており、それぞれ当社グループにおいて、日本郵便株式会社法第 2 条第 2 項に定める関連銀行として銀行業セグメント、同条第 3 項に定める関連保険会社として生命保険業セグメントを担っております。

② 金融 2 社とのグループ協定等

グループ会社として相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮するため、当社及び金融 2 社は、「日本郵政グループ協定」及び「日本郵政グループ運営に関する契約」(いずれも2015年4月1日発効。以下「グループ協定等」といいます。)を締結しており、グループ共通の理念、方針、その他グループ運営に係る基本的事項について合意しております(グループ協定等の詳細については下記「第 2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)。

なお、グループ協定等の存続期間は、金融 2 社が日本郵便と締結している上記の業務委託契約が解除されるまでとしており、これらの契約の解除は、当社による金融 2 社の株式売却と連動しておりません。

グループ協定等に基づき、事業子会社等に関するグループ運営は、当社が中心となって行っておりますが、金融 2 社の独立性を確保する観点から、金融 2 社については事前承認ルールを採用せず、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や法令等に基づき管理等が必要となる事項について、事前協議又は報告を求めています。

③ 金融 2 社との人的関係

当社の役員 1 名(増田寛也)が、グループ経営体制の強化、及び金融 2 社のトップマネジメント強化のため、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の役員(非常勤)を兼任しております。本書提出日現在において、ゆうちょ銀行の役員 1 名(池田憲人)及びかんぽ生命保険の役員 1 名(千田哲也)がグループ経営体制の強化のため、ゆうちょ銀行の役員 1 名(田中進)及びかんぽ生命保険の役員 1 名(市倉昇)が、国が資本金の 3 分の 1 以上を出資している法人である当社として国会において各子会社等に関する専門的な質問への答弁対応の必要があると考えているため、当社の役員(非常勤)を兼任しております(当社の役員の状況については下記「第 4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」をご参照ください。)。

④ 金融２社との取引等

当社と金融２社との2022年３月期における主な取引等は、以下のとおりであります。

取引等内容	取引等先	金額 (百万円)	取引等条件の決定方法等
ブランド価値使用料	ゆうちょ銀行	4,326	「第２ 事業の状況 ４ 経営上の重要な契約等 (1) 日本郵政グループ協定等」をご覧ください。
システム利用料 (※)	ゆうちょ銀行	18,038	システムの提供にかかる必要経費に一定の利益率を乗じた金額を、日本郵便及び金融２社が、利用状況等に応じて負担する。
配当金	ゆうちょ銀行	166,851	将来に向けた安定的な企業成長を実現するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた利益還元を株主である当社に対して行う。 なお、ゆうちょ銀行は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこととしている。
ブランド価値使用料	かんぽ生命保険	2,504	「第２ 事業の状況 ４ 経営上の重要な契約等 (1) 日本郵政グループ協定等」をご覧ください。
システム利用料 (※)	かんぽ生命保険	1,930	システムの提供にかかる必要経費に一定の利益率を乗じた金額を、日本郵便及び金融２社が、利用状況等に応じて負担する。
配当金	かんぽ生命保険	36,541	将来に向けた安定的な企業成長を実現するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた利益還元を株主である当社に対して行う。 なお、かんぽ生命保険は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこととしている。

(※) PNETサービス、情報系共用システムサービス及び人事関係システムサービスの利用料(日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社との取引を含む。)

(2) 日本郵便と金融２社との関係について

当社の子会社である日本郵便は、ゆうちょ銀行から銀行窓口業務等の委託、また、かんぽ生命保険から保険窓口業務等の委託を受けており、これらの業務は郵便局窓口事業セグメントの収益の大部分を占めることから、両社の経営方針に変更が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2022年３月31日現在の日本郵便と金融２社との関係につきましては、次のとおりであります。

① 人的関係

日本郵便では、銀行窓口業務及び保険窓口業務における営業施策の企画・立案、推進管理を金融２社と協力して行うとともに、両社から販売支援・業務指導を受けるなど、一体的な営業体制を構築することを目的として、人事交流を行っております。

② 取引関係

日本郵便と金融２社との2022年３月期における主な取引等は、以下のとおりであります。

取引等内容	取引等先	金額 (百万円)	取引等条件の決定方法等
銀行代理業の業務に係る受託手数料の受取(※１)	ゆうちょ銀行	354,374	銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価を基準に決定
保険代理業務の業務に係る受託手数料の受取(※１)	かんぽ生命保険	190,263	募集手数料については、代理店方式を採用している他の生命保険会社の例に準じて設定。維持・集金手数料については、業務量に応じた計算により額を設定
郵便料金等の受取	ゆうちょ銀行	11,543	一般の利用者の料金と同一の条件で取引
	かんぽ生命保険	4,860	
土地・建物等の賃貸 (※２)	ゆうちょ銀行	7,082	不動産鑑定評価の考え方に基づき決定
	かんぽ生命保険	2,623	

シェアードサービス 利用料の受取 (※3)	ゆうちょ銀行	2,855	必要経費に加え、利用状況、他企業における平均的な利益率を勘案し両社交渉により手数料率等を決定
	かんぽ生命保険	1,237	

- (※1) 受託手数料の詳細は下記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 参考1 ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの委託手数料、参考2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要及び金融2社との業務委託契約への影響」をご参照ください。
- (※2) 営業店等の施設の賃貸、社員用社宅関連業務の提供等
- (※3) グループ内物流業務の提供等
- (※4) 上記のほか、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)」に基づき、郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便が負担すべき額を除く。)は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなっております。当事業年度に日本郵便が郵政管理・支援機構から交付を受けた交付金の額は290,991百万円であります。

当社は、上記のような当社及び日本郵便と金融2社との契約関係・人的関係・取引関係に基づき、金融2社を含む当社グループの企業価値を最大化していく方針ですが、金融2社と当社及び日本郵便とのシナジー効果を実現できない可能性があり、また、金融2社と当社及び日本郵便との利益相反を適切に管理できない可能性があります。さらに、将来の金融2社株式の追加処分などによって、かかる関係に変更が生じる又はかかる関係による当社グループの企業価値の最大化がさらに困難となる可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等（以下「収益認識会計基準等」といいます。）を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態の状況及び分析・検討

当連結会計年度末の資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

資産の部合計は、前連結会計年度末比6,108,849百万円増の303,846,980百万円となりました。

主な要因は、銀行業等における現金預け金5,783,552百万円の増、銀行業及び生命保険業等における買現先勘定2,237,225百万円の増、銀行業等におけるコールローン990,000百万円の増の一方、生命保険業における債券貸借取引支払保証金2,585,087百万円の減、銀行業及び生命保険業における貸出金961,887百万円の減によるものです。

負債の部合計は、前連結会計年度末比7,490,935百万円増の289,157,998百万円となりました。

主な要因は、銀行業及び生命保険業における売現先勘定7,146,065百万円の増、銀行業における貯金3,746,412百万円の増、銀行業等における借入金1,714,705百万円の増の一方、生命保険業における責任準備金2,864,265百万円の減、生命保険業等における債券貸借取引受入担保金2,340,878百万円の減によるものです。

純資産の部合計は、前連結会計年度末比1,382,085百万円減の14,688,981百万円となりました。

主な要因は、利益剰余金1,763,839百万円の増、自己株式の消却等による735,555百万円の増、非支配株主持分102,885百万円の増の一方、資本剰余金2,626,473百万円の減、銀行業及び生命保険業等におけるその他有価証券評価差額金1,162,740百万円の減、銀行業等における繰延ヘッジ損益150,654百万円の減によるものです。

なお、収益認識会計基準等の適用により、その他資産は5,024百万円減少し、その他負債は1,649百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は4,972百万円減少しております。

各事業セグメント別の資産の状況は以下のとおりであります。

① 郵便・物流事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比156,174百万円増の2,185,467百万円となりました。

主な要因は、現金預け金が171,761百万円増加した一方、減価償却等により建物等の有形固定資産が14,514百万円減少したことによるものです。

② 郵便局窓口事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比14,775百万円減の2,635,119百万円となりました。

主な要因は、減価償却等により建物等の有形固定資産が7,761百万円、ソフトウェア等の無形固定資産が2,032百万円減少したことによるものです。

③ 国際物流事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比94,263百万円減の435,273百万円となりました。

主な要因は、トール社のエクスプレス事業の譲渡等により有形固定資産が96,909百万円減少したことによるものです。

④ 銀行業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比9,083,808百万円増の232,954,438百万円となりました。

主な要因は、貸出金が249,756百万円減少した一方、現金預け金が5,898,223百万円増加、有価証券が1,373,114

百万円増加、コールローンが1,080,000百万円増加したことによるものです。

⑤ 生命保険業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比2,998,185百万円減の67,174,796百万円となりました。

主な要因は、保有契約の減少に伴い保険契約準備金が減少したことに対応し、有価証券が1,856,029百万円減少、貸出金が712,131百万円減少したことによるものです。

(2) 経営成績の状況及び分析・検討

当連結会計年度、当社グループは、中期経営計画「J P ビジョン2025」の初年度として、グループを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」の実現に向け、各施策に取り組んでまいりました。

D Xの推進に関して、2021年7月に「株式会社J P デジタル」を設立し、グループの横断的・一体的なD X施策を進めております。

コアビジネスの充実強化に関して、楽天グループと提携し、2021年7月に「J P 楽天ロジスティクス株式会社」を設立し、ゆうパック引受個数の拡大と物流ソリューションの強化を進めております。ゆうちょ銀行では、お客さまニーズに応じた多種多様な商品・サービスの展開に向けて、2021年5月から新たな口座貸越サービスやフラット35の取扱いを開始したほか、2022年5月には大和証券株式会社が提供する投資一任契約の締結の媒介業務について取扱いを開始しました。かんぽ生命では、2022年4月より新しい医療特約の取扱いを開始しました。

不動産事業に関して、グループ保有不動産の開発やグループ外不動産への投資だけでなく、建物管理・運営機能の強化を目的として郵船不動産株式会社の子会社化（2022年4月には「J P プロパティーズ株式会社」に商号変更）を実施するなど、不動産事業の強化・拡充に努めております。

ビジネスポートフォリオの転換に関して、当社は、2021年6月9日付でかんぽ生命保険株式の163,306,300株を処分し、当社のかんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.90%となりました（処分前64.48%）。これにより、郵政民営化法によりかんぽ生命保険に課せられている新規業務に係る規制が認可制から届出制へと移行しております。ゆうちょ銀行株式についても「J P ビジョン2025」の期間中において、保有割合が50%以下となるまで、できる限り早期に売却することを目指します。金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする郵政民営化法の趣旨に沿って、所要の準備を行ってまいります。

これらの取組みの結果、当連結会計年度における連結経常収益は11,264,774百万円（前期比455,628百万円減）、連結経常利益は991,464百万円（前期比77,300百万円増）、連結経常利益に、特別損益や契約者配当準備金繰入額等を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、501,685百万円（前期比83,446百万円増）となりました。

なお、国際物流事業セグメントのエクスプレス事業について、2021年8月にAllegro Funds Pty Ltdの傘下企業に譲渡が完了しております。本件譲渡に伴い、当連結会計年度において、特別損失（事業譲渡損）として10,898百万円を計上しております。

各事業セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

なお、以下の前期比較については、収益認識会計基準等を第17期連結会計年度の期首から適用している関係で、「郵便・物流事業」、「郵便局窓口事業」及び「銀行業」セグメントにつきましては、基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）及び（セグメント情報等）」をご参照ください。

① 郵便・物流事業

郵便・物流事業につきましては、郵便法等改正法の施行に伴うサービスの見直しとして、普通扱いとする郵便物及びゆうメールの土曜日の配達休止やお届け日数の繰り下げ等を行い、その実施に当たっては、サービス提供に混乱が生じることがないように、利用者に十分な周知を行いました。

また、スマートフォンを活用した年賀状サービスの提供や手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便の利用の維持を図るとともに、成長するEC市場やフリマ市場を確実に取り込むため、二次元コードを読み取ることで、送り状を貼付せず、郵便ポストに投函できる「ゆうパケットポスト発送用シール」の販売を開始するとともに、楽天グループ株式会社と共同で、「楽天市場」の複数店舗の商品のまとめ配送を指定できる「おまとめアプリ」の提供を開始するなど、他社とも連携しつつ、お客さまの利便性の向上を図ってまいりました。さらに、2021年7月には、共同の物流拠点の構築や共同の配送システム及び受取サービスの構築等を目的として、日本郵便と楽天グループ株式会社の両社が出資する「JP楽天ロジスティクス株式会社」を設立しました。

加えて、2021年9月には、物流サービスの共創に向けた、両社の事業成長を目的とした協業に関して、佐川急便株式会社と基本合意書を締結しました。具体的には、「飛脚ゆうパケット便」、「飛脚グローバルポスト便」、「クール宅配便」等の取組みについて公表したところであり、今後も、持続可能な社会の実現に向け、様々な物流課題や社会課題について、オープンな環境で、幅広い企業との協業も視野に入れ、新たなソリューション開発に積極的に取り組んでまいります。

あわせて、「コンプライアンスは経営上の最重要課題」との基本的考え方に基づき、郵便物等の放棄・隠匿を含む部内犯罪の根絶、顧客情報の保護等に取り組みしました。

また、日本郵便(単体)における当事業年度の総取扱物数は、郵便物が148億5,786万通(前期比2.5%減)、ゆうメールが33億4,630万個(前期比1.4%増)、ゆうパックが9億8,857万個(前期比9.4%減)(うち、ゆうパケットが4億2,013万個(前期比15.4%減))となりました。

当連結会計年度、郵便・物流事業におきましては、前年度の巣ごもり消費増の反動、厳しい競争環境等により、ゆうパック(ゆうパケットを含む)が減少となりました。国際郵便が引受再開等により増収となったものの、ゆうパック減に伴う荷物や年賀葉書収入の減収等により、経常収益は2,043,624百万円(前期比28,252百万円減)、経常利益は103,898百万円(前期比22,689百万円減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、経常収益は2,689百万円減少し、セグメント利益は1,980百万円減少しております。また、日本郵便の当連結会計年度における郵便・物流事業の営業収益は2,041,210百万円(前期比27,215百万円減)、営業利益は102,245百万円(前期比21,471百万円減)となりました。

引受郵便物等の状況

区分	前事業年度		当事業年度	
	物数(千通・千個)	対前期比(%)	物数(千通・千個)	対前期比(%)
総数	19,634,137	△6.0	19,192,732	△2.2
郵便物	15,244,033	△6.8	14,857,863	△2.5
内国	15,221,007	△6.7	14,833,119	△2.5
普通	14,713,066	△6.9	14,329,819	△2.6
第一種	7,765,391	△2.6	7,675,104	△1.2
第二種	5,185,488	△11.2	5,049,532	△2.6
第三種	178,738	△5.8	173,491	△2.9
第四種	16,641	6.8	16,634	△0.0
年賀	1,556,543	△9.8	1,367,774	△12.1
選挙	10,265	△82.3	47,284	360.6
特殊	507,941	0.1	503,300	△0.9
国際(差立)	23,026	△44.1	24,743	7.5
通常	13,363	△46.3	13,324	△0.3
小包	2,459	△12.9	2,849	15.9
国際スピード郵便	7,204	△46.5	8,570	19.0
荷物	4,390,104	△3.4	4,334,870	△1.3
ゆうパック (含 ゆうパケット)	1,090,792	11.9	988,575	△9.4
(再掲)ゆうパケット	496,660	16.1	420,125	△15.4
ゆうメール	3,299,312	△7.5	3,346,295	1.4

(注) 1. 第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の概要／特徴は、以下のとおりであります。

種類	概要／特徴
第一種郵便物	お客さまがよく利用される「手紙」(封書)のことであります。一定の重量及び大きさの定形郵便物とそれ以外の定形外郵便物に分かれます。また、郵便書簡(ミニレター)、特定封筒(レターパックライト)及び小型特定封筒(スマートレター)も含んでおります。
第二種郵便物	お客さまがよく利用される「はがき」のことであります。通常はがき及び往復はがきの2種類があります。年賀郵便物の取扱期間(12/15～1/7)以外に差し出された年賀はがきを含んでおります。
第三種郵便物	新聞、雑誌など年4回以上定期的に発行する刊行物で、日本郵便の承認を受けたものを内容とするものであります。
第四種郵便物	公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料又は無料としているものであります。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物があります。
2.	年賀は、年賀郵便物(年賀特別郵便(取扱期間12/15～12/28)及び12/29～1/7に差し出された年賀はがきで消印を省略したもの)の物数であります。
3.	選挙は、公職選挙法に基づき、公職の候補者又は候補者届出政党から選挙運動のために差し出された通常はがきの物数であります。別掲で示しております。
4.	特殊は、速達、書留、特定記録、本人限定受取等の特殊取扱(オプションサービス)を行った郵便物の物数の合計であります。交付記録郵便物用特定封筒(レターパックプラス)及び電子郵便(レタックス、Webゆうびん、e内容証明)を含んでおります。
5.	ゆうパックは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
6.	ゆうパケットは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。小型の荷物をお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
7.	ゆうメールは、一般貨物法制の規制を受けて行っている1kgまでの荷物の愛称であります。主に冊子とした印刷物やCD・DVDなどをお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。

② 郵便局窓口事業

郵便局窓口事業につきましては、郵便局等での積極的な募集活動を停止していたかんぽ生命保険商品、投資信託、提携金融商品（変額年金保険・引受条件緩和型医療保険・傷害保険）について、信頼回復に向けた業務運営を行うことから始めることとし、2020年10月以降、その取組みを進めてまいりました。

この取組みにおいては、お客さまからご要望があった場合のみ金融商品のご提案を行ってまいりましたが、当連結会計年度は、2021年4月より、信頼回復に向けた業務運営を継続する中で、お客さまの想定されるニーズの確認を行いながら、お客さまニーズに応じた金融商品の情報提供やご提案を実施することで、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しました。

不適正募集の根絶については、新規契約申込時の重層的なチェックの実施のほか、募集品質データの管理基盤を構築し、募集人に対する指導やリスク管理を強化するなど、募集品質の向上や募集管理態勢の高度化に向けた取組を継続して行っておりまゐりました。

そのほか、郵便局のショッピングセンター内等への新規出店や既存店舗の配置の見直し等を通じ、郵便局ネットワークの最適化にも取り組んでまいりました。また、郵便局ネットワークの価値を高めるため、地方公共団体事務の包括受託や郵便局窓口における地域金融機関の事務事務の受付・取次、郵便局窓口と駅窓口の一体的運営等、地方公共団体や他企業と連携しながら、地域やお客さまニーズに応じた個性・多様性ある郵便局の展開を進めました。

あわせて、「コンプライアンスは経営上の最重要課題」との基本的考え方にに基づき、前述の保険募集等の問題に取り組んだほか、資金横領を含む部内犯罪の根絶、顧客情報の保護、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策等に取り組まれました。

また、不動産事業においては、J Pタワー等による事務所、商業施設、住宅や保育施設等の賃貸事業等を行いました。不動産事業における主なプロジェクトの概要は以下のとおりです。

名称	土地面積 (千㎡)	延床面積 (千㎡)	簿価 (百万円)			持分シェア
			土地等	建物他		
J Pタワー	約11	約212	289,249	227,783	61,466	共同事業 メジャーシェア
大宮 J Pビルディング	約6	約45	9,957	3,903	6,054	単独事業
J Pタワー名古屋	約12	約180	40,996	10,945	30,051	共同事業 メジャーシェア
K I T T E博多	約5	約64	20,133	7,385	12,747	単独事業

(注) 2022年3月31日時点

これらの取組の結果、当連結会計年度、郵便局窓口事業におきましては、2021年4月から新たな営業スタンスに移行しているものの、2019年7月からかんぽ生命保険の積極的な営業活動を控えていたこと等により保険手数料が減少し、また、送金決済取扱件数の減少等により銀行手数料が減少したほか、収益認識に関する会計基準の適用に伴う物販事業収益の減少や前年度の不動産販売収益の剥落等もあり経常収益は1,158,552百万円(前期比126,913百万円減)、経常費用は収益同様に物販事業の経費減等で減少したものの、経常利益は24,742百万円(前期比15,103百万円減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、経常収益は59,679百万円減少しております。また、日本郵便の当連結会計年度における郵便局窓口事業の営業収益は1,151,797百万円(前期比91,669百万円減)、営業利益は24,569百万円(前期比13,157百万円減)となりました。

※ 当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントの区分として従来「その他」に含まれていた日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社及び株式会社システムトラスト研究所の営む事業を「郵便局窓口事業」に変更しており、前年同期比については、区分方法の変更に伴う組替後の数値により記載しております。

郵便局数

支社名	営業中の郵便局(局)							
	前事業年度末				当事業年度末			
	直営の郵便局		簡易郵便局	計	直営の郵便局		簡易郵便局	計
	郵便局	分室			郵便局	分室		
北海道	1,207	1	264	1,472	1,207	1	255	1,463
東北	1,895	1	592	2,488	1,896	1	574	2,471
関東	2,391	0	160	2,551	2,390	0	158	2,548
東京	1,474	0	6	1,480	1,469	0	5	1,474
南関東	953	0	68	1,021	950	0	69	1,019
信越	976	0	314	1,290	975	0	313	1,288
北陸	668	0	162	830	667	0	160	827
東海	2,050	1	302	2,353	2,050	1	285	2,336
近畿	3,092	4	317	3,413	3,086	4	314	3,404
中国	1,752	2	446	2,200	1,751	2	439	2,192
四国	930	0	204	1,134	930	0	200	1,130
九州	2,498	0	886	3,384	2,495	0	882	3,377
沖縄	175	0	21	196	175	0	22	197
全国計	20,061	9	3,742	23,812	20,041	9	3,676	23,726

③ 国際物流事業

国際物流事業につきましては、日本郵便の子会社であるトール社の経営改善の取組みを継続しており、2021年8月には、赤字が継続していたエクスプレス事業の譲渡が完了しました。

また、豪州事業の合理化等の効率化施策を推進するとともに、アジア域内で特に成長が見込まれる国や業種にフォーカスした事業展開を進めるなど、日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換を進めております。

加えて、J P トールロジスティクス株式会社を活用し、コントラクトロジスティクスを中心とした BtoB 事業の拡大に取り組みました。

なお、エクスプレス事業の譲渡に伴い、当社グループは、当連結会計年度において、特別損失（事業譲渡損）として10,898百万円を計上しております。

これらの取組みの結果、当連結会計年度、国際物流事業におきましては、フォワーディング事業の貨物需要増による増収があったものの、ロジスティクス事業の新型コロナウイルス感染症対策関連の大口取扱い減少やエクスプレス事業譲渡に伴う収益剥落の影響により経常収益は687,817百万円(前期比62,251百万円減)、経常費用はフォワーディング事業の増収見合の費用増があったものの、ロジスティクス事業の減収見合いの経費減やエクスプレス事業の費用剥落等により大きく減少し、経常利益は21,226百万円(前期は7,003百万円の経常損失)となりました。また、日本郵便の当連結会計年度における国際物流事業については、営業収益は687,506百万円(前期比62,372百万円減)、営業利益は28,788百万円(前期比25,282百万円増)となりました。

なお、トール社を親会社とする連結グループは2022年3月末時点で881億円の債務超過となっております。

トール社の経営環境が非常に厳しい中、資金繰り安定化を企図し、トール社の借入等に対して、日本郵便による債務保証を付しております。

④ 銀行業

ゆうちょ銀行では、中期経営計画で定めた5つの重点戦略（「リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革」、「デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上」、「多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化」、「ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化」、「一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化」）に取り組み、各戦略の基盤固めを着実に遂行しました。

また、これらの取り組みを通じてビジネスモデルを変革するとともに、事業のサステナビリティを強化し、企業価値向上と社会課題解決の両立を図る経営（E S G経営）を推進いたしました。

「リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革」については、デジタルサービス戦略の展開として、スマートフォンを使っていつでも現在高や入金明細を確認できる「ゆうちょ通帳アプリ」について、より便利にサービスをご利用いただけるよう、投資信託の取引や口座の住所変更、送金等の機能を追加しました。

また、資産形成サポートビジネスの推進として、対面チャネルにおいて、お客さま一人ひとりにあった資産形成のご相談に応じるべく、社員のさらなる育成に努めたほか、スマートフォンやパソコンを使って、ご自宅等にしながらゆうちょ銀行直営店社員に相談いただける「オンライン相談」を開始しました。加えて、大和証券グループとの間で協業の検討を進めていた「投資一任サービス」について、サービス開始に向け郵政民営化法に基づく認可申請を行い、2022年3月に認可を取得したほか、2022年1月からデジタルチャネルでのすべての投資信託の購入時手数料を無料としました。

さらに、新規ビジネスの推進として、2021年5月より、お客さまの急な出費や一時的な資金ニーズに対応する口座貸越サービスや、個人向け住宅融資業務（フラット35）の取扱いを開始したほか、2021年12月より、楽天カード株式会社と連携し、「楽天カードゆうちょ銀行デザイン」の取扱いを開始しました。

「デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上」については、通帳繰越機能付ATMの配備推進や、一部の直営店での窓口タブレット先行導入、通帳アプリの機能拡充等、お客さまの取引チャネルの選択肢を拡充しながら、窓口業務の効率化に取り組みました。

「多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化」については、お客さまからお預かりした大切な資金を地域に循環するため、地域活性化ファンドへの参加を新たに7件（累計39件）行いました。また、JPインベストメント株式会社を通じて、地域活性化やSDGsへの貢献を目的とした新たなファンドの設立に向けて準備を進めました。

「ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化」については、国内の低金利環境が継続する等、厳しい運用環境の中、リスク対比リターンやストレス耐性の強化を意識しつつ、投資適格領域を中心にリスク性資産残高を拡大しました。リスク性資産のうち、戦略投資領域については、優良な案件への選別的な投資に努めました。

「一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化」については、組織の風土改革に取り組んだほか、内部管理態勢の強化として、日本郵便及び当社と連携し、郵便局長等による部内犯罪等の発生原因の分析、再発防止策の策定・実行等、コンプライアンスの徹底・強化に取り組んでおります。

また、上記5つの重点戦略に加え、E S G経営の推進として、「環境の負荷低減」と「働き方改革・ガバナンス高度化の推進」に取り組みました。具体的には、使用電力の再生可能エネルギー化等に取り組むとともに、E S Gテーマ型投資残高の積上げや、投資先との建設的な対話等、社会全体の環境負荷低減にも努めました。また、女性管理職比率の向上、男性育児休業取得率100%達成等によるダイバーシティ・マネジメントの推進、キャリアチャレンジ制度（社内公募）の募集コース拡大等による社員の自発的なキャリア形成促進、デジタルサービスや市場運用業務等の強化・成長分野での人材育成を推進しました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度、銀行業におきましては、外債償還益の減少を主因にその他業務利益

は減少したものの、外債投資信託やプライベートエクイティファンドの収益増加を主因とした資金利益の増加及びプライベートエクイティファンドや不動産ファンドの拡大等による臨時損益の増加等により、経常収益は1,977,642百万円(前期比30,929百万円増)、経常利益は490,893百万円(前期比96,686百万円増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の経常収益が779百万円減少し、セグメント利益は51百万円増加しております。

また、ゆうちょ銀行における損益の概要などの詳細な状況については、下記「(参考1) 銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況」「(参考2) 自己資本比率の状況」「(参考3) 資産の査定」に記載のとおりであります。

(参考1) 銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況

(a) 損益の概要

当事業年度の業務粗利益は、前事業年度比281億円減少の1兆2,908億円となりました。このうち、資金利益は、外債投資信託やプライベートエクイティファンドの収益増加を主因に、前事業年度比1,856億円の増加となりました。外債投資信託の収益増加は、海外のクレジットスプレッドが概ね第3四半期までの間は低位で推移する中、収益認識できない特別分配金の減少、投資信託の解約益の増加、投資信託内債券の早期償還に伴う償還益の増加、外貨調達コストの減少等によるものです。プライベートエクイティファンドの収益増加は、一部の投資先企業の企業価値が向上し、その売却が進展したこと等によるものです。役務取引等利益は、A T M関連手数料が増加した一方、投資信託関連手数料の減少や、当事業年度にサービスを開始した口座貸越サービス関連費用の計上等により、前事業年度比5億円の減少となりました。その他業務利益は、外国債券の償還時為替差益の減少を主因に、前事業年度比2,132億円の減少となりました。

経費は、日本郵便への委託手数料の減少や、支払消費税の計算方法見直しに伴う税金の減少等により、前事業年度比292億円減少の9,809億円となりました。

業務純益は、前事業年度比10億円増加の3,099億円となりました。

臨時損益は、プライベートエクイティファンドや不動産ファンドに係る収益の増加等により、前事業年度比960億円増加の1,815億円となりました。

経常利益は、前事業年度比971億円増加の4,914億円となりました。

この結果、当期純利益は3,549億円、前事業年度比751億円の増益となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,319,027	1,290,865	△28,162
資金利益	961,884	1,147,500	185,616
役務取引等利益	127,943	127,400	△543
その他業務利益	229,200	15,964	△213,235
うち外国為替売買損益	254,666	78,954	△175,712
うち国債等債券損益	△25,980	△63,245	△37,265
経費(除く臨時処理分)	△1,010,175	△980,906	29,269
人件費	△119,374	△116,943	2,431
物件費	△834,256	△819,027	15,228
税金	△56,544	△44,935	11,609
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	308,852	309,959	1,107
一般貸倒引当金繰入額	—	△9	△9
業務純益	308,852	309,949	1,097
臨時損益	85,473	181,509	96,036
うち株式等関係損益	△188,480	△125,583	62,896
うち金銭の信託運用損益	272,749	286,671	13,922
経常利益	394,325	491,459	97,134
特別損益	△1,564	5,682	7,246
固定資産処分損益	△557	5,698	6,256
減損損失	△1,006	△15	990
税引前当期純利益	392,760	497,141	104,380
法人税、住民税及び事業税	△124,123	△104,295	19,828
法人税等調整額	11,200	△37,901	△49,101
法人税等合計	△112,923	△142,196	△29,273
当期純利益	279,837	354,945	75,107

(注) 1. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

2. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 国債等債券損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
6. 金額が損失又は費用には△を付しております。

(参考) 与信関係費用

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
与信関係費用	△23	△9	14
一般貸倒引当金繰入額	△23	△9	14
貸出金償却	－	－	－
個別貸倒引当金繰入額	－	－	－
償却債権取立益	－	－	－

- (注) 1. 金融再生法開示債権に係る費用を計上しております。
2. 金額が損失又は費用には△を付しております。

(b) 国内・国際別の資金利益等

ゆうちょ銀行は、海外店や海外に本店を有する子会社(以下「海外子会社」といいます。)を有しておりませんが、円建の取引を「国内業務部門」、外貨建取引を「国際業務部門」に帰属させ(ただし、円建の対非居住者取引は「国際業務部門」に含む。)、各々の収益・費用を計上した結果、国内業務部門・国際業務部門別の資金利益等は次のとおりとなりました。

当事業年度は、国内業務部門においては、資金利益は、国内の低金利環境が継続する中、過去に投資した高利回りの日本国債の償還に伴う国債利息の減少を主因に4,022億円に減少、役務取引等利益は1,276億円、その他業務利益は△175億円となりました。

国際業務部門においては、外債投資信託やプライベートエクイティファンドの収益増加等により、外国証券利息が増加し、資金利益は7,452億円、役務取引等利益は△2億円となったほか、その他業務利益は、外国債券の償還時為替差益の減少を主因に334億円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺消去後の合計は、資金利益は1兆1,475億円、役務取引等利益は1,274億円、その他業務利益は159億円となりました。

イ. 国内業務部門

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
資金利益	455,698	402,257	△53,440
資金運用収益	518,305	446,743	△71,561
うち国債利息	364,671	304,191	△60,479
資金調達費用	62,606	44,486	△18,120
役務取引等利益	127,875	127,631	△244
役務取引等収益	156,939	157,355	416
役務取引等費用	29,063	29,724	660
その他業務利益	△41,327	△17,525	23,801
その他業務収益	3,187	433	△2,754
その他業務費用	44,514	17,958	△26,556

ロ．国際業務部門

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
資金利益	506, 185	745, 243	239, 057
資金運用収益	751, 460	991, 619	240, 159
うち外国証券利息	750, 955	991, 228	240, 273
資金調達費用	245, 274	246, 376	1, 101
役務取引等利益	67	△231	△298
役務取引等収益	436	354	△82
役務取引等費用	369	586	216
その他業務利益	270, 527	33, 490	△237, 037
その他業務収益	290, 497	87, 044	△203, 452
その他業務費用	19, 969	53, 554	33, 585

ハ．合計

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
資金利益	961, 884	1, 147, 500	185, 616
資金運用収益	1, 198, 278	1, 369, 747	171, 469
資金調達費用	236, 393	222, 246	△14, 147
役務取引等利益	127, 943	127, 400	△543
役務取引等収益	157, 376	157, 710	334
役務取引等費用	29, 433	30, 310	877
その他業務利益	229, 200	15, 964	△213, 235
その他業務収益	293, 684	87, 477	△206, 206
その他業務費用	64, 484	71, 513	7, 029

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前事業年度4,760百万円、当事業年度4,404百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額は下表のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
国内業務部門・資金運用収益	71, 487	68, 616
国際業務部門・資金調達費用	71, 487	68, 616

(c) 国内・国際別資金運用／調達の状況

当事業年度の資金運用勘定の平均残高は217兆3,611億円、利回りは0.63%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は209兆9,361億円、利回りは0.10%となりました。

国内・国際別に見ますと、国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は211兆3,420億円、利回りは0.21%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は204兆5,294億円、利回りは0.02%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は70兆8,346億円、利回りは1.39%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は70兆2,221億円、利回りは0.35%となりました。

イ．国内業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B)－(A)
資金運用勘定	204,928,217	518,305	0.25	211,342,025	446,743	0.21	△0.04
うち貸出金	5,888,523	10,060	0.17	4,620,369	10,120	0.21	0.04
うち有価証券	70,330,066	410,942	0.58	69,451,545	341,824	0.49	△0.09
うち預け金等	56,799,558	29,230	0.05	60,361,005	29,872	0.04	△0.00
資金調達勘定	197,783,193	62,606	0.03	204,529,496	44,486	0.02	△0.00
うち貯金	188,043,501	38,323	0.02	192,386,838	20,984	0.01	△0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	155,875	155	0.09	17,507	17	0.09	0.00

(注) 1. 「国内業務部門」は円建取引であります。

2. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度3,107,611百万円、当事業年度2,629,573百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度3,107,611百万円、当事業年度2,629,573百万円)及び利息(前事業年度1,147百万円、当事業年度△967百万円)を控除しております。

3. 預け金等は、譲渡性預け金、日銀預け金、コールローン、買入金銭債権であります。「ロ．国際業務部門」「ハ．合計」においても同様であります。

4. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「ロ．国際業務部門」「ハ．合計」においても同様であります。

ロ．国際業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B)－(A)
資金運用勘定	67,100,563	751,460	1.11	70,834,616	991,619	1.39	0.28
うち貸出金	23,763	125	0.52	26,122	137	0.52	△0.00
うち有価証券	66,938,098	750,955	1.12	70,670,623	991,228	1.40	0.28
うち預け金等	—	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	67,508,045	245,274	0.36	70,222,165	246,376	0.35	△0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	1,482,339	6,752	0.45	1,458,983	2,579	0.17	△0.27

(注) 1. 「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については、「国際業務部門」に含めております。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。

3. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度994,585百万円、当事業年度1,531,380百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度994,585百万円、当事業年度1,531,380百万円)及び利息(前事業年度3,613百万円、当事業年度5,372百万円)を控除しております。

ハ. 合計

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B)－(A)
資金運用勘定	210,430,410	1,198,278	0.56	217,361,148	1,369,747	0.63	0.06
うち貸出金	5,912,287	10,186	0.17	4,646,492	10,257	0.22	0.04
うち有価証券	137,268,164	1,161,897	0.84	140,122,168	1,333,053	0.95	0.10
うち預け金等	56,799,558	29,230	0.05	60,361,005	29,872	0.04	△0.00
資金調達勘定	203,692,867	236,393	0.11	209,936,168	222,246	0.10	△0.01
うち貯金	188,043,501	38,323	0.02	192,386,838	20,984	0.01	△0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	1,638,214	6,908	0.42	1,476,490	2,597	0.17	△0.24

(注) 1. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度4,102,197百万円、当事業年度4,160,954百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度4,102,197百万円、当事業年度4,160,954百万円)及び利息(前事業年度4,760百万円、当事業年度4,404百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額は下表のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)
国内業務部門・資金運用勘定	61,598,371	71,487	64,815,494	68,616
国際業務部門・資金調達勘定	61,598,371	71,487	64,815,494	68,616

(d) 役務取引等利益の状況

当事業年度の役務取引等利益は、2022年1月の料金改定の影響等によりA T M関連手数料が増加した一方、投資信託関連手数料の減少や、当事業年度にサービスを開始した口座貸越サービス関連費用の計上等により、前事業年度比5億円減少の1,274億円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
役務取引等利益	127,943	127,400	△543
為替・決済関連手数料	83,425	83,722	296
A T M関連手数料	20,152	22,776	2,624
投資信託関連手数料	14,654	13,666	△988
その他	9,710	7,234	△2,476

(参考) 投資信託の取扱状況(約定ベース)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
販売金額	262,912	200,433	△62,478
純資産残高	2,565,801	2,595,536	29,734

(e) 預金残高の状況

当事業年度末の貯金残高は、通常貯金等の残高増加を主因に、前事業年度末比 3 兆8, 484億円増加の193兆4, 419 億円となりました。

○ 預金の種類別残高(末残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B)－(A)
預金合計	189, 593, 469	100. 00	193, 441, 929	100. 00	3, 848, 459
流動性預金	101, 309, 018	53. 43	112, 254, 409	58. 03	10, 945, 390
振替貯金	9, 150, 117	4. 82	10, 749, 849	5. 55	1, 599, 731
通常貯金等	91, 546, 309	48. 28	100, 805, 356	52. 11	9, 259, 046
貯蓄貯金	612, 591	0. 32	699, 203	0. 36	86, 612
定期性預金	88, 145, 649	46. 49	81, 022, 589	41. 88	△7, 123, 060
定期貯金	4, 709, 291	2. 48	4, 352, 435	2. 24	△356, 855
定額貯金	83, 436, 358	44. 00	76, 670, 153	39. 63	△6, 766, 204
その他の預金	138, 801	0. 07	164, 930	0. 08	26, 129
譲渡性預金	—	—	—	—	—
総合計	189, 593, 469	100. 00	193, 441, 929	100. 00	3, 848, 459

○ 預金の種類別残高(平残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B)－(A)
預金合計	188, 043, 501	100. 00	192, 386, 838	100. 00	4, 343, 336
流動性預金	96, 053, 067	51. 08	107, 384, 771	55. 81	11, 331, 703
振替貯金	8, 686, 730	4. 61	10, 025, 532	5. 21	1, 338, 802
通常貯金等	86, 803, 482	46. 16	96, 703, 365	50. 26	9, 899, 882
貯蓄貯金	562, 854	0. 29	655, 873	0. 34	93, 018
定期性預金	91, 763, 655	48. 79	84, 779, 519	44. 06	△6, 984, 135
定期貯金	4, 940, 369	2. 62	4, 533, 450	2. 35	△406, 918
定額貯金	86, 823, 285	46. 17	80, 246, 068	41. 71	△6, 577, 217
その他の預金	226, 778	0. 12	222, 547	0. 11	△4, 230
譲渡性預金	—	—	—	—	—
総合計	188, 043, 501	100. 00	192, 386, 838	100. 00	4, 343, 336

(注) 1. 通常貯金等＝通常貯金＋特別貯金(通常郵便貯金相当)

2. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものであります。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものでありますが、「定期性預金」に含めております。

3. 特別貯金(通常郵便貯金相当)は郵政管理・支援機構からの預り金のうち、郵政管理・支援機構が公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどであります。

4. 上記の通常貯金、定期性預金は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 事業に係る主な法律関連事項 ③ 郵政民営化法 (f) ゆうちょ銀行における預入限度額」に記載の郵政民営化法における預入限度額規制上の区分とは異なります。

(f) 資産運用の状況(末残・構成比)

当事業年度末の運用資産のうち、国債は49.2兆円、その他の証券は74.1兆円となりました。

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B)－(A)
預け金等	60,667,097	27.50	66,622,875	29.00	5,955,778
コールローン	1,390,000	0.63	2,470,000	1.07	1,080,000
買現先勘定	9,721,360	4.40	9,861,753	4.29	140,392
金銭の信託	5,547,574	2.51	5,828,283	2.53	280,709
うち国内株式	2,261,772	1.02	2,024,619	0.88	△237,152
うち国内債券	1,545,190	0.70	1,406,103	0.61	△139,087
有価証券	138,183,264	62.64	139,549,103	60.75	1,365,838
国債	50,493,477	22.88	49,259,766	21.44	△1,233,711
地方債	5,493,814	2.49	5,580,874	2.42	87,060
短期社債	1,869,535	0.84	1,434,510	0.62	△435,024
社債	9,145,414	4.14	9,118,414	3.96	△26,999
株式	13,755	0.00	20,533	0.00	6,777
その他の証券	71,167,266	32.26	74,135,001	32.27	2,967,735
うち外国債券	23,505,116	10.65	24,509,689	10.67	1,004,573
うち投資信託	47,591,186	21.57	49,534,425	21.56	1,943,238
貸出金	4,691,723	2.12	4,441,967	1.93	△249,756
その他	394,410	0.17	920,646	0.40	526,235
合計	220,595,431	100.00	229,694,629	100.00	9,099,197

(注) 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権であります。

(g) 評価損益の状況(末残)

当事業年度末の評価損益(その他目的)は、第4四半期以降の内外金利の上昇及び海外のクレジットスプレッドの拡大等に伴い、ヘッジ考慮後で、前事業年度末から1兆8,257億円減少し、1兆2,230億円(税効果前)となりました。

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)-(A)	
	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)
満期保有目的の債券	25,178,079	238,178	23,069,257	△55,784	△2,108,821	△293,962

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)-(A)	
	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)
その他目的	118,940,510	3,586,863	122,720,450	2,002,106	3,779,939	△1,584,757
有価証券 ①	113,392,936	2,407,252	116,892,166	1,673,052	3,499,230	△734,199
国債	29,917,094	542,798	34,285,554	85,743	4,368,459	△457,054
外国債券	23,505,116	1,031,399	22,701,193	1,484,225	△803,922	452,826
投資信託	47,591,186	776,215	49,534,425	82,347	1,943,238	△693,868
その他	12,379,538	56,838	10,370,993	20,735	△2,008,545	△36,102
時価ヘッジ効果額 ②	—	△173,512	—	△852,922	—	△679,409
金銭の信託 ③	5,547,574	1,353,124	5,828,283	1,181,977	280,709	△171,147
国内株式	2,261,772	1,363,424	2,024,619	1,202,212	△237,152	△161,212
その他	3,285,801	△10,299	3,803,663	△20,234	517,862	△9,934
デリバティブ取引 (繰延ヘッジ適用分) ④	16,210,065	△538,052	16,081,660	△779,085	△128,404	△241,032
評価損益合計 ①+②+③+④	—	3,048,811	—	1,223,021	—	△1,825,789

(注) 「有価証券」には、有価証券のほか、現金預け金中の譲渡性預け金、買入金銭債権を含んでおります。

(h) 業種別貸出金残高の状況(末残・構成比)

業種別	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B)－(A)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,666,152	100.00	4,415,145	100.00	△251,006
農業、林業、漁業、鉱業	—	—	—	—	—
製造業	81,669	1.75	92,847	2.10	11,178
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	137,714	2.95	130,030	2.94	△7,684
卸売業、小売業	34,255	0.73	18,836	0.42	△15,418
金融・保険業	739,510	15.84	606,744	13.74	△132,765
建設業、不動産業	63,184	1.35	96,815	2.19	33,630
各種サービス業、物品賃貸業	84,214	1.80	81,943	1.85	△2,270
国、地方公共団体	3,428,219	73.46	3,304,344	74.84	△123,874
その他	97,383	2.08	83,582	1.89	△13,801
国際及び特別国際金融取引勘定分	25,571	100.00	26,821	100.00	1,250
政府等	—	—	—	—	—
その他	25,571	100.00	26,821	100.00	1,250
合計	4,691,723	—	4,441,967	—	△249,756

(注) 1. 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有していません。

3. 「金融・保険業」のうち郵政管理・支援機構向け貸出金は、前事業年度末340,563百万円、当事業年度末246,483百万円であります。

(参考2) 自己資本比率の状況

ゆうちょ銀行の自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、ゆうちょ銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2022年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	15.56
2. 連結における自己資本の額	91,993
3. リスク・アセット等の額	591,060
4. 連結総所要自己資本額	23,642

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3. に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2022年3月31日
1. 単体自己資本比率(2/3)	15.54
2. 単体における自己資本の額	91,880
3. リスク・アセット等の額	590,895
4. 単体総所要自己資本額	23,635

(注) 単体総所要自己資本額は、上記3. に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(参考3) 資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、ゆうちょ銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(a) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

(b) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

(c) 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

(d) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(a)から(c)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2021年3月31日	2022年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	0
要管理債権	—	—
正常債権	47,749	46,580

⑤ 生命保険業

かんぽ生命保険では、2019年度に判明したかんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題について、お客さまからの信頼回復に向けた取組みを継続してまいりました。再発防止策として、金融庁に提出した業務改善計画において掲げた「健全な組織風土の醸成・適正な営業推進態勢の確立」、「適正な募集管理態勢の強化」、「取締役会等によるガバナンスの強化」を着実に実行してまいりました。

また、2021年4月より、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタイルへ移行しております。具体的には、「お客さまにご納得・ご満足いただいた上で保険サービスをご利用いただく」活動を徹底していく中で、商品を前提にしたご提案ありきの旧来のスタイルから、適切な募集プロセスのもと、勧誘方針^{※1}やかんぽ営業スタンダード^{※2}などのプリンシプルに基づく新たなスタイルへ抜本的に転換しております。さらに、お客さまとの信頼関係を構築し、保険会社としての使命を果たしていくためには、かんぽ営業に携わる社員一人ひとりが、安心感や納得感を持って営業活動・お客さまへのご提案を推進していく必要があることから、2021年9月に「かんぽ生命の約束」を策定し、遵守・実行しております。

上記の信頼回復に向けた取組みのほか、「新しいかんぽ営業体制の構築」、「保険サービスの充実」、「資産運用の深化・高度化」等の事業基盤の強化、また「お客さま体験価値（CX）の向上」を中心に取り組みました。

「新しいかんぽ営業体制の構築」については、2021年10月より順次、コンサルタント（主にお客さまのお宅を訪問して活動する社員）の貯金業務等を郵便局窓口に移管し、コンサルタントは生命保険のご提案及びアフターフォローに専念するとともに、2022年1月より活動拠点の集約を段階的に実施してまいりました。

「保険サービスの充実」については、人生100年時代における、あらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えするため、2021年4月より、青壮年層のお客さまに向けた保険期間を延長した普通定期保険及び特別養老保険の取扱いを開始したほか、同年10月より、法人のお客さまに向けた保険期間を延長した普通養老保険の取扱いを開始しております。

「資産運用の深化・高度化」については、継続的な低金利環境における安定的な運用収益の確保を目指し、ALMを基本としつつ、リスクバッファの範囲で収益追求資産への投資を継続しております。資産運用の多様化を図るため、海外クレジットの運用拡大の一環として、米国社債の自家運用に引き続き取り組むとともに、株式の自家運用やオルタナティブ投資等についても継続して推進しております。これら資産運用の取組みについては、ERMの枠組みのもとで財務の健全性の確保や、リスク対比リターン向上を図っております。また、ESG投資において、「Well-being^{※3}向上」、「地域と社会の発展」、「環境保護への貢献」を重点取組みテーマとし、かんぽ生命らしい“あたたかさ”の感じられる投資を行っております。

また、「お客さま体験価値（CX）の向上」のため、保険サービスの抜本的な見直し及びお客さまの利便性・募集品質の向上により、「かんぽ生命に入っていてよかった」と感動いただけるように取り組んでおります。具体的な取組みとしては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う非対面チャネルニーズの高まりを受け、保険手続に関する利便性を向上させるため、契約者さま向けWebサービス（マイページ）において機能を拡充し、2021年5月から契約者貸付請求、同年10月から入院・手術保険金請求について、所定の条件を満たした場合にインターネット上での手続きが可能になったほか、同月から保険料払込証明書のダウンロードが可能になりました。

- ※1 勧誘方針とは、生命保険の使命等を踏まえた高い倫理観に基づき保障を提供するという、プリンシプルベースのお客さま本位の理念に基づく方針です。
- ※2 かんぽ営業スタンダードとは、勧誘方針に基づく真のお客さま本位の営業活動の実践に向けた行動原則です。
- ※3 Well-beingとは、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることです。

これらの取組みをしてまいりましたが、当連結会計年度、生命保険業におきましては、金銭の信託運用益の増加等により資産運用収益は増加したものの、保有契約の減少による保険料等収入の減少等により、経常収益は6,454,208百万円(前期比332,018百万円減)となりました。また、保有契約が大きく減少したものの、事業費が減少し、加えて、順ざやが増加したこと等から、経常利益は356,113百万円(前期比10,377百万円増)となりました。

かんぽ生命保険における保険引受及び資産運用の状況などの詳細な状況については、下記「(参考)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況」に記載のとおりであります。

(参考) 生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況

(下表(a)イ. ～ニ. の個人保険及び個人年金保険には、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。)

(a) 保険引受及び資産運用の状況

イ. 保有契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	15,893	45,912,230	14,740	42,283,881
個人年金保険	1,009	1,563,865	850	1,242,707

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

ロ. 新契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度				当事業年度			
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	金額	新契約	転換による純増加
個人保険	124	390,355	390,355	—	173	577,452	577,413	39
個人年金保険	0	176	176	—	0	202	202	—

(注) 1. 件数は、新契約件数に転換後契約件数を加えた数値であります。なお、転換後契約とは、既契約の転換によって成立した契約であります。

2. 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

ハ. 保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当事業年度末
個人保険	2,840,092	2,584,325
個人年金保険	357,160	301,878
合計	3,197,252	2,886,204
うち医療保障・生前給付保障等	364,682	339,817

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。

2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

二. 新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
個人保険	30,643	46,175
個人年金保険	16	16
合計	30,659	46,192
うち医療保障・ 生前給付保障等	1,459	2,173

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。
2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
3. 新契約年換算保険料は、新契約に係る年換算保険料に、既契約の転換による転換前後の年換算保険料の純増加分を加えた数値であります。

(参考) かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約の状況

(a) 保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	件数	保険金額・年金額	件数	保険金額・年金額
保険	8,945	23,634,803	8,062	21,261,390
年金保険	1,426	478,926	1,328	440,490

(注) 計数は、郵政管理・支援機構における公表基準によるものであります。

(b) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当事業年度末
保険	1,058,047	954,668
年金保険	471,602	437,567
合計	1,529,649	1,392,236
うち医療保障・ 生前給付保障等	304,432	287,264

(注) かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約について、上記ハ.に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、かんぽ生命保険が算出した金額であります。

ホ. 一般勘定資産の構成

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
現預金・コールローン	1,459,749	2.1	1,305,070	1.9
買現先勘定	—	—	2,120,137	3.2
債券貸借取引支払保証金	2,585,087	3.7	—	—
買入金銭債権	276,772	0.4	39,543	0.1
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	4,189,294	6.0	4,521,912	6.7
有価証券	55,274,594	78.8	53,418,564	79.5
公社債	48,264,456	68.8	46,747,946	69.6
株式	404,577	0.6	425,553	0.6
外国証券	4,632,376	6.6	4,332,519	6.4
公社債	4,479,823	6.4	4,181,527	6.2
株式等	152,552	0.2	150,992	0.2
その他の証券	1,973,184	2.8	1,912,544	2.8
貸付金	4,964,087	7.1	4,251,956	6.3
保険約款貸付	161,419	0.2	140,980	0.2
一般貸付	996,127	1.4	965,872	1.4
機構貸付	3,806,540	5.4	3,145,103	4.7
不動産	88,707	0.1	80,572	0.1
うち投資用不動産	—	—	—	—
繰延税金資産	904,333	1.3	1,005,357	1.5
その他	431,615	0.6	432,112	0.6
貸倒引当金	△384	△0.0	△379	△0.0
合計	70,173,857	100.0	67,174,848	100.0
うち外貨建資産	5,397,078	7.7	5,466,745	8.1

(注) 1. 機構貸付とは、郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付であります。
2. 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

ヘ. 一般勘定資産の資産別運用利回り

(単位：%)

区分	前事業年度	当事業年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	0.14	0.24
商品有価証券	—	—
金銭の信託	2.86	3.49
有価証券	1.57	1.63
うち公社債	1.51	1.49
うち株式	2.72	4.63
うち外国証券	2.16	2.95
貸付金	1.82	1.83
うち一般貸付	1.09	1.15
不動産	—	—
一般勘定計	1.51	1.61
うち海外投融資	2.15	2.95

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りであります。
2. 一般勘定計には、有価証券信託に係る資産を含めております。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計であります。

(b) 基礎利益

基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。

かんぽ生命保険の当事業年度における基礎利益は、4,371億円となりました。

(経常利益等の明細(基礎利益))

(単位：百万円)

項目	前事業年度	当事業年度
基礎利益 (A)	421,943	437,123
キャピタル収益	115,775	162,375
金銭の信託運用益	87,593	114,553
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	20,422	26,942
金融派生商品収益	—	—
為替差益	7,759	20,879
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	132,878	164,085
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	32,789	51,108
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	21,604	7,398
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	78,484	105,578
キャピタル損益 (B)	△17,102	△1,710
キャピタル損益含み基礎利益 (A) + (B)	404,840	435,413
臨時収益	186,023	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	186,023	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	245,841	79,651
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	79,651
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	245,841	—
臨時損益 (C)	△59,818	△79,651
経常利益 (A) + (B) + (C)	345,022	355,762

- (注) 1. 金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額(前事業年度：78,484百万円、当事業年度：105,578百万円)を「その他キャピタル費用」に計上し、基礎利益に含めております。
2. 「その他臨時費用」には、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた額(前事業年度：245,841百万円)を記載しております。

(c) かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率

生命保険会社は将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つであります。

この比率が200%を下回った場合は、当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性の一つの基準を満たしていることになります。

当連結会計年度末におけるかんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,045.5%と高い健全性を維持しております。

(単位：百万円)

項目	前連結会計年度末	当連結会計年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	6,216,257	5,858,523
資本金等	1,763,280	1,526,526
価格変動準備金	904,816	972,606
危険準備金	1,611,343	1,690,994
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	36	32
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,283,545	1,086,306
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	2,203	1,809
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	4,835	3,873
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	364,059	299,478
負債性資本調達手段等	300,000	300,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△17,862	△23,104
その他	—	—
リスクの合計額 $[\{(R_1^2 + R_2^2)^{1/2} + R_3 + R_4\}^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2]^{1/2} + R_8 + R_9$ (B)	1,108,789	1,120,660
保険リスク相当額 R_1	130,961	125,154
一般保険リスク相当額 R_2	—	—
巨大災害リスク相当額 R_3	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_4	49,371	44,708
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_5	—	—
予定利率リスク相当額 R_6	131,404	125,089
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_8	937,296	957,278
経営管理リスク相当額 R_9	24,980	25,044
ソルベンシー・マージン比率 $(A) / \{(1/2) \times (B)\} \times 100$	1,121.2%	1,045.5%

(注) 保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

(d) かんぽ生命保険のE V

イ. E Vの概要

i E Vについて

エンベディッド・バリュー(以下「E V」といいます。)は対象事業に割り当てられた、資産及び負債から生じる株主への分配可能な利益の価値の見積りであります。ただし、将来の新契約から生じる価値は含みません。この価値は、修正純資産及び保有契約価値で構成されるものであります。

修正純資産は株主に帰属すると考えられる純資産(時価)であり、必要資本とフリー・サープラスで構成されるものであります。

保有契約価値は、保有契約及び保有契約に係る資産から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益の評価日時時点の現在価値であり、必要資本を維持するための費用等を控除したものであります。

生命保険契約は、一般に販売時に多くのコストが発生するため、一時的には損失が発生するものの、契約が継続することで、将来にわたり生み出される利益によりそのコストを回収することが期待される収支構造となっております。現行の法定会計では、このような収支構造をそのまま各年度の損益として把握しておりますが、E Vは、全保険期間を通じた損益を現在価値で評価することとなるため、現行の法定会計による財務情報では不足する情報を補うことができる指標の一つと考えております。

ii E E Vについて

E Vの開示に関する一貫性と透明性の改善を図る目的で、2004年5月にヨーロッパの主要保険会社のC F O(最高財務責任者)の集まりである、C F Oフォーラムが、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(以下「E E V」といいます。)原則及び指針(ガイダンス)を制定いたしました。

2016年5月には、C F OフォーラムによってE E V原則の改正が公表され、E Vに2016年1月から施行された欧州ソルベンシーⅡ等の計算で用いた計算手法及び前提の使用が許容されるようになりました。

iii E E Vの計算手法

今回のE E Vの計算には、市場整合的手法を用いております。この手法は、資産又は負債から発生するキャッシュ・フローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価するものであります。

ロ. 簡易生命保険契約について

かんぽ生命保険は、郵政民営化法に基づき、2007年10月1日に発足しました。また、2007年9月末までに契約された簡易生命保険契約は、郵政管理・支援機構に承継されるとともに、郵政管理・支援機構が負う保険責任のすべてについて、かんぽ生命保険が受再しております。

かんぽ生命保険は、郵政管理・支援機構との再保険契約において、簡易生命保険契約を他の保険契約と区分して管理すること(簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金も区分して管理すること)、簡易生命保険契約から生じた利益(危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益も含んでおります。)も区分して管理すること、及び郵政管理・支援機構が簡易生命保険契約に対して既に約款で約束している確定配当所要額と再保険損益(確定配当所要額及び法人税等を除いたこの区分における利益)の8割の合計額を、郵政管理・支援機構へ再保険配当として支払うことを定めております。E E Vの計算においては、この郵政管理・支援機構への再保険配当を差し引いた後の利益を反映しております。

このように郵政管理・支援機構への再保険配当の原資に、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益が含まれることから、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は修正純資産には含めておらず、将来において戻入する前提で保有契約価値に含めて計算しております。

ハ. E E V の計算結果

かんぽ生命保険の E E V は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
E E V	40,262	36,189	△4,072
修正純資産	23,768	20,927	△2,840
保有契約価値	16,493	15,261	△1,231

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	△127	△115	11

i 修正純資産

修正純資産は、資産の市場価値のうち、契約者に対する負債及びその他の負債の価値を超過する部分であり、株主に帰属すると考えられる価値であります。2021年5月に実施した自己株式取得による減少及び金利上昇に伴う債券の含み損益の減少を主な理由として、当事業年度末における修正純資産は前事業年度末から減少しております。修正純資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
修正純資産	23,768	20,927	△2,840
純資産の部計 ^(注1)	18,064	15,448	△2,615
価格変動準備金 ^(注2)	2,497	2,774	277
危険準備金 ^(注2)	4,816	4,877	60
その他 ^(注3)	609	△41	△651
上記項目に係る税効果	△2,218	△2,131	87

- (注) 1. 計算対象に子会社を含めているため、かんぽ生命保険の連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。また、自己株式に計上している株式給付信託(BBT)が保有するかんぽ生命保険の株式の帳簿価額を加えております。
2. 簡易生命保険契約に係る部分を除いております。
3. 保険契約に係らない有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金、退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)並びに劣後債の含み損益を計上しております。

当事業年度末の修正純資産を計算する際に除いた保険契約に係る部分は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	会社合計 ①	保険契約に係る部分 ②	修正純資産 ①－②
修正純資産	77,663	56,736	20,927
純資産の部計 ^(注1)	15,448	—	15,448
価格変動準備金 ^(注2)	9,726	6,951	2,774
危険準備金 ^(注2)	16,909	12,032	4,877
その他 ^(注3)	59,583	59,624	△41
上記項目に係る税効果	△24,003	△21,872	△2,131

- (注) 1. かんぽ生命保険の連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。また、自己株式に計上している株式給付信託(BBT)が保有するかんぽ生命保険の株式の帳簿価額を加えております。
2. 保険契約に係る部分(②)は、簡易生命保険契約に係る部分を計上しております。「ロ. 簡易生命保険契約について」をご参照ください。
3. 有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金、退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)並びに劣後債の含み損益を計上しております。

ii 保有契約価値

保有契約価値は、保有契約の評価日時点における価値を表したもので、保有契約及び保有契約に係る資産から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益を現在価値に割り引いております。「二．前事業年度末E E Vからの変動要因」に記載のとおり、前提条件(経済前提)と実績の差異を主な理由として、当事業年度末における保有契約価値は前事業年度末から減少しております。保有契約価値の内訳は以下のとおりであります。

将来利益の計算において保険契約に係る資産は簿価評価しております。また、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金が将来において戻入する前提で、その戻入による利益を含めて計算しております。「ロ．簡易生命保険契約について」をご参照ください。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
保有契約価値	16,493	15,261	△1,231
確実性等価将来利益現価	20,541	19,109	△1,431
オプションと保証の時間価値	△2,323	△2,174	149
必要資本を維持するための費用	△0	△0	0
ヘッジ不能リスクに係る費用	△1,724	△1,674	50

iii 新契約価値

新契約価値は、当期間に獲得した新契約(条件付解約による加入契約及び転換契約については正味増加分のみ)の契約獲得時点における価値を表したものであります。

当事業年度の新契約価値は前事業年度から増加しているものの、当事業年度において新契約量の規模が小さい一方、新契約獲得にはその多寡によらない一定の事業費等が必要となるため、当事業年度の新契約価値はマイナスとなります。新契約価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	△127	△115	11
確実性等価将来利益現価	△110	△73	36
オプションと保証の時間価値	△11	△33	△21
必要資本を維持するための費用	△0	△0	0
ヘッジ不能リスクに係る費用	△5	△7	△2

なお、新契約マージン(新契約価値の保険料収入現価に対する比率)は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	△127	△115	11
保険料収入現価 ^(注)	2,523	3,624	1,100
新契約マージン	△5.05%	△3.19%	1.86ポイント

(注) 将来の収入保険料を、新契約価値の計算に用いたリスク・フリー・レートで割り引いております。

二. 前事業年度末E E Vからの変動要因

(単位：億円)

	修正純資産	保有契約価値	E E V
前事業年度末E E V	23,768	16,493	40,262
i 前事業年度末E E Vの調整	△4,196	—	△4,196
前事業年度末E E V(調整後)	19,572	16,493	36,065
ii 当事業年度新契約価値	—	△115	△115
iii 期待収益(リスク・フリー・レート分)	△20	308	288
iv 期待収益(超過収益分)	30	774	804
v 保有契約価値からの移管	1,396	△1,396	—
うち前事業年度末保有契約	1,460	△1,460	—
うち当事業年度新契約	△63	63	—
vi 前提条件(非経済前提)と実績の差異	379	△68	310
vii 前提条件(非経済前提)の変更	—	165	165
viii 前提条件(経済前提)と実績の差異	△431	△898	△1,329
当事業年度末E E V	20,927	15,261	36,189

i 前事業年度末E E Vの調整

かんぽ生命保険は当事業年度において自己株式3,588億円の取得及び株主配当金607億円の支払いを行っており、修正純資産がその分減少しております。

ii 当事業年度新契約価値

新契約価値は、当事業年度に新契約を獲得したことによる契約獲得時点における価値を表したものであり、契約獲得に係る費用を控除した後の金額が反映されております。当事業年度において新契約量の規模が小さい一方、新契約獲得にはその多寡によらない一定の事業費等が必要となるため、新契約価値はマイナスになっております。

iii 期待収益(リスク・フリー・レート分)

保有契約価値の計算にあたっては、将来の期待収益をリスク・フリー・レートで割り引いておりますので、時間の経過とともに割引の影響が解放されます。これには、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及びヘッジ不能リスクに係る費用のうち当事業年度分の解放を含んでおります。修正純資産からは、対応する資産からリスク・フリー・レート(△0.129%)分に相当する収益が発生しております。

iv 期待収益(超過収益分)

E E Vの計算にあたっては、将来の期待収益としてリスク・フリー・レートを用いておりますが、実際の会社はリスク・フリー・レートを超過する利回りを期待しております。この項目は、その期待される超過収益を表しております。

v 保有契約価値からの移管

当事業年度に実現が期待されていた利益が、保有契約価値から修正純資産に移管されます。これには、前事業年度末の保有契約から期待される当事業年度の利益と、当事業年度に獲得した新契約からの、契約獲得に係る費用を含めた当事業年度の損益が含まれております。

これらは保有契約価値から修正純資産への振替えであり、E E Vの金額には影響しません。

vi 前提条件(非経済前提)と実績の差異

前事業年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当事業年度の実績の差額であります。

vii 前提条件(非経済前提)の変更

前提条件(非経済前提)を更新したことにより、翌事業年度以降の収支が変化することによる影響であります。

viii 前提条件(経済前提)と実績の差異

市場金利やインプライド・ボラティリティ等の経済前提が、前事業年度末E E V計算に用いたものと異なることによる影響であります。当該影響は、当事業年度の実績及び翌事業年度以降の見積りの変更を含んでおります。

主に金利上昇に伴う債券の含み損益の減少により、修正純資産は431億円減少しました。

主に外国金利上昇に伴う外国債券の含み損益の減少により、保有契約価値は898億円減少しました。

ホ. 感応度(センシティブティ)

前提条件を変更した場合のE E Vの感応度は以下のとおりであります。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならないことにご注意ください。

(単位：億円)

前提条件	E E V	増減額
当事業年度末E E V	36,189	—
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	35,718	△471
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	36,206	17
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	36,044	△144
感応度4：株式・不動産価値10%下落	34,746	△1,443
感応度5：事業費率(維持費)10%減少	38,171	1,981
感応度6：解約失効率10%減少	36,381	192
感応度7：保険事故発生率(死亡保険)5%低下	37,200	1,010
感応度8：保険事故発生率(年金保険)5%低下	35,415	△774
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	36,189	0
感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	35,580	△609
感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	35,425	△764

感応度1から4について、修正純資産の増減額は以下のとおりであります。また、感応度5から11については、保有契約価値のみの増減額となります。

(単位：億円)

前提条件	増減額	(参考) 会社合計の 増減額 ^(注)
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	△981	△21,897
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	613	14,351
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	1,061	23,864
感応度4：株式・不動産価値10%下落	△59	△2,839

(注) 参考値として、保有契約に係る資産の含み損益も加えた増減額(税引後に換算)を示しております。なお、E E Vの計算にあたって、保険契約に係る部分の資産の含み損益については、修正純資産ではなく、保有契約価値の計算に含めて評価しております。

当事業年度において新契約量の規模が小さく、新契約価値の感応度に重要性がないため、算定しておりません。

i 感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇

(i) リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp上昇した場合の影響を表しております。金利の変動により時価が変動する債券・貸付金等を再評価するとともに、将来の運用利回りや割引率を変動させて保有契約価値を再計算しております。

(ii) リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。

ii 感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下

(i) リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp低下した場合の影響を表しております。なお、50bp低下によりリスク・フリー・レートが0%を下回る場合は0%としております。ただし、50bp低下前のリスク・フリー・レートが0%を下回る場合はその値をそのまま使用しております。

(ii) リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。

- iii 感応度 3 : リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)
 - (i) リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp低下した場合の影響を表しております。なお、感応度 2 と異なり、リスク・フリー・レートの正負を判定せず、下限を設けずに50bp低下させております。
 - (ii) リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。
- iv 感応度 4 : 株式・不動産価値10%下落
株式及び不動産の評価日時点の価格が10%下落した場合の影響を表しております。
- v 感応度 5 : 事業費率(維持費)10%減少
事業費率(契約維持に係るもの)が10%減少した場合の影響を表しております。
- vi 感応度 6 : 解約失効率10%減少
解約失効率が10%減少(基本となる解約失効率に90%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- vii 感応度 7 : 保険事故発生率(死亡保険) 5 %低下
死亡保険について、保険事故発生率(死亡率・罹患率)が 5 %低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- viii 感応度 8 : 保険事故発生率(年金保険) 5 %低下
年金保険について、保険事故発生率が 5 %低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- ix 感応度 9 : 必要資本を法定最低水準に変更
必要資本を法定最低水準(ソルベンシー・マージン比率200%水準)に変更した場合の影響を表しております。
- x 感応度10: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇
オプションと保証の時間価値の計算に使用する、株式オプションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。
- xi 感応度11: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇
オプションと保証の時間価値の計算に使用する、金利スワップションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

へ. 注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用し、それらの多くは個別会社の管理能力を超えた領域に属するものであります。また、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合もあり得ます。

また、EEVの計算において新型コロナウイルス感染症の潜在的な影響を直接的には考慮しておりません。

これらの理由により、本EEV開示は、EEV計算に用いられた将来の税引後利益が達成されることを表明するものではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

ト. その他の特記事項

かんぽ生命保険では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVについて検証を依頼し、意見書を受領しております。

⑥ その他

上記各報告セグメントにおける事業のほか、病院事業については、地域医療機関との連携や救急患者の受入の強化等による増収対策、業務の効率化等による経費削減等、個々の病院の状況を踏まえた経営改善を進めているところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた患者数の減少等の影響はあるものの、営業収益14,020百万円(前期比978百万円増)、営業損失3,687百万円(前期は3,893百万円の営業損失)となりました。今後も引き続き上記増収対策や経費削減等、個々の病院の状況を踏まえた経営改善に取り組みます。

また、宿泊事業については、「かんぼの宿」が、ウィズ/アフターコロナ社会の中、引き続き地域の貴重な集客拠点・雇用の場として存在し続けるためには、ホテル・旅館の運営に実績又は意欲を有する事業者等への譲渡が最善と判断し、譲渡先の選定を進めてまいりました。その結果、かんぼの宿は、2022年4月1日及び同月5日をもって、運営していた33施設のうち32施設を事業譲渡いたしました。当連結会計年度の取組みとしては、営業推進態勢の強化やサービス水準向上による魅力ある宿づくりを継続的に進めるとともに、費用管理による経費削減等の経営改善に取り組んできたところですが、緊急事態宣言の発出に伴うかんぼの宿の休業があった昨年度と比べると経営状況が改善されたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等を受け、利用制限による利用者数の減少等の理由から、営業収益は8,728百万円(前期比1,820百万円増)、営業損失は7,685百万円(前期は11,573百万円の営業損失)となりました。なお、2022年3月「かんぼの宿有馬」の入浴施設において、同施設を利用された方のうち2名がレジオネラ症を発症されました。「かんぼの宿有馬」は2022年4月5日付で株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメントに事業譲渡されましたが、同社と連携を取りながら、引き続き保健所の指導に沿って、再発防止に努めてまいります。

不動産事業については、当社の子会社である日本郵政不動産株式会社において「ホテル メルパーク」の賃貸・管理事業を行うとともに、グループ外不動産の取得や蔵前不動産開発(オフィス、高齢者施設、賃貸住宅、物流施設他)等に当連結会計年度に41,167百万円の投資を行いました。また、日本郵政不動産株式会社は2021年8月2日に郵船不動産株式会社の発行済株式51%を取得し、同社を子会社化(2022年4月には「JPプロパティーズ株式会社」に商号変更)するとともに、2022年4月1日に日本郵便株式会社の100%子会社であったJPビルマネジメント株式会社の株式の全部を取得し、同社を子会社化しております。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるテナント賃料の減免等や空室率の上昇、開発中の案件における竣工時期の遅延等が想定されますので、今後のマーケットへの影響、動向を引き続き注視し、必要な対策を適時適切に実施しつつ、不動産事業を慎重に進めてまいります。

投資事業については、当社の子会社である日本郵政キャピタル株式会社において、当社グループの新規事業の種を探すため、ネットワーク、ブランド力等を活用して成長が期待できる企業への出資(当連結会計年度14件、約72億円)を行い、出資先企業と当社グループとの連携を進めました。今後も、投資先の価値や将来の成長性を見極めながら、出資等に取り組みます。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の経常収益が534百万円減少し、セグメント利益が9百万円減少しております。

(3) キャッシュ・フローの状況及び分析・検討

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は当期首から5,781,269百万円増加し、68,419,223百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動においては、銀行業における資金の運用や調達、生命保険業における保険料の収入や保険金の支払等の結果、4,984,168百万円の収入(前期比1,980,987百万円の収入減)となりました。

主な要因として、コールマネー等の増加4,575,165百万円、貯金の増加3,746,412百万円や責任準備金の減少2,864,265百万円があげられます。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動においては、銀行業及び生命保険業における有価証券の売却、償還による収入等及び有価証券の取得による支出等の結果、1,413,220百万円の収入(前期比601,981百万円の収入減)となりました。

主な要因として、有価証券の償還による収入38,079,332百万円や有価証券の売却による収入7,159,507百万円、有価証券の取得による支出44,871,665百万円があげられます。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動においては、自己株式の取得等の結果、621,040百万円の支出(前期は50,578百万円の収入)となりました。

主な要因として、自己株式の取得による支出345,450百万円、配当金の支払による減少202,176百万円があげられます。

④ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

中期経営計画において、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進やユニバーサルサービスを含むコアビジネスの充実強化等、グループの成長に資する投資として、デジタルサービスの拡充やデジタル郵便局実現等に向けた戦略的なIT投資や、グループ保有不動産等の不動産投資を計画しております。

また、上記の他に、当社グループ・グループ各社の企業価値向上に資する幅広い分野での資本提携やM&Aも実施いたします。なお、それらの実行にあたっては、投資判断基準等に照らして慎重に検討し、適切と判断したものを実施することとしております。

その財源は、既存のキャッシュ・フローのほか、潤沢な借入余力を活かした借入金や金融2社株式を売却した場合の売却手取金を想定しております。

なお、現在予定している設備の新設計画としては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備等の新設等」の記載をご参照ください。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要とします。

当社グループは、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

特に以下の重要な会計上の見積りが当社グループの連結財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性があると考えております。

① 金融商品の時価評価

当社グループの有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、公表された相場価格に基づいて算定しておりますが、公表された相場価格がない場合には合理的な見積りに基づいて算定された価額によっております。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積額は変動する可能性があります。

金融商品の時価の算定方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(金融商品関係)に、金融商品のうち有価証券の時価評価に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

② 有価証券の減損

当社グループの金銭の信託で運用する有価証券を含め売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価又は実質価額が著しく下落したもののについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。株式市場の悪化等、将来の金融市場の状況によっては、多額の減損損失を計上する可能性があります。

③ 固定資産の減損

当社グループは、原則として内部管理上独立した業績報告が行われる単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき合理的に算定しております。

固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件が変更された場合、固定資産の減損を実施し、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

④ 繰延税金資産の回収可能性の評価

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得を合理的に見積っております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社グループを取り巻く経営環境に大きな変化があった場合等、その見積額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

⑤ 責任準備金の積立方法

当社グループは、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。

責任準備金の計算に使用される予定死亡率、予定利率及び予定事業費率などの基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく乖離した場合や環境の変化により将来乖離が見込まれる場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、責任準備金の積立方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

⑥ 退職給付債務及び退職給付費用

当社グループの退職給付債務及び退職給付費用は、割引率など将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

このため、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件の変更が行われた場合には、将来の退職給付債務及び退職給付費用が変動する可能性があります。

なお、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(退職給付関係)に、退職給付債務の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

⑦ 保険金等支払引当金の計上基準

当社グループの保険金等支払引当金は、お客さまの不利益の解消に向けたご契約調査等による将来の保険金等の支払見込額等を、お客さまのご意向確認等の実績を踏まえ、合理的に見積り計上しておりましたが、当連結会計年度末において、かかる支払見込額等が僅少となったため、計上しておりません。

なお、保険金等支払引当金の計上基準は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

(5) 連結自己資本比率の状況

銀行持株会社としての当社の連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)	
	当連結会計年度末
1. 連結自己資本比率(2/3)	17.21
2. 連結における自己資本の額	108,645
3. リスク・アセット等の額	631,236
4. 連結総所要自己資本額	25,249

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(6) 目標とする経営指標の達成状況

当社グループにおいては、主要な経営目標として1株当たり当期純利益を採用しており、2022年3月期においては当初業績予想88.91円に対し1株当たり当期純利益131.93円となりました。2022年3月期の経営成績の状況及び分析・検討については、上記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営成績の状況及び分析・検討」に示しております。

(7) 生産、受注及び販売の状況

当社グループは、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、銀行業及び生命保険業を中心とした広範囲な事業を営んでおり、生産、受注といった区分による表示が困難であることから、「生産、受注及び販売の状況」については、上記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営成績の状況及び分析・検討」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

(1) 日本郵政グループ協定等

① 日本郵政グループ協定等の締結について

当社は、事業子会社等との間で、グループ協定等を締結しております。

グループ協定等において、当社及び事業子会社等が、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営(グループ全体の企業価値の維持・向上のための諸施策の策定及びその遂行をいいます。)に係る基本的事項について合意することにより、金融2社の上場後においても、引き続きグループ会社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を維持しております。グループ協定等の締結は、グループ会社、ひいてはグループ全体の企業価値の維持・向上に寄与していると考えております。

② ブランド価値使用料について

グループ協定等に基づき、当社は、事業子会社等からブランド価値使用料を受け取っております。ブランド価値使用料は、当社グループに属することにより、当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価、すなわち、郵政ブランドに対するロイヤリティの性格を有するものです。

ブランド価値使用料は、当社グループに属することによる利益が事業子会社等の業績に反映されていることを前提とし、事業子会社等が享受する利益が直接的に反映される指標を業績指標として採用し、業績指標に一定の料率を掛けて額を算定することとしており、2022年3月期のブランド価値使用料の総額は130億円です。

なお、主要な子会社のブランド価値使用料の具体的な算定方法及び2022年3月期の金額は次のとおりです。

日本郵便

算定方法：連結営業収益（トール社連結及びトールエクスプレスジャパン株式会社分を除く。）（前年度）
×0.20%

金 額：61億円

ゆうちょ銀行

算定方法：貯金残高（前年度平均残高）×0.0023%

金 額：43億円

かんぽ生命保険

算定方法：保有保険契約高（前年度末）×0.0036%

金 額：25億円

この算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り変更しないこととしております。

③ 金融2社株式の処分後のグループ協定等について

郵政民営化法第7条第2項の規定により、当社が保有する金融2社の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス提供に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分することとされていますが、当社による金融2社の議決権所有割合にかかわらず、金融2社は、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める関連銀行又は同条第3項に定める関連保険会社である限り、グループ協定等を維持するものと考えております。

(2) 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、日本郵便株式会社法第5条の責務として、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を果たすために、ゆうちょ銀行との間で、銀行窓口業務契約を締結(2012年10月1日)するとともに、かんぽ生命保険との間で、保険窓口業務契約を締結(2012年10月1日)しております。

銀行窓口業務契約では、日本郵便が、ゆうちょ銀行を関連銀行として、通常貯金、定額貯金、定期貯金の受入れ及び普通為替、定額小為替、通常払込み、電信振替の取引を内容とする銀行窓口業務を営むこととしております。

保険窓口業務契約では、日本郵便が、かんぽ生命保険を関連保険会社として、普通終身保険、特別終身保険、普通養老保険及び特別養老保険の募集並びにこれらの保険契約に係る満期保険金及び生存保険金の支払の請求の受理の業務を営むこととしております。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り解除することはできないものと定めております。

(3) 銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約並びに生命保険募集・契約維持管理業務委託契約

① 銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、ゆうちょ銀行との間で、銀行代理業に係る業務の委託契約(2007年9月12日(締結)、2008年4月22日(変更)、2012年10月1日(変更)、2021年4月26日(変更))、金融商品仲介業に係る業務の委託契約(2007年9月12日(締結)、2012年10月1日(変更))を締結しております。

日本郵便が、銀行代理業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の銀行窓口業務契約で定めた業務を含め、銀行代理業務、手形交換業務、告知事項確認業務等であります。

日本郵便が、金融商品仲介業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、金融商品仲介業務、本人確認事務等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、解除について合意にいたらない場合、書面による通知により解除することができるものと定めております。銀行窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

② 生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、かんぽ生命保険との間で、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約を締結(2007年9月12日(締結)、2012年10月1日(変更)、2014年9月30日(変更)、2016年3月31日(変更))しております。

日本郵便が、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の保険窓口業務契約で定めた業務を含め、保険契約の締結の媒介、保険金、年金、返戻金、貸付金及び契約者配当金等の支払等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、解除について合意にいたらない場合、書面による通知により解除することができるものと定めております。保険窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

(4) 郵便貯金管理業務委託契約及び簡易生命保険管理業務委託契約等(期間の定めのない契約)

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、郵政管理・支援機構の業務である郵便貯金管理業務(公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)及び簡易生命保険管理業務(同簡易生命保険契約の管理に関する業務等)の一部(払戻し、利息支払等)について、郵政管理・支援機構とそれぞれ郵便貯金管理業務委託契約、簡易生命保険管理業務委託契約を締結し委託を受けております。

また、ゆうちょ銀行は郵政管理・支援機構との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための貯金に係る契約を、かんぽ生命保険は郵政管理・支援機構との間で簡易生命保険契約の再保険に係る契約をそれぞれ締結しております。

さらに、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、郵政管理・支援機構との間で郵政管理・支援機構が保有する郵便

貯金の預金者、簡易生命保険の契約者及び地方公共団体に対する貸付金の総額に相当する額について、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの借入金として郵政管理・支援機構がそれぞれ債務を負うものとする契約を締結しております。

なお、郵便貯金管理業務委託契約、簡易生命保険管理業務委託契約及び簡易生命保険契約の再保険に係る契約の変更又は解除は、総務大臣の認可が必要とされております。

(5) 郵便貯金管理業務の再委託契約及び簡易生命保険管理業務再委託契約

① 郵便貯金管理業務の再委託契約(期間の定めのない契約)

ゆうちょ銀行は、日本郵便との間で、ゆうちょ銀行が郵政管理・支援機構から受託している郵便貯金管理業務について、日本郵便が郵便貯金管理業務の一部を営むこととする郵便貯金管理業務の再委託契約(2007年9月12日(締結)、2008年9月30日(変更)、2012年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面により本契約の解除を通知することができるものと定めております。

② 簡易生命保険管理業務再委託契約(期間の定めのない契約)

かんぽ生命保険は、日本郵便との間で、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受託している簡易生命保険管理業務について、日本郵便が簡易生命保険管理業務の一部を営むこととする簡易生命保険管理業務再委託契約(2007年9月12日(締結)、2012年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定めております。

(6) 総括代理店委託契約(1年ごとの自動更新)

かんぽ生命保険は、かんぽ生命保険を保険者とする生命保険契約の募集を行う簡易郵便局に対する指導・教育等について、日本郵便と総括代理店契約(2007年9月12日(締結)、2012年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定められております。また、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(上記(3)②)が解除された場合は、予告なしに解除することができるものと定められております。

(参考1) ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの委託手数料

日本郵便は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との間で、上記(2)、(3)、(5)、(6)に係る業務の対価としての委託手数料の算定方法を定めております。

ゆうちょ銀行とは、委託手数料支払要領を締結しており、2020年3月期からは基本委託手数料として、平均総預かり資産残高に応じて支払われる「貯金や投資信託等の預かり資産に係る事務等」、送金決済取扱件数に応じて支払われる「送金決済その他役務の提供事務等」の手数を設定しております。

これに営業目標達成や事務品質の向上を確保するため、成果に見合った「営業・事務報奨」を合わせた手数料となっております。

基本委託手数料は、ゆうちょ銀行での単位業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績等に基づき委託業務コストに見合う額を算出し、その前年度からの増減率を、前年度の基本委託手数料に乗じて算出することとしております。

かんぽ生命保険とは、代理店手数料規程等を定めており、募集した新契約に応じて支払われる「新契約手数料」、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」、総括代理店契約業務に対して支払われる「総括代理店手数料」が設定されています。

「新契約手数料」には、募集品質の確保を前提に一定基準以上の実績を確保した場合にボーナス手数料等のインセンティブの仕組みを設定する場合があります。2023年3月期においては、2022年3月期に引き続き、募集品質の向上に対するインセンティブの仕組みを実施しております。

また、「維持・集金手数料」には、契約維持管理のための活動促進等を目的にその活動内容に応じたインセンティ

ブ手数料を設定しております。2023年3月期においては、2022年3月期に引き続き、保有契約の維持に対するインセンティブの仕組みを実施しております。

募集手数料は複数年の分割払いとなっており、最初の1年間の支払金額を高く、残りの期間を均等に低く支払うこととしておりましたが、2021年3月期から、契約の継続をより重視するため、最初の1年間の支払金額と残りの期間に支払う金額の比率を変更し、最初の1年間の支払金額を減額し、残りの期間の支払金額を増額しております。維持・集金手数料に設定されている単価は、実地調査に基づく所要時間や、これに係る人件費等を基に算出しております。

なお、2022年3月期内に限り、新しいかんぽ営業体制の構築に向けた準備業務のうち、日本郵便がかんぽ生命保険に代替して実施する業務等について、かんぽ生命保険から日本郵便へ委託手数料が設定されておりました。

(参考2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要及び金融2社との業務委託契約への影響

2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、2019年4月1日に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称が「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更され、また、郵政管理・支援機構の目的として、「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与すること」が追加されました。

郵便局ネットワーク維持に要する費用は、従来、日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料により賄われていましたが、当該費用のうち、日本郵便が負担すべき額を除くユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、本法に基づき、2020年3月期から、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われています。

当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用の算定方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎とした次の費用の合計額となります。

- ア あまねく全国において郵便局でユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における人件費、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、現金の輸送及び管理に要する費用、並びに固定資産税及び事業所税
- イ 簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最小限度の委託に要する費用

当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用及び交付金・拠出金の算定等に係る郵政管理・支援機構の事務経費は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局ネットワークの利用の度合等に応じて按分され、銀行窓口業務に係る按分額をゆうちょ銀行が、保険窓口業務に係る按分額をかんぽ生命保険が拠出金として拠出することとなり、拠出金の額は郵政管理・支援機構が年度ごとに算定し、総務大臣の認可を受けることとされております。

また、2020年3月期から、当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、日本郵便が負担すべき額を除き、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなり、これを契機にゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が業務委託契約等に基づいて日本郵便に支払っている委託手数料についても2020年3月期から見直しを行っております。銀行代理業務手数料は、郵便局ネットワーク維持に係る「窓口基本手数料」を廃止するなど、保険代理業務手数料は、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」のうち、郵便局数等に応じて支払われる手数料を対象に減額するなどの見直しを行いました。

過去5年間の金融2社からの手数料及び郵政管理・支援機構からの交付金の推移は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
ゆうちょ銀行	5,981	6,006	3,697	3,663	3,543
かんぽ生命保険	3,722	3,581	2,487	2,070	1,902
交付金	—	—	2,952	2,934	2,909

- (注) 1. 2021年3月期及び2022年3月期のかんぽ生命保険の手数料合計額は不適正契約に伴う保険手数料の影響により、かんぽ生命保険が同日付で提出する有価証券報告書に記載されている手数料額と一致しません。
2. 2022年3月期のゆうちょ銀行の手数料合計額は委託業務に係る事故等に伴う貯金手数料の影響により、ゆうちょ銀行が同日付で提出する有価証券報告書に記載されている手数料額と一致しません。

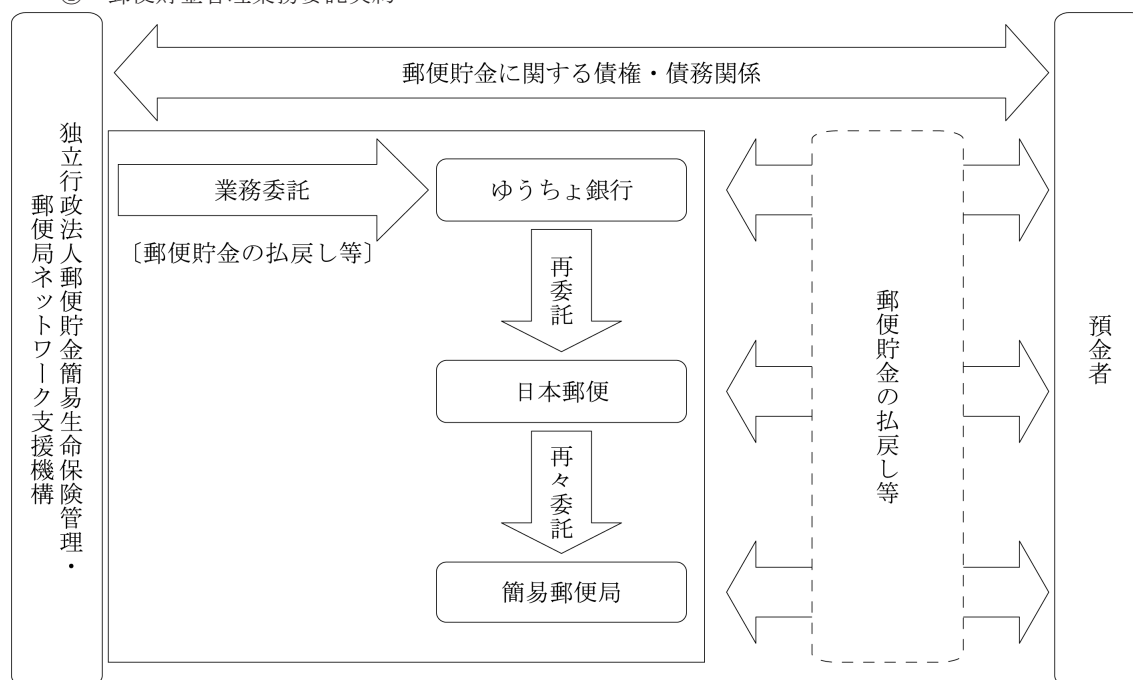
金融2社から郵政管理・支援機構への拠出金の推移は以下のとおりです。

(単位：億円)

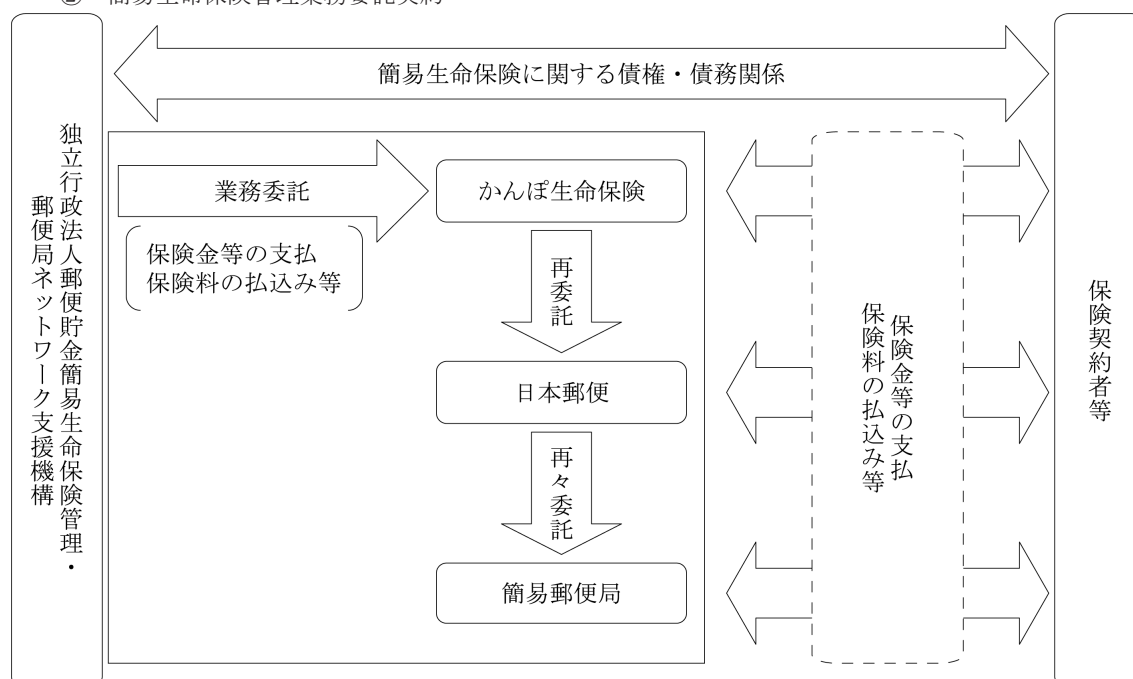
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
ゆうちょ銀行	2,378	2,374	2,370	2,307
かんぽ生命保険	575	560	540	501

(参考3) 郵政管理・支援機構と契約している業務委託契約の関係は以下のとおりになります。

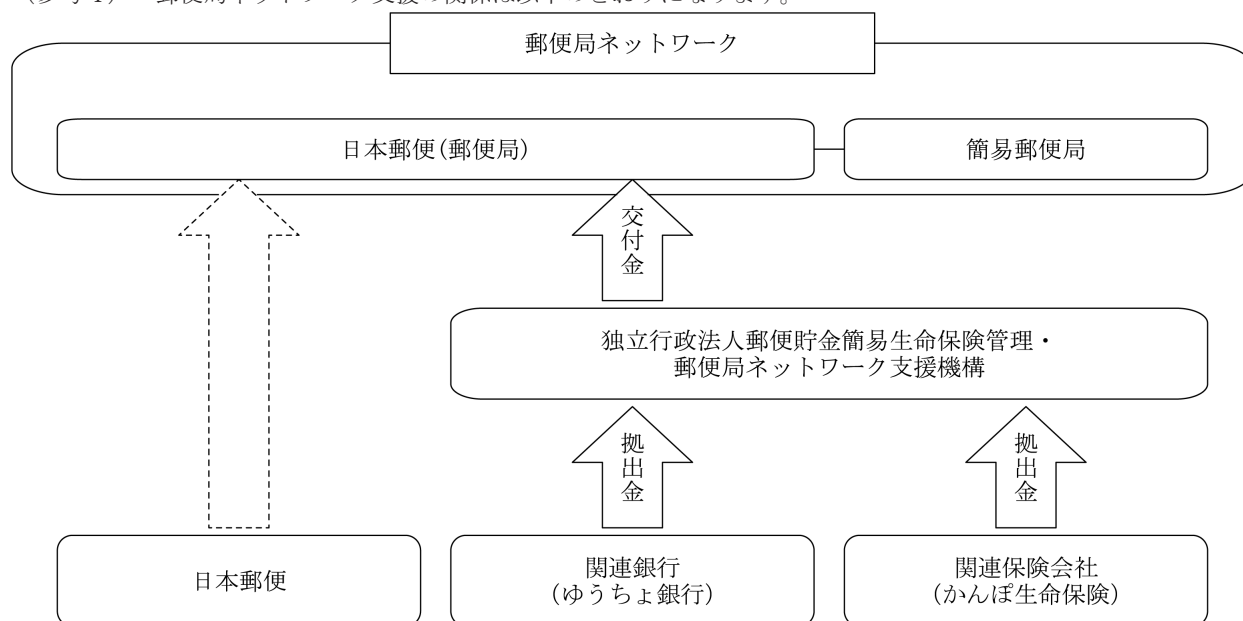
① 郵便貯金管理業務委託契約



② 簡易生命保険管理業務委託契約



(参考4) 郵便局ネットワーク支援の関係は以下のとおりになります。



(7) 郵便局局舎の賃貸借契約

日本郵便は、日本郵便の営業所である郵便局を関係法令に適合するように設置するため、15,266局の郵便局局舎(2022年3月31日現在)について賃貸借契約を締結しております。このうち従業員等との間で賃貸借契約を締結している局舎の数が4,452局となっておりますが、これは明治初期の国家財政基盤が不安定な時代にあって、予算的な制約を乗り越え、郵便を早期に全国に普及させるため、地域の有力者が業務を請け負い、郵便局の局舎として自宅を無償提供したことが起源となっているものです。また、1948年4月に従業員の局舎提供義務が廃止されたことに伴い、すべての郵便局局舎について賃貸借契約を締結することといたしました。その後、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化を推進しており、賃貸借契約についても必要に応じて見直しを行い、現在に至っております。

郵便局局舎の賃借料については、従業員等との賃貸借契約を含め、積算法又は賃貸事例比較法に基づき算定しており、定期的に不動産鑑定士による検証等の見直しを実施しています。最近5年間の賃借料総額の実績は、2017年度分595億円、2018年度分594億円、2019年度分594億円、2020年度分593億円、2021年度分595億円になっています。

一部の郵便局局舎の賃貸借契約については、日本郵便の都合で、その全部又は一部を解約した場合で、貸主が当該建物を他の用途に転用することが出来ず損失を被ることが不可避な場合には、貸主から補償を求めることが出来る旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、2022年3月31日現在、発生する可能性のある解約補償額は61,334百万円です。なお、日本郵便の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

賃貸借契約の契約期間は、2010年6月までに締結した契約については1年間の自動更新となっておりますが、これまで郵便局局舎は長期間、使用しているという実態を踏まえ経済合理性の観点から、長期賃貸を前提とした契約内容に見直しを行ったため、2010年7月以降に締結する契約については、税法上の耐用年数に10年を加えた年数としております。

(8) 簡易郵便局の郵便窓口業務等委託契約

日本郵便は、簡易郵便局受託者(2022年3月31日現在、3,635者)との間で、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託契約、荷物の運送の取扱いに関する業務の委託契約、銀行代理業に係る業務の再委託契約、郵便貯金管理業務の再再委託契約、生命保険契約維持管理業務の再委託契約、簡易生命保険管理業務の再再委託契約及びカタログ販売等業務に係る委託契約(受託者によっては各契約の一部)を締結しております。なお、簡易郵便局の郵便窓口業務等委託契約の期間は3年間であります。

また、かんぽ生命保険は、簡易郵便局受託者(2022年3月31日現在、478者)との間で、生命保険募集委託契約を締結しております。

(参考) 簡易郵便局受託者の資格については、簡易郵便局法の規定により、禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの等を除く、以下の者でなければならないと定められております。

- ① 地方公共団体
- ② 農業協同組合
- ③ 漁業協同組合
- ④ 消費生活協同組合(職域による消費生活協同組合を除く。)
- ⑤ ①から④までの者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

(9) 米国アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険株式会社との資本関係に基づく戦略提携に関する基本合意書

当社は、2018年12月19日開催の取締役会において、アフラック・インコーポレーテッド(本社：米国ジョージア州、会長兼最高経営責任者：ダニエル・P・エイモス)及びその完全子会社であるアフラック生命保険株式会社(本社：東京都新宿区、代表取締役社長：古出眞敏、以下「アフラック生命」といいます。)と資本関係に基づく戦略提携(以下「戦略提携」といいます。)を行うことを決議し、同日付で戦略提携に関する基本合意書を締結いたしました。

① 基本合意書の目的

当社とアフラック生命は、長年に亘り、当社の連結子会社である日本郵便及びかんぽ生命保険とともに行ってきたがん保険に関する様々な取組みを通じて、ビジネスパートナーとして強固な信頼関係を確立してきました。

戦略提携は、これまでのがん保険に関する取組みについて再確認するとともに、当社によるアフラック生命の親会社アフラック・インコーポレーテッドへの投資を通じて、アフラック生命のビジネスの成長が当社への利益貢献につながるという双方の持続的な成長サイクルの実現を目指すものです。

② 基本合意書の内容

(a) 資本関係

当社は、必要な許認可等の取得を前提として、アフラック・インコーポレーテッド普通株式の発行済株式総数(自己株式を除く。)の7%程度を、信託を通じて取得します。取得から4年経過し議決権が20%以上となった後(※)、アフラック・インコーポレーテッドを当社の持分法適用関連会社とすることを主たる内容とする資本関係を構築します。

これは、当社によるアフラック・インコーポレーテッドの支配権もしくは経営権の獲得又は経営への介入を目的とするものではありません。

なお、2019年4月29日に、信託を通じて、アフラック・インコーポレーテッド普通株式の取得を開始し、2020年2月13日をもって、予定していた株式数の取得を完了しました。

(※) アフラック・インコーポレーテッドでは、定款の規定により、原則として、普通株式を48カ月保有し続けると、1株につき10議決権を行使することができます。

(b) がん保険に関する取組みの再確認

当社及びアフラック生命は、日本郵便及びかんぽ生命保険との間で実施してきたがん保険に関する取組みを再確認し、今後も進展させるべく合理的な努力を行います。

(c) 新たな協業の取組みの検討

がん保険に関する取組みに加えて、当社、日本郵便、かんぽ生命保険及びアフラック生命の各社の企業価値向上に資することを目的とした新商品開発における協力や、デジタルテクノロジーの活用、国内外での事業展開や第三者への共同投資における協力、資産運用における協力など新たな協業の取組みの検討を行います。

(d) 最高経営者会議及び戦略提携委員会

当社、アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命は、当社及びアフラック・インコーポレーテッドの各最高経営執行者による定例会議を「最高経営者会議」として引き続き活用し、戦略提携に関する事項も協議します。

また、これまで当社、日本郵便、かんぽ生命保険及びアフラック生命の間で開催してきた、各社の代表執行役、代表取締役等による定例会議を「戦略提携委員会」として引き続き活用し、戦略提携に関する事項も協議します。

(10) 楽天グループとの資本・業務提携

当社、日本郵便及び楽天グループ株式会社（東京都世田谷区、代表取締役会長兼社長三木谷浩史、以下「楽天」）は、物流、モバイル、D Xなど様々な領域での連携を強化することを目的に、2021年3月12日、業務提携合意書を締結しました。

2021年4月28日、当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が楽天と業務提携合意書を改めて締結しました。

加えて、日本郵便は楽天との間で、2021年4月28日、楽天が設立する新会社（J P 楽天ロジスティクス合同会社。2021年7月2日に合同会社から株式会社への組織変更を行い、J P 楽天ロジスティクス株式会社に商号変更。）に対して日本郵便が出資をすることに関する統合契約書及びJ P 楽天ロジスティクスの運営等に関する株主間契約書を締結しました。J P 楽天ロジスティクスの概要については下記③をご参照ください。

日本郵政グループは、全国を網羅する郵便局や物流のネットワークを基盤に、人々の生活に必要な不可欠な社会インフラとしての役割を担っています。一方、楽天グループは70以上のサービスと1億以上の楽天会員を有し、独自の経済圏を形成しています。

両社グループは、本資本・業務提携に基づき、お客さまの利便性の向上、地域社会への貢献、そして事業の拡大を目的に、両社グループの経営資源や強みを効果的に生かしたシナジーの最大化を図ります。

また、両社グループは、引き続き、関係の更なる深化の可能性について幅広く検討してまいります。

① 業務提携の概要

2021年4月28日までに両社グループが合意しました業務提携の内容（その後の協議を踏まえて更新したものは、以下のとおりです。

(a) 物流

- ・ 共同の物流拠点の構築
- ・ 共同の配送システム及び受取サービスの構築
- ・ R F C（楽天フルフィルメントセンター）の利用拡大及び日本郵便のゆうパック等の利用拡大に向けた、日本郵便・楽天グループ両社の協力・取組み
- ・ 上記取組みのための日本郵便・楽天グループの両社が出資する新会社の設立、物流D Xプラットフォームの共同事業化

(b) モバイル

- ・ 郵便局内のイベントスペースを活用した楽天モバイルの申込み等カウンターを設置（全国285カ所、2022年3月末時点）
- ・ 日本郵便の配達網や郵便局ネットワークを活用したマーケティング施策の実施

(c) D X

- ・ 日本郵政グループのD X推進のための日本郵政グループと楽天グループの間の人材交流に関する協議・検討
- ・ 楽天グループによる日本郵政グループのD X推進への協力

(d) 金融

- ・ 楽天カード（ゆうちょ銀行デザイン）の取扱いの開始（2021年12月1日から）
- ・ 楽天カード（ゆうちょ銀行デザイン）の状況を踏まえた、楽天カードの基盤を活用したゆうちょ銀行を発行主体とするクレジットカードに関する協議・検討
- ・ その他のキャッシュレスペイメント分野等での協業に関する協議・検討
- ・ 保険分野での協業に関する協議・検討

(e) E C

- ・ 楽天グループが運営するサイト内での日本郵便が取り扱う商品の販売の開始（2022年3月1日から）
- ・ 郵便局内での楽天市場の販売商品の注文申込みの受け付け（2022年4月1日～同年6月30日の期間で、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内の2府4県の郵便局にて実施）

両社グループは、以上のほかにも企業価値の向上に資する戦略的な提携について協議、検討します。

② 出資の概要

- ・ 出資方法 第三者割当増資による募集株式の引受け
- ・ 引受株式数 131,004 千株
- ・ 出資金の額 149,999 百万円・出資比率 8.32%
- ・ 出資金の払込期日 2021年3月29日（月）

③ 新会社の概要

- ・名称：J P 楽天ロジスティクス株式会社
(英語名称：JP Rakuten Logistics, Inc.)
- ・設立日：2021年7月1日（同年7月2日に合同会社から株式会社に組織変更）
- ・資本金：100百万円
- ・出資比率：日本郵便50.1%、楽天49.9%
- ・事業内容：ロジスティクス事業

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において、郵便局窓口事業及びその他事業にかかる不動産開発等、業務基盤システムの更改等、お客さまサービスと業務効率化に資する経営基盤強化のための投資を行いました。

当連結会計年度における設備投資の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	摘要
郵便・物流事業	38,238	郵便局施設・設備の改修（14,666百万円）等
郵便局窓口事業	35,199	大阪駅前不動産開発（14,301百万円）等
国際物流事業	20,468	
銀行業	44,685	ゆうちょ総合情報システムにかかる開発（29,187百万円）等
生命保険業	31,958	
その他	49,331	大東市三洋町計画（17,021百万円）等
計	219,882	
消去又は全社	△143	
合計	219,739	

- （注） 1. 所要資金については、自己資金及び借入金で充当しております。
2. 設備投資には、無形固定資産の取得に係る投資を含んでおります。
3. 大阪駅前不動産開発の投資額については、共同事業者負担分を含みます。

なお、国際物流事業におけるトール社のエクスプレス事業の設備の売却について、2021年8月にAllegro Funds Pty Ltdの傘下企業への譲渡手続きが完了しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
東京通信病院 ほか2カ所 (東京都ほか)	その他	診療施設	4,058	17	14,375 (38)	—	1,523	19,975	825 [276]
かんぼの宿 一関 ほか33カ所 (岩手県ほか)	その他	宿泊施設	7,729	474	7,674 (1,112)	—	268	16,147	260 [1,459]
本社等 その他の施設 (東京都ほか)	その他	その他	33,490	174	69,686 (136)	—	16,853	120,206	909 [167]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
2. 宿泊施設のうち、2022年3月31日現在で廃止決定しているかんぼの宿12カ所については事業所の数に含まれませんが、帳簿価額には含まれております。また、2022年4月1日に3カ所、4月5日に29カ所に係る事業をそれぞれ事業譲渡したため、本書提出日現在、当社が運営する施設は、「かんぼの宿 恵那」と「ゆうばうと世田谷レクセンター」の2カ所のみであります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
4. 上記のほか、当社の連結会社以外の者との間で賃貸借している主要な設備はありません。

(2) 主要な連結子会社の状況

2022年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
日本郵便	本社・支社 (14カ所)	郵便・物流 事業	荷扱所等	443,541	24,385	659,811 (4,900)	12,723	10,563	1,151,024	96,065 [93,751]
	郵便局 (20,050局)	郵便局窓口 事業	店舗、郵便局 施設等	359,014	807	555,021 (3,844)	3	155,816	1,070,664	95,637 [31,549]
	その他 (32カ所)	合計		802,556	25,193	1,214,833 (8,745)	12,726	166,379	2,221,688	191,702 [125,300]
ゆうちょ 銀行	本社及び エリア本部 (14カ所) 支店及び 出張所 (235カ所) その他 (67カ所)	銀行業	店舗、事務 センター等	80,243	722	64,023 (203)	—	47,829	192,819	12,169 [3,243]
かんぼ生命 保険	本社及び エリア本部 (14カ所) 支店 (82カ所)	生命保険業	店舗、本社等	37,027	52	43,112 (69)	2,518	11,454	94,165	7,545 [2,114]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
2. 日本郵便における本社・支社、郵便局及びその他の設備の数は重複しておりません。また、帳簿価額はそれぞれのセグメントの区分に応じて分けて記載しております。
3. 日本郵便における郵便局数には閉鎖中の郵便局は含まれませんが、帳簿価額には含まれております。
4. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃貸借している設備があります。日本郵便(年間賃借料68,144百万円)、ゆうちょ銀行(年間賃借料2,649百万円)、かんぼ生命保険(年間賃借料7,256百万円)であり、主要なものは日本郵便における郵便局施設となります。
5. 上記には、日本郵便が賃貸しているJ Pタワー等の設備(389,394百万円)が含まれております。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。なお、2022年4月からの新しいかんぼ営業体制への移行に伴い、日本郵便からかんぼ生命保険へ従業員が出向したこと等により、かんぼ生命保険(単体)の従業員数は、2022年4月1日現在で20,092人、日本郵便(単体)の従業員数は、2022年4月1日現在で183,500人(うち、郵便・物流事業98,866人、郵便局窓口事業84,634人)となっております。

(3) 主要な在外子会社の状況

2022年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
トール社 及び 同社傘下の 子会社	LOYANG, SINGAPORE	国際物流 事業	ロジスティ クス施設	29,294	257	—	8,336	37,888	65 [—]
	TUAS, SINGAPORE	国際物流 事業	ロジスティ クス施設	11,838	1,114	—	1,023	13,977	231 [—]
	YARRUNGA ST, AUSTRALIA	国際物流 事業	ロジスティ クス施設	—	3,606	—	2,121	5,727	202 [330]

- (注) 1. トール社及び同社傘下の子会社の所有する設備のうち、主要なものを記載しております。
 2. 上記には、当社の連結子会社以外の者から賃借している土地・建物等が含まれております。
 3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は3月末の人員数を[]内に外書きで記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備等の新設等

2022年3月31日現在

セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				着手	完了
郵便・物流 事業	郵便局施設・設備の改修 (注2)	18,568	自己資金	2014年4月	2022年度
	次期基幹システムの更改	91,602	自己資金	2020年4月	2025年度
郵便局窓口 事業	郵便局施設・設備の改修 (注2)	2,528	自己資金	2014年4月	2022年度
	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発（オフィス、店舗他） (注3)	42,000	自己資金	2019年8月	2022年度
	広島駅前不動産開発（オフィス、店舗他）	7,669	自己資金	2020年6月	2022年度
	大阪駅前不動産開発（オフィス、商業施設、劇場他）（注4）	73,563	自己資金	2020年10月	2023年度
銀行業	A T M (2019～2023年度)	12,665	自己資金	2020年1月	2023年度
	ゆうちょ総合情報システム (2023年度)	54,657	自己資金	2020年3月	2024年度
	新AMLシステム	9,415	自己資金	2021年5月	2023年度
生命保険業	次世代システムの構築（注5）	50,389	自己資金	2021年4月	2025年度
その他	蔵前不動産開発（オフィス、高齢者施設、賃貸住宅、物流施設他）	25,685	自己資金	2020年9月	2022年度
	五反田不動産開発（オフィス、ホテル、ホール他）	25,457	自己資金	2021年8月	2023年度
	名古屋栄計画（オフィス、商業施設、ホテル、シネコン他） (注6)	未定	自己資金	2022年7月	2025年度

- (注) 1. 投資予定額については、当連結会計年度末に計画されている投資予定額の総額から既支払額を差し引いた金額を記載しております。
2. 郵便局施設・設備の改修については、計画の見直し等により、投資予定額の総額を変更しております。
3. 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業の投資予定額については、再開発事業のため当社グループの投資予定額を記載しております。なお、投資予定額については、最終建築工事費等により変動する場合があります。
4. 大阪駅前不動産開発の投資予定額については、共同事業者負担分を含みます。
5. 次世代システムの構築の投資予定額については、今後の施策の具体化により変動する場合があります。
6. 名古屋栄計画の投資予定額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。また、着手年月は、着工予定年月（着工予定年度）を記載しております。
7. 上記のほか、中期経営計画に記載している投資計画については、各案件の投資額等を更に検討した上で、順次具体化していきます。

(2) 重要な設備の除売却等

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					売却の 予定時期
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
かんぼの宿 一関ほか31カ所 (岩手県ほか)	その他	宿泊施設	7,292	464	1,862 (779)	460	10,079	2022年4月

(注) 宿泊施設については、2022年4月1日に3カ所、2022年4月5日に29カ所に係る事業をそれぞれ事業譲渡したため、提出日現在、当社が運営する施設は、「かんぼの宿恵那」と「ゆうぼうと世田谷レクセンター」の2カ所です。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000,000
計	18,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,767,870,229	3,657,797,700	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式で、単元株式数は 100株であります。
計	3,767,870,229	3,657,797,700	—	—

(注) 1. 当社は、2007年10月1日に、4,320,000,000株(2015年8月1日付で実施した普通株式1株につき30株の割合の株式分割を反映した株式数)は、現物出資(現物出資当初の2007年10月1日の株式数は144,000,000株であり、郵政民営化法第38条の規定に基づき公社から出資(承継)された財産7,703,856百万円)によるものであります。

2. 当社は、2022年4月25日付の取締役会決議に基づき、2022年5月20日付で保有する自己株式のうち110,072,529株を消却しました。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日 (注1)	△732,129,771	3,767,870,229	—	3,500,000	—	875,000

(注) 2021年6月30日付の自己株式消却による、発行済株式総数の732,129,771株の減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
					個人以外	個人		
株主数(人)	2	148	51	6,883	810	1,430	763,132	772,456
所有株式数(単元)	12,559,675	5,258,273	1,098,974	1,272,973	7,229,414	25,304	10,230,951	37,675,564
所有株式数の割合(%)	33.33	13.95	2.91	3.37	19.18	0.06	27.15	100.00

- (注) 1. 自己株式105,143,851株は、「個人その他」に1,051,438単元、「単元未満株式の状況」に51株含まれております。
2. 株式給付信託が保有する当社株式375,400株は、「金融機関」に3,754単元含まれております。
3. 当社は、2022年4月25日付の取締役会決議に基づき、2022年5月20日付で保有する自己株式のうち110,072,529株を消却しましたが、所有株式数の割合は消却前である2022年3月31日時点の発行済株式総数を分母として計算しております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1-1	1,255,956	34.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	365,770	9.98
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	101,501	2.77
日本郵政社員持株会	東京都千代田区大手町2丁目3-1	87,064	2.37
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	45,506	1.24
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	37,946	1.03
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	28,899	0.78
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	27,395	0.74
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	26,204	0.71
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	24,591	0.67
計	—	2,000,837	54.62

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合につきましては、自己株式(105,143千株)を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託が保有する当社株式(375千株)を含めておりません。
2. 当社は、2022年4月25日付の取締役会決議に基づき、2022年5月20日付で110,072千株の自己株式の消却を実施し、発行済株式総数は3,657,797千株となっていますが、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、消却前である2022年3月31日時点の発行済株式総数を分母として計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 105,143,800	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,662,412,600	36,624,126	同上
単元未満株式	普通株式 313,829	—	同上
発行済株式総数	3,767,870,229	—	—
総株主の議決権	—	36,624,126	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、単元未満株式の買取請求による取得分を含めておりません。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式375,400株(議決権3,754個)が含まれております。
3. 「単元未満株式」欄には、自己株式(自己保有株式)が51株含まれております。
4. 当社は、2021年10月6日付の取締役会において決議した、取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得は2022年4月7日で終了しております。2021年11月1日から2022年4月7日までの間に、110,072,500株(そのうち2022年4月1日以降に取得した当社自己株式は5,028,700株)を取得いたしました。
5. 当社は、2022年5月13日付の取締役会決議に基づき、2022年5月16日から2023年3月31日までを取得期間とし、当社普通株式278,000,000株、取得価額の総額2,000億円をそれぞれ上限として、取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得を実施することを決議しております。同決議に基づき、2022年5月16日から2022年5月31日までの間に、15,430,700株を取得いたしました。

② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本郵政株式会社	東京都千代田区大手町 2丁目3-1	105,143,800	—	105,143,800	2.79
計	—	105,143,800	—	105,143,800	2.79

- (注) 1. 「自己名義所有株式数」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式375,400株を含めておりません。
2. 当社は、2021年10月6日付の取締役会において決議した、取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得は2022年4月7日で終了しております。2021年11月1日から2022年4月7日までの間に、110,072,500株(そのうち2022年4月1日以降に取得した当社自己株式は5,028,700株)を取得いたしました。
3. 当社は、2022年4月25日付の取締役会決議に基づき、2022年5月20日付で保有する自己株式のうち110,072,529株を消却しました。その結果、自己株式の消却後の「自己名義所有株式数」は100,000株、「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は0.00%になりました。
4. 当社は、2022年5月13日付の取締役会決議に基づき、2022年5月16日から2023年3月31日までを取得期間とし、当社普通株式278,000,000株、取得価額の総額2,000億円をそれぞれ上限として、取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得を実施することを決議しております。同決議に基づき、2022年5月16日から2022年5月31日までの間に、15,430,700株を取得いたしました。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、2015年12月21日開催の当社報酬委員会において、当社の執行役並びに日本郵便の取締役(業務を執行していない取締役を除く。)及び執行役員(以下、併せて「本制度対象役員」といいます。)に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を新たに導入することを決定し、2016年4月26日開催の同委員会の決議において詳細を決定いたしました。

① 本制度の概要

当社及び日本郵便の業務執行を担う役員等の報酬と株式価値との連動性を明確にし、役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主のみなさまと共有することにより、当社及び日本郵便の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する役員等の貢献意識を一層高めることを目的とするものであります。

本制度は、株式給付信託と称される仕組みを採用します。株式給付信託とは、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて株式市場から取得され、本制度対象役員に対して、予め定める株式給付規程に従って、当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、本制度対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の執行役又は日本郵便の取締役若しくは執行役員を退任した時とします。

当社は、本制度に基づく本制度対象役員への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するための資金として、2022年5月27日に807百万円を本信託に追加拠出したしました。

② 本制度対象役員に給付される予定の当社株式の総数

1,206,100株(2022年5月31日現在)

③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度対象役員を退任した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2021年6月10日)での決議状況 (取得期間2021年6月11日)	276,090,500	250,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	276,090,500	249,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	0	0

(注) 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2021年10月6日)での決議状況 (取得期間2021年11月1日～2022年4月7日)	133,000,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	105,043,800	95,450
残存決議株式の総数及び価額の総額	27,956,200	4,549
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	21.02	4.55
当期間における取得自己株式	5,028,700	4,549
提出日現在の未行使割合(%)	17.2	0.0

(注) 1. 取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得であります。

2. 当該決議による自己株式の取得は2022年4月7日をもって終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	121	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	732, 129, 771	1, 080, 816	110, 072, 529	100, 056
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	105, 143, 800	—	15, 530, 722	—

- (注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の
買取り及び買増しによる株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株
式は含めておりません。
3. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、株式給付信託が保有する当社株式数は含まれておりま
せん。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して安定的に行うことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、着実な株主への利益還元を実現するため、安定的な1株当たり配当を目指してまいります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、経営の機動的な運営を確保するため、定款において取締役会と定めております。また、毎年3月31日、9月30日を基準日として、剰余金の配当をすることができる旨を定めております。

当事業年度の配当につきましては、業績等を総合的に判断した結果、普通株式の年間配当は、1株当たり50円いたします。

内部留保資金につきましては、企業価値の向上を目指すべく、成長機会獲得のための投資や資本効率を意識した資本政策などに活用してまいります。

なお、日本郵政株式会社法第11条に基づき、当社の剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)については、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

基準日が2022年3月期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額
2022年5月13日 取締役会決議	183,136	50.00円

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社グループは、当社グループ各社がコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、当社が持株会社として以下の体制でグループ経営に臨むことにより、当社グループ全体としても適切なガバナンスの実現を図っています。

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本として当社グループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

- (a) 郵便局ネットワークを通じて当社グループの主要3事業のユニバーサルサービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- (b) 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- (c) お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- (d) 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

また、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する「日本郵政株式会社コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、コーポレートガバナンス体制を構築しております。

② 企業統治の体制等

(a) 企業統治の体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、代表執行役社長が業務執行に関する迅速な意思決定を行い、取締役会がその状況を適切に監督し、社外取締役が過半数を占める指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、それぞれ、株主総会に提出する取締役選任議案の決定、取締役及び執行役の個人別報酬の決定、取締役及び執行役の職務執行の監査などを行っております。

また、当社は、代表執行役社長の諮問機関として経営会議及び投資委員会を設置し、重要な業務執行について協議・報告を行っております。さらに、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会及び情報開示委員会の専門委員会を経営会議の諮問機関として設置し、これらの委員会が専門的な事項につき審議を行い、その結果を経営会議に報告することにより、経営全体として課題解決に取り組んでおります。

(b) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、以下の観点から「指名委員会等設置会社」を選択しております。

- イ、経営の基本方針の策定等の重要な意思決定及び監督とその決定に基づく業務執行とを分離し、経営の機動性を高めるとともに、取締役会による当社グループの経営監督体制を構築する。
- ロ、独立役員を中心とした取締役会並びに指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の3委員会の機能発揮により、社外の視点を経営に十分に活用するとともに、経営の意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- ハ、すべてのステークホルダーのみなさまに対して、適切に説明責任を果たし得るコーポレートガバナンス体制を実現する。

(c) 会社の機関の概要

イ. 監督機能

i 取締役会

取締役13名(うち社外取締役9名)で構成し、経営の基本方針等、法令で定められた事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項等を決定するとともに、取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っております。

〔議長〕増田 寛也(取締役兼代表執行役社長)

〔構成員〕池田 憲人(取締役)、衣川 和秀(取締役)、千田 哲也(取締役)、石原 邦夫(社外取締役)、チャールズ・ディトマース・レイク二世(社外取締役)、広野 道子(社外取締役)、岡本 毅(社外取締役)、肥塚 見春(社外取締役)、秋山 咲恵(社外取締役)、貝阿彌 誠(社外取締役)、佐竹 彰(社外取締役)、諏訪 貴子(社外取締役)

ii 指名委員会

取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。

なお、日本郵政株式会社法の規定により、当社の取締役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととされております。

〔委員長〕石原 邦夫(社外取締役)

〔委員〕岡本 毅(社外取締役)、増田 寛也(取締役兼代表執行役社長)

iii 報酬委員会

取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、同方針に基づき、個人別の報酬等の内容を決定しております。

〔委員長〕岡本 毅(社外取締役)

〔委員〕石原 邦夫(社外取締役)、増田 寛也(取締役兼代表執行役社長)

iv 監査委員会

取締役3名(うち社外取締役3名)で構成し、取締役・執行役の職務執行や、内部統制システムの構築・運用状況の監査、計算書類等に係る会計監査人の監査の方法・結果の相当性の監査、監査報告の作成等を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定することとしております。

〔委員長〕佐竹 彰(社外取締役、常勤)

〔委員〕貝阿彌 誠(社外取締役)、広野 道子(社外取締役)

ロ. 執行機能

i 執行役社長

執行役社長は、取締役会から委任を受けた重要な業務の執行を決定し、また、重要な業務を執行します。

ii 執行役社長以外の執行役

執行役社長以外の執行役は、取締役会が定める職務分掌における担当分野において、取締役会から委任を受けた業務の執行を決定し、また、業務を執行します。

また、企業統治に関して設置した各機関とは別に、業務執行上の意思決定の円滑と充実化のための諮問機関として、経営会議及び各専門委員会を設置しております。概要については以下のとおりです。

iii 経営会議

執行役社長の諮問機関として、執行役社長が指名する執行役で構成し、原則として、取締役会決議事項、執行役社長の権限事項等の協議を行うほか、グループの重要な経営状況等の報告を行っております。

iv 投資委員会

執行役社長の諮問機関として、執行役社長が指名する執行役で構成し、原則として、高度な機密性を有する子会社等の新設、子会社等の株式の取得及び処分並びに他の会社への資本参加等の案件について協議を行っております。

v コンプライアンス委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社及び当社グループのコンプライアンスに係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・コンプライアンス統括部、内部監査部、経営企画部及び人事部を担当する執行役
- ・コンプライアンス統括部長、内部監査部長、経営企画部長及び人事部長

vi サステナビリティ委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社及び当社グループのサステナビリティ経営に係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・サステナビリティ推進部を担当する執行役（委員長）
- ・コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、お客さま満足推進部、総務部、人事部、IR室及び広報部を担当する執行役その他委員長が指名する執行役

vii 情報開示委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社の情報開示及び株主との対話に係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・経営企画部IR室、コンプライアンス統括部、経理・財務部を担当する執行役

ハ. グループ・ガバナンス体制

i グループ協定等の締結

当社は、グループ運営規程を定め、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険とグループ協定等を締結し、グループ共通の理念、方針、その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、これによりグループ各社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を構築しております。

また、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明度確保に必要な事項については、当社が個別の承認・協議又は報告を求めることにより、グループ・ガバナンスを確保しております。

ii グループ運営会議

日本郵政グループ協定に基づき、効率的かつ効果的なグループ運営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、グループ会社の経営陣の認識の共有を図る場として、以下の者で構成するグループ運営会議を設置しております。

- ・日本郵政株式会社の執行役社長と執行役副社長若干名
- ・日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の社長

(d) 内部統制システムの整備の状況

当社は、当社グループの経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る「日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めるとともに、コンプライアンス、内部監査、リスク管理、情報セキュリティなどの内部統制について、グループ協定等を締結することにより当社グループ各社に態勢の整備を求めています。

また、当社グループ各社から報告を求めることにより、適切な運営が行われているかを常にモニタリングし、必要に応じて改善のための指導を行っています。運用状況は以下のとおりです。

イ. 内部統制システム全般

- ・当社は、当社グループの内部統制及びコーポレートガバナンスの更なる強化を目的として、「内部統制等総括会議」を設置し、内部統制又はコーポレートガバナンスに関する必要な事項について審議しております。
- ・内部統制部門を所管する執行役が、「内部統制システムの構築に係る基本方針」の運用状況について、四半期ごとに内部統制等総括会議及び取締役会等(取締役会、監査委員会及び経営会議をいいます。以下同じ。)に報告することにより、内部統制システムが有効に機能しているか確認しております。

ロ. グループ運営体制

- ・当社は、事業子会社との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書(以下「グループ運営覚書」といいます。)を締結し、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、承認・協議を行う又は報告を求める体制を構築しております。
- ・また、監督官庁等からの命令等に関する報告や営業・業務に関する報告等の項目についても、適切な適用を行っています。
- ・グループ運営覚書に基づき、事業子会社から重要なグループ内取引等について報告等を受け、当社において点検を行い、グループ内取引が適正に行われていることを確認しております。

ハ. コンプライアンス体制

- ・当社グループでは、コンプライアンスが経営の最重要課題のひとつであることを認識し、コンプライアンス委員会及び業務推進部署から独立したコンプライアンス統括部署の設置等、実効性のあるコンプライアンス態勢を整備しております。
- ・また、グループの経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、郵便局長による金融犯罪をはじめとした部内犯罪ほか営業・業務上の課題も含めた諸問題への対応等について情報共有・協議等を行うため、グループコンプライアンス委員会を設置し、同委員会において報告された重要な事項を取締役会等に報告しております。
- ・コンプライアンス推進の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、その取組状況を四半期ごとにコンプライアンス委員会及び取締役会等に報告しております。
- ・「コンプライアンス・ハンドブック」の作成・配布、研修の実施等により役員及び社員のコンプライアンス意識向上に取り組んでおります。
- ・コンプライアンス違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内窓口、社外窓口及び不適正金融営業通報窓口を設置し、その利用について情報紙を定期的に発行する等して役員及び社員へ周知しております。なお、かんぽ生命保険商品及び投資信託等のグループ会社を取り扱う金融営業専用の不適正金融営業通報窓口では、コンプライアンス違反等とは明確に認められない事象も含めて通報を受け付けられるよう周知し、運用を図っております。
- ・公益通報者保護法の改正内容に沿って通報できる者の範囲を拡大して通報者保護の充実を図るとともに、セキュアな環境で、かつ、利便性を向上させるためのポータルサイトとして「ワンストップ相談・通報プラットフォーム」を導入するとともに、外部の弁護士が通報の受付から調査、結果通知までの一連の対応を行うことができる「外部専門チーム」を新設するなどして、内部通報制度改革に取り組んでおります。

- ・FATF第4次対日相互審査結果（2021年8月30日公表）等を踏まえ、グループ共通の課題である「継続的顧客管理」、「取引モニタリング」、「法人の実質的支配者の管理」について、グループコンプライアンス委員会等で進捗状況等を確認し、グループ一体でのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止態勢の構築を図っております。

ニ．反社会的勢力排除体制

- ・当社グループでは、「日本郵政グループ行動憲章」、「経営トップの宣言」や「反社会的勢力に対する基本方針」をグループ各社のホームページに掲載する等により、社内外に向けて反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止することを宣言しております。
- ・反社会的勢力との対応については、反社会的勢力との対応を統括する部署を設置し、関連情報の一元的管理、対応マニュアルの整備、契約書等への暴力団排除条項の導入指導等を行うとともにグループ各社や外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。

ホ．リスク管理体制

- ・当社は、リスク管理基本方針に基づき、グループ及び当社のリスク管理の状況について、四半期ごとに取締役会等に報告しております。
- ・また、日本郵政グループオペレーショナルリスク管理連絡会などを通じてグループ各社のリスク情報を共有しております。
- ・当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスクを選定し、有価証券報告書において開示しました。
- ・さらに、グループのリスク管理フレームワークの高度化として、R A F（リスクアペタイト・フレームワーク）の構築・運用に取り組みました。
- ・当社は、グループ運営覚書において定められた危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールに基づき、各社の危機管理体制の有効性の確認、災害発生時の報告・情報共有の実施、緊急時における情報伝達体制の確認等を行い、危機管理態勢の整備状況、訓練の実施状況について日本郵政グループ危機管理委員会へ報告しております。
- ・また、当事業年度は、新型コロナウイルス感染症に対してグループ内での統一した対処方針を決定の上、対策を実施しております。
- ・当社グループの経営理念の実現を目指し、グループ行動憲章を実践していくためのグループコンダクトを向上させる取組みについて、外部有識者による助言をいただき、改善等に取り組んでいくため、2022年4月にグループコンダクト向上委員会を設置しました。

ヘ．内部監査体制

- ・当社は、監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。
- ・内部監査発見事項の是正・改善状況を四半期ごとに確認し、その結果を取締役会等に報告しております。
- ・事業子会社の監査活動状況等を四半期ごとに把握・評価し、取締役会等に報告しております。
- ・また、郵便局等のフロントラインの実態を把握するため、予備監査的なヒアリング活動（オンサイトモニタリング）を実施しております。

ト．財務報告に係る体制

- ・当社は、金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会）に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。また、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の判断結果等を取締役会等に報告しております。

チ．情報保存管理体制

- ・当社は、文書管理規程において各種情報の保存及び管理の方法等を明確化しております。

- ・文書決裁、保存までのプロセスを電子化した「統合文書管理システム」を適切に運用しております。
- ・経営会議及び専門委員会等の議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

リ．効率的職務執行体制

- ・当社では、経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議しております。また、定期的にグループ運営会議を開催し、グループ経営に関する重要事項の課題等を議論しております。
- ・グループ運営会議では定例案件の経営情報報告に加え、各社へ寄せられているお客さまの声・社員の声の状況、オペレーショナルリスクの発生状況、SNS上の投稿等のデータの分析結果等について共有し、議論を実施しております。
- ・組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図っております。

ヌ．監査委員会関連体制

- ・内部監査部門及びコンプライアンス部門等、内部統制部門を所管する執行役は監査委員会に定期的に報告を行うとともに、役員及び社員は監査委員会の監査に必要な情報を随時報告しております。また、監査委員会が必要と認めたときには、監査委員会は内部監査部門を所管する執行役に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示を行うこと、内部監査部門の重要な人事、中期監査計画及び年度監査計画の策定等は、監査委員会の同意を得た上で行うことにしております。
- ・監査委員会の職務を補助するため、執行部門から独立した事務局を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査委員会の職務の執行に必要な費用については、必要額を予算計上等し、監査委員会の活動が制約なく行われるようにしております。
- ・代表執行役と監査委員会は、経営上の重要事項について定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努めております。監査委員会は、会計監査人及び事業子会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなどして連携を図っております。

また、「内部統制システムの構築に係る基本方針」は、以下のとおり取締役会において決議しております。

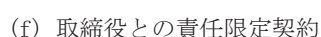
〔日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針〕

- 1 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「3事業会社」という。)との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書(以下「グループ運営覚書」という。)を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項(グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項を含む。)等について、事前承認申請又は報告(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険にあつては事前協議又は報告)を求める。
 - (2) 上記(1)その他の方法により把握した情報のうち、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については、速やかに経営会議及び取締役会に報告する。
 - (3) グループ内取引が適正に行われ、グループ各社の健全性に重大な影響を及ぼすことのないよう、グループ運営覚書において、グループ内取引に関する基本方針及びグループ各社が遵守すべき事項等について定める。
- 2 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループの経営理念、経営方針及び行動憲章を定め、グループ各社の役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、グループ運営覚書において、コンプライアンス態勢の基本的枠組みを構築する。
 - (2) グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会及びグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、営業・業務上の課題も含めた諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。
 - (3) 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。また、グループ運営覚書において、3事業会社にコンプライアンス・マニュアルの作成、研修の実施などによるコンプライアンスの徹底を求める。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループの行動憲章に基づき、グループ全体として断固対決する姿勢を持ち、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する。また、平素からグループ各社及び警察等の外部専門機関と連携をとり、違法行為や不当要求行為等には毅然と対応する。
 - (5) グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、グループ運営覚書において、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び報告に関するルールを定める。また、財務報告に係る内部統制の整備等を統括する部署及び財務報告に係る内部統制の独立的評価を実施する部署を設置し、グループの財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。
 - (6) 法令又は社内規則の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。
 - (7) 被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施する。また、グループ運営覚書において、3事業会社に実効性のある内部監査を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等のモニタリングを行い、その結果を経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。
- 3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、管理対象リスクなどリスク管理に当たって遵守すべき基本事項をグループ運営覚書に定める。
 - (2) グループのリスク管理を統括する部署を設置し、グループが抱えるリスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、発生リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、グループのリスク管理の実施状況を、経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。
 - (3) 当社のリスク管理について、管理方針及び管理規程により、リスクの区分、管理方法、管理態勢等を定めて実施する。また、リスク管理に係る重要な事項は経営会議において審議する。
 - (4) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、グループ運営覚書において、危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールを定める。

- 4 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営会議規則及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。
- 5 当社の執行役並びに子会社の取締役及び執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
(2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。
(3) 効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、認識の共有を図るためにグループ運営会議を設置する。
- 6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- 7 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 8 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会事務局の使用人は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の指揮命令に従い、調査を行い報告を受ける等の業務を実施する。
- 9 監査委員会への報告に関する体制
(1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的にグループの内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
(2) 内部監査部門を所管する執行役は、グループの内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。この場合において、監査委員会が必要と認めたときには、監査委員会は内部監査部門を所管する執行役に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示を行うものとする。
(3) コンプライアンス部門を所管する執行役は、グループのコンプライアンス推進状況及びコンプライアンス違反の発生状況等について、定期的に監査委員会に報告する。
また、内部通報等により発覚したグループの重大なコンプライアンス違反事案（そのおそれのある事案を含む。）については、速やかに監査委員に報告する。
(4) 執行役及び使用人は、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
(5) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、グループの業務執行に関する事項を報告する。
(6) 監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- 10 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- 11 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表執行役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
(2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
(3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、3事業会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。
(4) 内部監査部門の重要な人事は、監査委員会の同意を得た上で行う。
(5) 内部監査計画のうち中期監査計画及び年度監査計画の策定等は、監査委員会の同意を得た上で行う。

当社のコーポレートガバナンス体制図は、次のとおりであります。

[模式図(参考資料)]



当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(同項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と当該取締役との間で当該契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額としております。

当社は、すべての取締役及び執行役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(h) 役員等損害賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する損害賠償責任保険を締結しており、被保険者である当社及び当社の子会社である日本郵便株式会社のすべての取締役、執行役、執行役員及び監査役が、会社の役員（執行役員を含む。）としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。

(i) 取締役の定数

当社に、20名以内の取締役を置く旨を定款で定めております。

(j) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨及び補欠取締役の任期は、他の取締役の任期の満了の時までとする旨を定款で定めております。

(k) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(l) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

なお、日本郵政株式会社法第11条の規定により、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）の決議は、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

(m) 取締役及び執行役の責任免除

取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

(n) 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策

支配株主との取引を行う場合には、取引の必然性を慎重に検討のうえ一般の取引条件と同様の適切な条件とすることとし、少数株主の利益を害することのないよう、適切に対応してまいります。

(2) 【役員の状況】

男性35名 女性5名(役員のうち女性の比率12.5%)

① 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役社長) 指名委員会委員 報酬委員会委員	増田 寛也	1951年12月20日	1977年4月 建設省入省 1995年4月 岩手県知事 2007年8月 総務大臣 内閣府特命担当大臣(地方分権改革) 2009年4月 株式会社野村総合研究所顧問 東京大学公共政策大学院客員教授 2020年1月 当社代表執行役社長 2020年6月 同 取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社取締役(現職) 株式会社ゆうちょ銀行取締役(現職) 株式会社かんぽ生命保険取締役(現職) 2021年6月 当社取締役兼代表執行役社長 グループCEO(現職)	(注) 2	—
取締役	池田 憲人	1947年12月9日	1970年4月 株式会社横浜銀行入行 1996年6月 同 取締役 2001年4月 同 代表取締役 2003年6月 同 取締役 横浜キャピタル株式会社代表取締役 役会長 2003年12月 株式会社足利銀行頭取(代表取締役) 2004年6月 同 頭取(代表執行役) 2008年9月 A. T. カーニー特別顧問 2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構代表取締役社長 2016年4月 株式会社ゆうちょ銀行代表執行役 社長 2016年6月 同 取締役兼代表執行役社長(現職) 当社取締役(現職)	(注) 2	3,100
取締役	衣川 和秀	1957年5月3日	1980年4月 郵政省入省 2007年10月 株式会社かんぽ生命保険執行役 人事部長 2010年10月 同 常務執行役 人事部長 2011年4月 同 常務執行役 2013年2月 同 常務執行役 人事部長 2013年7月 同 常務執行役 2014年7月 同 専務執行役 2016年6月 当社専務執行役 2019年12月 日本郵便株式会社取締役 2020年1月 同 代表取締役社長兼執行役員社 長(現職) 2020年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	15,200
取締役	千田 哲也	1960年4月22日	1984年4月 郵政省入省 2011年7月 同 執行役 経営企画部長 2013年6月 当社常務執行役 2013年7月 株式会社かんぽ生命保険常務執行 役 2016年6月 同 専務執行役 2017年11月 当社専務執行役 2019年4月 株式会社かんぽ生命保険代表執行 役副社長 2019年8月 当社常務執行役 2020年1月 株式会社かんぽ生命保険代表執行 役社長 2020年6月 同 取締役兼代表執行役社長(現職) 当社取締役(現職)	(注) 2	5,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員	石原 邦夫	1943年10月17日	1966年4月 東京海上火災保険株式会社入社 1995年6月 同 取締役 1998年6月 同 常務取締役 2000年6月 同 専務取締役 2001年6月 同 取締役社長 2002年4月 株式会社ミレアホールディングス 取締役社長 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社取 締役社長 2007年6月 同 取締役会長 株式会社ミレアホールディングス 取締役会長 2008年7月 東京海上ホールディングス株式会 社取締役会長 2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社相 談役(現職) 2015年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	13,500
取締役	チャールズ・ ディトマース・ レイク二世	1962年1月8日	1992年8月 米国通商代表部(U S T R) 日本部 長 1993年7月 同 日本部長兼次席通商代表付法 律顧問 1995年1月 デューイ・バレンタイン法律事務 所米国弁護士 1999年6月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オ ブ コロンバス(アメリカンファ ミリー生命保険会社)日本支社執 行役員・法律顧問 2001年7月 同 副社長 2003年1月 同 日本における代表者・社長 2005年4月 同 日本における代表者・副会長 2008年7月 同 日本における代表者・会長 2014年1月 アフラック・インターナショナ ル・インコーポレーテッド取締役 社長(現職) 2016年6月 当社取締役(現職) 2018年4月 アフラック生命保険株式会社代表 取締役会長(現職)	(注) 2	—
取締役 監査委員会委員	広野 道子 (藤井 道子)	1961年3月18日	1989年2月 株式会社ベンチャーリンク入社 1993年7月 株式会社ブラザクリエイト入社 1997年5月 株式会社ポッカクリエイト専務取 締役 1998年7月 株式会社エムヴィシー上級副社長 タリーズコーヒージャパン株式会 社取締役副社長 2000年3月 21 L A D Y株式会社設立 代表 取締役社長 2002年6月 株式会社洋菓子のヒロタ代表取締 役 2010年3月 株式会社イルムスジャパン代表取 締役社長 2011年11月 株式会社洋菓子のヒロタ代表取締 役会長兼社長 2014年6月 日本郵便株式会社社外取締役 2016年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	6,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	岡本 毅	1947年 9 月 23 日	1970年 4 月 東京ガス株式会社入社 2002年 6 月 同 執行役員 2004年 4 月 同 常務執行役員 2004年 6 月 同 取締役常務執行役員 2007年 4 月 同 代表取締役副社長執行役員 2010年 4 月 同 代表取締役社長執行役員 2014年 4 月 同 取締役会長 2016年 6 月 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 2018年 4 月 東京ガス株式会社取締役相談役 2018年 6 月 当社取締役(現職) 2018年 7 月 東京ガス株式会社相談役(現職)	(注) 2	4, 400
取締役	肥塚 見春	1955年 9 月 2 日	1979年 4 月 株式会社高島屋入社 2007年 5 月 同 執行役員 2009年 3 月 同 上席執行役員 2010年 2 月 株式会社岡山高島屋代表取締役社長 2013年 5 月 株式会社高島屋取締役 2013年 9 月 同 代表取締役専務 株式会社岡山高島屋取締役 2016年 3 月 株式会社高島屋取締役 2016年 5 月 同 顧問 2016年10月 Dear Mayuko株式会社代表取締役社長 2018年 3 月 同 顧問 2018年 6 月 当社取締役(現職) 2020年 3 月 株式会社高島屋参与	(注) 2	4, 300
取締役	秋山 咲恵	1962年12月 1 日	1987年 4 月 アーサーアンダーセン・アンド・カンパニー(現 アクセンチュア株式会社)入社 1994年 4 月 株式会社サキコーポレーション設立 代表取締役社長 2018年 9 月 同 ファウンダー(顧問)(現職) 2019年 6 月 当社取締役(現職)	(注) 2	400
取締役 監査委員会委員	貝阿彌 誠	1951年10月 5 日	1978年 4 月 裁判官任官 2000年 4 月 東京地方裁判所部総括判事 2007年 7 月 法務省大臣官房訟務総括審議官 2009年 7 月 東京高等裁判所判事 2009年12月 和歌山地方・家庭裁判所所長 2011年 1 月 長野地方・家庭裁判所所長 2012年11月 東京高等裁判所部総括判事 2014年 7 月 東京家庭裁判所所長 2015年 6 月 東京地方裁判所所長 2017年 2 月 弁護士登録(現職) 2018年 9 月 大手町法律事務所弁護士(現職) 2020年 6 月 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役 監査委員会委員長	佐竹 彰	1955年12月 8 日	1979年 4 月 住友商事株式会社入社 2011年 4 月 同 執行役員資源・化学品事業部門資源・化学品総括部長 2013年 4 月 同 常務執行役員財務部長 2016年 4 月 同 専務執行役員 2017年 6 月 住友精密工業株式会社取締役専務執行役員 2018年 6 月 同 代表取締役副社長執行役員 2019年 4 月 住友商事株式会社顧問 2019年 6 月 株式会社かんぼ生命保険社外取締役 2020年 6 月 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	諏訪 貴子	1971年 5 月 10 日	1995年10月 株式会社ユニシアジェックス(現日立Astemo株式会社)入社 2004年 4 月 ダイヤ精機株式会社代表取締役(現職) 2018年 6 月 日本郵便株式会社社外取締役(現職) 2022年 6 月 当社取締役(現職)	(注) 2	—
計					52, 200

(注) 1. 取締役 石原 邦夫、チャールズ・デイトマース・レイク二世、広野 道子、岡本 毅、肥塚 見春、秋山 咲恵、貝阿彌 誠、佐竹 彰、諏訪 貴子は、社外取締役であります。

2. 2022年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

す。

② 取締役を兼務しない執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役副社長	飯塚 厚	1959年5月12日	1983年4月 大蔵省入省 2011年7月 同 理財局次長 2012年12月 内閣官房日本経済再生総合事務局次長 2014年7月 財務省理財局次長 2015年7月 東海財務局長 2016年6月 国税庁次長 2017年7月 財務省関税局長 2018年11月 S O M P Oホールディングス株式会社顧問 2019年1月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社(現 S O M P O未来研究所株式会社)理事長 2020年6月 当社専務執行役 2021年4月 日本郵便株式会社専務執行役員 2021年6月 当社代表執行役副社長 グループC F O(現職)	(注)	—
代表執行役 専務執行役	河本 泰彰	1959年7月18日	1982年4月 住友信託銀行株式会社入行 2008年6月 東京ベンチャーギア株式会社専務執行役員 2008年11月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)コンプライアンス統括部担当部長 2010年4月 同 コンプライアンス統括部情報管理室長 2011年3月 同 コンプライアンス統括部長 2012年10月 日本郵便株式会社郵便局総本部コンプライアンス統括部長 2013年4月 同 郵便局総本部物販ビジネス部長 2013年6月 同 執行役員 2016年4月 同 常務執行役員 2018年4月 当社常務執行役 2020年6月 同 専務執行役 2021年4月 日本郵便株式会社専務執行役員(現職) 2021年6月 当社専務執行役 グループC R C O 2022年4月 同 専務執行役 グループC R O 2022年6月 同 代表執行役 専務執行役 グループC R O(現職)	(注)	7,700
専務執行役	小野 種紀	1956年10月15日	1988年9月 米国サリヴァン・アンド・クロムウェル法律事務所入所 1997年7月 ゴールドマン・サックス証券入社 2000年11月 同 マネージング・ディレクター 2004年11月 同 パートナー・マネージング・ディレクター 2009年2月 同 アドバイザリー・ディレクター 2011年10月 株式会社三井住友銀行執行役員 2015年1月 S M B C日興証券株式会社常務執行役員 2016年3月 同 常務取締役 2017年1月 日本郵便株式会社専務執行役員(現職) 2021年4月 当社専務執行役(現職)	(注)	8,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務執行役	山代 裕彦	1955年7月18日	1980年4月 三井不動産株式会社入社 2005年4月 同 ビルディング本部ビルディング事業部長 2007年4月 同 ビルディング本部ビルディング事業第一部長 兼三井記念病院建替事業支援室長 2009年4月 同 執行役員ビルディング本部ビルディング事業第一部長 兼三井記念病院建替事業支援室長 2011年4月 同 常務執行役員関西支社長 2015年4月 同 グループ上席執行役員 三井不動産リアルティ株式会社代表取締役社長 2020年4月 同 代表取締役副会長 三井不動産株式会社顧問 2021年7月 当社専務執行役(現職) 2022年4月 日本郵便株式会社専務執行役員(現職)	(注)	—
常務執行役	福本 謙二	1951年3月6日	1975年4月 郵政省入省 2010年10月 当社経営企画部付部長 2013年6月 同 常務執行役(現職) 2021年4月 日本郵便株式会社常務執行役員(現職)	(注)	8,200
常務執行役	古里 弘幸	1958年10月28日	1981年4月 株式会社日立製作所入社 2002年4月 同 金融システム事業部アプリケーション開発本部長 2007年4月 同 金融システム事業部全国金融システム本部長 2010年10月 同 アプリケーションサービス事業部副事業部長 2011年4月 同 産業・流通システム事業部副事業部長 2013年4月 同 アプリケーションサービス事業部長 2016年4月 株式会社日立システムズ執行役員金融事業グループ副グループ長 2017年4月 同 常務執行役員 金融事業グループ長 2019年4月 当社常務執行役 2021年4月 日本郵便株式会社常務執行役員(現職) 2021年6月 当社常務執行役 グループCIO(現職)	(注)	1,900
常務執行役	志摩 俊臣	1961年4月30日	1986年4月 郵政省入省 2008年7月 当社総務・人事部次長 2011年4月 同 総務・人事部付部長 2013年8月 同 総務・人事部長 2014年4月 同 人事部長 2017年6月 同 執行役 人事部長 2020年1月 同 常務執行役 人事部長 2020年2月 同 常務執行役(現職) 2021年4月 日本郵便株式会社常務執行役員(現職)	(注)	5,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	木下 範子	1964年 7 月30日	1989年 4 月 郵政省入省 2011年10月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)店舗部簡易郵便局企画室長 2013年 4 月 日本郵便株式会社営業部営業基盤室長 2013年12月 同 南関東支社長 2016年 4 月 当社執行役 2017年 4 月 同 執行役 広報部長 2019年 4 月 同 執行役 2020年 6 月 同 常務執行役(現職) 2021年 4 月 日本郵便株式会社常務執行役員(現職)	(注)	1,200
常務執行役	西口 彰人	1964年 9 月16日	1988年 4 月 郵政省入省 2009年 4 月 当社経営企画部次長 2010年 1 月 内閣官房郵政改革推進室参事官 2010年11月 郵便事業株式会社経営企画部次長 2012年 2 月 同 総務部長 2012年10月 日本郵便株式会社総務部長 2013年 1 月 当社秘書室長 2014年 4 月 同 秘書室長 上場準備室長(兼務) 2016年 1 月 同 秘書室長 I R 室長(兼務) 2016年 4 月 同 I R 室長 2016年 6 月 同 執行役 I R 室長 2016年12月 同 執行役 2017年 1 月 日本郵便株式会社執行役員 2021年 3 月 当社常務執行役(現職) 2021年 6 月 日本郵便株式会社常務執行役員(現職)	(注)	7,800
常務執行役	加藤 進康	1965年 2 月17日	1987年 4 月 郵政省入省 2007年10月 株式会社かんぽ生命保険経営企画部長 2011年 4 月 同 人事部長 2013年 2 月 同 支払管理部長兼支払サービス室長 2013年 4 月 同 執行役 支払管理部長兼支払サービス室長 2013年10月 同 執行役 支払管理部長 2015年 9 月 同 執行役 保険金部長 2016年 6 月 同 常務執行役(～2021年6月) 2017年 6 月 当社常務執行役(～2020年6月) 2021年 6 月 当社常務執行役 日本郵便株式会社常務執行役員(現職) 2022年 6 月 当社常務執行役 グループ C A O (現職)	(注)	900
常務執行役	正村 勉	1959年12月10日	1980年 4 月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現 株式会社日立ソリューションズ)入社 2010年 4 月 同 技術開発本部長 2010年10月 株式会社日立ソリューションズ技術開発統括本部技術開発本部長 2012年 4 月 同 理事 技術統括本部副統括本部長 2013年 4 月 同 理事 プラットフォームソリューション事業本部サービスビジネス事業部長 2013年11月 当社グループ I T 統括部付部長 2014年 1 月 同 執行役 2015年 6 月 同 執行役 グループ I T 企画部長 2016年 4 月 同 執行役 グループ I T 統括部情報セキュリティ室長 2021年 4 月 同 執行役 日本郵便株式会社執行役員 2021年 6 月 当社常務執行役 グループ C I S O (現職) 日本郵便株式会社常務執行役員(現職)	(注)	700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	浅井 智範	1963年9月30日	1988年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式 会社みずほ銀行)入行 2013年4月 みずほ証券株式会社財務企画部長 2015年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ監査委員会室審議役 2015年7月 同 監査委員会室長 2018年7月 当社経理・財務部付部長 2019年7月 同 執行役 2020年2月 同 執行役 経理・財務部長 2021年4月 日本郵便株式会社執行役員 2021年6月 当社常務執行役 経理・財務部長 日本郵便株式会社常務執行役員 (現職) 2021年10月 同 常務執行役(現職)	(注)	—
常務執行役	中田 裕人	1967年4月17日	1991年4月 建設省入省 2014年7月 国土交通省住宅局安心居住推進課 長 2015年10月 同 土地・建設産業局不動産市場 整備課長 2016年7月 同 土地・建設産業局不動産課 長 2018年7月 同 総合政策局政策課長 2019年7月 同 大臣官房参事官(会計担当) 2020年7月 同 大臣官房会計課長 2021年6月 当社常務執行役(現職)	(注)	—
常務執行役	早川 真崇	1975年1月15日	2000年10月 検事任官(東京地方検察庁) 2008年7月 法務省刑事局付(総務課) 2011年4月 徳島地方検察庁三席検事 2013年4月 千葉地方検察庁 2014年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) (現職) 渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業入所(オブカウンセル) 2015年5月 同 パートナー 2016年1月 同 シニアパートナー 2022年4月 当社常務執行役 グループＣＣＯ (現職) 日本郵便株式会社常務執行役員 (現職)	(注)	—
常務執行役	立林 理	1963年3月3日	1986年4月 郵政省入省 2007年10月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式 会社)法務部長 2008年8月 同 総務部長 2010年4月 同 経営企画部長 2013年6月 同 執行役員 2015年4月 同 常務執行役員 2015年6月 当社常務執行役 2018年4月 日本郵便株式会社常務執行役員 東京支社長 2019年8月 同 常務執行役員 2021年4月 同 専務執行役員 2021年6月 当社常務執行役(現職) 日本郵便株式会社代表取締役兼専 務執行役員(現職)	(注)	800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	田中 進	1959年8月23日	1982年4月 郵政省入省 2007年10月 株式会社ゆうちょ銀行執行役 2009年6月 同 常務執行役 2010年10月 当社常務執行役(現職) 2012年4月 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役 2013年6月 同 取締役兼執行役副社長 2015年3月 同 取締役兼代表執行役副社長 (現職)	(注)	2,400
常務執行役	市倉 昇	1958年6月10日	1983年4月 日本専売公社(現 日本たばこ産業株式会社)入社 2006年6月 当社プロジェクトマネジメントチーム部長 2007年10月 同 上場準備室次長 2008年6月 同 上場準備室長 2009年6月 同 執行役 上場準備室長 2009年8月 同 執行役 上場準備室長兼経営企画部付部長 2010年1月 同 執行役 経営企画部付部長 2010年10月 同 執行役 2013年9月 同 執行役 経理部長 2013年11月 同 執行役 2014年6月 同 常務執行役 2016年6月 同 専務執行役 2020年6月 株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役副社長(現職) 当社常務執行役(現職)	(注)	20,800
常務執行役	小方 憲治	1967年5月4日	1990年4月 郵政省入省 2012年2月 当社経営企画部次長 2013年9月 同 経営企画部長 2015年4月 同 経営企画部長兼IR準備室長 2016年6月 同 執行役 経営企画部長 2017年9月 同 執行役 秘書室長 2018年4月 同 常務執行役 秘書室長 2019年4月 同 常務執行役(現職) 2021年4月 日本郵便株式会社常務執行役員近畿支社長(現職)	(注)	3,700
執行役 宿泊施設管理室長	櫻井 誠	1962年5月5日	1986年4月 株式会社三和銀行入行 2007年1月 当社総務部担当部長 2009年10月 同 秘書室長 秘書役 2013年1月 同 執行役 経営企画部長 2013年9月 同 執行役 2021年4月 同 執行役 宿泊事業部長 2022年4月 同 執行役 宿泊施設管理室長 (現職)	(注)	4,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役 経営企画部長	風祭 亮	1968年3月1日	1991年4月 郵政省入省 2015年4月 当社法務部長 日本郵便株式会社総務部企画役 2016年12月 当社IR室長 2017年9月 同 経営企画部長 2018年4月 同 執行役 経営企画部長(現職) 2021年4月 日本郵便株式会社執行役員(現職) 2022年4月 当社 執行役 法務部長(現職)	(注)	4,100
執行役	横山 明彦	1957年6月30日	1983年4月 郵政省入省 2007年10月 当社ファシリティマネジメント部 担当部長 2010年8月 郵便局株式会社(現 日本郵便株 式会社)不動産部担当部長 2012年4月 同 不動産部企画役 2012年10月 日本郵便株式会社不動産部企画役 2014年4月 当社施設部次長 2014年8月 同 不動産企画部次長 2016年6月 日本郵便株式会社不動産部長 2020年6月 当社執行役(現職) 日本郵便株式会社執行役員(現職)	(注)	100
執行役 経理・財務部長	川野 陽一	1964年8月2日	1988年4月 郵政省入省 2007年10月 郵便事業株式会社財務部門経理部 担当部長 2012年4月 同 経理部門経理部長 2012年10月 日本郵便株式会社郵便事業総本部 経理部門経理部長 2012年12月 同 経理・財務部長 2015年4月 同 信越支社長 2017年4月 同 人事部部長 当社人事部付部長(郵政大学校駐 在) 2017年6月 同 郵政大学校副校長 2018年4月 同 コンプライアンス統括部付部 長 日本郵便株式会社コンプライアン ス統括部部長 2019年7月 当社コンプライアンス統括部長 2020年8月 同 執行役 2021年10月 同 執行役 経理・財務部長(現 職)	(注)	600
執行役	飯田 恭久	1965年5月2日	1992年1月 ジレット・ジャパン社(現P&G)入 社 1999年8月 ウォルト・ディズニー・インター ナショナル・ジャパン株式会社入社 2002年8月 ダイソン・ジャパン株式会社入社 代表取締役社長 2006年4月 楽天株式会社入社 2006年11月 同 執行役員 2008年6月 米国LinkShare Corporation CEO 2012年5月 リンクシェア・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2014年1月 楽天株式会社上級執行役員 2015年1月 Rakuten USA, Inc. プレジデント 2017年4月 楽天株式会社 楽天インタラクテ ィブカンパニー プレジデント 2018年9月 アメリカRHQ ダイレクター 2019年7月 楽天株式会社アド&マーケティング グカンパニー シニアヴァイスブ レジデント 2021年4月 当社執行役 2021年6月 同 執行役 グループCDO(現 職) 2021年12月 日本郵便株式会社執行役員(現職)	(注)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	三谷 暢宣	1970年5月20日	1993年4月 株式会社旭通信社(現 株式会社ADKホールディングス)入社 2002年11月 株式会社電通入社 2012年5月 同 マーケティングソリューション局エクスペリエンスマーケティング部長 2015年4月 同 BIプランニング局BIプランニング3部長 2017年7月 同 事業企画局プロジェクト推進部長 2018年3月 同 ソリューション開発室局長補(現 ソリューションクリエイションセンター チーフ・ソリューション・ディレクター) 2021年4月 当社執行役(現職) 日本郵便株式会社執行役員(現職)	(注)	—
執行役	板垣 忠之	1965年7月30日	1988年4月 有楽土地株式会社入社 2011年12月 当社不動産企画部担当部長 2012年1月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)不動産部担当部長 2012年10月 日本郵便株式会社郵便局総本部不動産部担当部長 2014年1月 当社不動産企画部次長 2014年4月 日本郵便株式会社不動産部企画役 2017年4月 当社不動産企画部付部長 2018年4月 同 グループ不動産統括部付部長 2021年6月 同 執行役(現職)	(注)	—
執行役	竹本 勉	1963年7月29日	1986年4月 郵政省入省 2007年10月 当社西日本プロジェクト設計室長 2008年4月 同 C R E 部門ファシリティマネジメント部担当部長 2010年4月 同 不動産部門施設部担当部長 2014年1月 同 不動産部門施設部次長(心得) 2017年4月 同 不動産部門施設部次長 2018年4月 同 不動産部門施設部付部長 2019年4月 同 不動産部門施設部長 2020年10月 同 施設部長 2021年7月 同 執行役(現職)	(注)	—
執行役 新規ビジネス室長	砂山 直輝	1972年12月24日	1996年4月 日本輸出入銀行(現 国際協力銀行)入行 2001年8月 同 国際審査部調査役 2003年7月 同 総務部統合リスク管理課副参事役 2005年11月 三菱UFJ証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2013年6月 同 投資銀行本部M&Aアドバイザーグループ マネージング・ディレクター 2021年9月 ボラリス・キャピタル・グループ株式会社 投資グループ マネージング・ディレクター 2022年2月 当社執行役 2022年4月 同 執行役 新規ビジネス室長(現職)	(注)	—
計					79,500

(注) 2022年3月期に係る定時株主総会後最初に開催された取締役会の終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

③ 社外取締役の状況

当社の社外取締役は、9名であります。社外取締役は、企業経営者や弁護士等、多様なバックグラウンドを有しており、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし意見を述べることで、取締役会及び指名・報酬・監査の各委員会の議論が多角化、活性化していると考えております。これらの社外取締役としての活動は、当社の経営の重要事項の決定、業務執行の監督等において重要な役割を果たしており、当社として社外取締役の選任状況は適切であると認識しております。

当社の社外取締役の一部は、監査委員会の構成員として、当社経営の監督・監査に関し、内部監査部門や会計監査人と以下のような連携を行っております。

(a) 監査委員会と会計監査人との連携

監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、監査上の主要な検討事項（KAM）について協議し、あるいは会計監査上の重要なポイント等を把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図っております。

(b) 監査委員会と内部監査部門との連携

内部監査部門は、内部監査の実施状況・結果を定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告しております。この場合において、監査委員会が必要と認めたときには、監査委員会は内部監査部門に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示を行うものとしております。また、内部監査部門の重要な人事、中期監査計画・年度監査計画の策定等は、監査委員会の同意を得た上で行うことにしております。

また、社外取締役は、取締役会決議に基づき整備されている内部統制システムについて、取締役・執行役等からその構築・運用状況の定期的な報告を受け、コンプライアンス部門、リスク管理所管部門、経理・財務部門など内部統制機能を所管する部門からも定期的に報告を受けております。

社外取締役の兼職する主な他の法人等及び選任の理由は以下のとおりであり、取締役チャールズ・ディトマース・レイク二世が代表取締役会長を務めるアフラック生命保険株式会社と当社とは包括業務提携契約等を締結し、業務提携を行っております。上記「①取締役の状況」の「所有株式数」の欄に記載しております当社株式の保有を除き、その他の各社外取締役と当社との人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役9名は全員、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

氏名	兼職する主な他の法人等	社外取締役の選任の理由及び当社との関係
石原 邦夫	東京海上日動火災保険株式会社 相談役 株式会社ニコン社外取締役監査等委員 株式会社三菱総合研究所社外監査役	石原邦夫氏は、日本を代表する大手損害保険会社である東京海上日動火災保険株式会社等において、取締役社長、取締役会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。 その経歴を通じて培った保険業、システム分野等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会、指名委員会、報酬委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。 引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
チャールズ・デイトマース・レイク二世	アフラック生命保険株式会社代表取締役会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長 株式会社資生堂社外取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、アフラック生命保険株式会社代表取締役会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わるとともに、米国の法律事務所勤務や米国政府機関の要職等を経験してまいりました。 その経歴を通じて培った法務、保険業等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。 引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
広野 道子 (藤井 道子)	株式会社日進製作所社外取締役	広野道子氏は、ライフスタイル産業の総合支援事業を行う21 L A D Y株式会社を創業し、代表取締役社長として投資育成事業を展開するなど、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。 また、2014年6月には主要子会社である日本郵便株式会社の社外取締役に就任し、当社グループの事業に対する知見も深めております。 その経歴を通じて培った企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。 引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
岡本 毅	東京ガス株式会社相談役 旭化成株式会社社外取締役 三菱地所株式会社社外取締役	岡本毅氏は、総合エネルギー企業である東京ガス株式会社において、代表取締役社長、取締役会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。 また、2016年6月には当社の主要子会社である株式会社ゆうちょ銀行の社外取締役に就任し、当社グループの事業に対する知見も深めております。 その経歴を通じて培った企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会、指名委員会、報酬委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。 引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

氏名	兼職する主な他の法人等	社外取締役の選任の理由及び当社との関係
肥塚 見春	南海電気鉄道株式会社社外取締役 日本ペイントホールディングス株式会社社外取締役	肥塚見春氏は、国内外において百貨店業等を展開する株式会社高島屋において営業部門等の要職を経て、代表取締役専務等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。 また、2018年6月からは当社監査委員として執行役及び取締役の職務執行の監査に携わってきております。 その経歴を通じて培った企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会、監査委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。 引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション ファウンダー（顧問） ソニー株式会社社外取締役 オリックス株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役	秋山咲恵氏は、産業用検査ロボット製造企業である株式会社サキコーポレーションを創業し、代表取締役社長として長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。 その経歴を通じて培ったテクノロジー分野等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。 引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
貝阿彌 誠	弁護士 セーレン株式会社社外監査役 東急不動産ホールディングス株式会社社外取締役	貝阿彌誠氏は、東京地方裁判所所長を務めるなど長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づき、取締役会、監査委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。 引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
佐竹 彰	—	佐竹彰氏は、住友商事株式会社において事業部門、財務部門等の要職を経て、住友精密工業株式会社の代表取締役副社長執行役員等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。 また、2019年6月には主要子会社である株式会社かんぽ生命保険の社外取締役、監査委員に就任し、当社グループの事業に対する知見も深めております。 その経歴を通じて培った財務・会計等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、取締役会、監査委員会等において当社の経営に有益な意見・提言等をいただいております。 引き続き、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
諏訪 貴子	ダイヤ精機株式会社代表取締役	諏訪貴子氏は、精密金属加工メーカーであるダイヤ精機株式会社の代表取締役として長年にわたり株式会社の経営に携わってまいりました。 また、2018年6月には主要子会社である日本郵便株式会社の社外取締役に就任し、当社グループの事業に対する知見も深めております。 その経歴を通じて培ったテクノロジー分野等に関する知見、企業経営における幅広い経験・見識に基づき、当社の経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」（「参考」欄をご参照）を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

<参考：「日本郵政株式会社独立役員指定基準」>

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等
4. 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者)
6. 当社の主要株主(法人(国を除く。))である場合には、当該法人の業務執行者等
7. 当社が主要株主である法人の業務執行者等
8. 当社グループの大口債権者又はその業務執行者等
9. 次に掲げる者(重要でない者を除く。)(1)の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から8までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
10. 当社グループの業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
11. 当社グループから多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者)

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

当社グループ	当社及び当社の子会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社グループを主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社グループからその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社グループの主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当社グループからその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
大口債権者	当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当社グループから当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社グループからの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

(a) 監査委員会の役割

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役・執行役の職務執行や、内部統制システムの構築・運用状況の監査、計算書類等に係る会計監査人の監査の方法・結果の相当性の監査、監査報告の作成等を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案内容を決定することを主な役割としております。

(b) 監査の方法

監査委員会は、監査方針・監査計画を定め、内部監査部門等と連携するとともに、取締役会等の重要会議に出席し、取締役・執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務・財産の状況を調査するなどの方法により、監査を実施しております。取締役会決議に基づき整備されている内部統制システムについては、取締役・執行役等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、コンプライアンス部門、リスク管理所管部門、経理・財務部門など内部統制機能を所管する部門からも定期的に報告を受けております。

子会社については、子会社の取締役、監査委員・監査役と情報の交換等を図り、必要に応じ、事業の報告を受けております。

さらに、監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況の報告、職務執行の適正を確保する体制整備に係る通知を受け、説明を求めるなどして、計算書類等について検討しております。

なお、これらの監査活動においては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、電話会議・Web会議等を積極的に活用し、監査の実効性に支障を来すことのないよう対応しております。

監査委員会は、これらの監査活動を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて取締役会で、あるいは執行部門に意見を述べております。

(c) 監査委員会の構成

有価証券報告書提出日現在における監査委員会は、取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されております。

なお、佐竹彰監査委員は、住友精密工業株式会社で、代表取締役副社長執行役員等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営及び財務部門の業務に携わり、財務・会計に関する深い知識を有しております。

また、監査委員会の職務を補助する組織として、執行部門から独立した監査委員会事務局を設置し、専属の使用人5名(有価証券報告書提出日現在)を配置して、監査委員会が行う監査に関する補助等、監査委員会に関する事務を行っております。

(d) 当事業年度の監査活動状況

当社は監査委員会を月1回以上開催し、必要に応じて更に開催して監査を実施しております。当事業年度の開催回数と各委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
佐竹 彰	20	20	100%
肥塚 見春	20	20	100%
貝阿彌 誠	20	20	100%

常勤の監査委員は、監査の環境整備、社内情報の収集に努めました。また、内部統制システムの構築・運用状況や、会計監査人の職務の執行状況等、特に、当事業年度は中期経営計画「J P ビジョン2025」の進捗状況について、経営会議等の社内の重要な会議への出席、社員へのヒアリング等により収集した情報を他の監査委員や取締役会と共有することに努めました。

(e) 当事業年度の主な検討事項

当事業年度は、内部統制システムの構築・運用、中期経営計画「J P ビジョン2025」の進捗状況等を重点的に監査しました。

特に、2019年度に判明したかんぽ生命保険商品の募集品質に係る問題について、新しいかんぽ営業体制の構築も踏まえ、お客さま本位の業務運営の徹底を監査しました。また、日本郵便における郵便局長等による高額犯罪や、業務用カレンダーの配布問題に関連し発覚した、お客さまの情報を目的外に使用した等の不適切な取扱いがあった事案について、お客さま対応、原因究明、再発防止策の策定・実効性検証等の状況を監査しました。

さらに、監査委員会は、これらの監査活動を定期的に取り締役に報告し、監査委員以外の取締役との情報共有に努めると共に、必要に応じて取締役会で、あるいは執行部門に意見を述べました。

監査委員会は、これらの監査活動を踏まえ、当事業年度の監査報告書を提出しており、かんぽ生命保険商品の募集品質に関して、お客さま本位の業務運営の徹底を、引き続き注視いたします。また、日本郵便における郵便局長等による高額犯罪や、お客さまの情報を目的外に使用した等の不適切な取扱いに関して、再発防止策等適正な対処がなされるよう、引き続き注視いたします。

② 内部監査の状況

当社は、被監査部門から独立した組織として内部監査部を設置しており、内部監査部に30名(2022年3月末現在)配置しております。

当社の内部監査は、当社グループの健全かつ適正な業務の運営に資するため、「グループ運営覚書」及び「日本郵政株式会社内部監査規程」等に基づき、当社グループの経営諸活動の遂行状況及び内部管理態勢等を適切性、有効性の観点から検証・評価しております。また、内部監査の実施に当たっては、内部監査人協会の「内部監査の専門職的実施の国際基準」等に則り監査を行っており、監査委員会及び会計監査人と緊密な連携を保ち、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、経理・財務部など内部統制機能を所管する部署とも連携することで、効率的かつ実効性ある内部監査の実現に努めております。

なお、会計監査人との相互連携については、監査計画・監査発見事項を共有しております。内部監査と監査委員会監査との連携については、上記「(2) 役員の状況 ③ 社外取締役の状況」をご参照ください。

③ 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結し、会計監査を受けております。

(b) 継続監査期間

17年間

(c) 業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成

当期において、業務を執行した公認会計士は、薊和彦氏(継続監査年数6年)、前野充次氏(同2年)、富山貴広氏(同6年)であります。

また、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士10名、その他17名であります。

(d) 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

これらの方針を踏まえ、有限責任 あずさ監査法人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか総合的に勘案し、同監査法人を会計監査人として選定しております。

(e) 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、第17期事業年度の有限責任 あずさ監査法人の職務遂行状況、監査体制等について、「会計監査人の選任等に関する評価基準」により確認・評価し、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき、同監査法人の再任の適否を検討しました。

その結果、解任事由に該当する事項は認められず、職務の遂行状況等を総合的に勘案した結果、第17回定時株主総会に提出する、「会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないこと」に関する議案の内容は決定しないこととしました。

④ 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	228	2	234	26
連結子会社	660	30	683	56
計	889	33	917	83

イ. 前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、収益認識基準の適用に係るアドバイザリー業務であります。

ロ. 当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、コンフォートレター作成業務等であります。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対する報酬((a)を除く)の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	8	—	8
連結子会社	299	51	316	55
計	299	59	316	64

イ. 前連結会計年度

当社が監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、税務アドバイザリー業務等であります。

また、当社の連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であり、税務アドバイザリー業務等であります。

ロ. 当連結会計年度

当社が監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMGメンバーファーム) に属する者に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (非監査業務) であり、税務アドバイザリー業務等であります。

(c) その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

イ. 前連結会計年度

該当事項はありません。

ロ. 当連結会計年度

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査人の監査計画・監査内容、監査に要する時間、監査体制、前事業年度の報酬水準等を考慮し、法令に従い監査委員会の同意を得て、決定しております。

(e) 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第4項の規定に基づき同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役及び執行役の報酬等につきましては、報酬委員会が以下のとおり「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めており、当該方針に則って報酬等の額を決定しております。

また、当社では、報酬委員会において、上記方針に則って、取締役及び執行役の職責・役位に応じた報酬水準の相当性などについて多角的な検討を行い、役位ごとの基本報酬額を定める「日本郵政株式会社役員報酬基準」及び執行役の業績連動型株式報酬について定める「日本郵政株式会社役員株式給付規程」を定めております。

これらの基準・規程に基づき、個人別の基本報酬額及び株式報酬に係る付与ポイント等を報酬委員会において決定しており、それぞれの内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

〔取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針〕

(a) 報酬体系

イ．取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

ロ．当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。

ハ．当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬(確定金額報酬)及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

(b) 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮して相応な程度とする。

(c) 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬(確定金額報酬)及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮して相応な程度とする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式及び一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、国家公務員からの出向者が執行役に就任した場合にあっては、当該執行役の退任時(退任後、引き続いて国家公務員となる場合を除く。)に国家公務員としての在職期間を通算の上、社員の退職手当規程を準用して算出された退職慰労金を支給できるものとする。

(d) その他

当社の取締役又は執行役であってグループ会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員を兼職する場合は、当該取締役又は執行役が主たる業務執行を行う会社においてその報酬を支給する。

② 業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

執行役に対して支給する業績連動型の株式報酬については、執行役の職責に応じた基本ポイント及び職務の遂行状況等に基づく個人評価ポイントに、当事業年度の会社業績（経営計画の達成状況等）に応じて変動する係数を乗じて、付与ポイントを算定しております。

執行役の個人評価については、当該執行役が担当する業務における成果、取組状況等を個別に評価して決定しております。

会社業績に係る指標については、経営の達成度について総合的な判断を可能とするため、複数の異なるカテゴリから指標を設定することとし、当社の事業形態・内容に適したものとして、財務指標である「親会社株主に帰属する連結当期純利益」、「連結経常利益率」、非財務指標である「中期経営計画「J P ビジョン2025」及び「お客さまの信頼回復に向けた約束」の進捗状況・実践状況」、「グループにおける重大な事務事故・不祥事の発生状況、コンプライアンス体制の運用状況」をその指標としております。

また、支給対象の執行役に重大な不正・違反行為等が発生した場合には、当該執行役への支給株式数の算定の基礎となるポイントの減額・没収（マルス）ができる制度を設けております。

なお、業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針は定めておりません。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
執行役	792	642	149	—	34
社外役員	90	90	—	—	9

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。

2. 取締役3名は、主要な連結子会社の取締役及び執行役(員)を兼務しており、主要な連結子会社に属し専ら主要な連結子会社の業務執行を行った期間について、当社取締役としての報酬等は支給しておりません。なお、主要な連結子会社から受け取る3名の報酬総額は114百万円となります。

3. 執行役24名は、主要な連結子会社の取締役又は執行役(員)を兼務し、うち7名は主要な連結子会社に属し専ら主要な連結子会社の業務執行を行った期間について、当社執行役としての報酬等は支給しておりません。なお、主要な連結子会社から受け取る7名の報酬総額は151百万円となります。

4. 業績連動報酬等には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。なお、当社では原則として、毎年度事業年度末において、当該事業年度に発生したと見込まれる金額を引当金として費用計上し、退任時（給付時）等に当該引当金を取り崩す処理を行っております。

5. 当社は、非金銭報酬等として執行役に対して本制度に基づき株式報酬を交付しております。当該株式報酬については業績連動報酬等を含めております。

6. 役員退職慰労金、役員賞与の支給はありません。

④ 当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標、実績

会社業績に係る指標	目標	実績
親会社株主に帰属する連結当期純利益	340,000百万円以上	501,685百万円
連結経常利益率	6.887%以上	8.801%
中期経営計画「J P ビジョン2025」及び「お客さまの信頼回復に向けた約束」の進捗状況・実践状況	E S G 目標（温室効果ガス削減、女性管理者比率向上）を含め、中期経営計画は概ね計画どおり推進。信頼回復に向けた活動は、一定の成果を上げられたものと評価	
グループにおける重大な事務事故・不祥事の発生状況、コンプライアンス体制の運用状況	郵便物等の放棄・隠匿、郵便局長等による資金横領、業務用カレンダー配布におけるお客さま情報の不適切な取扱いなどの事案が発覚・発生	

⑤ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑥ 方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲並びに報酬額等の決定に関する手続の概要等

当社は、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」に基づき、役位ごとの報酬額を定める「日本郵政株式会社役員報酬基準」及び業績連動型報酬について定める「日本郵政株式会社役員株式給付規程」を報酬委員会において定めております。

報酬委員会は、当該方針又は当該規程に基づき、取締役及び執行役の役職及び役位に応じた個人別の報酬額並びに業績等に応じた個人別の株式報酬に係る付与ポイント等を決定しております。

〔当事業年度における報酬委員会の活動内容〕

開催日	委員の出席状況	主な決議事項
2021年5月25日	3名（3名中）	執行役に対する株式報酬に係る付与ポイントの決定、役員報酬制度の検討
2021年6月18日	3名（3名中）	取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決定、取締役及び執行役の個人別の報酬額の決定、退任執行役に対する株式報酬に係る付与ポイントの決定、株式報酬に係る付与ポイント算定基準の改定等
2021年10月28日	3名（3名中）	執行役の個人別の報酬額の決定
2022年1月26日	3名（3名中）	新任執行役の個人別の報酬額の決定
2022年3月29日	3名（3名中）	新任執行役の個人別の報酬額の決定、退任執行役に対する株式報酬に係る付与ポイントの決定

⑦ 非金銭報酬等の内容

当社は、非金銭報酬等として執行役に対して上記「② 業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法」に基づき株式報酬を支給しております。当該株式報酬については上記「③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載のとおり業績連動報酬等に含めて開示しており、その内容は「1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおりです。

(5) 【株式の保有状況】

① 提出会社における投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的である投資株式は、主に株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものであり、純投資目的以外の目的である投資株式は、業務提携の強化等を目的とするものであります。

② 提出会社における株式の保有状況

当社の株式の保有状況については以下のとおりです。

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携の強化等純投資以外の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される上場企業の株式等(以下、本「(5) 株式の保有状況 ② 提出会社における株式の保有状況 (a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」において「政策保有株式」といいます。)を取得し保有することができることとしております。

当社が保有する政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案の上、その保有の狙い・合理性について取締役会において毎年度検証するとともに、検証の内容を開示します。

2022年4月の取締役会において、上記主旨に則り検証を行った結果、当社の保有する政策保有株式2銘柄について、継続保有が適当であることを確認いたしました。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	3
非上場株式以外の株式	2	147,461

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社大和証券 グループ本社	30,000,000	30,000,000	当社は株式会社大和証券グループ本社との資本関係を構築し、当社グループと大和証券グループとの間で、お客さま一人ひとりのライフスタイル・ニーズに応じた新たなコンサルティングサービスの開発における協力体制を築いております。新たなコンサルティングサービスの開始により、当社グループの企業価値の向上、利益への貢献が期待されます。定量的な保有効果について現時点で示すことは困難ですが、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案し、保有の合理性があると判断したものです。	無
	20,781	16,969		
楽天グループ株式会社	131,004,000	131,004,000	当社は楽天株式会社（2021年4月1日に楽天グループ株式会社に社名変更）の株式の取得により資本関係を構築し、両社グループは物流、モバイル、DXなど様々な領域での連携を強化しています。定量的な保有効果について現時点で示すことは困難ですが、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案し、保有の合理性があると判断したものです。	無
	126,680	169,917		

みなし保有株式

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

(b) 保有目的が純投資目的である投資株式

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

(c) 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

(d) 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

③ かんぽ生命保険における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)であるかんぽ生命保険については以下のとおりであります。

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

かんぽ生命保険は、業務提携の強化等純投資以外の観点から、かんぽ生命保険の中長期的な企業価値向上に資すると判断される上場企業の株式等(以下、本「(5) 株式の保有状況 ③ かんぽ生命保険における株式の保有状況 (a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」において「政策保有株式」といいます。)を取得し保有することができるものとしております。

かんぽ生命保険が保有することができる政策保有株式については、取締役会においてその保有目的の適切性及び保有することの合理性等について精査し、保有の適否を毎年度検証するとともに、検証の内容を開示することとしております。

なお、かんぽ生命保険は、現在政策保有株式を保有しておりません。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	4,259
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	20	日本郵政グループにおけるD X推進の中核的な役割を担う株式会社J Pデジタルとの間で、資本関係を通じた連携強化を図るため、同社の株式を取得したものです。
非上場株式以外の株式	—	—	—

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

(b) 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	124	419,814	122	398,858

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	10,838	4,933	62,019

(c) 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

(d) 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応できる体制の整備を行っております。
また、適正な連結財務諸表等を作成するための基本方針、社内規程、マニュアル等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (2022年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	62,719,113	68,502,665
コールローン	1,520,000	2,510,000
買現先勘定	9,721,360	11,958,586
債券貸借取引支払保証金	2,585,087	—
買入金銭債権	638,985	436,845
商品有価証券	13	11
金銭の信託	※1 10,029,932	※1 10,762,356
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4, ※5 193,703,491	※1, ※2, ※3, ※4, ※5 193,172,232
貸出金	※3, ※6 9,655,811	※3, ※6 8,693,923
外国為替	※3 80,847	※3 213,924
その他資産	※3, ※4 2,716,321	※3, ※4 3,183,566
有形固定資産	※7, ※8 3,153,739	※7, ※8 3,105,104
建物	1,106,006	1,038,414
土地	1,543,915	1,608,472
建設仮勘定	136,149	165,308
その他の有形固定資産	367,668	292,909
無形固定資産	240,194	224,931
ソフトウェア	217,282	197,692
のれん	2,383	8,905
その他の無形固定資産	20,528	18,333
退職給付に係る資産	64,184	69,639
繰延税金資産	919,448	1,019,228
貸倒引当金	△10,400	△6,036
資産の部合計	297,738,131	303,846,980

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
貯金	※4, ※13 187,984,760	※4, ※13 191,731,173
売現先勘定	※4 14,886,481	※4 22,032,546
保険契約準備金	61,159,597	58,196,072
支払備金	※10 419,021	※10 402,608
責任準備金	※10, ※12 59,397,720	※10, ※12 56,533,454
契約者配当準備金	※9 1,342,855	※9 1,260,009
債券貸借取引受入担保金	※4 6,092,013	※4 3,751,134
借入金	※4 4,228,180	※4 5,942,886
外国為替	514	697
社債	※14 300,000	※14 300,000
その他負債	2,851,705	3,455,867
賞与引当金	126,149	127,237
退職給付に係る負債	2,210,273	2,223,051
従業員株式給付引当金	535	515
役員株式給付引当金	952	1,139
睡眠貯金払戻損失引当金	73,830	58,813
保険金等支払引当金	2,851	—
特別法上の準備金	904,816	972,606
価格変動準備金	※12 904,816	※12 972,606
繰延税金負債	844,400	364,257
負債の部合計	281,667,063	289,157,998
純資産の部		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金	4,085,191	1,458,718
利益剰余金	4,374,229	6,138,069
自己株式	△831,661	△96,106
株主資本合計	11,127,759	11,000,681
その他有価証券評価差額金	2,893,921	1,731,180
繰延ヘッジ損益	△329,275	△479,930
為替換算調整勘定	△104,433	△112,443
退職給付に係る調整累計額	206,389	169,902
その他の包括利益累計額合計	2,666,601	1,308,709
非支配株主持分	2,276,705	2,379,590
純資産の部合計	16,071,067	14,688,981
負債及び純資産の部合計	297,738,131	303,846,980

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	11,720,403	※1 11,264,774
郵便事業収益	2,778,065	2,688,197
銀行事業収益	1,944,878	1,976,004
生命保険事業収益	6,786,210	6,454,191
その他経常収益	211,248	146,379
経常費用	10,806,238	10,273,309
業務費	7,822,474	7,398,205
人件費	2,473,924	2,429,768
減価償却費	286,283	255,361
その他経常費用	223,557	189,973
経常利益	914,164	991,464
特別利益	13,697	29,440
固定資産処分益	7,243	21,639
移転補償金	1,482	1,185
受取保険金	1,973	4,383
受取補償金	1,795	—
その他の特別利益	1,202	2,232
特別損失	167,871	106,504
固定資産処分損	3,259	4,609
減損損失	※4 93,545	11,280
特別法上の準備金繰入額	46,477	67,789
価格変動準備金繰入額	46,477	67,789
事業譲渡損	—	10,898
老朽化対策工事に係る損失	※3 4,915	—
その他の特別損失	19,673	11,926
契約者配当準備金繰入額	※2 65,465	※2 73,113
税金等調整前当期純利益	694,525	841,287
法人税、住民税及び事業税	224,804	221,456
法人税等調整額	△38,998	1,322
法人税等合計	185,806	222,779
当期純利益	508,718	618,508
非支配株主に帰属する当期純利益	90,480	116,823
親会社株主に帰属する当期純利益	418,238	501,685

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	508,718	618,508
その他の包括利益	※1 3,058,441	※1 △1,423,696
その他有価証券評価差額金	3,116,179	△1,210,064
繰延ヘッジ損益	△41,932	△169,335
為替換算調整勘定	△12,539	△7,771
退職給付に係る調整額	△3,262	△36,525
持分法適用会社に対する持分相当額	△3	0
包括利益	3,567,160	△805,187
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,960,822	△705,175
非支配株主に係る包括利益	606,337	△100,011

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,084,763	4,057,087	△831,707	10,810,143
会計方針の変更による 累積的影響額					—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	3,500,000	4,084,763	4,057,087	△831,707	10,810,143
当期変動額					
剰余金の配当			△101,096		△101,096
欠損填補					—
親会社株主に帰属する 当期純利益			418,238		418,238
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		428			428
自己株式の取得					—
自己株式の処分				45	45
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	428	317,142	45	317,616
当期末残高	3,500,000	4,085,191	4,374,229	△831,661	11,127,759

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	295,671	△291,823	△89,698	209,860	124,008	1,682,622	12,616,774
会計方針の変更による 累積的影響額							—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	295,671	△291,823	△89,698	209,860	124,008	1,682,622	12,616,774
当期変動額							
剰余金の配当							△101,096
欠損填補							—
親会社株主に帰属する 当期純利益							418,238
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							428
自己株式の取得							—
自己株式の処分							45
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,598,250	△37,452	△14,734	△3,470	2,542,592	594,083	3,136,675
当期変動額合計	2,598,250	△37,452	△14,734	△3,470	2,542,592	594,083	3,454,292
当期末残高	2,893,921	△329,275	△104,433	206,389	2,666,601	2,276,705	16,071,067

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,085,191	4,374,229	△831,661	11,127,759
会計方針の変更による 累積的影響額			△4,972		△4,972
会計方針の変更を反映し た当期首残高	3,500,000	4,085,191	4,369,257	△831,661	11,122,787
当期変動額					
剰余金の配当		△202,193			△202,193
欠損填補		△1,267,127	1,267,127		—
親会社株主に帰属する 当期純利益			501,685		501,685
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△76,336			△76,336
自己株式の取得				△345,450	△345,450
自己株式の処分				189	189
自己株式の消却		△1,080,816		1,080,816	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△2,626,473	1,768,812	735,555	△122,105
当期末残高	3,500,000	1,458,718	6,138,069	△96,106	11,000,681

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,893,921	△329,275	△104,433	206,389	2,666,601	2,276,705	16,071,067
会計方針の変更による 累積的影響額						△13	△4,985
会計方針の変更を反映し た当期首残高	2,893,921	△329,275	△104,433	206,389	2,666,601	2,276,692	16,066,081
当期変動額							
剰余金の配当							△202,193
欠損填補							—
親会社株主に帰属する 当期純利益							501,685
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△76,336
自己株式の取得							△345,450
自己株式の処分							189
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,162,740	△150,654	△8,009	△36,487	△1,357,892	102,898	△1,254,994
当期変動額合計	△1,162,740	△150,654	△8,009	△36,487	△1,357,892	102,898	△1,377,099
当期末残高	1,731,180	△479,930	△112,443	169,902	1,308,709	2,379,590	14,688,981

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	694,525	841,287
減価償却費	286,283	255,361
減損損失	93,545	11,280
のれん償却額	167	1,317
持分法による投資損益 (△は益)	△560	△1,527
支払備金の増減額 (△は減少)	△42,203	△16,412
責任準備金の増減額 (△は減少)	△2,895,445	△2,864,265
契約者配当準備金積立利息繰入額	8	9
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	65,465	73,113
貸倒引当金の増減 (△)	2	△1,403
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,779	504
退職給付に係る資産及び負債の増減額	△18,844	7,055
従業員株式給付引当金の増減額 (△は減少)	△70	△20
役員株式給付引当金の増減額 (△は減少)	△31	186
睡眠貯金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△6,494	△15,016
保険金等支払引当金の増減額 (△は減少)	△26,870	△2,851
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	46,477	67,789
受取利息及び受取配当金	△1,011,942	△996,273
支払利息	13,287	10,830
資金運用収益	△1,198,391	△1,369,735
資金調達費用	241,154	226,652
有価証券関係損益 (△)	236,608	219,842
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△360,343	△401,224
為替差損益 (△は益)	△469,687	△1,105,269
固定資産処分損益 (△は益)	△4,081	△17,070
貸出金の純増 (△) 減	268,257	248,159
貯金の純増減 (△)	6,606,901	3,746,412
借入金の純増減 (△)	3,907,400	1,686,100
コールローン等の純増 (△) 減	△386,825	△1,257,041
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	112,491	—
コールマネー等の純増減 (△)	30,856	4,575,165
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△714,840	9,894
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	66,622	△133,076
外国為替 (負債) の純増減 (△)	3	182
資金運用による収入	1,276,210	1,337,037
資金調達による支出	△429,822	△343,003
その他	△154,631	△417,008
小計	6,228,960	4,376,984
利息及び配当金の受取額	1,066,455	1,039,134
利息の支払額	△13,043	△11,308
契約者配当金の支払額	△159,817	△155,691
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△168,644	△274,815
その他	11,245	9,864
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,965,155	4,984,168

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	△7,660,000	△7,600,000
コールローンの償還による収入	7,910,000	7,690,000
買現先勘定の純増減額 (△は増加)	—	△2,096,833
売現先勘定の純増減額 (△は減少)	—	2,570,899
買入金銭債権の取得による支出	△1,434,928	△384,982
買入金銭債権の売却・償還による収入	1,476,386	621,790
債券貸借取引支払保証金の純増減額 (△は増加)	606,623	2,585,087
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	297,328	△2,350,772
有価証券の取得による支出	△33,050,485	△44,871,665
有価証券の売却による収入	5,705,239	7,159,507
有価証券の償還による収入	28,137,974	38,079,332
金銭の信託の増加による支出	△1,167,348	△1,136,176
金銭の信託の減少による収入	780,139	885,997
貸付けによる支出	△571,239	△435,102
貸付金の回収による収入	1,269,999	1,146,131
有形固定資産の取得による支出	△172,376	△140,274
有形固定資産の売却による収入	18,540	45,991
無形固定資産の取得による支出	△54,472	△63,516
関係会社株式の売却による収入	7	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△23,721
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	4,990
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△30
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	649	—
その他	△76,837	△273,431
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,015,201	1,413,220
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	186,728	89,187
借入金の返済による支出	△204,584	△98,193
社債の発行による収入	198,798	—
自己株式の取得による支出	—	△345,450
子会社の自己株式の取得による支出	△295	△548
子会社の自己株式の処分による収入	71	52
配当金の支払額	△101,257	△202,176
非支配株主への配当金の支払額	△18,125	△45,894
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△1	△1
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	12	1,189
その他	△10,766	△19,205
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,578	△621,040
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,161	4,920
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,034,097	5,781,269
現金及び現金同等物の期首残高	53,603,857	62,637,954
現金及び現金同等物の期末残高	※1 62,637,954	※1 68,419,223

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 245社

主要な会社名 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

なお、J P 楽天ロジスティクス株式会社ほか4社は設立により、郵船不動産株式会社は株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、Toll Holdings Limited (以下「トール社」という。)傘下の子会社10社は清算したことにより、J P ホテルサービス株式会社及びトール社傘下の子会社9社は売却したことにより、当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。

また、郵船不動産株式会社は、2022年4月1日付で商号をJ P プロパティーズ株式会社に、日本郵政スタッフ株式会社は、2022年6月1日付で商号を日本郵政コーポレートサービス株式会社に変更しております。

(2) 非連結子会社 6社

不動産投資に関する匿名組合ほか 6社

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 13社

株式会社ジェイエイフーズおおいた、リンバル株式会社、セゾン投信株式会社、日本ATMビジネスサービス株式会社、J P 投信株式会社、トール社傘下の関連会社

なお、トール社傘下の関連会社2社は清算したため、当連結会計年度から持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 6社

不動産投資に関する匿名組合ほか 6社

(4) 持分法非適用の関連会社 2社

BPO.MP COMPANY LIMITED、株式会社エーアイスクエア

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日

6月末日 5社

12月末日 31社

3月末日 209社

(2) 6月末日及び12月末日を決算日とする連結子会社については、仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非

連結子会社株式(及び出資金)並びに関連会社株式(及び出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券は時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。)については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同様の方法によっております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く。)

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年 ～ 50年

その他 2年 ～ 75年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

- ④ 使用権資産

トール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用権資産については、使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

- ① 当社及び連結子会社(銀行子会社及び保険子会社を除く。)の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- ② 銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- ③ 保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。)に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、前連結会計年度96百万円、当連結会計年度37百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、一部の連結子会社が、各社の定める規程に基づき、従業員に対する自社の株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、当社及び一部の連結子会社が、各社の定める規程に基づき、執行役等に対する自社の株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 保険金等支払引当金の計上基準

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約について、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための将来の契約解除措置等により生じる保険金等の支払見込額等を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年～14年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年～14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

② 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付に係る資産」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(12) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び当社の連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 郵便・物流事業における郵便、荷物に係る収益

郵便・物流事業においては、郵便サービスを全国一律の料金であまねく公平に提供しております。また、物流サービスとして、宅配便(ゆうパック等)及びメール便(ゆうメール等)の運送業務を提供しております。

郵便・物流事業における郵便、荷物に係る収益については、引受から配達完了までの一定期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

② カタログ販売等の物販事業に係る収益

郵便局窓口事業においては、カタログ等を利用して行う生産地特産品販売等の商品又は権利の販売及び、店頭等におけるフレーム切手販売、年賀状印刷サービス及び文房具販売等の商品の販売又は役務の提供を行っております。

カタログ販売等の物販事業に係る収益については、顧客に商品等を引き渡した時点で、顧客が当該商品等に関する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、商品等の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

③ 国際物流事業に係る収益

国際物流事業においては、アジア・オセアニアからの輸出入を中心としたフルラインでの国際貨物輸送（以下、「フォワーディング事業」という。）、及び、アジア・オセアニアにおける輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービス（以下、「ロジスティクス事業」という。）を行っております。

フォワーディング事業に係る収益については、契約に基づく輸送期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。また、ロジスティクス事業に係る収益については、顧客への役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付し、収益及び費用は、期中平均相場による円換算額を付し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、銀行子会社において、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(15) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

(16) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(17) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(銀行子会社における「現金預け金」のうち、譲渡性預け金を除く。)及び資金管理において現金同等物と同様に利用されている当座借越(負の現金同等物)であります。

(18) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

② 責任準備金の積立方法

連結会計年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」という。)からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

(a) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(b) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、連結会計年度末において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

③ 投資信託の解約損益の計上科目

銀行子会社における投資信託の解約損益について、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるものは有価証券利息配当金として「銀行事業収益」に、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるもの以外は株式等売却益又は株式等売却損として「銀行事業収益」又は「その他経常費用」に計上しております。ただし、投資信託の有価証券利息配当金が全体で損となる場合は国債等債券償還損として「業務費」に計上しております。

④ 保険料の計上基準

保険子会社における初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を「生命保険事業収益」に計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を「生命保険事業収益」に計上しております。

なお、収納した保険料のうち、連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

⑤ 保険金等支払金の計上基準

保険子会社における保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を「業務費」に計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、連結会計年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 有価証券の時価評価

銀行子会社及び一部の連結子会社における時価で測定される有価証券の残高は多額であり、連結財務諸表に対する影響が大きいため、有価証券の時価は会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	193,703,491百万円	193,172,232百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法及び主要な仮定

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又は外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格、投資信託の受益証券については基準価額を時価としております。比準価格方式により算定された価額又は第三者から提示された価格における主要な仮定は、時価評価において用いられているインプットであり、イールドカーブ、類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている場合もあります。

② 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することで、有価証券の時価が増減する可能性があります。

2. 退職給付債務の見積り

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

「(退職給付関係)」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社及び一部の連結子会社の退職給付債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率等が含まれます。退職給付債務の見積りは、高い不確実性を伴うため、前提条件が実績と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、翌連結会計年度の退職給付債務に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、郵便・物流事業における郵便、荷物に係る収益については、従来引受時点で収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等の適用により、引受から配達完了までの一定期間にわたり収益を認識するよう変更しております。また、カタログ販売等の物販事業に係る収益については、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、収益認識会計基準等の適用により、代理人取引として総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、その他資産は5,024百万円減少し、その他負債は1,649百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、経常収益は62,793百万円減少し、経常費用は60,854百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,938百万円減少しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純利益は1,938百万円減少し、営業活動によるキャッシュ・フローの「小計」より上の「その他」が同額増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は4,972百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「(収益認識関係)」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、市場価格のある株式の評価について、期末前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

また、「(金融商品関係)」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

1. 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

2. 適用予定日

2023年3月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

従来、当社の整理資源に係る負担額の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を8年としておりましたが、対象者の平均残余支給期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を7年に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の経常費用が3,736百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額増加しております。

(追加情報)

(当社グループの役員等に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当社及び当社の連結子会社である日本郵便株式会社は、当社の執行役並びに日本郵便株式会社の取締役（業務を執行していない取締役を除く。）及び執行役員（以下、併せて「本制度対象役員」という。）に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

1. 取引の概要

本制度は、株式給付規程に基づき、本制度対象役員に対し当社株式等を給付する仕組みであり、連結会計年度における業績達成度を勘案して定まる数のポイントを付与します。本制度対象役員の退任時には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭につき、本信託から給付を行います。

本制度対象役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度697百万円、496千株、当連結会計年度507百万円、375千株であります。

なお、当社の連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険においても信託を活用した株式給付制度を導入しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
株 式	12,722百万円	15,275百万円
出資金	29,107 "	28,978 "

※ 2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引等）により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約（代用有価証券担保付債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	3,353,931百万円	3,657,589百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
連結会計年度末に当該処分をせずに 所有している有価証券	4,804,159百万円	4,904,839百万円

※ 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、「貸出金」、「外国為替」、「その他資産」中の未収利息及び仮払金、「支払承諾見返」の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－ 百万円	－ 百万円
危険債権額	－ "	0 "
三月以上延滞債権額	－ "	－ "
貸出条件緩和債権額	－ "	－ "
合計額	－ "	0 "

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※ 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	24,397,199百万円	30,906,567百万円
担保資産に対応する債務		
貯金	754,882 "	608,469 "
売現先勘定	14,886,481 "	22,032,546 "
債券貸借取引受入担保金	6,092,013 "	3,751,134 "
借入金	3,917,500 "	5,603,600 "

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	3,389,644百万円	3,142,273百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、中央清算機関差入証拠金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
先物取引差入証拠金	152,034百万円	158,969百万円
保証金	18,041 "	21,242 "
中央清算機関差入証拠金	679,900 "	527,199 "
金融商品等差入担保金	324,835 "	743,560 "

※5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
連結貸借対照表計上額	9,382,446百万円	8,604,735百万円
時価	10,158,590 "	9,106,029 "

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険子会社は、資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分（すべての保険契約）
- ② かんぽ生命保険契約（一般）商品区分（すべての保険契約）
- ③ かんぽ生命保険契約（一時払年金）商品区分（一部の保険種類を除く。）

なお、簡易生命保険契約商品を対象とする小区分については、従来、残存年数30年以内の保険契約からなる小区分でありましたが、30年及び40年国債の発行規模が安定的に拡大してきたことに伴い、超長期債の確保が容易となり、より長期の保険契約群に対してデュレーション調整が可能となったことから、当連結会計年度より、残存年数の制限を廃止し、すべての保険契約からなる小区分に変更いたしました。この変更による損益への影響はありません。

※6. 銀行子会社における当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	68,149百万円	54,579百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能な もの	35,500 "	20,221 "

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている銀行子会社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、保険子会社における貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	24,863百万円	25,367百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
減価償却累計額	1,640,553百万円	1,702,779百万円

(注) 上記には、使用权資産に係る減価償却累計額は含まれておりません。

※8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
圧縮記帳額	89,252百万円	89,959百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(536 ")	(80 ")

※9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
期首残高	1,437,535百万円	1,342,855百万円
契約者配当金支払額	159,817 "	155,691 "
利息による増加等	8 "	9 "
年金買増しによる減少	336 "	278 "
契約者配当準備金繰入額	65,465 "	73,113 "
期末残高	1,342,855 "	1,260,009 "

※10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	418百万円	525百万円

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	935百万円	907百万円

11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の業務費として処理しております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	33,629百万円	33,449百万円

※12. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金及び価格変動準備金を積み立てております。

上述した責任準備金(危険準備金を除く。)、危険準備金及び価格変動準備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
責任準備金(危険準備金を除く。)	31,408,726百万円	29,331,229百万円
危険準備金	1,129,662 〃	1,203,243 〃
価格変動準備金	655,111 〃	695,157 〃

※13. 連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

※14. 連結貸借対照表中、「社債」は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

15. 偶発債務に関する事項

連結子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	64,872百万円	61,334百万円

なお、連結子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(連結損益計算書関係)

※ 1. 経常収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため、契約者配当準備金に繰り入れた金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
契約者配当準備金繰入額	46,710百万円	54,849百万円

※ 3. これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等や耐震改修を要する借入郵便局局舎に対して、緊急に必要な工事を実施することとしておりました。

これに伴い、前連結会計年度における特別損失として「老朽化対策工事に係る損失」を計上しております。

※ 4. 前連結会計年度の「減損損失」には、連結子会社であるトール社及び傘下の関係会社の以下の資産グループの減損損失61,938百万円を含んでおります。

(単位：百万円)

場所	用途	種類及び減損損失				
		建物	土地	その他の 有形固定資産	ソフトウェア	合計
オーストラリア クイーンズ ランド州ほか	エクスプレ ス事業	2,844	862	49,586	8,645	61,938

当社グループは、内部管理上独立した業績報告が行われる単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。

トール社のエクスプレス事業について、前連結会計年度に売却の検討を行っており、売却に伴い損失の発生が見込まれたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、Allegro Funds Pty Ltdの傘下企業と2021年4月21日に締結した事業譲渡契約に基づき算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,650,472百万円	△1,543,827百万円
組替調整額	△247,731 "	△183,633 "
税効果調整前	4,402,741 "	△1,727,460 "
税効果額	△1,286,561 "	517,395 "
その他有価証券評価差額金	3,116,179 "	△1,210,064 "
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△176,864 "	△442,446 "
組替調整額	114,065 "	201,500 "
資産の取得原価調整額	△1,701 "	△1,239 "
税効果調整前	△64,500 "	△242,186 "
税効果額	22,568 "	72,850 "
繰延ヘッジ損益	△41,932 "	△169,335 "
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△12,539 "	△12,886 "
組替調整額	— "	5,115 "
税効果調整前	△12,539 "	△7,771 "
税効果額	— "	— "
為替換算調整勘定	△12,539 "	△7,771 "
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	51,264 "	8,220 "
組替調整額	△54,120 "	△45,806 "
税効果調整前	△2,856 "	△37,586 "
税効果額	△406 "	1,061 "
退職給付に係る調整額	△3,262 "	△36,525 "
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△7 "	0 "
組替調整額	3 "	— "
税効果調整前	△3 "	0 "
税効果額	— "	— "
持分法適用会社に対する持分相当額	△3 "	0 "
その他の包括利益合計	3,058,441 "	△1,423,696 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000	—	—	4,500,000	

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	456,667	—	32	456,635	(注) 1、2

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式528千株が含まれております。当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式496千株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の株式数の減少32千株は、株式給付信託による給付によるものであります。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	101,096	25.00	2020年3月31日	2020年6月18日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	202,193	資本剰余金	50.00	2021年3月31日	2021年6月15日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金24百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000	—	732,129	3,767,870	(注)

(注) 発行済株式(普通株式)の減少732,129千株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	456,635	381,134	732,250	105,519	(注) 1、2

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式496千株が含まれております。当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式375千株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の株式数の増加381,134千株は、2021年6月10日開催の当社取締役会決議に基づき2021年6月11日に取得した276,090千株、2021年10月6日開催の当社取締役会決議に基づき2021年11月1日～2022年3月31日までの期間において取得した105,043千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであり、減少732,250千株は、自己株式の消却732,129千株及び株式給付信託による給付120千株によるものであります。

なお、2021年10月6日開催の当社取締役会決議に基づく自己株式の取得は2022年4月7日に終了しております。2022年4月1日～4月7日までの期間において取得した自己株式数は5,028千株であります。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	202,193	50.00	2021年3月31日	2021年6月15日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金24百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	183,136	利益剰余金	50.00	2022年3月31日	2022年6月20日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金18百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金預け金勘定	62,719,113百万円	68,502,665百万円
現金預け金勘定に含まれる		
銀行子会社における譲渡性預け金	△65,000 "	△65,000 "
有価証券勘定に含まれる譲渡性預け金	15,000 "	15,000 "
預入期間が3カ月を超える預け金	△200 "	△200 "
借入金勘定に含まれる当座借越	△30,958 "	△33,241 "
現金及び現金同等物	62,637,954 "	68,419,223 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として建物であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として動産であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、トール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用权資産の内容は、主として建物及び土地であり、使用权資産の減価償却の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	7,368	7,936
1年超	37,139	30,772
合計	44,508	38,709

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	15,683	14,828
1年超	44,444	47,226
合計	60,128	62,055

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社の保有する金融資産及び金融負債の多くは市場変動による価値変化等を伴うものであるため、将来の金利・為替変動により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。

このため、両社それぞれにおいて、資産・負債の総合管理（A L M）を実施して収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約取引等のデリバティブ取引も行っております。

デリバティブ取引は運用資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けております。

また、両社とも、収益向上の観点から、リスク管理態勢の強化に努めつつ、許容可能な範囲でリスク資産への運用にも取り組んでおります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社が保有する金融資産の主なものは、国債を中心とする国内債券や外国債券等の有価証券、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などであり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

A L Mの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券、貸出金、定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。

また、通貨関連取引については、銀行子会社及び保険子会社が保有する外貨建資産の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段等として、通貨スワップ又は為替予約取引を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、日本郵政グループ各社が管理対象とするべきリスク区分などリスク管理に当たって遵守すべき基本事項を事業子会社各社との間の「グループ運営のルールに関する覚書」に定め、グループのリスク管理を実施しております。

さらに、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告するとともに、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢などの協議を行っております。

市場リスク・信用リスク等のリスクについては、それぞれの会社において計量化するリスクを特定し、客観性・適切性を確保した統一的な尺度であるV a R（バリュー・アット・リスク：一定の確率のもとで被る可能性がある予想最大損失額）等により計測しております。当社は個々の会社ごとに計測されたリスク量が各社の資本量に対して適正な範囲に収まることを確認することによりリスクを管理しております。

① 信用リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ信用リスク管理に関する諸規程に基づき、V a Rにより信用リスク量を定量的に計測・管理しております。また、与信集中リスクを抑えるために、個社及び企業グループごとに「与信限度」等を定め、期中の管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

（a）銀行子会社

銀行子会社は、A L Mに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるV a Rにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

銀行子会社ではV a Rの算定に当たって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200営業日(5年相当))を採用しております。なお、負債側については、内部モデルを用いて計測しております。前連結会計年度末(2021年3月31日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,689,515百万円であります。当連結会計年度末(2022年3月31日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,853,231百万円であります。なお、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、市場運用(国債等)中心の資産、貯金中心の負債という特徴を踏まえ、金利リスクの重要性についても十分認識した上で、ALMにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的に金利リスクの管理を行っており、リスクをコントロールしております。

ALMに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等について、ALM委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

(b) 保険子会社

保険子会社は、市場リスクを、金利リスク及び価格変動リスクに区分して管理しております。保険子会社の金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として、資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利の変動により、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

保険子会社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出した会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、会社全体のリスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ資金繰りに関する指標等を設定し、資金流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度においては、市場価格のない株式等及び組合出資金等（前連結会計年度においては、時価を把握することが極めて困難と認められるもの）は、次表には含めておりません（（注1）及び（注2）参照）。

また、現金預け金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	638,985	638,985	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	13	13	—
(3) 金銭の信託	9,089,795	9,073,718	△16,076
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	60,506,060	65,929,179	5,423,118
責任準備金対応債券	9,382,446	10,158,590	776,143
その他有価証券	121,469,534	121,469,534	—
(5) 貸出金	9,655,811		
貸倒引当金(※1)	△182		
	9,655,629	9,986,365	330,736
資産計	210,742,465	217,256,387	6,513,922
(1) 貯金	187,984,760	188,032,622	47,861
(2) 借入金	4,228,180	4,228,186	5
(3) 社債	300,000	300,290	290
負債計	192,512,941	192,561,098	48,157
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,949)	(6,949)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(943,604)	(943,604)	—
デリバティブ取引計	(950,553)	(950,553)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託（＊1）	940,137
有価証券	
非上場株式（＊2）	54,897
投資信託（＊3）	2,217,712
組合出資金（＊4）	72,446
その他	393
合計（＊5）	3,285,586

- （＊1） 金銭の信託のうち、信託財産構成物が私募リートなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- （＊2） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- （＊3） 投資信託のうち、信託財産構成物が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- （＊4） 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。
- （＊5） 当連結会計年度において、1,035百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	436,845	436,845	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	11	11	—
(3) 金銭の信託	7,873,224	7,873,224	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	57,195,506	61,141,595	3,946,089
責任準備金対応債券	8,604,735	9,106,029	501,294
其他有価証券	124,051,186	124,051,186	—
(5) 貸出金	8,693,923		
貸倒引当金(*1)	△ 171		
	8,693,751	8,922,524	228,772
資産計	206,855,261	211,531,418	4,676,157
(1) 貯金	191,731,173	191,761,374	30,201
(2) 借用金	5,942,886	5,942,925	38
(3) 社債	300,000	299,760	△ 240
負債計	197,974,059	198,004,059	30,000
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(83,231)	(83,231)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	(1,242,371)	(1,242,371)	—
デリバティブ取引計	(1,325,602)	(1,325,602)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該借用金及び当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(*3) 銀行子会社は、ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するために、金利スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託 (*1)(*2)(*3)	2,889,132
有価証券	
非上場株式 (*1)	66,271
投資信託 (*2)	3,161,984
組合出資金 (*3)	92,549
その他	—
合計 (*4)	6,209,937

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下「時価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した投資信託の一部については、従前の取扱いを踏襲し、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 組合出資金については、時価算定適用指針第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*4) 当連結会計年度において、5,661百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	258,666	37,072	32,159	58,153	81,957	168,297
有価証券	17,747,191	33,920,647	12,287,002	15,634,511	19,692,351	43,651,814
満期保有目的の債券	7,878,261	13,819,618	3,160,565	4,494,887	7,244,750	23,461,323
うち国債	6,567,100	11,130,800	1,488,200	3,605,800	5,463,600	21,011,700
地方債	990,262	1,569,347	1,066,510	196,304	1,169,080	1,043,444
社債	320,899	1,119,471	605,854	692,783	612,070	1,406,178
その他	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	812,852	1,542,301	586,516	571,300	2,042,900	3,641,625
うち国債	772,400	1,339,800	451,400	554,200	1,974,800	2,532,900
地方債	37,193	173,165	78,299	300	—	269,125
社債	3,259	29,336	56,817	16,800	68,100	839,600
その他有価証券のうち 満期があるもの	9,056,076	18,558,728	8,539,921	10,568,323	10,404,701	16,548,866
うち国債	2,328,274	9,359,310	1,318,510	4,374,471	4,576,298	7,378,900
地方債	771,814	1,421,753	929,209	1,048,295	115,174	148,351
短期社債	1,869,500	—	—	—	—	—
社債	1,148,992	2,051,733	1,690,086	1,131,090	967,597	1,607,837
その他	2,937,495	5,725,929	4,602,115	4,014,467	4,745,630	7,413,777
貸出金	3,495,471	1,891,250	1,431,211	851,905	971,111	1,008,495
合計	21,501,329	35,848,970	13,750,373	16,544,570	20,745,420	44,828,607

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	22,873	8,732	85,126	82,105	36,843	200,482
有価証券	21,969,273	22,196,975	15,602,697	18,003,969	20,517,210	45,261,183
満期保有目的の債券	10,256,223	5,653,851	4,544,503	5,744,850	7,236,070	23,360,165
うち国債	8,867,900	2,769,500	2,214,300	4,260,400	5,402,500	20,230,000
地方債	730,870	1,547,203	822,885	601,049	1,312,573	945,594
社債	510,972	1,023,285	924,077	872,957	520,997	1,430,306
その他	146,481	313,862	583,241	10,442	—	754,265
責任準備金対応債券	369,235	1,224,681	548,300	1,384,000	1,371,700	3,535,950
うち国債	277,000	981,400	511,000	1,359,400	1,176,900	2,394,600
地方債	67,299	183,364	1,100	—	60,000	233,450
社債	24,936	59,917	36,200	24,600	134,800	907,900
その他有価証券のうち 満期があるもの	11,343,814	15,318,442	10,509,894	10,875,118	11,909,440	18,365,066
うち国債	5,879,187	4,919,770	3,327,813	3,037,447	6,437,605	11,587,600
地方債	731,578	1,195,920	1,017,115	382,471	41,287	142,932
短期社債	1,434,500	—	—	—	—	—
社債	1,067,464	1,866,364	1,316,362	945,338	838,578	1,439,414
その他	2,231,084	7,336,387	4,848,602	6,509,861	4,591,968	5,195,119
貸出金(※)	3,073,553	1,759,761	1,222,259	811,274	902,719	918,698
合計	25,065,700	23,965,469	16,910,084	18,897,349	21,456,773	46,380,365

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない0百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	116,027,741	11,086,454	11,688,362	21,295,472	27,886,729	—
借入金	4,210,072	7,711	5,200	15	97	5,084
社債	—	—	—	—	—	300,000
合計	120,237,813	11,094,165	11,693,562	21,295,488	27,886,826	305,084

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	121,457,781	12,086,520	13,565,375	23,932,579	20,688,915	—
借入金	5,912,113	14,257	6,680	9,835	—	—
社債	—	—	—	—	—	300,000
合計	127,369,895	12,100,778	13,572,055	23,942,414	20,688,915	300,000

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	19,999	416,846	436,845
金銭の信託（＊1）	6,037,636	—	—	6,037,636
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	11	—	—	11
その他有価証券				
株式	573,902	—	—	573,902
国債	33,972,969	1,708,273	—	35,681,243
地方債	—	3,498,586	34,642	3,533,229
短期社債	—	1,434,510	—	1,434,510
社債	7,945	7,491,001	1,837	7,500,784
その他（＊1）	13,282,874	13,369,772	258,059	26,910,707
資産計	53,875,339	27,522,144	711,386	82,108,870
デリバティブ取引（＊2）				
金利関連	—	(122,044)	—	(122,044)
通貨関連	—	(1,203,889)	—	(1,203,889)
クレジット・デリバティブ	—	330	—	330
デリバティブ取引計	—	(1,325,602)	—	(1,325,602)

（＊1） 時価算定適用指針第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は49,982,519百万円であります。

（＊2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	269,877	—	269,877
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	47,893,013	—	—	47,893,013
地方債	—	6,111,476	4,130	6,115,606
社債	—	5,339,471	—	5,339,471
その他	246,165	1,534,335	13,002	1,793,504
責任準備金対応債券				
国債	7,378,646	—	—	7,378,646
地方債	—	531,162	25,634	556,796
社債	—	1,170,585	—	1,170,585
貸出金	—	—	8,922,524	8,922,524
資産計	55,517,825	14,956,910	8,965,291	79,440,028
貯金	—	191,761,374	—	191,761,374
借入金	—	5,942,925	—	5,942,925
社債	—	299,760	—	299,760
負債計	—	198,004,059	—	198,004,059

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカー等の第三者から提示された価格を時価としており、主にレベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、株式については取引所の価格、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっており、主にレベル1に分類しております。投資信託の受益証券は基準価格によっており、時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用し、レベルを付していません。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、主にレベル1の時価に分類しております。

有価証券

株式については、取引所の価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価格等又は外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格等を時価としております。

日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価格等を時価とする債券のうち、主に国債・国庫短期証券はレベル1、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。また、外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格等を時価とする債券は、入手した価格や価格に使用されたインプット等の市場での観察可能性に基づき、レベル1、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

為替予約等の振当処理の対象とされた債券については、当該為替予約等の時価を反映しております。

投資信託の受益証券は基準価格によっており、時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格等を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産等の一定割合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等により、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

貯金

振替貯金、通常貯金等の要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

定額貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、過去の実績から算定された期限前解約率を反映した将来キャッシュ・フロー発生見込額を割り引いた現在価値を時価としております。観察できないインプットの影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

なお、割引率は新規に貯金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

社債

連結子会社が発行する社債の時価については、公表された相場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない、又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度 (2022年3月31日)

連結子会社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替 (*3)	レベル3 の時価か らの振替 (*4)	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 負債の評 価 損 益 (*1)
		損益に 計 上 (*1)	その他 の包括 利益に 計 上 (*2)					
買入金銭債権	383,992	△8	△1,995	34,858	—	—	416,846	—
有価証券								
その他有価証券								
地方債	29,238	1,105	△958	△759	6,016	—	34,642	1,105
社債	3,951	△6	△6	△2,100	—	—	1,837	—
その他	357,493	6,079	258	△48,649	—	△57,122	258,059	4,571

(*1) 主に連結損益計算書の「銀行事業収益」、「生命保険事業収益」及び「業務費」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、地方債について観察可能なデータを利用できなくなったことによるものであります。当該振替は会計期間の期首に行っております。

(*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、主に外国債券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の期首に行っております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

銀行子会社は時価検証部署において、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、時価算定部署から独立した時価検証部署において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証し、当該検証結果に基づき、時価のレベルの分類を行っております。検証結果はALM委員会に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の金融商品の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

保険子会社は時価算定部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価の算定を行い、時価のレベル別分類を判断しております。また、リスク管理部門において金融商品の時価評価に関する検証手続を定め、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証していることから、金融商品の時価評価等の適切性が確保されております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

連結子会社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

また、「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	46,288,261	51,437,821	5,149,560
	地方債	5,086,910	5,308,245	221,334
	社債	3,226,809	3,352,944	126,135
	その他	—	—	—
	小計	54,601,982	60,099,011	5,497,029
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	3,399,476	3,340,309	△59,166
	地方債	963,409	958,719	△4,689
	社債	1,541,192	1,531,138	△10,054
	その他	—	—	—
	小計	5,904,078	5,830,167	△73,910
合計		60,506,060	65,929,179	5,423,118

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	38,003,470	42,058,856	4,055,385
	地方債	3,453,953	3,620,009	166,055
	社債	2,161,921	2,244,078	82,156
	その他	573,309	587,450	14,140
	小計	44,192,656	48,510,394	4,317,737
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	6,116,978	5,834,157	△282,821
	地方債	2,520,633	2,495,597	△25,035
	社債	3,130,052	3,095,392	△34,659
	その他	1,235,185	1,221,125	△14,059
	小計	13,002,849	12,646,273	△356,576
合計		57,195,506	61,156,667	3,961,161

3. 責任準備金対応債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	7,288,727	8,043,381	754,653
	地方債	510,174	530,181	20,007
	社債	625,937	649,774	23,837
	小計	8,424,838	9,223,337	798,498
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	517,536	504,247	△13,288
	地方債	48,073	47,687	△385
	社債	391,998	383,318	△8,680
	小計	957,608	935,253	△22,355
合計		9,382,446	10,158,590	776,143

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	5,683,080	6,253,790	570,710
	地方債	407,633	421,913	14,280
	社債	332,465	340,577	8,111
	小計	6,423,179	7,016,281	593,102
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,183,968	1,124,855	△59,113
	地方債	137,892	134,883	△3,008
	社債	859,694	830,008	△29,686
	小計	2,181,555	2,089,747	△91,808
合計		8,604,735	9,106,029	501,294

4. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	574,195	469,598	104,596
	債券	34,832,467	34,138,841	693,626
	国債	24,028,109	23,431,816	596,293
	地方債	4,001,023	3,980,849	20,173
	短期社債	—	—	—
	社債	6,803,334	6,726,175	77,159
	その他	67,801,777	65,355,276	2,446,501
	うち外国債券	23,154,643	21,695,443	1,459,199
	うち投資信託	44,411,058	43,426,737	984,321
	小計	103,208,440	99,963,715	3,244,724
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	24,392	25,783	△1,390
	債券	10,545,723	10,606,644	△60,921
	国債	6,317,038	6,367,915	△50,876
	地方債	477,732	478,582	△849
	短期社債	1,869,535	1,869,535	—
	社債	1,881,417	1,890,612	△9,194
	その他	8,874,962	9,124,015	△249,052
	うち外国債券	4,830,296	4,925,809	△95,513
	うち投資信託	3,067,447	3,220,691	△153,244
	小計	19,445,079	19,756,443	△311,364
合計		122,653,519	119,720,159	2,933,360

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	305,485	225,811	79,674
	債券	28,425,427	28,004,196	421,231
	国債	21,801,829	21,427,708	374,120
	地方債	2,658,327	2,649,646	8,681
	短期社債	—	—	—
	社債	3,965,270	3,926,841	38,429
	その他	50,687,018	48,665,109	2,021,909
	うち外国債券	21,464,017	19,768,180	1,695,837
	うち投資信託	29,103,342	28,779,100	324,242
	小計	79,417,931	76,895,116	2,522,815
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	268,415	305,710	△37,294
	債券	19,724,339	20,068,320	△343,980
	国債	13,879,413	14,194,877	△315,463
	地方債	874,901	877,451	△2,549
	短期社債	1,434,510	1,434,510	—
	社債	3,535,514	3,561,480	△25,966
	その他	25,547,343	25,910,855	△363,511
	うち外国債券	5,419,138	5,545,431	△126,293
	うち投資信託	19,313,466	19,549,404	△235,937
	小計	45,540,099	46,284,886	△744,786
合計		124,958,031	123,180,003	1,778,028

5. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

6. 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
債券	219,915	3,006	—
国債	183,831	2,424	—
地方債	18,702	312	—
社債	17,381	269	—
合計	219,915	3,006	—

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
債券	428,238	6,800	—
国債	428,238	6,800	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
合計	428,238	6,800	—

7. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	141,793	17,543	△13,895
債券	1,813,227	4,716	△45,578
国債	1,796,155	4,636	△45,565
地方債	—	—	—
社債	17,072	80	△12
その他	3,530,282	45,165	△234,935
うち外国債券	2,598,958	36,510	△21,782
うち投資信託	931,324	8,654	△213,153
合計	5,485,304	67,425	△294,409

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	60,961	9,979	△3,071
債券	2,045,311	1,351	△31,276
国債	1,800,690	1,250	△30,184
地方債	91,010	32	△119
社債	153,610	68	△972
その他	4,624,469	65,657	△259,717
うち外国債券	3,731,655	19,052	△77,793
うち投資信託	892,813	46,605	△181,923
合計	6,730,742	76,989	△294,065

8. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

保有目的が変更となった有価証券はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

保有目的が変更となった有価証券はありません。

9. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

当連結会計年度における減損処理額は、876百万円であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	9,089,795	6,820,196	2,269,598	2,345,666	△76,067

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、18,813百万円であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	7,873,224	5,555,610	2,317,614	2,434,352	△116,738

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、10,124百万円であります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	692	—	△26	△26
	為替予約				
	売建	594,542	—	△18,501	△18,501
	買建	568,424	—	11,150	11,150
合計		—	—	△7,377	△7,377

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	681,912	681,912	△74,510	△74,510
	為替予約				
	売建	304,205	—	△14,659	△14,659
	買建	202,603	—	5,607	5,607
合計		—	—	△83,562	△83,562

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	19,470	—	△147	△147
合計		—	—	△147	△147

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	28,107	28,107	576	576
合計		—	—	576	576

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	28,223	14,000	330	330
合計		—	—	330	330

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券、 貯金			
	受取固定・支払変動		3,400,000	3,400,000	40,662
	受取変動・支払固定		4,736,647	3,574,948	△233,971
合計		—	—	—	△193,308

(注) 繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券、 貯金、 借入金			
	受取固定・支払変動		3,400,000	3,400,000	13,672
	受取変動・支払固定		4,027,945	3,634,863	△135,716
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,035	4,632	(注) 2.
合計		—	—	—	△122,044

(注) 1. 繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 外貨建予定 取引	8,099,353	7,167,516	△409,504
	金利通貨スワップ		62,857	—	△2,979
為替予約等の振 当処理	為替予約	その他負債	0	—	△0
ヘッジ対象に係 る損益を認識す る方法	為替予約	有価証券	6,563,483	—	△298,551
	通貨スワップ		911,908	532,259	△39,259
合計		—	—	—	△750,295

(注) 原則として、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 外貨建予定 取引	8,782,501	7,754,729	△762,595
為替予約等の振 当処理	通貨スワップ	有価証券	641,528	635,047	(注) 2.
ヘッジ対象に係 る損益を認識す る方法	為替予約	有価証券	4,032,109	—	△290,030
	通貨スワップ		477,496	316,058	△67,700
合計		—	—	—	△1,120,327

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるもののうち通貨スワップについては、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券の時価に含めて記載してあります。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

- (1) 当社及び主な連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、当社の退職給付債務には、整理資源及び恩給負担金に係る負担額が含まれております。

なお、整理資源及び恩給負担金に係る負担額について、退職給付信託を設定しております。

- (2) 一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)」に基づく退職等年金給付の制度への当社及び一部の連結子会社の要拠出額は、前連結会計年度10,532百万円、当連結会計年度10,355百万円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,557,296百万円	2,497,192百万円
勤務費用	113,426 "	111,924 "
利息費用	16,530 "	16,267 "
数理計算上の差異の発生額	△16,290 "	△9,742 "
退職給付の支払額	△135,952 "	△146,738 "
過去勤務費用の発生額	△37,817 "	△408 "
その他	— "	268 "
退職給付債務の期末残高	2,497,192 "	2,468,764 "

(注) 前連結会計年度において、60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行ったため、過去勤務費用が発生しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	392,362百万円	351,103百万円
期待運用収益	902 "	820 "
数理計算上の差異の発生額	△862 "	△1,879 "
事業主からの拠出額	236 "	236 "
退職給付の支払額	△41,536 "	△34,927 "
年金資産の期末残高	351,103 "	315,352 "

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	287,086百万円	245,834百万円
整理資産	281,512 "	240,665 "
恩給負担金	318 "	219 "
企業年金	5,255 "	4,949 "
年金資産	△351,103 "	△315,352 "
整理資産	△344,380 "	△308,792 "
恩給負担金	△150 "	△97 "
企業年金	△6,571 "	△6,462 "
	△64,017 "	△69,517 "
非積立型制度の退職給付債務	2,210,106 "	2,222,929 "
退職一時金	2,210,106 "	2,222,929 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,146,089 "	2,153,412 "
退職給付に係る負債	2,210,273 "	2,223,051 "
退職給付に係る資産	△64,184 "	△69,639 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,146,089 "	2,153,412 "

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	113,426百万円	111,924百万円
利息費用	16,530 "	16,267 "
期待運用収益	△902 "	△820 "
数理計算上の差異の費用処理額	△19,740 "	△21,651 "
過去勤務費用の費用処理額	△36,361 "	△24,206 "
その他	△117 "	△149 "
確定給付制度に係る退職給付費用	72,834 "	81,365 "

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
過去勤務費用	1,455百万円	△23,797百万円
数理計算上の差異	△4,311 "	△13,788 "
合計	△2,856 "	△37,586 "

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	136,639百万円	112,619百万円
未認識数理計算上の差異	72,862 "	59,356 "
合計	209,501 "	171,976 "

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債券	80%	76%
株式	0 "	1 "
生保一般勘定	0 "	0 "
その他	20 "	23 "
合計	100 "	100 "

(注) 年金資産合計には、整理資源及び恩給負担金に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度98%、当連結会計年度98%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.2～0.7%	0.2～0.7%
長期期待運用収益率	0.1～2.0%	0.1～2.0%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
要拠出額	15,178百万円	11,534百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	759,456百万円	751,476百万円
責任準備金	1,011,450 "	1,026,908 "
支払備金	38,126 "	38,057 "
賞与引当金	38,592 "	38,909 "
価格変動準備金	223,044 "	248,305 "
繰延ヘッジ損益	167,565 "	240,095 "
税務上の繰越欠損金(※)	509,210 "	677,378 "
その他	224,652 "	233,959 "
繰延税金資産小計	2,972,099 "	3,255,090 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(※)	△509,018 "	△677,301 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△829,065 "	△801,120 "
評価性引当額小計	△1,338,083 "	△1,478,421 "
繰延税金資産合計	1,634,016 "	1,776,668 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,530,022 "	△1,059,628 "
時価評価による評価差額	△5,075 "	△4,209 "
その他	△23,871 "	△57,859 "
繰延税金負債合計	△1,558,969 "	△1,121,697 "
繰延税金資産(負債)の純額	75,047 "	654,971 "

(注) 責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産は、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有しております。

(※) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	453	5,417	4,355	189,591	10,177	299,214	509,210百万円
評価性引当額	△309	△5,417	△4,355	△189,591	△10,177	△299,166	△509,018 "
繰延税金資産	143	—	—	—	—	48	192 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	5,467	3,647	189,180	10,175	8,300	460,607	677,378百万円
評価性引当額	△5,421	△3,647	△189,180	△10,175	△8,300	△460,575	△677,301 "
繰延税金資産	45	—	—	—	—	31	77 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△1.5
評価性引当額の増減	15.3	21.2
子会社株式の投資簿価修正	—	△23.7
関係会社株式評価損認容	△18.2	—
その他	△0.5	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.8%	26.5%

(企業結合等関係)
(共通支配下の取引等)
子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する連結子会社である株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部につき、以下のとおり売却を実施しました。

1. 取引の概要

(1) 取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、株式会社かんぽ生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融２社」という。）の株式について、その全部を処分することを目指し、金融２社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされています。この趣旨に沿って、当社は、当社の中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融２社の保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。

上記方針に従い、株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じて保有する株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部を売却し、あわせて株式処分信託を通じた売却を行いました。これにより、当社の株式会社かんぽ生命保険に対する保有割合は50%を下回りました。

(2) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社かんぽ生命保険

事業の内容：生命保険業

(3) 企業結合日

① 株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売付け

2021年５月17日

② 株式処分信託を通じた売却

2021年６月10日から2021年６月17日まで

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の一部売却

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

76,576百万円

(事業分離)

当社及び当社の連結子会社である日本郵便株式会社並びに当社の連結子会社であるトール社は、2021年8月31日に、トール社のエクスプレス事業をAllegro Funds Pty Ltdの傘下企業であるAustralian Parcels Group Pty Ltd、Australian Parcels Pty Ltd、Tasmania Maritime Pty Ltd、NZ Logistics Holdings Limited（以下「Allegro」という。）に譲渡いたしました。また、本事業譲渡に伴い、Toll IPEC Pty Ltd等9社を当社の連結子会社から除外しております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

Australian Parcels Group Pty Ltd、Australian Parcels Pty Ltd、Tasmania Maritime Pty Ltd、
NZ Logistics Holdings Limited

(2) 分離した事業の内容

トール社のエクスプレス事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループはトール社の成長に資する事業戦略上の様々な選択肢を検討しておりましたが、トール社において、特に業績悪化が継続しているエクスプレス事業を売却することが最善の選択であると判断し、当社グループによる慎重な検討を重ねた結果、このたびトール社はエクスプレス事業をAllegroに譲渡する契約の合意に至ったものであります。

(4) 事業分離日

2021年8月31日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡損 10,898百万円

なお、本件譲渡契約の条件に基づき、最終的な譲渡価額が決定されるため、移転損益の金額は多少変動する可能性があります。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額

資産合計 137,075百万円

負債合計 136,351百万円

(3) 会計処理

移転したエクスプレス事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を「事業譲渡損」として特別損失に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

国際物流事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益 99,212百万円

経常利益 5,490百万円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の建物解体時におけるアスベスト除去費用、並びに営業拠点や社宅等に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務の履行に伴う費用等に関し、資産除去債務を計上しております。

なお、当社グループの郵便局を中心としたネットワークについては、公的なサービス提供の観点から、当該ネットワークの確実な維持が求められております。このため、当該ネットワーク維持に必要な施設に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務については、当該契約の終了等により、その履行が明らかに予定されている場合に限り、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年～47年と見積り、割引率は0.0%～4.9%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
期首残高	30,239	百万円	38,659	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	736	〃	1,611	〃
連結子会社取得による増加額	—	〃	4,900	〃
時の経過による調整額	30	〃	51	〃
見積りの変更による増減額(△は減少)	10,576	〃	2,864	〃
資産除去債務の履行による減少額	△3,407	〃	△8,100	〃
その他増減額(△は減少)	483	〃	△2,842	〃
期末残高	38,659	〃	37,143	〃

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度及び当連結会計年度において、借地上の建物の解体費用等として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。この見積りの変更による増加額10,576百万円、2,864百万円を変更前の資産除去債務残高にそれぞれ加算しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)や賃貸商業施設等を保有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,525百万円(主な賃貸収益はその他経常収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上)、売却損益は2,025百万円(特別損益に計上)、減損損失は15,295百万円(特別損益に計上)、その他の特別損失は3,773百万円であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は14,280百万円(主な賃貸収益はその他経常収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上)、売却損益は7,377百万円(特別損益に計上)、減損損失は4,295百万円(特別損益に計上)、その他の特別損失は302百万円であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	485,565	492,202
	期中増減額	6,636	36,920
	期末残高	492,202	529,122
期末時価		675,970	744,486

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額であります。
3. 開発中の賃貸等不動産は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。これらの不動産の連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末173,191百万円、当連結会計年度末216,418百万円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益のうち、主な収益を下記のとおり分解しております。これらの分解した収益とセグメント収益との関連は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	顧客との契約から 生じる収益	その他の収益	外部顧客に対する 経常収益
郵便・物流事業セグメント	1,999,942	3,142	2,003,084
郵便業務等収益	1,902,472		
その他	97,469		
郵便局窓口事業セグメント	53,173	35,461	88,635
物販	37,596		
提携金融	7,585		
その他	7,991		
国際物流事業セグメント	686,777	802	687,579
銀行業セグメント	155,607	1,820,397	1,976,004
生命保険業セグメント	—	6,454,191	6,454,191
その他	30,950	21,876	52,826
合計	2,926,450	8,335,872	11,262,323

(注)「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない宿泊事業、病院事業等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 郵便・物流事業

郵便・物流事業においては、主に郵便事業、印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書等の発行、物流事業及びその他の事業を行っております。そのうち物流事業としては、国内物流事業及びロジスティクス事業を行っております。国内物流事業については、国内貨物運送に関する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業に係る業務並びにこれらに附帯する業務であって、宅配便及びメール便の業務に相当する業務(ゆうパック、ゆうメール)を行っております。

郵便業務等収益のうち郵便、荷物に係る収益については、引受から配達完了までの一定期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

また、履行義務を充足する前に受け取った対価については、契約負債として認識しております。

郵便、荷物に係る収益のうち後納郵便等に関する対価は、別途定める支払条件により、概ね1カ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 郵便局窓口事業

郵便局窓口事業においては、お客さまにサービスを提供するための営業拠点として全国に設置した直営の郵便局において実施している郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務等及び保険窓口業務等の他、物販事業、不動産事業、提携金融サービス及びその他の事業を行っております。

カタログ販売等の物販事業に係る収益については、顧客に商品等を引き渡した時点で、顧客が当該商品等に関する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

また、カタログ販売等のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

カタログ販売等における対価は、顧客に商品等を引き渡した後、概ね1年以内に回収しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 国際物流事業

国際物流事業においては、アジア・オセアニアからの輸出入を中心としたフルラインでの国際貨物輸送(以下、「フォワーディング事業」という。)、及び、アジア・オセアニアにおける輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービス(以下、「ロジスティクス事業」という。)を行っております。

フォワーディング事業に係る収益については、契約に基づく輸送期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

また、ロジスティクス事業に係る収益については、顧客への役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

国際物流事業における対価は、役務の提供により顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度末以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」にそれぞれ含めております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	280,812
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	270,339
契約資産（期首残高）	6,423
契約資産（期末残高）	8,523
契約負債（期首残高）	44,142
契約負債（期末残高）	46,266

契約資産は、主に、郵便・物流事業における料金後納等の引受済みの郵便物や荷物のうち、期末日時点で配達完了していないものについて履行義務の充足に係る進捗度に応じて合理的に見積もられる収益に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該後納郵便等に関する対価は、別途定める支払条件により、概ね1カ月以内に受領しております。

契約負債は、主に、郵便・物流事業における引受済みの郵便物や荷物（料金後納等を除く）のうち、履行義務の充足に係る進捗度に応じて期末時点で配達完了していないと合理的に見積もられる部分の金額及び販売した郵便切手類のうち郵便切手類販売所における郵便切手類の買受額に対する在庫額の比率等に基づき期末時点の未使用額として合理的に見積もられる金額に関するもの等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、43,792百万円であります。

また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要な金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び当社の連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引が無い場合、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものを一定の基準に従い集約したものであります。

当社グループは、業績の評価等を主として連結子会社別(日本郵便株式会社は郵便・物流事業セグメント、郵便局窓口事業セグメントに分類)に行っているため、これらを事業セグメントの識別単位とし、このうち各事業セグメントの経済的特徴、製品及びサービスを販売する市場及び顧客の種類等において類似性が認められるものについて集約を実施し、報告セグメントを決定しております。

各報告セグメントは、日本郵便株式会社を中心とした「郵便・物流事業」及び「郵便局窓口事業」、トール社を中心とした「国際物流事業」、株式会社ゆうちょ銀行を中心とした「銀行業」、株式会社かんぽ生命保険を中心とした「生命保険業」であります。

(報告セグメントの区分方法の変更)

当社グループ内の業績管理区分の一部変更に伴い、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントの区分として従来「その他」に含まれていた日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社及び株式会社システムトラスト研究所の営む事業を「郵便局窓口事業」に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場価格又は総原価を基準に決定した価格に基づいております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「(会計方針の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度に係る連結財務諸表から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「郵便・物流事業」の経常収益は2,689百万円減少し、セグメント利益は1,980百万円減少、「郵便局窓口事業」の経常収益は59,679百万円減少、「銀行業」の経常収益は779百万円減少し、セグメント利益は51百万円増加、「その他」の経常収益は534百万円減少し、セグメント利益は9百万円減少しております。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	2,030,969	158,759	749,862	1,944,878	6,786,210	11,670,681	46,077	11,716,758
セグメント間の 内部経常収益	40,907	1,126,706	206	1,833	16	1,169,671	165,331	1,335,002
計	2,071,877	1,285,465	750,069	1,946,712	6,786,226	12,840,352	211,408	13,051,760
セグメント利益 又は損失(△)	126,587	39,846	△7,003	394,206	345,736	899,373	113,110	1,012,483
セグメント資産	2,029,293	2,649,894	529,536	223,870,630	70,172,982	299,252,337	6,058,846	305,311,183
その他の項目								
減価償却費	82,132	44,132	51,129	35,033	59,387	271,814	14,879	286,694
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—	167	167
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	9	1	183	1,198,391	1,004,635	2,203,221	7,376	2,210,598
支払利息又は 資金調達費用	550	1	10,685	241,154	2,312	254,705	1	254,706
持分法投資利益	—	238	48	273	—	560	—	560
特別利益	2,507	1,377	7,665	—	—	11,550	2,146	13,697
固定資産処分益	12	498	5,096	—	—	5,606	1,636	7,243
特別損失	1,395	14,595	86,565	1,566	46,732	150,856	17,069	167,925
固定資産処分損	703	922	294	560	255	2,736	528	3,264
減損損失	682	12,925	72,000	1,006	—	86,614	6,935	93,550
価格変動準備金 繰入額	—	—	—	—	46,477	46,477	—	46,477
老朽化対策工事 に係る損失	—	—	—	—	—	—	4,915	4,915
契約者配当 準備金繰入額	—	—	—	—	65,465	65,465	—	65,465
税金費用	1,026	1,884	△274	113,124	67,434	183,195	2,610	185,806
持分法適用会社 への投資額	—	2,215	9,703	1,073	—	12,992	—	12,992
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	26,936	67,557	27,587	41,178	33,110	196,370	44,652	241,023

(注) １．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(97,209百万円)が含まれております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	2,003,084	88,635	687,579	1,976,004	6,454,191	11,209,496	52,826	11,262,323
セグメント間の 内部経常収益	40,540	1,069,917	237	1,637	16	1,112,348	278,899	1,391,247
計	2,043,624	1,158,552	687,817	1,977,642	6,454,208	12,321,845	331,725	12,653,571
セグメント利益	103,898	24,742	21,226	490,893	356,113	996,874	209,273	1,206,147
セグメント資産	2,185,467	2,635,119	435,273	232,954,438	67,174,796	305,385,095	5,921,129	311,306,224
その他の項目								
減価償却費	71,381	37,758	36,620	37,716	54,562	238,039	17,708	255,748
のれんの償却額	183	—	—	—	—	183	1,133	1,317
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	10	1	375	1,369,735	985,879	2,356,001	10,007	2,366,008
支払利息又は 資金調達費用	817	0	7,872	226,652	2,352	237,696	52	237,749
持分法投資利益	—	358	879	290	—	1,527	—	1,527
特別利益	254	8,030	8,415	6,379	5,696	28,776	664	29,440
固定資産処分益	60	7,025	1,815	6,379	5,696	20,977	661	21,639
特別損失	2,757	4,045	17,743	697	68,116	93,358	13,151	106,510
固定資産処分損	1,258	1,001	965	681	326	4,234	379	4,613
減損損失	659	3,035	576	15	—	4,286	6,995	11,282
価格変動準備金 繰入額	—	—	—	—	67,789	67,789	—	67,789
老朽化対策工事 に係る損失	—	—	—	—	—	—	—	—
契約者配当 準備金繰入額	—	—	—	—	73,113	73,113	—	73,113
税金費用	32,380	4,638	6,466	142,348	62,517	248,350	△25,571	222,779
持分法適用会社 への投資額	—	2,564	11,413	1,063	—	15,041	—	15,041
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	38,238	35,199	20,468	44,685	31,958	170,550	49,331	219,882

- (注) 1. 当連結会計年度より、「金融窓口事業」は「郵便局窓口事業」に報告セグメントの名称を変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の名称を用いて表示しております。
2. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
3. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(203,393百万円)が含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	12,840,352	12,321,845
「その他」の区分の経常収益	211,408	331,725
セグメント間取引消去	△1,335,002	△1,391,247
調整額	3,644	2,451
連結損益計算書の経常収益	11,720,403	11,264,774

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「調整額」は、国際物流事業セグメントの経常収益の算出方法と連結損益計算書の経常収益の算出方法の差異等によるものであります。

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	899,373	996,874
「その他」の区分の利益	113,110	209,273
セグメント間取引消去	△92,024	△211,684
調整額	△6,294	△2,997
連結損益計算書の経常利益	914,164	991,464

(注) 「調整額」は、国際物流事業セグメントのセグメント利益又は損失の算出方法と連結損益計算書の経常利益の算出方法の差異等によるものであります。

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	299,252,337	305,385,095
「その他」の区分の資産	6,058,846	5,921,129
セグメント間取引消去	△7,573,052	△7,459,244
連結貸借対照表の資産合計	297,738,131	303,846,980

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	271,814	238,039	14,879	17,708	△410	△386	286,283	255,361
のれんの償却額	—	183	167	1,133	—	—	167	1,317
受取利息、利息及び 配当金収入又は 資金運用収益	2,203,221	2,356,001	7,376	10,007	△264	△0	2,210,334	2,366,008
支払利息又は 資金調達費用	254,705	237,696	1	52	△264	△265	254,441	237,483
持分法投資利益	560	1,527	—	—	—	—	560	1,527
特別利益	11,550	28,776	2,146	664	—	—	13,697	29,440
固定資産処分益	5,606	20,977	1,636	661	—	—	7,243	21,639
特別損失	150,856	93,358	17,069	13,151	△54	△6	167,871	106,504
固定資産処分損	2,736	4,234	528	379	△5	△4	3,259	4,609
減損損失	86,614	4,286	6,935	6,995	△4	△1	93,545	11,280
価格変動準備金繰入額	46,477	67,789	—	—	—	—	46,477	67,789
老朽化対策工事に係る 損失	—	—	4,915	—	—	—	4,915	—
契約者配当準備金繰入額	65,465	73,113	—	—	—	—	65,465	73,113
税金費用	183,195	248,350	2,610	△25,571	—	—	185,806	222,779
持分法適用会社への 投資額	12,992	15,041	—	—	—	—	12,992	15,041
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	196,370	170,550	44,652	49,331	△483	△143	240,540	219,739

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

当連結会計年度(自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
当期償却額	—	—	—	—	—	—	167	167
当期末残高	—	—	—	—	—	—	2,383	2,383

当連結会計年度(自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
当期償却額	183	—	—	—	—	183	1,133	1,317
当期末残高	—	—	—	—	—	—	8,905	8,905

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	円	3,411.60	3,361.06
1株当たり当期純利益	円	103.44	131.93

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「(会計方針の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度に係る連結財務諸表から収益認識会計基準等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益はそれぞれ0円51銭減少しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (2021年3月31日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	16,071,067	14,688,981
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,276,705	2,379,590
うち非支配株主持分	百万円	2,276,705	2,379,590
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	13,794,361	12,309,391
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	4,043,364	3,662,350

4. 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の連結会計年度末株式数は、前連結会計年度496,100株、当連結会計年度375,400株であります。

5. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	418,238	501,685
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	418,238	501,685
普通株式の期中平均株式数	千株	4,043,357	3,802,720

6. 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の連結会計年度における期中平均株式数は、前連結会計年度503,664株、当連結会計年度413,423株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、2022年4月25日開催の当社取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、2022年5月20日に消却を実施いたしました。

1. 自己株式の消却を行った理由

当社は、将来の希薄化懸念を払拭することを目的として自己株式の消却を実施いたしました。

2. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却した株式の総数 | 110,072,529株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 2.92%) |
| (3) 消却日 | 2022年5月20日 |

(参考)

消却後の発行済株式総数 3,657,797,700株

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月13日開催の当社取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、中期経営計画「J P ビジョン2025」における資本戦略に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として、自己株式の取得を実施いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 278,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く。)に対する割合 7.6%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200,000百万円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2022年5月16日から2023年3月31日まで |
| (5) 取得の方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 かんぼ生 命保険	第1回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債(劣後特約付)	2019年1月29日	100,000	100,000	1.00 (注1)	なし	2049年1月29日
株式会社 かんぼ生 命保険	第2回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債(劣後特約付)	2021年1月28日	200,000	200,000	1.050 (注2)	なし	2051年1月28日
合計	—	—	300,000	300,000	—	—	—

- (注) 1. 2029年1月29日の翌日以降は、6ヶ月ユーロ円ライボーに1.78%を加算した利率であります。
2. 2031年1月28日の翌日以降は、5年国債金利に2.010%を加算した利率(5年ごとにリセット)であります。
3. 連結決算日後5年内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	4,228,180	5,942,886	0.07	—
借入金	4,228,180	5,942,886	0.07	2022年4月～ 2028年3月
リース債務	193,084	126,147	—	2022年4月～ 2060年1月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金のうち、5,603,600百万円は無利息であります。
3. 一部の連結子会社において、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、リース債務の「平均利率」の欄に記載を行っておりません。
4. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	5,912,113	7,102	7,155	5,800	880
リース債務(百万円)	16,766	13,225	12,050	10,054	6,080

借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考)

なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーは、ありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	第2四半期 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	第3四半期 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益 (百万円)	2,864,073	5,750,780	8,512,973	11,264,774
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	259,963	467,581	666,008	841,287
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	159,736	265,163	403,453	501,685
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	39.99	68.33	105.12	131.93

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	第2四半期 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	第3四半期 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	第4四半期 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり四半期純利益 (円)	39.99	27.98	36.84	26.59

② 訴訟

当社の連結子会社である日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下「JPiT」という。)は、2015年4月30日付で、ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)及び株式会社野村総合研究所を被告として、同社に発注した業務の履行遅延等に伴い生じた損害として16,150百万円の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりましたが、2020年6月24日付で請求額を20,350百万円に増額する旨の申立てを行いました。

なお、当該訴訟に関連して、ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)より、2015年4月30日付で、JPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等として14,943百万円の支払いを求める訴訟の提起を受けておりましたが、その請求額につきましては、2015年11月13日付で20,352百万円に、2016年9月30日付で22,301百万円に、2017年8月31日付で23,953百万円に増額する旨の申立てがなされております。また、株式会社野村総合研究所からは、2019年2月25日付でJPiTに対して追加業務に関する報酬として1,390百万円の支払いを求める反訴を提起されております。当社としては、これらの請求は根拠のないものと考えており、裁判を通じてこれらの請求が不当であることを主張していくものです。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 189,791	※1 142,756
棚卸資産	※2 386	※2 317
前払費用	242	774
短期貸付金	※1 22,949	※1 53,704
未収入金	※1 13,938	※1 36,153
未収還付法人税等	24,097	37,289
その他	※1 1,292	※1 5,867
貸倒引当金	△596	△4
流動資産合計	252,101	276,859
固定資産		
有形固定資産		
建物	※3 48,722	※3 43,093
構築物	※3 2,033	※3 2,185
機械及び装置	※3 843	※3 602
車両運搬具	72	63
工具、器具及び備品	※3 23,606	※3 18,352
土地	※3 89,889	※3 91,737
建設仮勘定	※3 981	※3 294
有形固定資産合計	166,149	156,328
無形固定資産		
ソフトウェア	19,408	18,229
その他	4,042	1,232
無形固定資産合計	23,450	19,461
投資その他の資産		
投資有価証券	186,890	147,465
関係会社株式	5,040,211	4,737,230
金銭の信託	293,063	412,160
長期貸付金	※1 20,926	※1 62,329
破産更生債権等	61	63
長期前払費用	1,842	1,445
前払年金費用	17,890	36,898
その他	※1 172	※1 172
貸倒引当金	△61	△63
投資損失引当金	△5,152	△1,700
投資その他の資産合計	5,555,845	5,396,001
固定資産合計	5,745,446	5,571,791
資産合計	5,997,547	5,848,650

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 25,758	※1 16,237
未払費用	884	1,042
未払法人税等	150	151
未払消費税等	—	3,185
賞与引当金	1,634	1,371
ポイント引当金	390	—
その他	429	2,221
流動負債合計	29,247	24,210
固定負債		
退職給付引当金	24,401	24,130
役員株式給付引当金	281	315
公務災害補償引当金	16,701	16,022
繰延税金負債	5,989	35,926
その他	7,956	7,323
固定負債合計	55,330	83,719
負債合計	84,577	107,929
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金		
資本準備金	875,000	875,000
その他資本剰余金	3,628,856	1,078,718
資本剰余金合計	4,503,856	1,953,718
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,267,127	325,471
利益剰余金合計	△1,267,127	325,471
自己株式	△831,661	△96,106
株主資本合計	5,905,066	5,683,084
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,903	57,636
評価・換算差額等合計	7,903	57,636
純資産合計	5,912,969	5,740,721
負債純資産合計	5,997,547	5,848,650

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
営業収益		
ブランド価値使用料	※1, ※3 13, 397	※1, ※3 13, 040
関係会社受取配当金	※1 97, 209	※1 203, 393
受託業務収益	※1 37, 045	※1 45, 262
貯金旧勘定交付金	※1 329	※1 243
医業収益	※1 13, 042	※1 14, 020
宿泊事業収益	6, 908	8, 728
営業収益合計	167, 933	284, 688
営業費用		
受託業務費用	38, 972	45, 000
医業費用	16, 936	17, 708
宿泊事業費用	18, 481	16, 414
管理費	※2 △11, 328	※2 2, 019
営業費用合計	※1 63, 061	※1 81, 142
営業利益	104, 871	203, 545
営業外収益		
受取利息	※1 87	※1 275
受取配当金	7, 102	9, 998
受取賃貸料	※1 2, 665	※1 2, 804
システム改修料	※1 166	—
補助金収入	1, 076	1, 958
その他	※1 1, 081	※1 867
営業外収益合計	12, 180	15, 904
営業外費用		
賃貸費用	※1 1, 276	※1 1, 312
システム改修費用	※1 161	—
貸倒引当金繰入額	596	2
その他	※1 216	※1 382
営業外費用合計	2, 250	1, 697
経常利益	114, 800	217, 753
特別利益		
固定資産売却益	1, 636	1, 072
関係会社株式売却益	—	※1 87, 530
その他	369	2, 968
特別利益合計	2, 005	91, 572
特別損失		
固定資産除却損	468	295
減損損失	5, 429	3, 876
関係会社株式評価損	※4 2, 229, 597	—
老朽化対策工事負担金	※1 5, 518	—
事業譲渡関連費用	—	4, 717
その他	4, 335	1, 060
特別損失合計	2, 245, 349	9, 949
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△2, 128, 543	299, 376
法人税、住民税及び事業税	1, 446	△26, 084
法人税等合計	1, 446	△26, 084
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2, 129, 989	325, 460

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	963,958	963,958
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	963,958	963,958
当期変動額						
剰余金の配当					△101,096	△101,096
欠損填補						
当期純損失(△)					△2,129,989	△2,129,989
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△2,231,085	△2,231,085
当期末残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	△1,267,127	△1,267,127

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△831,707	8,136,107	△104,439	△104,439	8,031,667
会計方針の変更による累積的影響額		—			—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△831,707	8,136,107	△104,439	△104,439	8,031,667
当期変動額					
剰余金の配当		△101,096			△101,096
欠損填補		—			—
当期純損失(△)		△2,129,989			△2,129,989
自己株式の取得		—			—
自己株式の処分	45	45			45
自己株式の消却		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			112,342	112,342	112,342
当期変動額合計	45	△2,231,040	112,342	112,342	△2,118,697
当期末残高	△831,661	5,905,066	7,903	7,903	5,912,969

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	△1,267,127	△1,267,127
会計方針の変更による累積的影響額					11	11
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	△1,267,115	△1,267,115
当期変動額						
剰余金の配当			△202,193	△202,193		
欠損填補			△1,267,127	△1,267,127	1,267,127	1,267,127
当期純利益					325,460	325,460
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却			△1,080,816	△1,080,816		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△2,550,137	△2,550,137	1,592,587	1,592,587
当期末残高	3,500,000	875,000	1,078,718	1,953,718	325,471	325,471

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△831,661	5,905,066	7,903	7,903	5,912,969
会計方針の変更による累積的影響額		11			11
会計方針の変更を反映した当期首残高	△831,661	5,905,078	7,903	7,903	5,912,981
当期変動額					
剰余金の配当		△202,193			△202,193
欠損填補		—			—
当期純利益		325,460			325,460
自己株式の取得	△345,450	△345,450			△345,450
自己株式の処分	189	189			189
自己株式の消却	1,080,816	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			49,733	49,733	49,733
当期変動額合計	735,555	△221,993	49,733	49,733	△172,259
当期末残高	△96,106	5,683,084	57,636	57,636	5,740,721

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同様の方法によっております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価の切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～60年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては当社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

- (3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金

- ① 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

- ② 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「前払年金費用」として計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

- ③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づき、執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 公務災害補償引当金

公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の職員又は遺族に対する年金の支出に備えるため、当事業年度末における公務災害補償に係る債務を計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は主に、持株会社として子会社から、当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価としてブランド価値使用料を受け取るほか、グループの経営効率の向上を図るため間接業務を受託してサービスを提供する等しております。これらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、宿泊事業におけるポイント制度については、従来将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。また、宿泊事業における売店販売等に係る収益については、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当社が代理人に該当すると判断したものについては、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。さらに、受託業務収益のうち工事監理業務については、従来一時点で収益を認識しておりましたが、業務の開始から完了までの一定期間にわたり、収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、営業収益は245百万円減少し、営業費用は256百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は11百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、市場価格のある株式の評価について、期末前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「補助金収入」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた2,158百万円は、「補助金収入」1,076百万円、「その他」1,081百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

従来、整理資源に係る退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を8年としておりましたが、対象者の平均残余支給期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を7年に変更しております。

この変更により、当事業年度の営業費用が3,736百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。

(追加情報)

(役員に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	205,775百万円	214,964百万円
長期金銭債権	21,003百万円	62,406百万円
短期金銭債務	11,896百万円	4,796百万円

※ 2. 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
貯蔵品	386百万円	317百万円

※ 3. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
圧縮記帳額	11,290百万円	11,290百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引(収入分)	147,890百万円	261,618百万円
営業取引(支出分)	18,107百万円	16,484百万円
営業取引以外の取引(収入分)	2,568百万円	90,345百万円
営業取引以外の取引(支出分)	5,985百万円	379百万円

※ 2. 管理費のうち、主要な費目は次のとおりであります。

なお、退職給付費用がマイナスとなっているのは、主として整理資源に係る数理計算上の差異の償却等によるものであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付費用	△29,168百万円	△18,657百万円
給料・手当	6,516百万円	7,232百万円
委託費	2,166百万円	2,566百万円
広告宣伝費	1,336百万円	1,754百万円
減価償却費	1,169百万円	1,145百万円
租税公課	2,892百万円	3,143百万円

※ 3. ブランド価値使用料

当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価として、当社が子会社から受け取る収益を計上するものです。

※ 4. 関係会社株式評価損

前事業年度末における株式会社ゆうちょ銀行株式の時価の取得原価からの下落率が30%以上50%未満であり、かつ、時価の下落傾向が長期にわたっていること等を勘案し、同社株式の時価が取得原価に比べて著しく下落したと判断しました。さらに、時価が取得原価の水準にまで回復する見込みのあることについて、合理的な根拠をもって予測することは困難であると判断したことから、前決算期末の市場価格と取得原価との差額を減損しました。

前事業年度の「関係会社株式評価損」には、同社株式に係る関係会社株式評価損2,229,538百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	4,155,183	4,375,456	220,272
(2) 関連会社株式	—	—	—
合計	4,155,183	4,375,456	220,272

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)
(1) 子会社株式	885,028
(2) 関連会社株式	—
合計	885,028

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	3,882,994	3,712,951	△170,042
(2) 関連会社株式	—	—	—
合計	3,882,994	3,712,951	△170,042

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	当事業年度 (2022年3月31日)
(1) 子会社株式	854,235
(2) 関連会社株式	—
合計	854,235

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	393,500百万円	560,144百万円
退職給付引当金	105,012	88,894
賞与引当金	500	420
その他	13,549	21,285
繰延税金資産小計	512,562	670,744
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△393,500	△560,144
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△119,062	△110,599
評価性引当額小計	△512,562	△670,744
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5,989	△35,926
繰延税金資産(負債)の純額	△5,989百万円	△35,926百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	—%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△23.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.1
評価性引当額の増減	—	51.0
子会社株式の投資簿価修正	—	△66.5
繰越欠損金の期限切れ	—	0.0
その他	—	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—%	△8.7%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する連結子会社である株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部につき、以下のとおり売却を実施しました。この売却により関係会社株式売却益が87,530百万円発生しております。

1. 取引の概要

(1) 取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、株式会社かんぽ生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融2社」という。）の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。この趣旨に沿って、当社は、当社の中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融2社の保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。

上記方針に従い、株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じて保有する株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部を売却し、あわせて株式処分信託を通じた売却を行いました。これにより、当社の株式会社かんぽ生命保険に対する保有割合は50%を下回りました。

(2) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社かんぽ生命保険

事業の内容：生命保険業

(3) 企業結合日

① 株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売付け

2021年5月17日

② 株式処分信託を通じた売却

2021年6月10日から2021年6月17日まで

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、2022年4月25日開催の当社取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、2022年5月20日に消却を実施いたしました。

1. 自己株式の消却を行った理由

当社は、将来の希薄化懸念を払拭することを目的として自己株式の消却を実施いたしました。

2. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類 当社普通株式

(2) 消却する株式の総数 110,072,529株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 2.92%)

(3) 消却日 2022年5月20日

(参考)

消却後の発行済株式総数 3,657,797,700株

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月13日開催の当社取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、中期経営計画「J P ビジョン2025」における資本戦略に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として、自己株式の取得を実施いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 278,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 7.6%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200,000百万円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2022年5月16日から2023年3月31日まで |
| (5) 取得の方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	48,722	1,340	(2,985) 4,276	2,693	43,093	13,857
	構築物	2,033	351	(22) 75	124	2,185	624
	機械 及び装置	843	23	(31) 151	112	602	951
	車両 運搬具	72	30	(5) 7	31	63	399
	工具、器具 及び備品	23,606	832	(101) 384	5,701	18,352	15,799
	土地	89,889	3,660	(710) 1,813	-	91,737	-
	建設 仮勘定	981	4,792	(-) 5,479	-	294	-
	計	166,149	11,032	(3,857) 12,188	8,664	156,328	31,633
無形 固定資産	ソフトウェア	19,408	5,622	(18) 21	6,779	18,229	35,088
	その他	4,042	2,844	(0) 5,633	21	1,232	68
	計	23,450	8,466	(18) 5,654	6,801	19,461	35,157

(注) 当期減少高の欄の () 内の金額は、減損損失による減少分であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	658	11	601	67
投資損失引当金	5,152	-	3,452	1,700
賞与引当金	1,634	1,371	1,634	1,371
役員株式給付引当金	281	149	115	315
公務災害補償引当金	16,701	459	1,139	16,022

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増し手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告掲載方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.japanpost.jp/corporate/public_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、当社定款の定めにより、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月21日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2021年6月25日関東財務局長に提出

事業年度 第16期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2021年10月1日関東財務局長に提出

事業年度 第16期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月21日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第17期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月11日関東財務局長に提出。

第17期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月26日関東財務局長に提出。

第17期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月14日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び四半期報告書の訂正報告書の確認書

事業年度 第17期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年11月5日関東財務局長に提出。

事業年度 第17期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2022年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第17期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2022年6月14日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

2021年6月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく臨時報告書

2021年10月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書

2022年4月4日関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

2021年10月6日に提出の臨時報告書に係る訂正報告書を2021年10月25日、2021年10月29日関東財務局長に提出。

(8) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2021年6月1日 至 2021年6月30日) 2021年7月14日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2021年10月1日 至 2021年10月31日) 2021年11月9日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2021年11月1日 至 2021年11月30日) 2021年12月8日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2021年12月1日 至 2021年12月31日) 2022年1月12日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年1月1日 至 2022年1月31日) 2022年2月8日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2022年 2 月 1 日 至 2022年 2 月28日）2022年 3 月 8 日関東財務局長に提出。
報告期間（自 2022年 3 月 1 日 至 2022年 3 月31日）2022年 4 月 8 日関東財務局長に提出。
報告期間（自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 4 月30日）2022年 5 月12日関東財務局長に提出。
報告期間（自 2022年 5 月 1 日 至 2022年 5 月31日）2022年 6 月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月17日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薮	和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前野	充次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富山	貴広

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ゆうちょ銀行におけるレベル2及びレベル3に区分されているその他有価証券の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
日本郵政株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、有価証券193,172,232百万円が計上されており、資産の部合計の約64%を占めている。 連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行（以下、銀行子会社という）は、貯金で集めた資金を主として国債、社債、外国債券、投資信託といった有価証券で運用している。時価で同社連結貸借対照表に計上しているその他有価証券には、レベル2に区分されている社債及びその他（以下、社債及びその他を合わせて「社債等」という。）15,854,418百万円及びレベル3に区分されている社債等214,995百万円が含まれている。銀行子会社は、これらの有価証券について、主として情報ベンダーやブローカー等の第三者から入手した価格を時価として利用している。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、第三者から入手した価格における主要な仮定として類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットや、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている。 これらの主要な仮定は、市場環境の急激な変化や金融市場の混乱が生じ、買気配と売気配の幅が著しく拡大することや流動性リスク・プレミアムが著しく拡大すること等により影響を受け、特にレベル2及びレベル3に区分されている一部の流動性が低い社債等（私募債や証券化商品等）の時価の算定において、見積りの不確実性が高まる可能性がある。このため、これらについて、第三者から入手した価格を時価として利用するにあたっては、経営者の判断を伴い、適切でない仮定に基づいた価格を利用した場合には、それによる連結財務諸表に対する影響は重要となる可能性がある。 以上から、当監査法人は、銀行子会社におけるレベル2及びレベル3に区分されている一部の流動性が低い社債等の評価の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、銀行子会社におけるレベル2及びレベル3に区分されている一部の流動性が低い社債等の評価の合理性を検討するため、銀行子会社の監査人に監査の実施を指示するとともに監査手続の実施結果の報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているか否かを評価した。銀行子会社の監査人は、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 銀行子会社におけるレベル2及びレベル3に区分されている社債等の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。 ・複数の第三者から入手した価格を比較し、時価として利用する価格の合理性を検討していること ・価格から推計したスプレッドの検証等による、時価として利用する価格の合理性を検討していること (2) 時価の合理性の検討 レベル2及びレベル3に区分されている社債等のうち、銀行子会社が複数の第三者から入手した価格間の乖離が大きい銘柄や証券化商品等、銀行子会社の監査人が個別に検討を要すると判断した銘柄に対して、主に以下の手続を実施した。これらの手続の実施にあたっては、当監査法人が属するネットワークファームの金融商品の評価の専門家を関与させた。 ・銀行子会社が時価として利用する価格と監査人が他の第三者より直接入手した価格を比較し、時価として利用する価格が合理的な範囲であるか否かを検討した。 ・銀行子会社が時価として利用する価格と監査人が独自の見積りで算定した価格を比較し、時価として利用する価格が合理的な範囲であるか否かを検討した。

責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
日本郵政株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、責任準備金56,533,454百万円が計上されており、負債の部合計の約20%を占めている。 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）の「4. 会計方針に関する事項（18）②責任準備金の積立方法」に記載のとおり、保険業法等に基づき、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てている。 責任準備金は、保険業法等に基づき、金融庁に認可を受けた算出方法書により毎決算期に積み立てが要求されている。また、保険業法等により、責任準備金に積立不足が生じていないかの検証が求められ、責任準備金の積み増しを行うことが必要となる場合がある。 責任準備金は、将来の長期間にわたり発生するキャッシュ・フローについて計算前提（予定死亡率・予定利率・予定事業費率等）をにおいて計算される。金融庁に認可を受けた算出方法書に基づく責任準備金の計算式は複雑であり、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。また、責任準備金に積立不足が生じていないかを検証するために、保険業法等により、保険計理人による将来収支分析が求められているが、当該分析においては今後の保険商品の販売水準、保険金等支払額、資産運用収益、事業費などの将来キャッシュ・フロー等の見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。 以上から、当監査法人は、責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性を検討するため、連結子会社である株式会社かんぽ生命保険（以下、保険子会社という）の監査人に監査の実施を指示するとともに、監査手続の実施結果の報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかを評価した。保険子会社の監査人は、当監査法人内の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を関与させ、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 保険子会社における責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性に関連するプロセスについて、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。 - 責任準備金計算システムにより、責任準備金を正確に計算するシステム統制が有効に機能していること - 保険数理関連部門において、全ての保険契約に対して責任準備金が網羅的に計上されていることを確認していること - 保険数理関連部門において、責任準備金の計算の正確性についてサンプル抽出による再計算による検証及び決算用の責任準備金計算システム以外のシステムにより計算された責任準備金計上額との整合性の検証を実施していること - 保険子会社の経営者が、責任準備金の積立額の十分性を確認するために、保険計理人の意見書についての報告を受けていること (2) 責任準備金の計算の正確性に関する検討 - 当連結会計年度に改定された保険商品の責任準備金について、金融庁に認可を受けた算出方法書に従い正確に計算されていることを再計算により確認した。 - 過年度からの責任準備金の増減と当連結会計年度の保険料、保険金、事業費等との整合性を確認した。 (3) 責任準備金の積立額の十分性に関する検討 - 責任準備金の積立額の十分性を検討するために、将来収支分析が、関連する法令及び「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（公益社団法人 日本アクチュアリー会）に基づいて適切に行われていることを確認し、過年度の計算結果と比較した。 - 保険計理人の意見書及び附属報告書等について保険計理人の意見を踏まえて内容を検討し、保険計理人に対し質問した。

責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
日本郵政株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産1,019,228百万円が計上されており、注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前の金額は1,776,668百万円である。このうち、責任準備金に係る繰延税金資産及び価格変動準備金に係る繰延税金資産の金額がそれぞれ1,026,908百万円、248,305百万円であり、多額である。 繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。繰延税金資産の計上額は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に基づく企業の分類の妥当性や将来の課税所得の見積りに依存する。 注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、日本郵政株式会社は、責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産について、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有するものとして回収可能性があると判断している。将来の課税所得の見積りは、保険子会社の経営者が当連結会計年度に作成した経営計画を基礎として行われるが、当該見積りには今後の保険商品の販売水準、保険金等支払額、資産運用収益や事業費見込みといった主要な仮定に対する重要な判断を伴う。 以上から、当監査法人は、責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性を評価するため、保険子会社の監査人に監査の実施を指示するとともに、監査手続の実施結果についての報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているか否かを評価した。保険子会社の監査人は、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 保険子会社における、経営計画の策定を含む、将来の課税所得の見積りに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 企業の分類についての検討 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業の分類の妥当性、特に、近い将来に保険子会社の経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかを検討した。 (3) 将来の課税所得の見積りの適切性及び実現可能性についての検討 ・ 保険子会社の経営者及び関連部署の担当者に対し質問し、将来の課税所得の見積りの基礎となる保険子会社の経営計画の前提を理解した。 ・ 過年度における将来の課税所得の見積りと実績の主な差異原因について、保険子会社の関連部署の担当者への質問により理解し、将来の課税所得の見積りに与える影響を確認した。 ・ 将来の課税所得の見積りと保険子会社の経営計画の整合性を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本郵政株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本郵政株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月17日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薮	和彦
--------------------	-------	---	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前野	充次
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富山	貴広
--------------------	-------	----	----

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月20日
【会社名】	日本郵政株式会社
【英訳名】	JAPAN POST HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 増 田 寛 也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役兼代表執行役社長増田寛也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社241社及び持分法適用関連会社13社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の経常収益及び総資産（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結経常収益と連結総資産のいずれかの項目において概ね2／3に達している事業拠点又は質的重要性が高い事業拠点として、3事業拠点を「重要な事業拠点」に選定しております。選定した重要な事業拠点においては、各事業の特性を考慮した上で、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、郵便・物流事業における郵便事業収益等、銀行業における貯金、貸出金、有価証券及びこれらに直接的に関連する損益科目並びに生命保険業における有価証券、貸出金、保険契約準備金及び生命保険事業収益等に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月20日
【会社名】	日本郵政株式会社
【英訳名】	JAPAN POST HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 増 田 寛 也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役兼代表執行役社長 増田寛也は、当社の第17期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。